

令和元年度

決算特別委員会会議録

令和2年9月9日 開会

令和2年9月17日 閉会

塩竈市議会事務局

令和元年度決算特別委員会会議録目次

【令和2年9月9日（水）】 1日目

正副委員長互選	3
議案説明（認定第1号ないし第3号）	5
資料要求	25

【令和2年9月15日（火）】 2日目

質疑

〔一般会計〕

鎌田礼二委員	31
山本進委員	44
菅原善幸委員	58
阿部かほる委員	72
曾我ミヨ委員	84
土見大介委員	97
辻畑めぐみ委員	115

【令和2年9月16日（水）】 3日目

質疑

〔一般会計〕

浅野敏江委員	127
小高洋委員	143
志子田吉晃委員	160
小野幸男委員	173
伊勢由典委員	185
志賀勝利委員	199
西村勝男委員	213

【令和2年9月17日（木）】

4日目

質疑

〔特別・企業会計〕

山本 進 委員	229
菅原 善幸 委員	237
阿部 かほる 委員	245
小高 洋 委員	253
浅野 敏江 委員	264
鎌田 礼二 委員	274
辻 畑 めぐみ 委員	283
志子田 吉晃 委員	291
伊勢 由典 委員	299
志賀 勝利 委員	308
土見 大介 委員	318
西村 勝男 委員	328
採決	332

令和2年9月9日（水曜日）

令和元年度決算特別委員会

（第1日目）

令和元年度決算特別委員会第1日目

令和2年9月9日（水曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（全会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	副市長	佐藤洋生
市民総務部長	小山浩幸	健康福祉部長	阿部徳和
産業環境部長	佐藤俊幸	建設部長	佐藤達也
市立病院事務部長	本多裕之	水道部長	大友伸一
市民総務部 政策調整監	荒井敏明	市民総務部 公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	草野弘一
会計管理者 兼会計課長	川村淳	市民総務部次長 兼財政課長	相澤和広
市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長	並木新司	水道部次長 兼業務課長	小林正人
市民総務部 総務課長	鈴木康弘	市民総務部 政策課長	末永量太

健康福祉部長 長寿社会課長	志野英朗	健康福祉部長 保険年金課長	長峯清文
産業環境部長 水産振興課長	鈴木睦奥男	産業環境部長 浦戸振興課長	尾形友規
建設部長 都市計画課長	鈴木良夫	建設部長 下水道課長	星和彦
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲	教育委員会 教育係長	吉木修
教育委員会 教育部長	阿部光浩	監査委員	福田文弘
監査委員	香取嗣雄	監査事務局長	鈴木宏徳

事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主査	工藤貴裕

午前10時00分 開会

○志賀臨時委員長 ただいまから、令和元年度決算特別委員会を開会いたします。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで臨時委員長の職務を行います。

○志賀臨時委員長 これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。

土見大介委員。

○土見委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により、選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。以上でございます。

○志賀臨時委員長 ただいま、正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により、選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀臨時委員長 異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、小野幸男委員、伊勢由典委員、山本 進委員、阿部かほる委員、以上4名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時23分 再開

○志賀臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いいたします。

阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。

選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には阿部眞喜委員、副委員長には小高 洋委員のご兩名を選考いたしました。以上、ご報告いたします。

○志賀臨時委員長 ただいま、阿部かほる委員のご報告のとおり、委員長には阿部眞喜委員、副委員長には小高 洋委員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、阿部眞喜委員に委員長就任の挨拶をお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 このたびは、委員長に任命をいただきまして誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルスで令和2年度、非常に大変な状況にありますが、この令和2年度の大変な状況をしっかりと頑張っていくためにも、令和元年度決算を踏まえて、しっかりと精査をすることで、令和2年度も無事に、塩竈市にすばらしい発展をもたらせるよう頑張っていくことが必要だと思っておりますので、精いっぱい頑張ります。小高副委員長とともに、頑張っ
てまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○志賀臨時委員長 次に、小高 洋委員に副委員長就任の挨拶をお願いいたします。

○小高副委員長 ただいま、皆様より本特別委員会副委員長に選任をいただきました小高 洋でございます。委員長ともども、二人三脚で本特別委員会のスムーズな運営と闊達な議論ができますように努力をしておりますので、皆様のご協力を心からお願い申し上げまして、私から一言、ご挨拶とさせていただきますと思います。よろしくお願い申し上げます。

○志賀臨時委員長 それでは、委員長と交代をいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより令和元年度各会計の決算審査を行います。

それでは、令和元年度決算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

過般の議会運営委員会では、9月9日、15日、16日、17日の4日間をお願いしたいとなっておりますので、このように進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、本特別委員会の日程は9月9日、15日、16日、17日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず、監査委員から決算審査の補足説明と市当局から各会計決算の説明を求め、最初に一般会計の審査を行い、次に特別会計と企業会計を一括して審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

本特別委員会に付託されました議案は、認定第1号ないし第3号であります。

監査委員より決算審査の概要について補足説明がありましたらお願いいたします。

福田監査委員。

○福田監査委員 先日、本会議で申し上げたとおりで、特に補足する内容はございません。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 次に、市当局より各決算の内容について、順次ご説明をお願いいたします。

川村会計管理者。

○川村会計管理者兼会計課長 それでは、私からは、認定第1号「令和元年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」概要をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.7「令和元年度塩竈市歳入歳出決算書」をご用意いたします。

初めに、1ページないし2ページをお開き願います。

こちらの表でございしますが、令和元年度における一般会計及び各特別会計の決算の総覧となっております。上の行から順に一般会計、次に各特別会計の会計区分ごとに整理をいたしておるものでございます。

初めに、一番上の行にございまして一般会計の決算内容についてご説明申し上げます。

一般会計の歳入決算額につきましては、左から3列目、収入済額欄に記載の271億2,019万1,205円でございます。これは前年度と比較して17億5,633万2,562円、率にして6.9%の増となっております。

歳出の決算額につきましては、1ページの一番右端の欄、支出済額欄に記載のとおり255億3,961万9,680円となっております。前年度比で12億2,007万3,734円、率にして5.0%の増でございます。

2ページ、中ほどの列、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支でございますが、15億8,057万

1,525円の黒字決算となっております。この差引額から、その右隣の欄、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額 3億9,134万1,902円並びに事故繰越額 4億1,586万1,200円を控除した額が次の欄の実質収支額となり、7億7,336万8,423円の黒字となっているものでございます。この黒字分の剰余金につきましては、一番右端の欄に記載してございますとおり基金への繰入れとして3億8,736万8,423円を積み立て、残りの3億8,600万円につきましては、翌年度へ繰越しをするものでございます。

続きまして、各特別会計についてご説明を申し上げます。

次の行でございます。交通事業特別会計は、歳入歳出額ともに1億9,612万3,006円の同額決算でございます。

国民健康保険事業特別会計は、収入済額59億8,855万6,018円に対しまして、支出済額は59億5,506万2,215円となり、歳入歳出差引額の3,349万3,803円は全額基金に繰り入れるものでございます。

魚市場事業特別会計につきましては、歳入歳出額ともに1億6,209万9,551円の同額決算でございます。

下水道事業特別会計につきましては、収入済額65億919万423円に対し、支出済額59億9,506万9,192円で、歳入歳出差引額は5億1,412万1,231円であります。そのうち、4億6,398万8,000円が繰越明許費として翌年度へ、残りの実質収支額5,013万3,231円は剰余金として翌年度へ繰り越しております。

続きまして、漁業集落排水事業特別会計、収入済額1億2,925万4,620円に対しまして、支出済額は1億1,048万3,058円で、歳入歳出差引額は1,877万1,562円となります。そのうち、548万4,850円が繰越明許費として、1,159万8,000円が事故繰越として翌年度へ、残りの実質収支額168万8,712円は剰余金として翌年度へ繰り越しております。

公共用地先行取得事業特別会計は、歳入歳出額ともに6,705万248円の同額決算でございます。

次の、介護保険事業特別会計の保険事業勘定につきましては、収入済額が55億3,548万2,757円に対しまして、支出済額は55億3,450万1,518円で、歳入歳出差引額98万1,239円を全額基金に繰り入れております。2つ目の介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出ともに49万5,537円の同額決算でございます。

続きまして、後期高齢者医療事業特別会計につきましては、収入済額7億239万2,444円に対し、支出済額6億9,768万5,744円で、歳入歳出差引額の470万6,700円は全額を翌年度へ繰越し

するものでございます。

北浜地区復興土地区画整理事業特別会計は、収入済額 2 億 6,562 万 545 円に対し、支出済額は 1 億 1,107 万 4,784 円となり、歳入歳出差引額の 1 億 5,454 万 5,761 円のうち 1 億 4,854 万 4,947 円が繰越明許費として翌年度へ、残りの実質収支額 600 万 814 円は剰余金として翌年度へ繰り越しております。

最後の、藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計につきましては、収入済額 1,434 万円に対し、支出済額は 1,411 万 6,280 円で、歳入歳出差引額 22 万 3,720 万円は剰余金として翌年度へ繰り越しております。

一番下の合計欄をご覧ください。一般会計及び特別会計の歳入総額は 466 億 9,079 万 6,354 円、歳出総額は 443 億 8,338 万 813 円で、歳入歳出差引額は 23 億 741 万 5,541 円となり、繰越明許費など翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は 8 億 7,059 万 6,642 円の黒字決算となっております。

続きまして、一般会計について、前年度と比べて増減の大きい内容について、主なるものをご説明申し上げます。

4 ページ、5 ページをお開きいただければと存じます。

初めに、歳入でございますが、こちらの表の一番下の行、第 10 款地方交付税につきましては、収入済額が 71 億 8,377 万 8,000 円で、震災復興特別交付税が増加したことなどにより、前年度より 12 億 3,194 万 8,000 円、率で 20.7% の増となっております。

次に、6 ページ、7 ページをお開きいただければと存じます。

表の中ほどでございますが、第 14 款国庫支出金につきましては、収入済額が 37 億 5,882 万 4,206 円となり、東日本大震災復興交付金や災害復旧費に係る国庫補助金が減となったことなどにより、前年度より 5 億 9,266 万 1,796 円、率では 13.6% の減となっているものでございます。

同じページ、下のほうでございますが、第 18 款繰入金につきましては、収入済額 27 億 9,932 万 5,495 円で、東日本大震災復興交付金基金の繰入金が減少する一方で、財政調整基金などからの繰入れが増加したことなどにより、前年度比で 2 億 2,978 万 1,634 円、率で 8.9% の増となっております。

次の、8 ページないし 9 ページをお開きいただきます。

第 21 款市債につきましては、27 億 3,030 万円で、前年度比 8 億 220 万円、41.6% の増となっているものでございます。

一般会計の歳入の概要については、以上でございます。

次に、10ページないし11ページをお開き願います。

歳出について、主なもののみご説明申し上げます。

まず、第3款民生費につきましては、11ページの一番左の欄に記載しております支出済額は80億8,522万4,066円で、児童福祉費や生活保護費などの増加により前年度に比べて約6億2,135万円、率では8.3%の増となっております。

続いて、12ページないし13ページをお開き願います。

中ほどでございます、第10款教育費につきましては、支出済額は22億5,574万9,599円となり、小中学校空調設備整備事業等の実施により、前年度比で約4億1,900万円、率で22.8%の増となっているものでございます。

同じページ、第11款災害復旧費につきましては、支出済額は8億9,006万7,329円で、前年度と比較して約5億1,200万円の減、率では36.5%の減となっております。

第12款公債費でございます。支出済額30億3,663万8,162円で、前年度比約6億3,600万円、13.6%増となっております。

一般会計については、以上でございます。

なお、交通事業特別会計をはじめといたします各特別会計の詳細につきましては、同じ資料の14ページ以降に記載してございますので、後ほどご参照をお願いいたします。

続きまして、資料No.8「令和元年度歳入歳出決算事項別明細書等」をご用意いただければと思います。

表紙をめくっていただきまして、目次をご覧くださいければと思います。

まず、一般会計、各特別会計の歳入歳出決算の事項別明細書につきましては、この資料の1ページから306ページまで、また、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書につきましては、307ページから312ページに記載いたしてございますので、後ほど詳細をご参照いただければと存じます。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料313ページないし314ページをお開き願います。

こちらは、公有財産総括表となっております。

一番上の表、1の土地及び建物の表をご覧くださいければと思います。土地（地積）につきましては、行政財産、普通財産を合わせた決算年度中の増減高の総合計を見ますと8,813.76平方

メートルの増となっております。主な要因といたしましては、桂島地区漁業集落防災機能強化事業用地の取得などによるものでございます。

建物についてでございます。314ページの、右から2列目の、延べ面積合計の中、決算年度中増減高の総合計では3871.26平方メートルの増となっており、主なものといたしましては、塩竈中央公共駐車場の取得などによるものでございます。

同じ資料、これ以降、315ページから342ページまでは、土地及び建物の使用目的区別に内容を記載をしております。後ほどご参照くださいませ。

以下、343ページ、344ページには、共有財産、動産及びその従物、有価証券、出資による権利について、次の、345ページから350ページまでは物品の状況、351ページには債権の内容を記載しております。ご参照をお願いいたします。

最後に、352ページないし353ページをお開き願います。

本市では12の基金を設けており、決算年度中の増減高で主なものとしましては、352ページに記載の12番、東日本大震災復興交付金基金が19億6,067万3,050円の減となり、12の基金を合計いたしますと、令和元年度末現在高は164億9,236万7,299円となっており、前年度比較で25億8,623万1,720円の減となっているものでございます。

認定第1号令和元年度塩竈市一般会計及び各特別会計の決算の認定について、会計課からの説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 続きまして、主要な施策の成果に関しまして、その概要を説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.9「令和元年度主要な施策の成果に関する説明書」をご用意いただきたいと思っております。

本説明書につきましては、令和元年度の主要な事業につきまして、その成果や課題などを評価の視点を盛り込みながら取りまとめたものでございます。

恐れ入ります、表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと思っております。

1段落目に触れさせていただきますと、本市では、第5次塩竈市長期総合計画と塩竈市震災復興計画をまちづくりの両輪としまして、市民の皆様とともにふるさと塩竈の再生と復興に向けて全力で推進しております。どちらの計画も令和2年度までの計画期間としまして、令和元年度は計画の総仕上げと次期計画へのかけ橋としての重要な年と位置づけ、目標の達成に向け

て取組がなされた年度でございました。なお、このページの最下段の米印にございますとおり、新型コロナウイルス感染症感染の拡大の影響によりまして、委員の皆様にもお知らせいたしましたとおり、第5次長期総合計画の計画期間につきましては1年間延長することとしております。この主要な施策の成果につきましては、それらの成果について取りまとめたものでございます。

それでは、個別の事業のうち、主な事業について説明いたします。

まず初めに、第5次長期総合計画に関しまして、3つのまちづくりの目標に沿いまして説明申し上げます。

第1編「だれもが安心して暮らせるまち」についてでございます。

恐れ入りますが、46ページ及び48ページをお開きいただきたいと思います。

塩竈アフタースクール事業でございます。この事業は、地域のボランティアの皆様のご協力や各学校の運営委員会等により、放課後に子供が自主的に活動できる居場所として、塩竈市こどもほっとスペースづくり支援事業や、わくわく遊び隊に取り組んだものでございます。塩竈市こどもほっとスペースづくり支援事業につきましては、前年度から引き続き3団体が活動し、実施回数45回、参加児童延べ人数804人の活動実績となりまして、子供たちにとって安心して過ごせる場や、様々な体験ができる場とすることができました。また、48ページ側のほうのわくわく遊び隊につきましては、参加児童や保護者からご好評いただきましたとともに、浦戸を除く市内全小学校でPTA、スポーツ団体、地域ボランティア等による運営委員会を継続して組織し、活動することができました。

ページが飛びまして、134ページをお開きいただきたいと思います。

子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業でございます。事業内容としましては、定住の促進と地域の活性化を図るため、市外から転入し市内に住宅の取得を行う子育て世代や、三世代同居近居世帯を対象としまして、住宅取得経費に対して支援を行うものでございます。制度の周知として、インターネットや紙面での情報掲載のほか、チラシ配布などを進めまして、令和元年度の成果としましては子育て世帯が49件で、転入人口174人、三世代同居近居世帯が1件で、転入人口4人の、合計50件、転入人口178人、補助金額が2,469万5,000円となり、前年度から件数、転入人口ともに増となりました。

次に、第2編「海・港と歴史を活かすまち」についてでございます。

恐れ入りますが、157ページをお開きいただきたいと思います。

水産加工業従業員宿舍整備事業でございますが、水産加工業の人材確保対策を推進することにより、従業員の確保、さらには市内水産加工業の生産能力の向上を図ることを目的とした事業でございます。水産加工業者及び水産加工業協同組合等が実施します従業員確保のための宿舍整備を支援するものでございます。令和元年度におきましては、2社の従業員宿舍整備が完了したことによりまして、費用の一部を補助いたしました。これによりまして、市内水産加工業の従業員25名を新たに雇用できる体制となったものでございます。

ページが飛びまして、168ページをお開き願います。

商工振興対策事業でございます。まず、この事業ですが、同ページの下段にございます4の小規模事業者サポート補助金事業について説明申し上げます。平成30年度からの継続事業でありまして、経営計画に基づいて、販路の開拓や業務効率化に取り組む小規模事業者に対しまして支援を行うものでございます。令和元年度の補助金交付は9事業者の採択でありました。当該事業の補助金交付要件として、事業者経営計画、事業計画の作成を求めていますことから、販路開拓を行うと同時に自らの経営を見直す契機になったものと見ております。

次に、第3編「夢と誇りを創るまち」についてでございます。

恐れ入りますが、218ページをお開きいただきたいと思います。

塩竈市独自の小中一貫教育推進事業でございます。小学校と中学校の教育活動を接続し、系統性、連続性の視点から義務教育9年間の教育活動全体の質的向上を図りますとともに、中学校区単位で学力向上や不登校問題等の教育課程に取り組んでいく、本市独自の事業でございます。

ページお進みいただきまして、220ページでございます。

こちらの、現況と課題の欄では、授業満足度、学級生活満足度、不登校出現率、全国学力・学習状況調査についての検証を記載しております。その中で、4の全国学力・学習状況調査におきましては、令和元年度の調査ですが、小学校では国語、算数ともに全国平均を上回る結果となりました。一方で、中学校ではともに全国平均を下回ったものの、前年度よりそれぞれ全国平均との差が縮まっており、事業実施の成果が現れてきているところでございます。

ページが飛びまして、297ページをお開きいただきたいと思います。

塩竈市協働まちづくり提案事業でございます。町内会や市民活動団体等が協働し、自らの創意工夫でコミュニティーの強化等、地域で自主的、主体的に取り組むまちづくり活動に対して助成金を交付する事業として、令和元年度の新規事業でございます。令和元年度は、合計15団

体からなる8事業を採択、助成金を交付しまして、住民参加の機会を拡充することで住民主体のまちづくりの推進に寄与いたしました。

続きまして、塩竈市震災復興計画に関しまして説明申し上げます。塩竈市震災復興計画につきましては、「長い間住みなれた土地で安心した生活をいつまでも送れるように」を基本理念として定め、住まいと暮らしの再建、安全な地域づくり、産業経済の復興、放射能問題に対する取組、浦戸地区の復興の5つの基本方針に基づきまして取組を行っているものでございます。

それでは、340ページをお開きいただきたいと思います。

被災者支援総合事業でございます。被災者が、安定的な日常生活を営むことができるように、被災者の円滑な住宅、生活再建の支援、心身のケア、コミュニティー形成の促進等を支援する事業でございまして、災害公営住宅の自治組織を支援するための災害公営住宅コミュニティー形成促進事業、災害公営住宅入居者と周辺住民との交流と、認知症予防の取組を行う脳と体のいきいきふれあいサロン、生活再建支援員による災害公営住宅等での支援相談を行う被災者日常生活支援相談事業の各種事業に取り組むものでございます。各事業の取組状況につきましては、340ページ及び341ページに記載のとおりでございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

最後になります。365ページをお開きいただきたいと思います。

浦戸地区の漁業集落防災機能強化事業でございます。東日本大震災で甚大な被害を受けました浦戸地区の早期復旧・復興を図るため、防潮堤の整備や漁港の復旧及び漁港施設機能強化を行うものでございまして、令和元年度におきましては、桂島地区、野々島地区、寒風沢地区の集落道整備及び避難路整備、野々島地区におけます基盤整備について、全て工事着工には至ったものの、他事業や民間工事との施工調整に時間を要したことにより、完成には至っていない状況でございます。各島の復旧・復興事業を島単位で取りまとめ、発注、契約を行い、順次工事を進めているところでございまして、浦戸地区の生活環境の一日も早い再建を目指して努力してまいりたいと思います。

以上、第5次長期総合計画、塩竈市震災復興計画それぞれにつきまして、令和元年度の主要な施策の成果につきまして説明を申し上げます。政策課からの説明は以上でございます。ご審査のほど、よろしく願い申し上げます。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 引き続きまして、財政課から、資料No.9の「主要な施策の成果に関する説明書」の資料編から、資料No.11の「塩竈市財務報告書」につきまして概要をご説明申し上げます。

初めに、資料No.9の「主要な施策の成果に関する説明書」の370ページをお開き願います。

令和元年度決算の概況とその特徴について、一般会計並びに10の特別会計の状況について記載をさせていただいてございます。財政課からは、一般会計の特徴についてご説明申し上げます。

まず、1の決算規模でございますが、歳入が271億2,019万1,000円、歳出が255億3,962万円となり、歳入が前年度から6.9%、歳出が5.0%それぞれ増となっております。

2の決算収支でございます。実質収支は7億7,336万8,000円の黒字決算となりましたが、単年度収支では8,045万9,000円の赤字決算となり、財政調整基金からの繰入調整等を除きました実質単年度収支につきましても7億5,719万3,000円の赤字決算となっております。

実質収支が黒字となった一方で、単年度収支及び実質単年度収支が赤字となった要因といたしましては、復旧・復興事業の事業確定により不用額が生じた場合や、事業が未執行となった場合、その財源でございます復興交付金や震災復興特別交付税が黒字分として実質収支に含まれ、この両精算額が復旧・復興事業の進捗により年々減少しているためであります。したがって、必ずしも本市一般会計の財政状況が悪化したことにより赤字になったわけではないということをご理解いただければと思います。

3の収入の状況でございますが、前年度から17億5,633万2,000円の増となりました。主な要因でございますが、災害公営住宅に係ります家賃低廉低減事業分の増により、震災復興特別交付税で9億7,838万4,000円の増、小中学校空調整備事業や、公共駐車場取得事業の財源としての地方債の発行及び借換債の発行増などにより、市債で8億220万円の増となったことによるものでございます。

4の歳出の状況でございますが、前年度比較で12億2,007万4,000円の増となりました。主な要因であります。扶助費が施設型給付費の単価及び利用者の増や、高額医療利用受給者の増に伴う生活保護医療扶助費の増などにより5億4,669万8,000円の増、普通建設事業費が小中学校空調整備事業や、第三中学校長寿命化事業などにより4億5,646万3,000円の増となったことによるものでございます。義務的経費につきましては増となっております。借換えに係ります元利償還分を除く公債費が6,354万円の減となった一方で、扶助費が、前段申し上げましたとお

り5億4,669万8,000円の増、人件費が選挙対応や台風第19号の災害対応等により2,599万4,000円の増となったことによるものでございます。

次に、373ページをお開きいただきたいと思ひます。

ここでは、総務省が全国の自治体の財政状況を一定のルールに基づいて把握する地方財政調査、いわゆる決算統計という取りまとめ方で算出された指標の説明をさせていただいております。決算統計では普通会計という考え方を採用しておりますので、本市では一般会計、公共用地先行取得事業及び土地区画整理事業特別会計を合わせたものが普通会計ということになります。

1の財政力指数につきましては、普通交付税上での基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合を示すものであり、前年度から0.002ポイントの減となっております。

2の経常収支比率につきましては、98.5%と前年度から0.4ポイントの減となりましたが、依然として財政運営の弾力性が失われているとされる高い数値となっております。主な要因でございますが、歳入面では臨時財政対策債や地方消費税交付金が減となったものの、普通交付税が増となり、経常一般財源は1億3,918万9,000円の増となったところでございます。また、歳出面では、地方債の発行抑制により公債費が減となったものの、高額医療利用受給者の増に伴い生活保護医療扶助費が増となりましたほか、ふるさと納税業務委託料等によります物件費が増となったことなどにより全体で8,743万5,000円の増となったところであります。このように、経常収支比率の分子が増えたものの、分母の増が大きかったことから、比率が減となったものでございます。

3の財政調整基金残高の指標となります財政調整基金現在高比率であります、2行目のところに記載のとおり12.9%でございます、前年度から2.1ポイントの減となっております。

4の公債費比率は6.8%で、前年度から1.1ポイントの減でございます。

5の単独事業費比率は3.1%で、前年度から1.2ポイント増となりました。これは、公共駐車場取得事業や小中学校空調整備事業が増となったことが主な要因でございます。

続きまして、一般会計の款別の歳入、目的別及び性質別の歳出につきましては、お手元の374ページから376ページに3か年の推移といたしましてまとめており、377ページから379ページまでは投資的経費の状況について掲載をさせていただいております。後ほどご参照いただければと思ひます。

380ページをお開きいただきたいと思ひます。

(3) 繰出金の推移であります。10の特別会計と2つの企業会計の繰出金は、右下の合計欄にございますとおり44億3,983万8,000円で、前年度より4,742万8,000円、1.1%の増となっております。繰出金が増額となった主な要因であります。病床機能再編により病院事業会計の繰出金が2億372万5,000円の減となった一方で、下水道事業特別会計への繰出金について復旧・復興事業の進捗や、本年4月から公営企業会計へ移行することに伴い3月で打切決算となりましたことから、4月及び5月の出納整理期間に収入見込みの下水道使用料等に対する措置などによりまして3億5,160万1,000円の増となったことなどによるものでございます。

381ページをご覧ください。

上段が3月末日現在の各種基金残高の推移、下段が出納閉鎖日であります5月末現在の基金残高の推移でございます。2つの基準日におけます基金残高が分かるよう、このように表を2つに分けてお示しをさせていただいております。説明の都合上、基金の最終確定残高であります下段の5月末現在の表でご説明申し上げます。表中の括弧内の数字につきましては、一般会計への長期貸付額を除いた現金ベースでの残高を示しております。令和元年度残高の合計は、表の右下にございますとおり、144億5,318万4,000円で、前年度から19億2,146万8,000円、11.7%の減、現金ベースでは139億1,978万4,000円で、前年度から18億6,326万8,000円、11.8%の減となっております。これは、主に東日本大震災復興交付金基金やふるさとしおがま復興基金において、復旧・復興事業の進捗により財源としての基金取崩しを行い、前年度からそれぞれ13億857万9,000円、1億9,626万4,000円の減となりましたほか、財政調整基金において本年度4月から下水道事業が公営企業会計へ移行することに伴う一般会計からの繰り出しや、生活保護医療扶助費及び歳入におけます地方消費税交付金等の減などに対応するための財源として基金の取崩しを行い、前年度から2億4,890万7,000円の減となったことによるものであります。

382ページないし383ページをお開き願います。

ここからは、(5)の決算の推移、(6)一般財源の推移、(7)義務的経費の推移につきましては、それぞれの表の下段に記載しておりますとおり、決算統計に基づく普通会計の決算数値でございまして、一般会計決算と数字が必ずしも合致しないものでありますので、ご理解をお願いいたします。

まず、(5)決算の推移であります。令和元年度は歳入歳出とも前年度から増となっております。主な要因であります。歳入では災害公営住宅の家賃低廉低減事業分等に係る震災復

興特別交付税、歳出では生活保護医療扶助費等に係る扶助費の増によるものでございます。

下の表、(6)一般財源の推移ですが、合計で148億2,722万8,000円、前年度から11億2,224万7,000円、8.2%の増であります。これは、表の真ん中の列にあります震災復興特別交付税が復旧・復興事業の進捗により増となったことなどにより、前年度から9億7,838万4,000円の増となりましたほか、普通交付税が2億5,089万3,000円の増となったことによるものであります。震災復興特別交付税については、交付税ですので一般財源の扱いではあるものの、事実上は特定財源の性質を持つ内容のものでございます。

次に、383ページ、(7)義務的経費の推移でございます。合計欄をご覧ください。102億435万2,000円の決算であり、前年度比4億3,709万1,000円の増、増減率はプラス4.5%であります。公債費が前年度から減となっております一方で、扶助費が増となっております。公債費が自然減により1億3,867万9,000円の減となった一方で、扶助費につきましては施設型給付費及び生活保護医療扶助費の増などにより、前年度から5億4,632万3,000円の増となっております。人件費につきましては、選挙対応や台風第19号による時間外手当の増などにより2,944万7,000円の増となっております。

次に、下の表の(8)地方債現在高の推移であります。全会計の合計では489億2,676万円でございます。前年度から17億7,050万6,000円、3.5%の減となっております。ほぼ全ての会計で残高が減少しており、後年度負担が軽減されてございます。

384ページないし385ページをお開き願います。

ここでは、普通会計の分析指標の推移をお示しさせていただいております。主な項目のみ説明とさせていただきます。

上から3つ目の標準財政規模につきましては、主に普通交付税の増により前年度から8,400万円の増となりました。この標準財政規模につきましては、各種指標の分母として使われることが多いということで、この数値が増加することは健全化指標等への改善効果となるものでございます。

その一つ下、財政力指数は0.520でございます。前年度から0.002ポイントの減となったところでございますが、震災以降、平成28年度から0.5の水準となっております。

さらにその3つ下でございますが、経常収支比率につきましては、経常的に収入される一般財源のうち経常的な歳出に係る一般財源の割合を示す指標であり、数値が低いほど財政運営に弾力性があるとされてございます。

令和元年度では、歳出で義務的経費であります公債費が減となった一方で、生活医療扶助費や施設型給付費等支給事業による扶助費等に係る一般財源が増となり、全体として経常経費充当一般財源が増となったものの、歳入で普通交付税の増などにより、計上一般財源が増となりましたことから、前年度から0.4ポイントの減、98.5%となったところでございます。依然として高い数値で推移をしております。

386ページないし387ページをご覧ください。

こちらは、いわゆる決算カードと呼ばれる普通会計の決算状況を取りまとめた表でありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、資料No.10の「主要な施策の成果に関する説明書」の附属決算資料をご用意いたします。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

これは、これまでご説明いたしました内容につきまして、一般会計、普通会計の決算状況についてグラフなどで視覚的にお示しさせていただいている資料でございます。

ページ下段の、歳入に係る棒グラフをご覧ください。

令和元年度は、前年度から決算額が増となっておりますが、地方交付税及び市債の増が主な要因であります。具体的には、復旧・復興事業の進捗に伴う震災復興特別交付税の増及び小中学校空調整備事業や、公共駐車場取得事業等に係ります市債の増であります。

2ページをお開き願います。

上段の円グラフをご覧ください。歳出決算を目的別に表したものでございますが、一番割合が大きいのは、右側でございます民生費31.7%であり、次いで左側の土木費14.7%でございます。

4ページをお開き願います。

下段の棒グラフでございますが、各会計の5月末現在における基金残高の推移を示しております。ご覧のとおり、震災後、主に復興交付金基金が上乘せされたことにより、大きく伸びた状況が続いておりましたが、平成26年度をピークに下がり続け、復旧・復興事業の進捗に伴いまして、基金の取崩しが進み、基金残高の全体規模は縮小してきております。

6ページをお開き願います。

これは各種決算分析指標をレーダーチャート化し、本市の状況が県平均と比較してどの位置かを示したものでございます。太線が本市、細い線が県内市部平均であります。県内市部平均

の六角形につきましては、前年度と同じ形ではありますが、本市の六角形では実質公債費比率が改善したことに伴い、県内市部平均と同じ4ランクとなったところであります。この六角形の形を見てお分かりいただけますとおり、本市財政の最大の課題は経常収支比率でございます。連結実質赤字比率、将来負担比率はランクが4であり、おおむね県内市部平均と同程度でございます。

続きまして、資料No.11の「塩竈市財務報告書」をご用意願います。

1ページをお開き願います。

これは、総務省から要請がございました統一的な基準によって作成をしました財務書類でありまして、複式簿記に基づいて発生主義による財務書類を作成することにより、本市が所有いたします全ての資産と負債状況や行政サービスに要したコストを把握することを目的としたものでございます。

中段の2の財務書類についてであります。表にまとめておりますとおり貸借対照表、いわゆるバランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの財務書類から構成されております。それぞれの内容につきましては表の右側にまとめてございますので、後ほどご覧願います。

2ページをご覧願います。

(2) 財務書類4表の相関関係でございますが、全ての表は矢印で結ばれておりますとおり、それぞれ相互に関連をしております。

(3) 作成基準日でございますが、令和元年度末の令和2年3月31日としております。なお、一般会計及び特別会計におけます出納整理期間での出納につきましては、基準日までに終了したものと処理をさせていただいているものでございます。

3の財務書類作成の対象となる会計の区分についてでございますが、区分は大きく3つに分けられまして、1つは一般会計等として、一般会計、公共用地先行取得事業及び北浜地区・藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計をまとめたもの、2つ目は全体としまして、今申し上げました一般会計等に特別会計及び公営企業会計を合わせたもの、3つ目がこれに外郭団体を加えた連結となります。そのうち今回ご報告申し上げます資料につきましては、一般会計等と全体となります。連結におきましては、外郭団体からの決算報告を受け次第作成の上、年度内に公表する予定でございます。

3ページをお開き願います。

ここからが財務書類となります。

(1) 貸借対照表であります。まず、ページの構成をご覧いただきたいと思います。表につきましては、令和元年度と前年度の平成30年度を並べて記載しております。そして、表の下には、主な特徴点についてコメントを掲載させていただいております。これ以降の報告につきましても同様にまとめておりますので、よろしくお願いたします。

コメント欄の1つ目でございますが、資産合計の約8割が有形固定資産で占められておりまして、これらは事業用やインフラ用の資産ということになり、行政サービスや市民活動の施設など、社会基盤となる資産でございます。

また、コメント欄の2つ目になりますが、資産合計は約806億円で、うち純資産が約571億円、負債が約235億円であります。

4ページをご覧願います。

(2) 行政コスト計算書でございます。コメント欄1つ目の2行目でございますが、純行政コストにつきましては、一般会計等が約203億円、全体が約312億円でありまして、それぞれ9億円、7億円と、前年度から増加しております。変動要素につきましては、以下に記載のとおりでありますのでご参照願います。

5ページをお開き願います。

(3) 純資産変動計算書でございます。コメント欄1つ目の1行目でございますが、一般会計等におけます純行政コスト約203億円については、市税や地方交付税などの税収などで145億円、国県等補助金約50億円でそれぞれ賄っておりますが、約8億円が不足しております。しかしながら、この中には減価償却費23億円が含まれておりますので、将来世代への負担につながるものということでございます。

6ページをご覧願います。

(4) 資金収支計算書であります。コメント欄2つ目でございますが、一般会計等の利払い後の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスにつきましては約10億円、全体は約11億円のプラスでございます。

以上が財務報告書の内容であります。国の要請に基づきまして、公認会計士の方に複式簿記による仕分け作業などをお願いしながら、各表を作成したところでございます。

財政課からは以上でございます。ご審議を賜りますよう、よろしくお願いたします。

○阿部（眞）委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 私からは、認定第2号「令和元年度塩竈市立病院事業決算の認定について」、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料No.12「令和元年度塩竈市立病院事業決算書」をご用意いたします。

初めに、事業報告からご説明いたしますので、資料の10ページを併せてお開き願います。

令和元年度の病院事業の概況についてですが、当年は新改革プランの4年目であり、プランの目標の達成はもとより、刻々と変化する医療情勢を捉えながら、次期プランを視野に入れた取組に着手をいたしました。

収益確保に向けた取組といたしましては、総合診療室を内科、外科の2診体制にし、新患の受入体制を強化するとともに、皮膚科常勤医の通年での診療が可能になったことから、外来については患者数、収益ともに増加となりました。

また、9月に国が示しました公立・公的医療機関の再編・統合に関する対応といたしましては、平成30年度に実施した市立病院建設基礎調査事業を基に、病床機能の再編の取組を行いました。10月から、地域包括ケア病床を2病棟、90床に拡大をしております。これは、宮城県地域医療構想に即した地域の実情に合わせた病床機能の転換を図るものであり、入院収益の増加に加え、当院が今後地域医療の中で担うべき役割を明確にすることができました。

また、新たに脳ドック検診のインターネット予約を開始し、受検しやすい環境を整備しましたほか、市内や近隣の企業等から人間ドック、健康診断などの積極的な受入れを行うなど、健康予防事業にも力を入れました結果、受検者数、収益ともに増加となっております。

このような状況を受けまして、令和元年度の病院事業決算は、当年度損益は108万円の純利益、経常収支につきましても780万円の利益を出しております。

資金不足額につきましても黒字を計上し、新たな不良債務の発生を防ぐことができでございます。

(1)の患者数についてですが、延べの入院患者数は前年度6.1%減となります4万4,721人、1日平均の入院患者数といたしましては122.2人となり、病床利用率は前年度から5.2ポイント減となります75.9%となりました。延べの外来患者数は、前年度より微増の5万9,016人、1日平均の患者数は243.9人でした。健診・ドック等につきましても、前年度比2%増となります7,188人、予防接種では前年度比6%増となります3,916人となっております。

(2)の収益的収支についてですが、収入につきましても、前年度から約1億1,000万円減となります28億1,148万2,096円となりましたが、支出についても前年度から同額、約1億1,000万

円減となります28億1,039万5,932円となりましたことから、前年度とほぼ同等の純利益を確保しているという状況です。前年度と比較しますと、収益では、昨年10月に行った病床機能の再編の効果によりまして、入院収益において約6,600万円、4.6%の増収となり、外来、健診についても増収となりましたことから、医業収益全体といたしましても3.3%、7,783万円の増収となっております。

一方で、医業外収益につきましては、昨年度は追加の繰入金なしで収支均衡を図ることができました。このため、前年度比マイナスの35.6%、1億8,873万円と大幅にこちらは減額することができております。

収支につきましては、引当金等の影響もありまして、給与費を中心に、医療費用が1億2,259万円減少しましたことから、医業外費用及び特別損失で増額とはなりましたものの、全体としても1億1,000万円の減額となっております。

次に、資本的収支についてでございます。

11ページをご覧ください。

(3)の資本的収支です。収入合計9,458万8,000円に対しまして、支出合計は1億5,046万9,431円となりました。

主な建設改良事業といたしましては、5階病棟のナースコールの更新や病棟のトイレの改修工事等を実施しております。

また、医療機器整備事業といたしまして、超音波画像診断装置や内視鏡ファイリングシステム等を購入してございます。

恐れ入ります、1ページ、2ページにお戻り願います。

1ページ、2ページにつきましては、予算額と決算額、こちらを税込みで比較対照した令和元年度塩竈市立病院事業決算報告書でございます。

1の収益的収入及び支出についてですが、収入の第1款病院事業収益の決算額が28億2,678万8,786円に対しまして、支出の第1款病院事業費用の決算額は28億2,436万6,473円となっております。

次に、3、4ページをお開き願います。

3、4ページにつきましては、同様に資本的収入及び支出につきまして掲載してございます。こちらの表の下の、ちょっと小さい字になるんですが、こちら資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,588万1,431円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支

調整額などをもって補填してございます。

5ページをお開き願います。中表紙を挟んで何枚かおめくりいただきたいと思ひます。

5ページにつきましては、令和元年度の1年間の病院事業の経営成績を表します損益計算書でございます。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。

6ページ、7ページにつきましては、上段が剰余金計算書で、年度内の資本金と剰余金の変動内容を記載してございます。また、下段には欠損金処理計算書を記載してございます。後ほどご参照願ひます。

8ページ、9ページをお開き願ひます。

こちらにつきましては、令和元年度末時点での病院事業の財務状況を表します貸借対照表となっております。

また、18ページ以降につきましては、キャッシュフロー計算書や、収益費用の明細書など記載してございますので、後ほどご参照いただきたいと存じます。

市立病院事業会計の決算の認定についての説明は以上でございます。よろしくご審査を賜りますよう、お願いいたします。

○阿部（眞）委員長 小林水道部業務課長。

○小林水道部次長兼業務課長 それでは、私からは、認定第3号「令和元年度水道事業会計決算について」、ご説明いたします。

資料No.13の「塩竈市水道事業決算書」をご用意願ひます。

初めに、水道事業報告書の説明をいたしますので、10ページ目をお開き願ひます。

1の概況の（1）総括事項、イの給水状況についてご説明いたします。

令和元年度の年間総配水量は、大倉ダム水系と仙南・仙塩広域水道からの受水を合わせまして725万7,260立方メートル、1日当たりの平均総配水量は1万9,829立方メートルとなりました。前年度と比較しますと、総配水量で17万8,378立方メートル、率にして2.4%の減少となっております。年間有収水量は625万7,600立方メートルで、1日当たりの平均は1万7,097立方メートルとなり、前年度と比較しますと年間有収水量で14万8,099立方メートル、率にして2.58%の減少となりました。年度末における使用栓数は2万6,289栓、有収率は86.23%となっております。

次に、ロの建設改良の状況についてご説明いたします。

初めに、改良事業でございますが、施設の関連では上の原配水池、天の山配水池、春日水系

導水管路フェンス設置工事、梅の宮地内の舗装復旧工事、緊急仕切弁設置工事等を実施しております。また、管路関係では、海岸通、みのが丘、朴島地内の3路線、総延長174.4メートルの配水管布設工事を実施しております。

次に、第7次配水管整備事業につきましては、水道事業単独経費の事業としまして、重要路線の耐震化等を目的に、水道の安定供給を図るため、令和元年度から令和6年度までの6年間の計画で、40年以上経過した老朽管の布設替えを実施する事業でございます。令和元年度は、字庚塚地内のほかの舗装復旧工事、字庚塚などの4路線、総延長1,061メートルの配水管布設工事を実施いたしました。

次に、第2次老朽管更新事業につきましては、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、管路の耐震化を目的に、令和元年度から令和5年度までの5年間で、40年以上経過した総配水管の布設替えを行う工事でございます。令和元年度は、権現堂及び梅の宮地内の2路線で、総延長165.7メートルの配水管布設替え工事を実施いたしました。

次に、災害復旧事業につきましては、東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金の交付決定に基づき実施する事業でございます。平成30年度繰越分として、海岸通2番など6路線で、総延長2,166.4メートルの配水管復旧工事を実施いたしました。また、令和元年度として、海岸通地内の1路線で、延長87.2メートルの配水管復旧工事を実施いたしました。なお、舟入一丁目、二丁目、北浜四丁目、桂島、野々島地内の4路線につきましては、令和2年度に繰り越ししております。

1ページおめぐりいただいて、11ページ目をお開き願います。

排水処理施設及び電気計装類更新事業についてでございますが、電気計装類更新事業につきまして、梅の宮浄水場及び配水池の電気計装の老朽化に伴う更新事業で、平成30年度から令和3年度までの4か年事業となっております。令和元年度は、自家発電装置、受電盤、配電盤等の製作が完了しております。

続きまして、財政状況についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、同じ資料の1ページ目、2ページ目をお開き願います。

こちらには、令和元年度塩竈市水道事業決算報告書を記載しております。金額は全て消費税込みの金額で記載しております。

初めに、(1)収益的収入及び支出ですが、収入につきましては、右ページ左の最上段、予算額合計16億5,543万8,000円に対しまして、決算額は、右隣の16億7,470万3,938円となりまし

た。支出につきましては、下の表の予算額合計15億4,407万4,000円に対しまして、右隣の決算額13億9,521万7,902円となりました。

次に、3ページ目、4ページ目をお開き願います。

次に、(2)資本的収入及び支出ですが、収入につきましては、右ページ左2列目の最上段、予算額合計5億4,227万3,000円に対しまして、決算額は右隣の6億2,969万2,454円となりました。支出につきましては、下の表の左から2列目の最上段、予算額合計13億1,925万2,000円に対しまして、決算額は右隣の、10億1,056万2,380円となりました。表の下、欄外に記載しておりますが、収入額が支出額に対して不足する3,886万9,926円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、当年度損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填しております。

次に、中表紙を挟んで、5ページ目をお開き願います。

5ページ目につきましては、損益計算表を記載しております。こちらの金額は、消費税抜きで記載しております。令和元年度につきましては、下から4行目に記載のとおり、単年度で2億5,442万2,852円の純利益を生じたことから、その下段にあります当年度未処分利益剰余金は9億5,442万2,852円となりました。

続きまして、6ページ、7ページ目をお開き願います。

こちらには、剰余金計算書と剰余金処分計算書(案)を記載しておりますが、剰余金計算書は資本金、資本剰余金及び利益剰余金の年度内に変動した内容を表しております。

6ページ下段の剰余金処分計算書(案)は、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、未処分利益剰余金のうち減債積立金として1億442万2,852円、建設改良積立金としまして1億5,000万円、資本金の積立てとしまして1億円を処分しようとするものでございます。建設改良積立金は、今後、支出が見込まれる老朽化した浄水施設の更新に伴う建設改良工事に向けて平成25年度から積立てを行っているものでございます。

続きまして、8ページ目、9ページ目をお開き願います。

こちらは貸借対照表で、8ページ目には固定資産及び流動資産の状況で、資産合計が最下段の二重線の125億3,819万3,107円となっております。9ページ目には、負債及び資本の状況を記載しており、4の流動負債合計は、一番右の列に記載のとおり5億4,250万3,344円となっておりますが、1つ手前のページ、8ページ目の2の流動資産の合計、下から2段目の、19億889万8,520円となりますことから、短期債務に対する支払い能力につきましては十分確保されている

ものと考えてございます。

その他の事項につきましては、13ページ以降に建設改良工事等の施工内容、業務の内容、キャッシュフロー計算書、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債の明細などを記載しておりますので、後ほどご参照をお願いしたいと思います。また、別冊のNo.15の「塩竈市水道事業決算説明資料」につきましては、予算決算の対照表、県内12市及び隣接3町の決算状況、起債の償還年次表等を記載しておりますので、後ほどご参照をお願いいたします。

以上で水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○阿部（眞）委員長 以上で、各会計決算の内容説明は終了いたしました。

次に、資料要求を行います。

当委員会より要求する資料については、お手元にご配付の令和元年度決算特別委員会資料要求一覧（その1）継続分及び同資料要求一覧（その2）新規分のとおりとなっております。

なお、新規分については、公明党から3件、日本共産党塩竈市議団から32件、創生会から4件、オール塩竈の会から4件の資料要求がありましたものを、重複などの内容を精査し、決算特別委員会として当局に要求するものであります。当局において内容の確認をお願いいたします。佐藤副市長。

○佐藤副市長 ただいま資料要求のありました内容につきまして、何点か確認をさせていただければと存じます。

令和元年度決算特別委員会資料要求一覧（その1）継続分のうち、資料要求No.16、20ないし22、24、33につきましては、令和元年度決算特別委員会資料要求一覧（その2）新規分のNo.10ないし14、21と同様の項目であります。新規分では対象とする年度が拡大されておりますので、継続分ではなく新規分として提出をさせていただきたいと思っております。

次に、新規分の資料要求のうち、No.2、5、7、9、19、20、22、31、32、34、37、39ないし41につきましては、継続分No.3、12、17、18、31、32、34、40ないし42、44ないし47と内容が同一でありますので、継続分として提出をさせていただきます。

また、新規分のNo.15、各自主防災組織における女性役員の人数とその割合（平成23年度から令和元年度）につきましては、女性役員の人数等について、令和元年度総会時点のものを提出させていただきます。

同じく、新規分のNo.24、水揚げ奨励金、遠洋底引き網漁船誘致促進事業の延べ入港隻数、水

揚げトン数、水揚げ金額及び補助額につきましては、水揚げ奨励金の補助実施期間が平成27年度から平成29年度までの3か年度であり、また、遠洋底引き網漁船誘致促進事業は平成26年度からの実施事業でありますので、当該期間について資料提出をさせていただきます。

同じく、新規分のNo.30、株式会社まちづくり鹽竈総会資料及び議事録につきましては、当社が総会を開催していないため、総会資料及び議事録が存在せず、提出はできません。

なお、要求のありました資料の提出につきましては、継続分の資料については本日の決算特別委員会終了後、直ちに議会事務局に持ち込ませていただきます。また、新規分の要求資料につきましては、あした、9月10日の正午までに議会事務局にお配りをさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。山本委員。

○山本委員 副市長から、資料に対する回答がありました。創生会からも新規分といたしましてNo.30、株式会社まちづくり鹽竈の総会資料及び議事録、決算書を要求させていただきました。その内容は、令和元年度の決算審査の中で、当然議論の対象となると思いますけれども、結局年度末までに株式会社のほうに再開発組合から譲渡できなかったというような問題、それから、その結果、事故繰越として9億8,200万円が発生したと。我々議会としては、過去2か年にわたって附帯決議の上、この事業支援の予算を認めております。したがって、なぜそうなったのか、なぜ期限までに譲渡ができなかったのかについては、再開発組合とそれからまちづくり会社でどのような関係の話合いがあったのかということは非常に重大な関心があるわけですよ。今、副市長の説明によれば、総会が開かれていない、当然議事録もないということですが、株式会社ですから、会社法に基づいて、会社法の432条第1項、株式会社を法務省令で定めるところにより、適時正確な会計帳簿を作成しなければならないと定めていますけれども、これについては改めて決算審査の中で議論させていただきます。ということで、極めて残念であるということだけ申し上げておきます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 ありがとうございます。

お諮りいたします。資料について、当局からご回答がありました内容で、今、山本委員からも話がありましたが、それも踏まえ、以上でご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、9月15日午前10時より再開したいと思います
が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、9月15日は一般会計の審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時53分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年9月9日

令和元年度決算特別委員会委員長 阿部眞喜

令和2年9月15日（火曜日）

令和元年度決算特別委員会

（第2日目）

令和元年度決算特別委員会第2日目

令和2年9月15日（火曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤光樹	副市長 佐藤洋生
市民総務部長 小山浩幸	健康福祉部長 阿部徳和
産業環境部長 佐藤俊幸	建設部長 佐藤達也
市民総務部 政策調整監 荒井敏明	会計管理者 兼会計課長 川村淳
市民総務部 危機管理監 井上靖浩	市民総務部次長 兼財政課長 相澤和広
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 吉岡一浩	産業環境部次長 兼環境課長 木村雅之
建設部次長 兼定住促進課長 鈴木康則	市民総務部 総務課長 鈴木康弘
市民総務部 政策課長 末永量太	市民総務部 税務課長 木皿重之

市民総務部長 市民安全課長	小林 史人	健康福祉部長 子育て支援課長	小倉 知美
健康福祉部長 長寿社会課長	志野 英朗	健康福祉部長 健康推進課長	櫻下 真子
健康福祉部長 保険年金課長	長峯 清文	産業環境部長 水産振興課長	鈴木 陸奥男
産業環境部長 商工港湾課長	高橋 数馬	産業環境部長 観光交流課長	伊藤 英史
産業環境部長 浦戸振興課長	尾形 友規	建設部長 都市計画課長	鈴木 良夫
建設部長 土木課長	星 潤一	建設部長 復興推進課長	鈴木 英仁
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲	教育委員会 教育会長	吉木 修
教育委員会 教育部長	阿部 光浩	教育委員会 教育部次長 兼市民交流センター館長	本田 幹枝
教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤 聡志	教育委員会教育部 学校教育課長	白鳥 武
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	布施 由貴子	選挙管理委員会 事務局長	伊東 英二
監査委員	福田 文弘	監査事務局長	鈴木 宏徳
監査委員	香取 嗣雄		

事務局出席職員氏名

事務局 局長	武田 光由	議事調査係 長	石垣 聡
議事調査係 主査	平山 竜太	議事調査係 主査	工藤 貴裕

午前10時00分 開会

○阿部（眞）委員長 ただいまから令和元年度決算特別委員会2日目の会議を開きます。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、窓を開けておりますので、お暑い方は上着を脱いでいただいても構いませんので、ご案内申し上げます。

これより一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人のお時間は、答弁を含めておおむね50分以内とさせていただいておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

質疑に入ります。鎌田礼二委員。

○鎌田委員 おはようございます。

真っ先に質疑をさせていただきます。

まず、資料No.6から質疑をさせていただきます。監査委員に対する質疑ではございません。市長に対する質疑なんです、この意見書、結構よく、結構というのは表現が悪いですけども、よくまとめられていてわかりやすいということで、これを使わせていただくことにしました。

まず、35ページの結びの部分から入りたいと思います。ここに8行ぐらい、一般会計の主立ったこと、結果がここに全部書いてあるわけです。読みますと、一般会計の決算額は歳入が約271億円、歳出が約255億円で、前年度と比較すると、歳入が約17.5億円、これは6.9%増ですかね。歳出が約12億円、これは5%増と、それぞれ増加していると。収支状況を見ると、歳入歳出差額で約16億円。翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では、約8億円の黒字決算であったと。また、単年度収支で約8,000万円の赤字、実質単年度収支については、これも約7.5億円の赤字となっているということで、下に数値が記載されていますね。普通会計の財政状況を見ると、経常収支比率で0.4ポイント、それから、実質収支比率で0.6ポイント、公債費比率で1.1ポイント改善はされていると。経常収支比率では98.5と、なお高い状況が続いているというまとめですが、これは令和元年度の会計をよく表している内容かと思えます。

それで、令和元年度といいますと、前市長のつくられた予算に従って進んできたわけです。折には骨格予算ということで、骨格予算ということはないんじゃないのという話をして、予算

委員会で私は質問させてもらったことを記憶しております。ですから、令和元年度の途中から前市長がつくられた骨格予算に従って、後半は佐藤光樹新市長が携わったと。そして、補正も、9月もありましたが、12月、2月補正もやられているということで、全体を通して、この令和元年度の決算、市長としてどう思われるのか。感想をまずお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 正直申し上げまして、就任をさせていただいたのが9月11日でした。私の外から見ていた印象は、骨格予算だろうなと思って就任をさせていただきましたら、本予算でございましたので、議会の皆様方の議決を経ている予算でございますから、まずはそれをしっかりと執行に向けて適正にさせていただくのが責任だろうと思ってございました。中に入って見ると様々な課題、問題が山積いたしておまして、予算をしっかりと執行することと同時に、これまでの課題についてしっかりと洗い出しをさせていただきながら、前市政から引き継いだものをしっかりとまずは行わせていただくのが仕事だろうと感じたところもございました。なかなかやはり、外から思っているとおりに市政の財政状況は大変厳しいという認識がありますと同時に、ここからどうやって改善をしていくかということについて、市役所内部でしっかりと協議をさせていただきながら、今現在もその洗い出しをさせていただいているところでございますので、厳しい状況は何ら変わっていないという認識の下に今年度もしっかりと、厳しい状況ではございますけれども、執行させていただきたいと。昨年度の状況については、大変厳しいと認識いたしているところでございます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

私は、ざっと見て、令和元年度の決算はよかったのではないかと感じております。この結びの最後のほうに、将来のことについて危惧しておられるようで、こういった表現がされています。「今後、少子高齢化や人口減少がさらに進むことや施設の維持管理費の増大が見込まれることなど、本市を取り巻く環境は厳しい状況にある」と。「加えて、新型コロナウイルス感染対策など迅速かつ的確な対応が求められている」と。「これからの課題を抱えながらも、住民福祉の向上や地元経済の活性化に向けて、財源確保と有効活用、経費の合理化にさらに努力されるようお願いしたい」と締めくくっているわけですがけれども、ここで私は、今、こういった状況の中、やはり財源確保が将来的には一番問題になるんだろうと。やはりそこに力を入れていかないと塩竈市の未来は開かないと思うわけですがけれども、その辺の考え方について、市長、

どう思われるのか、意見をお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 当然のごとく、財源の確保というのは、どこの市町村でも大変重要な視点としてお持ちのことだと思います。ただ、私としては、その一方で、考えましたときに、塩竈市のマックスの人口というのは大体6万3,000人から4,000人の間でございました。現在、5万3,000人台でございます。そういった状況の中で、当時のままの行政サービスを維持し続けている部分が相当数あるだろうとも認識しておりますので、1万人、人口が減った状態の中で当時のままの行政サービスを維持し続けることは、誰が考えても不可能であるということは分かることだと思っておりますが、その一方で、そう簡単に改善できない大きな課題も抱えているという現状があります。そんな中にあっても、コロナ禍という厳しい状況の中で、財源をしっかりと確保しながら、現在の市況についてしっかりと状況を確認させていただきながら、適時的確に様々な施策を打っていくと。こういう状況をつくり上げるためにも、まずは市役所内部の様々な状況をしっかりと確認をさせていただきながら、削るものはしっかりと削っていくと。また、様々な政策も、これは聖域なき見直しをしないと、来年以降、大変厳しい状態がさらに続くことが予想されますので、そういったこともしっかりと見直しをさせていただきながら、市民の方々、または、市議会の皆様方にご理解をいただきながら、執行できるように努力し続けてまいりたいと考えております。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。今、政策の変更というようなことも言葉に出しました。

私は、この結びの先ほど読んだ8行目辺り、ここに経常収支比率のことについて述べられているわけですが、この経常収支、資料は移りますけれども、資料No.9の385ページ、ここに主要な指標、塩竈市の財政に関する指標がずっと載っかっているわけですが、毎年、決算特別委員会等では述べさせていただいているんですが、やはり私は、この経常収支比率が大切だなと思うわけです。これで余裕がないと、先ほど政策という言葉も出しましたが、塩竈にとって一番いい政策を取ろうとしたって、自由に使えるお金がないことには進めないわけで。これをずっと見ますと、平成22年からずっと、92.0%からスタートして、最近は90%台で98、97、そういった具合でずっと推移してきているわけですが、あまり変化はないと。下がってはいるもののコンマ何ポイントの話であって、ほとんど金額に現れるような額ではないと思うんですね。私はやはり、これを何としても努力してできれば80%台、80%は大変にしろ、

90%前半ぐらいに何とかできないものかと考えています。例えば、これが98.5から5%下がったとすると、一般会計の総額が270何億円ですから、5%にすると13億円ぐらいですか。そのぐらいの減額が必要だと思うわけですね。

そんな中、同じ資料の、これも毎年使わせてもらっているんですけども、380ページ、繰出金の推移ですね。総額で約44億円の繰出金があります。ここでいつも私が取り上げているのが病院と下水道、それから、魚市場、交通関係と。この辺で何とか14億円を減らせないのかなという。ここで全部減らすのは無理にしろ、ほかも含めて、先ほど言った主要なところで何とか繰り出しを減らして、そういった自由に使えるお金を生み出せないものかと考えているわけです。私は繰出金を下げるべきだと思っているわけですけども、これに対するご意見。何とかここから14億円くらい減らしたい、減らせるのではないか、減らすべきだと考えているわけですけども、その考えに対して何か回答をいただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 ただいま市長が申し上げましたとおり、できるもの、できないものを今、市長の下で整理させていただきながら、財政の健全化という視点も入れながら、取り組んでいるところでございます。

繰出金につきましては、病院会計につきましては、いろいろご議論をいただきましたけれども、病床の再編等を行いながら、今回は追加の繰り出しを行わないといった改善、それから、交通事業会計につきましては、さきに決めております健全化計画、そういったものに基づきながら順次取組を進めているという中でございます。

そういった各会計、基本的には、収支均衡ということを目指して取り組んでいただくということなので、委員がおっしゃるとおり、改善というのは不断の努力が必要かと思えます。

経常収支比率の改善という意味では、繰出金ということもありますが、市税の収入、本市の根幹であります市税の収入というのがやはり大きなウエートを占める、一方ではですね、思いますので、そういう意味では、定住促進、人口減少の抑制というものに取り組みながら、一方では市税の確保もしていくということが重要ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

私も会社員時代、いろいろ会社の経費の中で有無も言わず5%みんな減らせとか、強引な

話ですけれどもね。そういった手法も役所関係で、先ほど言った病院関係とか下水道、魚市場、交通関係からね。それだけではちょっとだめだということであれば、そういった人たちにもお願いはもちろんするんですけれども、総額全部5%、機械的にもう何としても努力してみんな減らせというような、そういう手法もあり得るのではないかと思うわけですが、ちょっと強引なあれで回答にも困る話でしょうけれども。必ず決まってくるものが、介護とか決まってくるものがあるんでしょうけれども、そういった手法もありと私は考えるわけですが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 今、鎌田委員から、かなり難しいと思いますがとおっしゃっていただきましたが、財政としても一律に5%カットといったような取組はやはり難しく、それぞれ会計が担っております行政サービスがございますので、そういったサービスの状況との勘案がございます。やはり各会計と協議しながら進めていくべきものと捉えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それからもう一つ、歳出を減らすのもそうですけれども、歳入を増やすというところになるわけですが、一般質問などでずっと述べさせていただいているわけですが、やはり市民人口、定住人口を上げないと、増やさないとそれは解決しないのかなと思うわけですね。そんなわけでいろいろ努力はされていると思うんですが、定住人口を増やす施策の中で、No.9に書いてある成果がいろいろありますけれども、施策の中でこれがかなり効いていると思われる、行政側で人口を増やすための施策で、これがかなり効果があったと思われるような施策があれば、それを上げていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 荒井政策調整監。

○荒井市民総務部政策調整監 お答えさせていただきます。

やはり一番大きいものとしては、建設部で行っております三世代同居近居住宅取得支援事業というものが大きいかと思います。世帯数だけではなくて、市外からの転入者というのが100名を超える、そういった人数、人口が増えていると。いわゆる社会増減の中で、何とかそこを食い止めるというところの成果としては、非常に大きいものがあると思います。

一方で、自然増減というものに着目いたしますと、お子さんが生まれ、そして、亡くなる方が少なくなっていくということが理想なわけであって、やはりこれからの人口というのは、若

い方々にどんどん増えていただいて、そういう若い方々に我々の将来を託していくということが非常に重要になります。そういう意味では、やはり子育て支援というもの、これまで行ってきましたが、例えば、小中一貫もそうですし、福祉で行っております子育て支援というものの成果というのが少しずつ上がってきていると思うんですが、ただ、人口として見た場合には、出生数が300人を割ってしまうというような状況にもなっておりますので、安心して産み育てる、そういった施策というのがこれからますます、地域格差でありませんが、ほかとの競争に打ち勝っていく施策に変わっていくものだと思っておりますので、今後としては、そういった子育て支援というものの在り方をもっと充実させていくことの必要性を感じております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 確かに三世代同居の施策は、私もいいなと思っております。でも、もうちょっと人数を増やせないかなと、欲張りのことですが、思っています。

それから、1つだけということはないんですけども、今、成果が大きく上がっているのはそうですけれども、そういったものが3つぐらいあれば、かなり効いてくると思うんですよ、人口増加策としては。ですから、そういったことも含めて、何とか取り組んでいただきたいと思えます。

それから、もう一つは、人口を増やすためには、転出者を減らすという手もあるわけですよ。減っていく人たちがいるわけですから。他市町村に家を建てて転居するとかね。仕事の関係で転居というのは仕方ない話ですけども、地理的な住みやすいとか、そういった状況で抜けるというのは寂しい話ですから。そういった努力も私はしないといけないと思うんですが、令和元年度の施策の中で、そういった出ないための施策をされていて成果が上がったものはございますか。

○阿部（眞）委員長 荒井政策調整監。

○荒井市民総務部政策調整監 なかなか即答しにくい、難しいご質問だったかと思いますが、先ほどお話ししました三世代同居近居住宅取得支援事業もしかりだと思います。まずは外に出ない、出さないというために一番大事なことは何かというと、これは連動しておりますけれども住環境、これが大事になるということ、それから、そこに働く、あるいは、学ぶ、そういった環境をきちんと整えることにあるかと思えます。なかなか今、令和元年度の中で、それを充実した事業というのが、ここで即答がしづらいのでございますけれども、そういった教育だっ

たり、子育て、それから住環境、これがバランスよくとれた自治体にお住まいになる方が多いのではないかと思いますので、そういった施策をこれからも充実させていきたいと考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私が見る限りでは、人を集めるための施策は、先ほど上げていただいたように、あると思うんですけども、出ないための施策というのは、あまり見受けられないな、ないなと思うので、それを次の令和3年度の予算に少しでも組み込んでいただければというお願いをして、次の質疑に移らせていただきます。

次は、細かなことで、資料No.22の中からはまず行きたいと思います。資料No.22の2ページ、ここに時間外の状況が書いてありますけれども、去年も質疑をさせてもらったと思うんですが、ある一定の課、決まったところにやはり時間外の多い課が集中するというところがあります。ここで言うと、7,000時間台になっているのが税務課、生活福祉課、子育て支援課とかあるわけですね。それで、一つ一つ理由を聞いていると時間がなくなってしまうのであれなんです、去年も同じような質疑をさせていただいたんですが、勤務形態を変えるとか、時間差に、何制というのかな、遅く来て遅く帰るとか、そういった勤務形態の変更等でやれば、大体合理的に進めるのではないのか、時間外も減るのではないのかという話をさせていただきましたが、そういった努力をされたのか、されていないのか。必要ないと考えているのか。そこをお聞きしたいと思います。ああ、フレックスタイムです。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 時間外について、総務課からお答えさせていただきます。

今、特定の課に時間外が多いという話でしたが、例えば、税務課のお話であります。と、配慮をする中で解消できるという問題ではないと捉えてございます。そういった中で、あるいは、特定の課に時間外が集中しているというところで、どうしても業務の量が多いということで、例えば、時間をずらして減らせるかという取組については、今、なかなか難しいのかとは考えてございます。

一方、今、いろいろな検討をしております、早出、遅出の出勤とか、そういった勤務時間を変えることによりまして、例えば、夕方から夜に時間外が多い課については、時間外が減らないかといった検討を進めているという状況でございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ぜひともそういった検討を進めていただきたいと思います。去年から言っているのではなくて、連続で多分、去年、おとしあたりも言っていると思うので、あれからもう2年と過ぎているわけですから、何らかやはり対策を取っていただきたいなど。

あとは、慢性的に少ないのであれば、やはり人を増やすという手もありますよね。これを見ると、時間外が少なければ、余っている表現は悪いですけども、要領が悪いのかもしれないし、よくわからないですけどもね。そんないろいろな策を練っていただいて、やはり時間外を減らしていただきたいと思います。

次に、17ページ、宮城県地方税滞納整理機構への移管件数とか書いていますけれども、ここは収納率がずっと書いています。例えば、一番上で市税であれば、令和元年度は50.1と金額が書いてあって移管件数が書いていますけれども、これはその後はどうなっているのか。これは移管前のいわゆる収納率やら何だったと思うんですが、それ以降のことについてはどうなっているのか。簡単に教えていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

宮城県滞納整理機構に出した後のその方々の、どのように我々のほうで対処しているのかということですが、基本的には我々のほうでその方々と協議……、失礼いたしました。滞納整理機構から必ず、この案件についてはこういうふうにしてくださいという指導がございます。その指導に基づいて、我々のほうで分納誓約を組んだりという形で進めておりまして、徴収を行っているという形でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、今の質疑した内容が分かっていたかなかったかなと思うんですが、例えば、17ページの1の市税関係ですけども、収納率の令和元年度を見ますと50.1%となっているわけですけども、これは、この時点をお願いして、最終的にはどうなったのかということをお聞きしているんです。最終的な収納率が50.1%なのか。最終的には、もちろん上がって90何%とか80何%になっているんですよという、そこをお聞きしたかったんですね。

○阿部（眞）委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 失礼いたしました。

50.1%、最終的に、宮城県地方税滞納整理機構に上げて、うちのほうに戻ってきた徴収率が50.1%ということでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうしますと、滞納された方をお願いすると、ぼんと。その中で回収できたあれが50.1%ということですね。はい、分かりました。意外と少ないのかなと思うんですが。

次に、同じ資料の26ページです。児童扶養手当、受給者数についている一覧表です。これを見ますと、平成27年度等より7,000台です。ずっと下がってきて最近、令和元年度の数値を見ますと、ぼんと上がってきていると。これはどう捉えているのか。これはどういった現象というか、事象というのか、理由で上がってきているのか。その辺、何か捉えていらっしゃるのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 ※2に書かれています、令和元年11月から年間支給回数に変更になりました。3回から6回ということになりますので、令和元年度は5回支給をしているということです。平成30年度までは、表にありますとおり、年間支給回数が3回ですので、3回の延べの支給者数が計のところに書かれております。そして、令和元年度につきましては、年間5回支給した支給者数が書かれていますので、令和元年度、その支給者数が増えているということになります。

以上です。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、この数値は同じ土台に乗っかっていないのでしょうか。回数が3回から6回に支給するタイミングが増えたとしても、それで支給対象が増えたりするのかという疑問がありますけれども。実質の支給を受けている人の数が、これとはまた違うんですか。そこをお願いします。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 実際は、例えば、平成30年度ですと年間支給回数が3回ですので、3で割っていただくと大体2,196人になります。また、令和元年度ですと5回ということになりますので、5分の1ですと1,549人ということで、令和元年度は前年度よりも減っている

ということになります。

以上になります。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、何か……、僕、算数は得意だったと思うんですけども、何か今のはよく分からないんですけども。実質、塩竈市の方で児童手当を受給されている人数、何回受けたかという話ではなくて、今年は何人だったのか。前年度は何人だったのか。それが増えているのか、減っているのか。先ほど減っているという話だったんですけども、本当にそういう状況なんですか。年として捉えた場合ね。回数で1回当たり、例えば、10人来たので、それで6回だったら60人だとかという計算になるのかなんて思ったりするんですけども。全体的に塩竈市として受給者数は増えているのか、減っているのか、そこを教えてください。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 全体として受給者数は減っている現象でございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員、これは出している回数になるので、計の7,749割る5をしていただくのと、その前は3回支給しているので6,590割る3をすると数値が出てきますので。

鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっとそこまで、細かなところまで読んでいないんですけども。分かりやすい表にしてほしいですね、こういったあれでなくて。何年は受給者数が何人いたんですよ、何年は何人いたんですよということのほうが、私は数値としては後々使えるし、私たちも分かりやすいと思うので、そういう整理の仕方にしていただきたいと思います。

では、次に移らせていただきます。

次は、シャッターオープン・プラス事業について、31ページです。ここで事業をずっと、30ぐらいあるんでしょうか。載っかっていますけれども、ここで気にするのは、私としては移転と廃止ですね。継続してやられているのはまたいいとして、拡大とかね。この廃止やら移転について、ちゃんと調査をされているのかなど。どういう理由で移転しているのか、どういう理由で廃止をされているのか。利用した人のアンケートとしては、32ページ、33ページにアンケート結果が載っているわけですけども、やめた方のどういう理由でやめたのか。そういった調査をやられているんでしょうか。やられていないんでしょうか。やられているのであれば、そういったことが、やはり継続させる、ないしは出店数を増やす要素になると思うんです

けれども、そういった調査はやられているのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 シャッターオープン・プラス事業についてお答えいたします。

この中で、事業の現況として廃止とか移転とかされている方につきましては、一応、市のほうにお話をいただいているという形になります。やはり大きいのは資金繰りの悪化ということと、もう一つが健康上の理由ということで、残念ながらおやめになっているという方がおりました。もう一つが、廃止という中で県外への移転とか、そのほかの店舗に統合されたりという方もいらっしゃるんですけど、市としては、継続して事業をしていただきたいんですけども、残念ながらおやめになったということはお聞きしております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 回答が分かりづらかったんですけども、私が思うには、やめたり、転居したり、転出したりする店の状況がどうだったのかというのをちゃんと把握して、次の事業に生かしていくべきだと思うんですよ。ですから、書類としてちゃんと残されているのか。次のページのあれは、利用されている人たちは、ちゃんとこういうふうに残されているということですね。でも、やめた人たちにも、やはり今までこれの恩恵を被った人たちですから、強制力、私はあると思うんですよ。お願いして、これについてアンケートを出してくださいと、どういう理由なのか出してほしいというようなことを。きちんと出していただいて、それをちゃんと書面として残して、こういったデータとして残して、次の年のシャッターオープン・プラス事業に生かすべきだと思うんですよ。それがなされているのか、そういうふうになされているのか、なされていないのかをお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 これまでは口頭でのお話を伺ったということでございますので、今後、書面上できちんと残して、今後のシャッターオープン・プラス事業の活用について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 やはり同じお金を使うなら効率的に使ったほうがいいし、ぜひともそういった形にしてもらうことをお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、先ほどの回答の中で資金繰りとかという話が出ました。ですから、実際シャッターオープン・プラス事業の中では、そういった事業者の相談を聞いたりアドバイスをしたりというようなことはやられているんですか。そういった内容もあるのであれば教えていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 事業経営に関しましては、専門的などころも大きいと思いますので、市ではなかなか具体的な相談には乗っていないというのが現状でございます。経営に関しては商工会議所さんと連携しながら、今後も引き続き相談に乗っていきたいと思っております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、資料No.20に移らせていただきます。

先ほどの話にまた戻ってしまうんですが、財源確保をどうするかというところなんですが。この一覧表、37ページになりますけれども、地方債残高の推移と。これをずっと見てくると、本当は毎年着実に減っているのいいとは思いますが、これをずっと見るとあまり変わりはないという。若干は減っているのかなというところがありますけれどもね、平成29年度、平成30年度、令和元年度と。これはなぜ減らないのかなと。また借りるとするか買うから増えるんでしょうけれども、何とか減らせないものでしょうか。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 地方債の役割といたしまして、世代間の調整ということと借入れの標準化という役割がございます。まず、世代間の調整というのは、例えば、今、道路を整備しますけれども、これからお生まれになる方、若い世代、ずっとこれから使っていただくということで、今の世代だけで負担するというのではなくて、地方債という制度を利用して後の世代もその道路分の費用を賄っていくという考えでございます。あとは、平準化というのは、ある一定の年度だけ大きく借り入れるのではなくて、平準化して負担をして、それも、つながりとしては世代間の負担の均衡ということになるかと思います。

そういったことになりますので、行政サービスを行っていく上で、なかなかこの地方債というのがゼロになればいいとかということでも一概にはないということで、そういったことにな

りますので、よろしくお願ひいたします。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 内容はよく分かりました。でも、これが低いほうがいいわけですよ。そういった努力をされていただきたいと思います。

最後に、教育委員会の点検評価報告書をこの中から質疑をさせていただいて、終わりにしたいと思います。

この中を読ませていただきました。それで、何ページもないんですけども、教育評価の報告書、この中に事業ごといろいろあるんですが、その中で学識経験者の意見という項目があります。ここにお二人の方の意見がずっと載っかっているわけですけども、これがなかなか、事業を読んでこれを読むとなかなかこの人たち、この人たちというのは表現が悪いんですけども、学識経験者のお二人、よく見ていらっしゃるし、この事業に対してアドバイスもくれているわけですね、こうすべきだというようなことを。この項目は多岐にわたりますけれども、せつかくこういった意見ももらっているわけですけども、それに対する教育委員会側のお願ひしてやっているわけですけども、どういった利用の仕方とか活用の仕方しているのか。この意見をどう捉えて、どう処理をして、どう次に生かしているのか。貴重な意見だと思うので、その生かし方とか使い方をどうされているのか、そこをお伺ひしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 ご質疑いただきました。梨本先生、本当に私どもも読ませていただきまして辛口、ずばりご指摘いただいて大変勉強になりました。こういったご指摘は、大変ありがたいとまず感じているところです。今後の、PDCAサイクルと言いますが、次の施策を講じるときに本当に指針になると思っております。こういったことを真摯に捉えまして、これからの計画段階の見直しを図る視点に大いに活用させていただきたいと思っております。

ただ、1つ付け加えさせていただきますと、本当にそういう謙虚な気持ちで対応してまいりたいとは思っているんですけども、こういったフレーズが多々見られます。「調査結果をより丁寧に分析し、課題解決に向けて行ってほしい」とか、「調査を行うことによって実態把握を丁寧に行ってほしい」などというフレーズが大変、もうほとんど随所にあります。これは、委員さんもお存じのとおり、働き方改革というところで、小学校では第3位に調査が負担であ

る、中学校では第4位に調査が負担であるという回答があるところです。そういったところを踏まえますと、この項目全てをもう1回洗い出す、丁寧に洗い出していくということは、なかなか矛盾をはらんだところがありますので、実態把握、分析には工夫を行っていきたいと考えています。例えば、この項目は代表者、校長に聞くとか、あるいは、場合によっては、オンラインのアンケートシステムを活用するとか、何かしら工夫を行っていかないと、梨本先生がおっしゃってくださっているせつかくのアドバイスに丁寧に対応できていかないだろうと思っておりますので、それも含めて今後活用してまいりたいと思います。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

私は、先ほどの話をずっと戻すと、市民増加をさせるためには定住人口、やはり1つのファクターとして学力とかがあると思うんですよ。やはり塩竈で子育てをすれば学力が上がるんだとか、例えば、英語もペラペラ話せるんだとよとか、そういうあれがあれば、やはり人を集める要素、施策として出てくるわけですよ。ですから、これは大切なことだと思うので、この評価報告書、そういった意見をちゃんと練って、表現は悪いですけども、いいものは取り入れて、これはちょっとできないとか悪いなというんだったら、カットするというのは表現は悪いですけども、そういった知恵を持っていただいて、教育委員会ですから。よりよい塩竈の方向を目指して教育に力を入れていただきたいと思います。

最後の教育委員会の質疑で終わりとなります。どうもありがとうございました。

○阿部（眞）委員長 山本 進委員。

○山本委員 私からは一般会計、令和元年度決算特別委員会、これは元号が平成から令和に変わり、また、市長も新しく変わられたということで、まさに大きな歴史的転換点に立った非常に大事な決算だと認識しております。さらに、東日本大震災から9年がたち、復旧復興、そして発展期、創生期、これも一応今年度で終了という時期に差しかかり、新たなまちづくりに対して新市長はいろいろ腐心されているものと思われま。

令和元年度は、骨格ではなくて、いわゆる通年予算ということで、なかなか新市長のカラーを出す分野が限られていたものと思いますけれども、そういう中で、令和元年度も終わろうかという2月になっていわゆる新型コロナウイルスが世界的に流行、そして、世界の人々を震撼に陥れたという事態に見舞われました。いわゆる疫病発生、それから自然災害という、いずれ

も百年に一度あるかないかという極めて厳しい状況の中で、今、市政運営がされているわけでございます。市民の安心安全な生活を守るためにも、これからもどうかピンチをチャンスに変えて市政に邁進されることをご期待申し上げます。まず、喫緊の課題であります市民の方々の生命と安全を守るということで4つのパッケージと早速出されまして、市民からも大分好評を得ていると認識しております。

これから、令和3年度のこれからの行政運営の指針をどう定めていくかという視点から決算について議論をしていきたいと思っておりますけれども、まず、資料No.9の主要な成果、1ページの初めに、市長は、第5次長期総合計画で示された3つのまちづくり、指針について、極力独自色を出しながらの令和元年度の市政運営ではなかったかと推察しますが、先ほどの鎌田委員と重複いたしますけれども、総括的にいかなる総括、評価されているのか、まずお尋ねいたします。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほどの鎌田委員の質疑と重複いたすところでございますが、10月の市議会の定例会におきまして施政方針の冒頭で述べさせていただきましたとおり、令和元年度につきましては、市民の皆様が安心して暮らしていただけるよう、まずは現予算をしっかりと執行してまいりたいという思いを伝えさせていただきました。

その一方で、令和元年度につきましては、10月の台風第19号による甚大な被害や、年が明けてから現在まで続いております新型コロナウイルス感染症対策問題など、当初において想定し得なかった大変な苦難が続く年度でもございます。

このような中におきまして、私は、まず第5次長期総合計画の実現に向けた各種施策を着実に進めますとともに、塩竈市がこれまで先送りをしてきた課題、問題、例えば、もう議員の皆様方は承知かと思いますが、市立病院の問題であったり、浦戸の再生の問題であったり、ごみ処理の問題であったり、市役所をはじめとする老朽化対策、これはもう一刻の猶予もできない建物も複数ございますので、こういった問題をしっかりと洗い出しを行わせていただいで、解決に向けた種を植えるための準備期間として私としては今年度令和2年度を位置づけさせていただきながら、現在、市役所の皆様方にプロジェクトチームを組んでいただきまして、この問題の洗い出しと同時に今後どうしていったらいいのかということについて議論をさせていただいております。

秋口にはそれぞれのグループの皆様から最終報告があろうかと思いますが、先日まで中間報

告等々を伺っておりますが、やはり私の印象といたしましても、こういった課題に対する考え方が少し甘いのではないかと感じております。課題を考えるときに、まずは当事者をはじめ関係する皆様方の意見をしっかりと聞くべきだと。今どのお考えになっているか、今後どのようにしていきたいのか、そういったことをしっかりと職員の皆様方に認識、再認識をしていただきたい。そういう思いで重点項目の洗い出し、重点課題の取組をさせていただいているところがございますので、こういった、まずは職員の皆様方のお考えをまとめていただいて、今後に生かしていきたいと思っております。

令和2年度もコロナ禍という状況の中で大変厳しゅうございます。これにつきましては、一刻の猶予も許さない状況の中で、しっかりと市政の状況を適時的確に判断をし、皆様方にご納得をいただけるような対策を打つ必要があると認識しておりますので、厳しい中で、なお厳しさを増す状況はという認識を持って運営をさせていただきたいと考えております。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。今、市長が熱く述べられました関係者、あるいは関係団体の実際の声をお聞きするという現場主義に徹した姿勢、私も聞いております。市長が来ていろいろ話を聞いてくれたというようなことで、次なるステップに大いなる期待をしているというのが実態でございますので、これからもよろしくお願ひしたいと考えております。

同じく、資料No.9ですけれども、120ページ、私は、7月28日に大雨警報が発令されまして、公民館に避難所が開設されましたというメールをいただきましたので、早速行ってまいりました。たまたま若いお母さんと乳児の方2人で2階の和室に避難しておりました。きちんと距離をとって、サークルを作ってその中で、また、子供用のミルクも用意されていたということで、そういう意味では大変万全を期した対応かと考えております。

それで、120ページに防災体制整備事業ということでいろんな避難所対策がありますけれども、現在持っている避難所対策にいわゆるコロナも含めた、コロナを念頭に置いた見直しをする考えはあるのか、ないのか。また、あるとすれば、いつ頃を目途にその辺のところ、指針を公表されるのかをお尋ねします。

○阿部（眞）委員長 井上危機管理監。

○井上市民総務部危機管理監 それでは私から、コロナ禍における避難所の在り方という質疑かと思えます。6月14日に今回、総合防災訓練を開催しております。この各避難所で受付における健康状態の確認とか、多くの避難者が使用する出入口の部分の消毒といった部分、3密を防

ぐために十分な換気、それから、住スペースなどを分け分けて感染リスクを軽減するための運営体制を確認して、シミュレーションも行っているところでございます。

備蓄品につきましても、この感染症に伴いまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、今後、非接触型体温計、フェースガード、パーティション、サーキュレーターを感染症対策用品という形で、それから、保管する倉庫につきましても購入する予定でいます。今、契約手続を進めているところでございますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

以上です。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

最近の例で、熊本・佐賀、台風第10号、大変な被害が出ましたけれども、これは避難所に行っても避難できない、収容できなかったと。結局、今あるところの恐らく3割ぐらいしか収容できないだろうと。では、行くところのない人はどうするのかという問題、そういった対応もこれから必要だし、それからケア、ただ避難所に入って休んでいてくださいではなくて、きちんとしたメンタルを含めたケアというものも当然大事なのであって、これまでと違った対応が求められると思いますが、その辺についてはどう考えていますか。

○阿部（眞）委員長 井上危機管理監。

○井上市民総務部危機管理監 お答えいたします。

まず、ケアの部分については、今後、医師会など、そちらの方々と協定を結んでおりますので、ケアにそちらのほうはお願いする部分がございます。

それから、先にお話がありました部分に関しまして、恐れ入ります。もう一度お願いいたします。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 結局、避難所に収容し切れなかった、もういっぱい、そういった拒否せざるを得ないような状況も、やはりあると思うんですよ。その場合どうしますかというような。

○阿部（眞）委員長 井上危機管理監。

○井上市民総務部危機管理監 失礼いたしました。

今、各避難所の部分に関しまして、空き教室とかほかの部屋がないかというようなアンケートをとっているところでございます。そちらも含めまして、今シミュレーションも行いながら

図面を引いているところでございます。数多く、1人でも多くの方が入れるような形で、今、コロナ禍に関しては全体の約6割の方々にスペースを供給できるような状態ではあるんですが、やはり4割の方々が入れない可能性も出てきています。こちらに関しましては、空き教室、それからほかの部屋、そちらを供給できるような形で今、検討しているところでございますので、ご理解願います。

以上です。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 災害はいつ来るのか分かりませんので、どうか市民の安心安全を保証するにおいて新たな体制というものを構築されますことを期待しています。特に、成果としていろんな物品購入がありますけれども、やはりコロナ対策として当然、消毒薬とか手袋といった物が必要になってきますよね。そういうのをやはり要綱の中に入れるように、ぜひ計画的にやっていただきたいと思います。

それから、同じく資料No.9の142ページから145ページ、市内循環バス補助事業、NEWしおナビ100円バス運行事業、これは、昨年度も決算特別委員会で質疑させていただきましたけれども、何ら解決されていないという状況の中で、いわゆる既存のしおナビ100円バスの北部乗り入れに対して、その後どのように検討されたのか。特に、地域公共交通会議なるものは、これはあくまでも既存の路線に係る関係者協議であって、新たなルートをつくるとか、新たな手法でやるとかを協議するための会議ではないんですね。そのための協議機関はつくられたのか。検討経過についてお尋ねいたします。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

まず、最初のご質疑でございます。要は、100円バスが運行されていないルートがある、それに対する検討はしたのかどうかというところでございます。現在、具体にはゴルフ場から本塩釜駅のほうに走ってくる、いわゆるゴルフ場線がご指摘の部分かと思っております。こちらに関しては、実際に運営されている宮交バスさんと打合せ等々は何回かさせていただいたんですが、やはり財源として一般財源の負担が非常に大きいという部分、その部分は見えてきているという中で、なかなか我々としても動きづらい部分があるというところまでの議論でございます。

あとは、地域公共交通会議に関してでございますけれども、道路運送法上で設置している地域公共交通会議は、今、委員がご指摘のとおり、例えば、バス停を設置するとか、時刻表を動

かすとか、そういったときに当たって招集させていただいて打合せをする、協議をするところなんです、それに関して令和元年度については開催いたしておりません。あわせて、公共交通会議ではなくて、地域の交通網を議論する協議会もお話しされたかと思えますけれども、それに関しては、我々はその会自体を組織はしておりません。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 現在、市内循環バス補助事業として年間1,900万円程度補助されているわけですが、私が宮交バスに聞きましたら、いや、別に市のほうで補助していただければいつでもやりますよというような話でしたのでね。そういう財源手当がどういう形でつくのかということ、それから、今、コロナ対策としてL e t ' s タク配事業をやっています、これも好評につき来年3月まで延長ということの予算が上がっていますけれども、デマンドの問題。つまりドア・ツー・ドアを、タクシーがあると。せっかく陸運局の多分免許を取ったと思うんですから、物を運ぶのに。今度は人を運ぶわけですから、タクシー、本来の仕事というのは。そういったことを組合せをしてできるのではないかと。

協議の機関は、やはり広域行政の中で広域公共交通機関の在り方、将来像についての議論というものを私は継続して、そして、すべきだと。各自治体やっていますからね、それぞれ。そして、乗り入れているものもありますから。それについてはどう考えていますか。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

まず、最初のゴルフ場線に関してでございます。本市でも、例えば100円化したらどういった財源スキームになるかというシミュレーション、もちろんしております。数値的に言いますと、例えば100円化した場合には、一般財源で1,800万円の負担になります。これを市民の方々、利用人数で割ると、1人当たり233円のバスになると。だから、単純にバスを100円化するかどうかというのは、やはり踏ん切りがつかない、踏ん切り、申し訳ございません。政策的に実施すべきかどうかという議論としては、なかなか難しい部分があるというのが正直なところでございます。

あわせて、ゴルフ場線に関しては、今、宮交バスさんが運行しているということで、言葉的には適切ではないかもしれませんが、空白地区ではない場所でございます。むしろ市内として空白地区、部分がやはり今でも何か所かございますので、そういった部分に対する、例えばN

EWしおナビでのフォローとか、そういった部分もやはり我々としては考えていかなければいけない課題かと思っております。

デマンドタクシーの話をいただきました。デマンドタクシーとしては、一般的な言い方としては、地域が非常に広いところでコストメリットが働くようなシステムだと私は理解しております。ただ、塩竈市として、たしか昨年も委員からのお話であったかと思うんですが、塩竈も非常に細い道があってバスもなかなか入っていけない場所があるから、そういったところに対するデマンドの有効性というのは確かにあるかと思えます。そういったところで、今、我々としても内部的に研究しているのが、AIを使ったといいますか、例えば、既存のバス停なんかを1つのポイントとして、そこから連絡を受けたら、ルートは自由な形で使って目的地に順々に降ろしていくというデマンドのスタイルとか、そういったものができれば、100円バスをフォローしながらも利便性の向上なんかを図れるのではないかと。そういった検討なんかはしているところでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 しおナビ100円バスもNEWしおナビ100円バスも年間大体41万人利用されている。

こういった丘陵地帯の塩竈市において、また、高齢化も進む中で、やはりこの100円バスの果たすべき役割というのは非常に多いし、せっかく今まで公共交通の中で気にしていたタクシー業界の方々にも今、Let'sタク配事業ということでご尽力いただいているという流れならば、やはりこれは1つのきっかけとしていろんな新たな段階へのステップを踏めるのではないかなと私は思いますので、課長も大分頭を痛めているようでございますけれども、とにかく現実を見極めながらやっていただければ。特に、北部地区は大体今、結構若い世代が家を建てて住んでいるんですよ、石田周辺で。ですから、人口増加率も、15%ぐらい上がっているんですよ。高齢化率も低いんです、旧市内よりも。そうしたところにこういったような足元というものを便利にしていけば、子育て中のお母さん方からすれば、足が便利だねというようなことの効果でもって、先ほど鎌田委員もおっしゃったような定住促進、あるいは、ほかからの移住というものも可能になるのではないかなと。そういったところを捉えながら考えていただきたいなと考えています。以上で終わります。来年もまたやりますから。

続きまして、ちょっと飛ばしますね。旅客ターミナル、166ページ。決算は多分9月決算なので資料としても出なかったんですけども、恐らく黒字だろうと。それは、損害部分の元あつ

た大型店の後にハローワークさんが入ったということであると。現在、入居率が65%ということですが、前年比2%のマイナスになっていると。物販計については40%、飲食計は80%というんですけれども、やはり前々から指摘していますように、旅客ターミナル、マリングート塩釜そのものが、港湾開発の先導施設というふうなものがあるわけですね。単なる貸店舗業ではないんだと。あまつさえ、塩竈市において既に全館を引き取ったということで、まさに市の直営施設ということになってくるわけで。確かに指定管理したからといって指定管理費はかかっていませんけれども。いろいろイベントをやっているのは分かります。イベントやって、それで、お客さん来るのは。この夏も3日間でしたか、やりました。私、行きましたけれども。暑い中でしたけれども、結構お客さんが仙台から来ておりました。

ただ、そうではなくて、では今後はどうするんだと。いわゆるこういったコロナの問題もある。そういった中でインバウンド、そういったものの影響も出てくる。一応GoToキャンペーンをやっているけれども、その効果はなかなか薄いという中で、もう1回見直しをかける必要があると私は思うんですけれども、どう考えているんですか。

○阿部（眞）委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 マリングートの質疑でございました。まず、今期の決算なんですけれども、黒字の予定ということでございます。

物販計ということございまして、以前からさらに入居率というものが下がってございます。今回、ハローワークさんが3階に入ることで黒字ということになってございますので、そういった黒字の部分ぜひ観光投資ということでぜひ使って、今後の入館者の増加、また、インバウンドの対応等を進めていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 確かにそれは、会社としては赤字は出ていないということで黒字、それも前出た減資をやっつてね、払わなくていいというか、余計な百数十万円の税金も払わないで、現在18万円で終わったわけですね。そういった効果があつて、会社経営としてはいいんですけども、会社経営ではなくて塩竈市の施設として、今後、施設の利用、生かすための方策というものをやはりいま一度原点に戻って考える必要があるのではないかと私は思いますので、また提案しておきます。

それから、同じく資料No.9の361ページ、いわゆる海岸通地区震災復興市街地再開発事業につ

いて若干お尋ねします。1億2,207万3,000円の補助金決算額でありますけれども、具体的には補助対象5分の4に相当する塩竈市市街地再開発事業補助金、それから、早期復興を支援するための市独自の塩竈市海岸通地区市街地再開発事業支援補助金、塩竈市海岸通1番2番地区市街地再開発組合事務補助金、公共施設管理負担金、その他経費となっておりますけれども、特に、5分の4相当する補助金と早期復興を支援するための市独自の補助金について、どのように処理されたのか、令和元年度決算で処理されたのか、お尋ねします。

○阿部（眞）委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 再開発事業についてのご質問でございました。こちらにつきましては、資料要求あった中の資料No.20の80ページ以降でございます。こちらの5分の1補助の支援補助、そちらの内容について、資料No.20の別冊ですね。決算資料その1、別冊、失礼しました。こちらの81ページ以降。

こちらにつきましては、今年度約11億円ほど予算計上してございましたが、こちらに明細がありますとおり、81ページ以降に明細が載っております。5分の1と5分の4と分けておりますけれども、そちらで事業に係るところの部分を5分の4のほうで、あとは支援補助というところで5分の1の補助ということで執行させていただいております。執行率につきましては、約10%ほどということにとどまっております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 これまでの経過を見ますと、まちづくり塩竈への移行というのは、令和2年3月末という期限と。それがなされなければ、いわゆる実績報告が出ないということで、補助金交付申請、補助金交付に重大な影響があると聞いていたんですけれども、当時、3月末までに実績報告等々、つまり市が出した条件は履行されていますか、現時点で。

○阿部（眞）委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 概要をお答えいたしますと、先ほど11億円、本年度につきましては補助金の交付が決定しておりますけれども、その中で実際支出いたしましたのは、その約10%ほどということでした。こちらにつきましては、委員ご指摘のとおり、実績報告が整わなかったということで交付ができなかったというのが真相でございますけれども、その次年度おつけした条件、まちづくり塩竈で全ての保留床を取得することとか、そちらが難いときには現在の役員が連帯保証するといった内容を3月31日付でおつけして、事故繰越しております

予算の執行につきましては、その条件を設定しているということでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 その結果が、結局は成果指標として上げた2番地区工事発注が1期工事のみにとどまるとか、あるいは、再開発組合における事務の適性執行に係る指導助言の継続、ああいうことの必要性を記載されていて、必ずしも市の補助を執行するに当たって十分なる意思疎通が図られなかった、また、市が1つの成果目標としているものが履行されなかったという残念な結果になったと思うんですけども、私が今、一番心配しているのは、この事業そのものが、あくまでも震災復興事業ということで復興予算を国から頂いていると。先ほど話しましたけれども、これが令和2年度末で終わるとなれば、今後、本当にその事業が進むのか、進まないのか、どうなのか。仮に計画どおり執行しなかった場合に、ではどうなるんだというような問題。

私は今朝、2番地区に行ってみりました。全て工事はストップしていました。予定では恐らく9月頃に終わる予定だったと前に頂いたタイムスケジュールで把握していますけれども、なぜ終わっていないんですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 海岸通地区、2番地区の工事の関係のご質疑でございました。この間進められておりましたのは、昨年9月に契約締結されました2番地区1期工事というところでございます。工期につきましては、実は2月末までというところで長い期間取られているような工事でございます。こちらにつきましては、止まっている理由ということでございますけれども、再開発組合さんのほうといたしまして、経済性を高めるために、1期工事について発注をしました。2期工事、こちらのほうと仕様の取り合いの調整をされた経過があるようでございます。しかしながら、再開発組合さんのほうと施工者さんで協議が整わなくて、現在、工事が一時中断しているという状況になってございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 恐らく2期工事を請け負った業者については、包括的にその1工事、その2工事全体を一緒にしたほうが、もちろんリスクは分散されていいと思うわけ。だから、一旦組んだ足場や何なりをまた外すのは、また新たなコストがかかるというふうになったのではないかと。確かに昨年、再開発組合のほうで相談をしたということは聞いております。つまり、2番地区の

計画変更についてどうなんだということ。結果的には、資料として総括資料をいただきましたけれども、これは当初からの準備組合のときからの約束事なので、これは守っていくと。つまり契約は変えないと。8店舗ですか。8番目については、もうそのままのっているというようなことですが、それが結局は全体事業に及ぼす、将来ね、影響が非常に大きいものがあると理解しているわけです。

ですから、そういう状況だから、つまり今、基金として積まれている国からの補助金、それがいつ執行される。その条件が果たして担保されるのか、履行されるのか。さらに、2番地区の問題。今朝通りましたら、仙台の最中屋さんが店を開けておりました。ああ、よかったなど。噂ではあと一、二店舗入るようだというようなことで、1番地区についてはひとつ安堵しておりますが、問題は2番地区の問題。地権者がいる地区の問題。そういったようなことに対して今、いろいろ議論はされていると思いますけれども、やはりなかなかその辺が、会議録を見ると、私からすれば、発展的な総会というよりも、むしろ何かお互い残念なあれだと思うんですけれども。その辺の時間的な問題、さっき言った時間的な問題について、今後、市としてどう対応されていきますか。

○阿部（眞）委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 今、山本委員がおっしゃるように、この事業は、復興事業ということで復興交付金を活用した事業になります。基本的には令和2年度で完了するというのが前提になっていますので、それに向けて一層、事業をどういった形で、一番は、やはり組合解散に向けてどういった進め方をするかということが一番重要になってきます。

そのために、8月の下旬なんですけれども、8月21日に宮城県に音頭を取っていただきまして、塩竈市、それから再開発組合も入って3者で協議をさせていただきました。その際、3者で共通の目標として設定をさせていただいたのは、やはり早期解散に向けて協力してまず取り組もうと。それから、県、市のほうからは、やはり再開発組合として組合員への説明とか、あるいは、正確な情報共有など、ガバナンスがしっかりしていないと。そういったところは徹底されて改善してほしいということを申し上げました。その上で、宮城県のほうからは、これから市も入って具体的に協議をしていくにしても、事業計画あるいは資金計画、そういった見直しがテーマになると。それについては、まず、再開発組合としてたたき台をつくっていただいて、それで現状の事業計画案を確認するところから始めていく必要があるだろうと。その上で、復興交付金、要するに、あくまでも今年度中の事業完了を目標として進める必要がありますの

で、その辺の議論をスピード感を持って整理をしていくという形になります。

今、2番地区の工事の話もありましたけれども、スケジュール的にどこまで事業ができるかということも含めて、その議論も今回の議論の中で整理をしていく必要がありますし、当然、復興庁なり、あるいは、国土交通省なり、そういった補助を審査する側もこういったスケジュール感でやりますといったところを認めていただけるかどうか、そういった調整も出てきますので、それをやりながら、何とか令和2年度中に一定のめどがつけられるように取り組んでいきたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 県も間に入って、いろいろ善後策を協議していると。あとは、問題は再開発組合の皆様方がそれに対してどれだけそれを理解されてやるかと。まだ、どうも、市の皆さんと再開発組合の理事の方々のお話、理解しないのか、理解しようとしらないのか。分かりませんが、ただ、理解はされていない。だから、分からないと言うんです。せつかく市で年間300万円の補助を出して、今でもう900万円でしょう。一千万円近い補助を出しているんで。にもかかわらず、理解できないと、この場に至って。

そういったことの現状の中で、果たしてこの事業が最悪ずれ込んだ場合に、大変な問題になるのではないかと理解はしています。そういう意味で、1番地区については、聞けば100%の入居率、店も少しずつ入ってきたとなれば、ああ、そろそろ見えてきたねと。2番地区も楽しみだねというふうな、まちの人の大方の印象だと思うんですよ。ところが、中でこういった問題があると。それはきちんとやはり整理していかなければいけないかと。

特に、令和元年の2月5日の臨時総会の議事録を見ましたけれども、高橋商工港湾課長は公共駐車場担当課長として出席していますけれども、テナント、2番地区の特に店舗8の部分で、入居しなかった場合については新たな負担金、いわゆる賦課金ですね。賦課金が当然科せられるけれども、市としては応じませんよと明確に答えている。これはそのとおりだと思うんですよ。だから、その辺のところのすり合わせというものが、どうなっているのかということをやったりもう少し具体的に我々も知りたい。我々議会も附帯決議で予算を認めている責任はありますので、そういったことから、せめて市長としてこの問題について総括的に今後どのように取り組まれるのか、お尋ねします。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 結果から申し上げますと、再開発組合の解散に向けて全力を尽くすというのが最終

目標でございます。ただ、やはりこれまでの経緯、経過があろうかと思えます。再開発の事業については、これまでも幾度かの山があったとあって、市の考え方、もしくは、地権者の方々の考え方、幾つもの選択の中で今日の状況になっているかと僕は理解をしております。

その中にあっても、単純に申し上げますれば、地権者である組合員の方々をはじめとする皆様方が、この再開発事業の目的だったり、条件だったり、そういったことをしっかり知っていらっしゃるのかなというのが、今の率直な気持ちでございます。やはり再開発組合が、もしくは、コンサルタントが、事務局長が、組合員の方、関係する方々にどういう条件の下でこの再開発事業がなされようとしているのかということをしっかり説明していないと私ども市としては理解を致しております。

そうしないと、新たな負担が組合の地権者の割合、持っている割合によって大きく変わってまいります。市で、単純に申し上げますれば、20%、権利を持っていますから、もし賦課金が出るようなことになれば、1億円借金があったとすれば新たに2,000万円、新たなお金を負担しなければいけない。私としては、そういう現状だけは納得できませんので、当然、議会の皆様方の今日までの議決があって、ご理解があって予算付けをさせていただいている再開発事業へのある意味投資ですから、それを無駄にするようなことは絶対にできませんし、その一方で、約束は最低限守ってほしいと。それが大人の約束の大人の果たす責任だろうとも組合員の方々には思っているところがありますので、それを今、県に間に入らせていただいている調整をさせていただいているというところがございます。

建設部長も先ほど答弁をさせていただきましたが、まだまだ相手に対するしっかりと市としての考え方、主張を、県が間に入っておりますので、県に我々の主張はしっかりとお伝えをさせていただいていますし、県から再開発組合のほうにもそのような気持ちを今、話し合いの中で進めさせていただいておりますので、とにかく再開発組合の解散に向けて少しでも円満に解決できるように、ぎりぎりのラインになってきておりますので、タイミングになってきていますので、しっかりと話し合いを進めながら取組を進めさせていただきたいと思っております。とにかく約束を履行していただきたいというのが市の考え方でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。我々としましても、当然これまでの経過がございますので、あと責任というものもでございます。ただ、見えない部分、分からない部分が多々ある中で事業が今、進められているわけでありまして、議会としても、特に所管の常任委員会といた

しましても、しかるべき委員と相談の上、今後対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、時間ですので、教育委員会に行かせていただきます。資料No.9、218ページの塩竈市独自の小中一貫教育推進事業、これにつきまして、学力向上プラン、幼保小連携事業ということで一定の成果がされていると理解はしております。それで、261ページに……

○阿部（眞）委員長 山本委員、ページ数、もう一度よろしいでしょうか。

○山本委員 資料No.9、261ページ、小・中学校図書館図書整備事業、貸出冊数ね、小学校合計では15.8冊です。中学校では6.6冊。全国学力テスト、国語と算数ですけれども、小学生のほうは全国平均を上回ったと。中学校は全国平均より下回ったけれども、その幅が縮まったと。一定の成果が出ておりますけれども、この読書量と学力というものの因果関係というか、相関関係というか、それはどのように理解していますか。私は、やはり本を読む子供がそれなりの学力があるのかなと思うんですけれども、単純にね。これは検証されましたか。

○阿部（眞）委員長 吉木教育長。

○吉木教育委員会教育長 読書量と学力の関係ですけれども、東北大学の先生がまとめた本がありまして、仙台市の子供たちを調査し子供の頃の読書量が多いお子さんは学力がそれなりに高いという結果があった。また、同時に、幼い頃、乳幼児のときに読み聞かせ、家庭の中で読み聞かせをした家庭のお子さんが、やはりそれなりに学力が向上しているという結果がありますので、図書館教育の中の261ページの小学校が15.8冊、中学校が6.6冊という中学校の低さというのが、今後、考えていかなければならないところかと思ひます。ただ、読書習慣というのは、本当に子供の小さい頃からの習慣だと思ひますので、その辺、先ほど出ました幼保小連携の中でも、読み聞かせとか、図書ボランティアも学校に入っておりますので、その辺を積極的に活用して、読書習慣を身につける子供たちを育てていくことができればいいのかと考えております。ただ、読書習慣が身についたからすぐ学力が上がるというものではないと思ひますので、その辺は長い期間じっくり見てやっていくことが必要かと思ひます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 私は以前、視察で神奈川県に行ったときに、向こうの担当が塩竈市立第一中学校に視察に来たそうです。当時、文部科学省の図書のシステムを全市内小中学校配備、それでもってきちんと担当者あるいは図書館から司書が来てワークショップをした、そういったようなことがあったそうで、そういった意味で、できれば先生方、図書館担当の方が一緒になって、そ

のワークショップをするなりして、1日10分でもいいから本を読むような時間帯をつくること
が面白いのかなど。特に、来年からGIGAスクール構想、文部科学省が発表し、今回、予算
が1億6,000万円ほど上がっていますけれども、だんだんICTとかに行ってしまうと、今、教
育長が言われるように、本を読み、考える、そして、物を理解するというふうな力というのが、
だんだん少なくなってくるのかなど。だから、その部分を十分配慮しながら、先生方の働き方
改革もあろうかと思えますけれども、ぜひその辺をよろしくお願ひしたいということで、私の
質疑を終わります。ありがとうございました。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は11時35分といたします。

午前11時30分 休憩

午前11時35分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、私からも令和元年度の決算審議をさせていただきたいと思ひます。資料
No.8と9から順次質疑させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、資料No.8の16ページでございます。公共駐車場の使用料が記載されているわけござ
いますけれども、その中で海岸通駐車場、それから、塩竈中央公共駐車場、本塩釜駅前駐車場
と書いてあります。また、本町など設置されている駐車場についても、この辺、どこに面して
いるのか、確認させてください。

○阿部（眞）委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 駐車場についてお答えいたします。

まず、海岸通駐車場ですが、壺番館の向かいの公衆トイレとかがあるところ、来々軒の裏の
駐車場になります。塩竈中央公共駐車場につきましては、今回、再開発で建ちました新しい立
体駐車場、本塩釜駅前駐車場につきましては、本塩釜駅の裏というか、商業施設の裏側の駐車
場となります。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。ちょっと本当に分からないような駐車場のところだと、確

認させていただきました。

そのほかにも、公共駐車場として本町にある以前使っておりました駐車場、それから、中央駐車場の旧塩竈中央駐車場なんかもありました。あと、本塩釜駅前の100円パーキングなんかもございましたけれども、これは多分担当ごとに全部ばらばらになっていると思いますけれども、それはそれで分かりますけれども、そこで、塩竈中央公共駐車場、ここに38万6,346円ということが記載されておりますけれども、収入として入っておりますけれども、その中身、内容について確認させてください。

○阿部（眞）委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 塩竈中央公共駐車場ですが、こちらにつきましては、今年の3月30日にオープンいたしました。3月30日にオープンした分の時間貸し分が1,700円。そのほかに定期貸しとして、主にマンションの住民の方なんですけれども、その方の4月分の定期貸し分、前月の納付ということになっておりますので、その分が38万4,646円ということで、4月分に関しましては47台分ということになってございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。そうしますと、供用開始されたのが3月30日ということでございまして、たった2日間の収入だと思いますけれども、それは月ぎめということで契約、先ほど私も質疑しようと思ったんですけれども、47台分の契約があったということでございます。この塩竈中央公共駐車場でございますけれども、この47台以降、また契約などは済んでおられるのか。これは多分3月30日までだと思いますけれども、その後どのぐらいこの駐車場の月ぎめの契約がなされているのか、確認します。

○阿部（眞）委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 月ぎめ、定期貸しなんですけれども、年間の契約ではなくて、月ごとの継続契約というものになってございまして、4月では47台でございました。その後、現在におきましては43台の契約ということになってございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。4台分ぐらい多分減っていると思うんですけれども。

やはりこれは公共事業の駐車場でございますので、結局、収入を得られなければ本当に大変

な財政の赤字になると思いますので、大変分かりにくい駐車場、各ところにございますけれども、これはあくまで要望なんですけれども、決められた収入と維持管理というのでこういう形で契約がされるということであれば、一定収入がございますので、特別会計などで処理できないかということなんですけれども。要望、意見ですけれども、その辺はお考えはございませんか。

○阿部（眞）委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 特別会計というお話でございました。まず、この駐車場ですけれども、定期貸しの駐車場でもございますが、壱番館の行政庁舎の来庁者の駐車場ということで、行政サービスの点で非常に大きい部分の駐車場でもございます。特別会計となりますと、やはり収支ということで経営の観点から、行政サービス分というのを勘案すると、やはり一般会計でやるのが妥当ではないかということで、当初から一般会計として駐車場の運営をさせていただいているということございます。

以上ございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ある一定の維持管理が必要になってくるわけですけれども、その辺を踏まえて、収入も定期的に入ってくるということで特別会計というものもあるのかなということで私が質問させていただきましたので、ぜひ検討していただければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。同じ資料No.8の154ページでございます。その中に公園費について質疑させていただきますけれども、公園とか樹木の剪定とか草刈りなんかは、公益にやはりされていると思ひます。例えば、公園の草刈りとか樹木の伐採なんかも、本当に地元の町内会のほうから依頼されて、刈ってくれという形で多分来られると思ひますが、今回は公園のほうで質疑させていただきますけれども、樹木の伐採で1,876万6,200円となっておりますが、結構高い数字だと思ひんですけれども、この中身についてどのような伐採なのかお知らせください。

○阿部（眞）委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

こちらの1,876万6,200円の内訳でございますが、3年頃前から塩竈市内の緑地や公園での危険木がかなり多くなりまして、家屋や道路上に倒れるという事件が発生しております。それで、危険木を抽出しまして計画的に伐採を行い、安全確保に努めてまいっているという内容でござ

います。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。いろんな近隣とか台風なんかで樹木が倒れる専決処分なんかも数多くありますので、こういった早めの対応がされたということだと思いますけれども。

そこで、草刈り作業の委託のほうに入らせていただきますけれども、予算が多分640万円ぐらいあったと思うんです。それで、決算が373万5,000円という形で、多分、その前の昨年よりも結構雨がなくて雑草の成長も早かったと思います。公園の雑草の伐採もかなり町内会に依頼されていると思いますけれども、作業内容、どのような人員で行っておられるのか。あと、1年間の頻度を教えていただきたい。

○阿部（眞）委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 答えいたします。

まず、直営での作業につきましては、5人いますので5人で除草などを行っております。あと委託業務としましては、シルバー人材センターとかに委託をしております。年に公園につきましては春と秋について除草などを行っております。また、身近な公園については、今、65の公園が協定の公園となっております。地元の方に簡易的な管理をお願いしております。除草なりをしていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 シルバー人材センターにも多分お願いしていると思います。結構シルバー人材センターも高齢化になって、どうしても雑草の機械を回すことに大変なこともあります。また、一番暑い夏の中での作業になってきますので、なかなか作業員の確保というのが多分困難になってくるとは思いますけれども。私の近くの住んでいるところにも、小さい公園ですけれどもございます。そんな中で、やはり町内会としてお願いすることも多々あると思うんですけれども、できればこの作業を軽減するために、ある程度小さい公園に対して、雑草が生えないようにするシートなんかもあるみたいなんですけれども、通り道とか、小さいお子さんなんかは公園で遊ぶのがやはり春休みとか夏休み、それからお盆の帰宅のときに家族ぐるみで公園に遊びに来るというのが多くなるとは思いますので、そういったこういう予算を組むに当たって、結構な金額に多分なると思うんですけれども、こういったシートを使えば、翌年の作業の支出も減って

くるのではないかなと思いますが、また、町内会もほとんどやはり高齢化が進んで、依頼している部分も多分あると思うんですけれども、それもだんだん少なくなっているような状況でございますので、それも踏まえて検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

委員からのご提案でございますが、まず、そういったシートがどのような効果があるとか、小さな公園でも全面からスタートするとなかなか、ちょっと難しいところがありますので、規模も調整しながら検討させていただきたいと考えております。

また、先ほど町内会の方が高齢化でなかなか協定の公園が増えないというような事情がありますけれども、今後、企業の方々にもお声がけして協定の公園を増やすような取組を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、資料No.9、主要な施策の成果についてから質疑させていただきますので、よろしくお願ひします。120ページの防災体制整備事業でございます。年々災害が全国的に多くなっており、避難所の運営が大変重要になってきております。そこで、施策の実績の1のところの防災備蓄品の消費期限の交換が必要になってくるわけでございますけれども、主に消費期限はどのぐらいの頻度で交換されるのか。賞味期限というのがあると思うんですけれども、どのように管理されているのか教えていただきたいと思ひます。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 消費期限についてお答えいたします。

防災備蓄品につきましては、市民安全課で台帳として管理しております。それで、備蓄によっては5年であったり、10年であったり、ミルクは1年ということもございまして、その品目に合った形で順番に入替えを行っている状況でございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 入替えということで5年、10年、1年というのもあるということでございますけれども、例えば、ここにも現況と課題ということで右のページでございますけれども、液体ミルク

クなんかはやはり1年ということで先ほど触れられましたけれども、賞味期限が迫った備蓄品についてはどのような対応をされているのか、確認させてください。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 賞味期限が迫った備蓄品については、賞味期限が切れる前にですが、まず、アルファ米とかに関しましては、自主防災組織のほうにご案内をさせていただきまして、そちらの希望を取りながら防災訓練とかで活用していただいているという状況でございます。また、ミルクについては、ミルクの必要などころにあらかじめお渡ししているということで、なるべく無駄にならないようにということで活用を努めているという状況でございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ほかの自治体もそうなんですけれども、一番賞味期限が短い液体ミルクでございますけれども、保育園でも活用しているということもお聞きしております。完全に賞味期限が切れるわけではございませんので、そういった部分でこういう、もう間近な期限ということで、保育所で活用というのもあるみたいでございますので、そして、商品に関しては無菌ということで商品化になっていますので、検討していただければと思います。

指定避難所への防災備蓄品が設置されていると思いますけれども、いろいろございますけれども、塩竈市の指定避難所になっている県立塩釜高校への防災備蓄を、設置されていると思いますが、また、指定避難所のとときの対応の避難訓練などどのように行っているのか、お伺いします。

○阿部（眞）委員長 井上危機管理監。

○井上市民総務部危機管理監 塩釜高校につきまして避難所に指定させていただいております。これに関しましては、震災後、県の教育委員会のほうからぜひ県内の高校を避難所として活用できないかというお話を市町村から出させていただいて、県からは許可をいただきながら、今現在、県の教育委員会と基本協定を締結し、塩釜高校と避難所利用についての覚書を締結しているような状態です。ですので、総合防災訓練のときにも全て鍵をお借りしながら、こちらの東キャンパスの体育館になりますが、そちらのほうを利用させていただきながら訓練も実施しているところでございます。

備蓄に関しましては、先ほどこちらの資料の120ページのそのものを入れ替える部分もちろ

んなんですが、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、パーティションとか簡易ベッド、消毒液、サーキュレーター、こちらのほうももちろん準備するような形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 済みません。あと避難訓練などは行っているのか。

○阿部（眞）委員長 井上危機管理監。

○井上市民総務部危機管理監 避難訓練につきましては、各学校で実施しているはずで、年2回必ず実施しているはずで。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

宮城県の県立高校でございますので、ほかの自治体なんかも、県立高校の避難所としては多分なっていないのではないかなと。これは特別に何か塩竈市がなっているのかなと思います。そういったことも踏まえて、しっかりと職員の避難になった場合は張りつけなんかも多分されと思うんですけれども、そういった形でしっかりと県立塩釜高校との連携も取っていただければと思いますので、よろしく願いします。

続きまして、130ページの防犯対策事業から質疑させていただきます。その中で、空き家の取組についてですが、書かれているのは平成30年度から改善要求を続投している空き家と令和元年に新たな相談があった空き家が54件、調査、改善が必要な空き家に対して通知を行ったということが書いてあります。改善が必要な空き家は何軒くらいあったのか。また、改善が必要な空き家などにどのように改善を行っているのか確認、お伺いします。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 空き家対策ですけれども、本市の空き家については、平成27年度に定住促進課と連携し、危険性が高いと判断した51件を空き家カルテに整理して、文書郵送による整備要請を継続してまいりました。令和元年度当初では、こちらが19件に減少したのですが、その後、その経過の中で新たな要望箇所が35件ということで発生しておりまして、合計で54件ということになったものでございます。うち3件が解体1件、樹木伐採2件ということで改善が図れ、令和元年度末では51件ということになっています。

この対策については、現況の中では、現地を確認した上で危険建物の所有者を探し出して、そちらのほうに簡易書留等で郵送して指導を行っているという状況でございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 成果としては、右にも書いてありますけれども、1年間で54件中3件が指導に応じて、解体になったわけでございますけれども、私から見ると、1年間というのはやはり長いスパンでございまして、3件というのはちょっと少ないのかなという部分があります。様々な利用者の問題があるとは思いますが、今後とも課題として取り組んでいただければと思います。

また、LED防犯灯整備事業ですが、約半分ぐらい強で入替えが済んでいる、残り2,086と。これについて、進捗状況についてどのようになっているのか、お伺いします。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 LEDの整備の進捗状況ですけれども、LEDについては5年間で2,000灯の整備計画を計画しましたが、町内会の皆様からの要望等を踏まえまして、令和2年度まで3年間の計画に前倒ししまして2,000灯ということで整備を進めてきたところです。令和元年度では、86町内会で774灯が整備されまして、整備数は合計で1,399灯となりました。また、令和2年度現在ですけれども、63町内会で599灯の整備予定ということになっています。これらを踏まえまして、令和2年度末で1,998灯、約2,000灯の整備となり、ほぼ計画どおりの整備となっているという状況でございます。令和2年度ということまででございますので、今後の計画については、これから町内会を対象にアンケート調査を再度実施しまして、その整備を踏まえまして計画を策定していきたいと考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

ある程度、町内会も予算のあれでなかなか進まない状況も多々あると思うんですけれども、LEDの防犯灯、年々何か機械自体が下がっているような物がございまして、その下がった分を何かのあれで補助金のほう、ちょっと安くできないかなという部分がございますので、その辺もぜひ検討していただければと思います。そうすれば、この2,000灯、速やかに交換できるのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、防犯カメラ設置事業ですけれども、今回、駅前の周辺に7台が設置されたわけ
でございますけれども、地域の安全安心が図れたと思います。今後の方向性として、どのように
今後この防犯カメラ設置事業を進めていかれるのか、確認させてください。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 防犯カメラの計画でございますけれども、防犯カメラの設置に
ついては、平成31年4月に塩竈市防犯カメラ設置及び運用に関する条例を施行し、塩釜警察署
との協議を踏まえ、地域安全まちづくり推進会議で提案をさせていただいた10か所で25台を計
画しております。この計画の下に、令和元年度ではJR本塩釜駅アクアゲート入り口に3台、
西塩釜駅に3台、塩釜駅に1台を設置したというところでございます。

今後の計画ですけれども、令和2年度では赤坂交差点へ設置を予定しており、令和3年度以
降に梅の宮陸橋下、本塩釜駅北側、佐浦町、西塩釜駅付近、塩釜駅前ロータリー、玉川一丁目、
清水沢公園の南西各部等、設置する計画となっております。この計画により地域全体の安全
につながるということを期待しております。今後も、計画的に防犯カメラの設置を図り、計画
的防犯カメラ設置により地域全体の安心安全に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

時間もありませんので、続きまして、304ページの広報広聴事業から質疑させていただきたい
と思います。この決算が3,012万9,000円と年々決算費が若干増加、多分されていたと思います。
広報紙の内容も、今は本当にカラフルになりまして、とても見やすいということも市民の方か
らも聞いております。そこで、広報活動の中で情報紙の発信、また、発行部数、2万2,800部が
発行されております。塩竈市の世帯が今、約2万3,700ぐらいですかね。そうしますと、930世
帯ぐらい、広報紙が多分行ってないかなと思います。市民の皆様から塩竈市で今、何が起き
ているかというのが唯一分かる情報紙でございますので、多分重複世帯なんかもあるかと思
いますので、どのようなことでこの発行部数というのは決められたのか、確認させてください。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

現在、広報紙につきましては、基本的に町内会の皆様にご協力をいただいて、謝礼をお支払
いしながら配付させていただいているところでございます。基本的には全世帯を対象として配

付するものでございまして、町内会に加入されている方、加入されていない方に関しましてもご希望によってはご郵送等をしながら、郵送もしくは赤帽さんとかを使ってお渡ししたりとかして、そういった形で網羅している予定ではございます。なお、例えば、住居として実際に住まわれていない方々とか、実態に即した数値として配っている中で、我々として過不足ないようには発行しているんですけども、そういったところで毎年数値が上下しているところではございます。部数としてはそういった形で捉えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

そこで、その広報紙の中身ですけれども、広報紙の有料広告掲載というのが（２）になるんですかね。これは平成31年2月号から有料広告の掲載が始まったとなっておりますけれども、市民の業者さんにこの告知と、また、料金体制などをどのように告知されているのか、お伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

有料広告、広報紙を現在、毎月10枠の広告をいただきまして、料金を我々が頂く形です。いただいてそれを広報紙の事業費に充当しているという状況でございます。その頂く広告に関しましては、我々役所が直接広告主を募集するのではなくて、もちろん入札の上でなるべく高い金額の札を出された業者をお願いをして、その業者が広告を探してきて我々に提示をして、我々はその広告が例えば公序良俗に反しないとか、内容的に問題がないと判断をした上で広告を掲載するという流れでやっております。

ちなみにですけれども、広告に当たって、我々が広報を作るに当たっては、もちろん第一義にはなるべく一般財源の費用負担をかけないで、かつ、広報紙を充実させたいと。ページを例えばカラーページにしたいとか、せめて2色刷にしたいとか、ページ数を増やしたいというための財源確保策。もう一つは、やはり塩竈市の広報紙ですから、広告枠の一定程度の割合、現在は大体10枠のうち多くて6枠、少なくとも4枠ぐらいは塩竈市の地元の会社の広告を入れる方向で、入れるように業者さんのほうにお話をして、実際にそういう形にしているという状況でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 広告、なるべく枠があって塩竈にも声をかけているということでございましたけれども、やはり塩竈市の広報紙でございますので、2万2,800部数が世帯のほうに行っているということでございますので、ぜひとも、この間、広報紙の多分一番最後だったと思うんですけども、塩竈市以外の事業者さんの広報、PRの宣伝の部分が入っていたものですから、多分契約の段階でそうされたのかなという部分もあるんですけども、残念なことに、やはり塩竈の事業者さんの広告も入れてほしいような私の感想でございますけれども、ぜひともこれからしっかりと地元の事業者さんを入れていただきたいと要望しておきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

次に、319ページのふるさと納税事業についてお伺いします。ふるさと納税は、納税者から故郷などを応援したいという自治体に寄せられた2,000円の自己負担を除いた全額が所得税や住民税から控除される制度でございますけれども、大都市の税収を財源として、地方に移し地方活性化につなげる狙いがあるというのがふるさと納税でございますけれども、この制度を抜本的に見直す方針が出されたというのは、つい最近でございます。返礼品の30%の地場産品を限定として、それに自治体に寄せられた税の処遇改善を受けられない仕組みに改正されたというわけでこの間の改正がなされたわけですけども、そこで、320ページの施策の成果の成果の表がございますが、故郷など応援したい自治体に寄附された、そして返礼品として地場産品の品が届く、そこで、お伺いしますが、昨年度の実績が2倍になった。これはもう毎年どんどん増えてきているわけですけども、この2倍になった成果についてお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

まず1つが、今、委員がおっしゃった国の規制に伴いまして、一部非常に、国の言葉を借りれば、不適切などという形になるかと思うんですが、集めていた自治体から他の自治体のほうに流れてベースアップしたというような部分があるかと思っております。あと、ふるさと納税の制度自体が広まったというのも、もちろんあるかと思っております。

次に、私のほうでお話しさせていただきたいのが、塩竈市が努力している部分が幾つかございます。1つが、まず、こちらの主要な成果にも記載のとおり、高島屋ブランドを利用させていただきました。これは、平成31年4月ということになるんですが、高島屋さんが塩竈市に突然いらっしゃいまして、ふるさと納税でぜひ協力させていただきたいという話を受けました。

当時、私は、高島屋ブランドがどこまで有効なのかわからなくて、失礼ながら、いや、三越さんとかだったらあれなんですけれどもみたいな言い方をしました。そしたら、高島屋さんは、やはり関西が中心のあれなんですけど、いわゆるお金持ちの方々のメンバー会みたいなものを持っていて、そういった方に対する訴求効果があると。蓋を開けてみたら、高島屋、半年間で1,000万円稼ぎました。高島屋がセレクトした商品ということで、通常の例えば何々屋さんの何々とやるよりも、高島屋が選んだ何々屋さんの何々というだけで付加価値が上がるんですね。それで、高島屋ブランドという部分で1,000万円、半年で稼ぎました。

あと、定期便を始めました。これは、例えば、2か月間なり3か月間なり、定期的にお肉とか魚とかを塩竈からお届けしますような便。これも半年間ですけれども、これで260万円稼ぎました。

あとは体験型でございます。体験型は、一番人気なのが主にお寿司屋さんですね。お寿司屋さんのところに来て、板前さんに握っていただいて、それを食べるという体験のすし券みたいな形のものですけれども、面白いのが、やはり塩竈市外からお寿司を食べに来るという効果がありまして、こういった体験型部分も伸びております。

こういった形で、数値的にはもう8,900万円ということで、去年の倍以上の数字になりましたけれども、本市としましても、ふるさと納税、非常に貴重な財源として捉えていますので、日々努力をしているところでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。高島屋のふるさと納税というの、それも聞こうと思ったんですけれども、先ほど言われたことだと思うんですけれども。

結構私も、ホームページを見ますと、何か牛タンなども載っていたわけですが、それも多分高島屋さんのものになっているのかなという部分が。以前、一般質問で、やはり酒と漁業のまちでございますので、私は牛肉なんかも入れたほうがいいのではないかということで質問をしたことがあるんですけれども、いや、塩竈はちょっと肉は駄目だというような形であったわけですが、でも、やはり肉のチョイスというのはかなり頻度が高いという部分がございまして、こういった高島屋とふるさと納税をひもづけて、できればそういった牛肉とか、扱っている店、業者さんはあると思いますので、そういった全国的に牛肉の頻度が高い。あとは塩竈のPRに本当になるわけでございますので、そういった返礼品に対して、品

数も大分増えたと、ここにも書いてあります。338品でございますか。ホームページを見ますと、ずっとなっていていろんな種類が入っているわけでありましてけれども、その中で一番今、頻度が高い返礼品になっているのは今、何でしょうか。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

申込件数、個数で言いますと、トップが和牛黒タン焼き肉用肉ということで、味つけの肉でございますけれども、それが1位でございます。塩竈市の返礼品は過去数年間、1位が肉、2位が酒、3位が嬉しいことに浦戸のノリ、そういった形の順番になっております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ということは、ぜひ、肉中心にはならないと思うんですけれども、そういったものを表に出してもいいのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質疑に移ります。ちょっと戻りますけれども、199ページのごみ処理事業について質問させていただきます。現況と課題の中に、老朽化している清掃工場と残量が限られている埋立処理場の延命化に努めるとありますが、清掃工場の燃焼タンクの補修なんかもしております。また、中倉埋立処分場の破碎機を取り替えた部分もございまして。交換してからどのくらいの頻度でもつのかということも、私も教えていただきたいんですけれども、また、中倉埋立処分場もどのくらいもつのか、その辺も含めて教えていただきたいと思ひます。

○阿部（眞）委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、清掃工場の部分でございますけれども、清掃工場の改良工事などを行いますと、大体四、五年くらいはもつのではないかと思っております。あと、埋立処分場の延命化ということで、あとどのくらいもつのかということでございましてけれども、昨年度の測定の結果、去年の時点で4年3か月ぐらい、8月末に測定したときに4年3か月ぐらいということでしたので、それから大体1年経過しておりますので、残り3年3か月程度と。今現在、そのくらいの年数かと考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。清掃工場が四、五年は大丈夫だということで、その後はちょっと分からないということと、中倉埋立処分場の量的なものは、4年ですけれども、1年経過したので

あと3年ぐらいは大丈夫ではないかということでございます。取りあえず、そうでございますけれども、その後のことも今からしっかりと考えていかないと、やはりごみというのは減らない状況があるわけですから、その辺の対策もしっかり取っていただきたいと思います。

それから、政策の実績にごみの1年間の種類別の収集状況が記載されていますが、可燃ごみ1万397トン、それから不燃ごみ707トン、この数字は実際、多いのか、少ないのか。また、同じ人口比率で比べて、ほかの自治体と比べてどう違うのか、教えていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 塩竈市のごみの収集量でございますけれども、他の自治体と比べてということになりますと、どこと比べてということにもなりますので、県の平均から比べますと、塩竈市、ごみの収集量については、平均よりも超えているという状況にはなっています。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 といいますと、皆さんに声をかけてごみの減量をしていかなければいけないということになると思います。そこで、本市のごみの3Rの取組などを行っているのか、その辺を確認させてください。

○阿部（眞）委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、3Rへの取組ということでございます。3Rというのは、リデュース、リユース、リサイクルということで、3つのRということで3Rでございますけれども、3Rへの取組ということで、啓発がまずは必要かということです。来月の広報10月号にも特集としてごみの減量ということで掲載させていただく予定でございますし、学校関係のほうで、例えば、清掃工場の見学ということで各学校が来られますけれども、そのときにも3Rに関するビデオを見せながら、その後にリサイクルセンターの様子を見てもらうと。こういうことでプラスチックの出されたごみを分別しているんですよというような話もさせていただいております。そういった取組も必要になってくるのかと考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

今、9月から買い物をするときにビニール袋が有料化になったというのも踏まえて、ごみの

意識が本当に高まっているような状況がございますので、塩竈のごみの清掃工場、それから中倉埋立処分場のことを考えますと、やはりもっともっと市民の方にごみ減量を訴えていかなければいけない部分があると思いますので、町内会で集まったときにそういうお声をかけるとか、そういったいろいろな施策をしていると思うんですけども、さらに、ごみ減量を地域、塩竈市全体で考えていっていただきたいということで要望にしておきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時15分といたします。

午後0時24分 休憩

午後1時15分 再開

○小高副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 午前に続きまして、令和元年度一般会計決算の質疑をさせていただきます。

資料No.6の6・7ページをお願いいたします。ここに出ております歳入決算額、本年度271億2,019万1,205円、歳出決算額が255億3,961万9,680円、差引残高として15億8,057万1,525円の黒字ということで、大変な努力をしていただいたと受け取っております。基金の取崩しとか、あるいは繰入金とか、いろいろやりくりをなさったんだろうということは分かりますけれども、本当によかったと評価いたします。

ただ、実質単年度収支を見ますと、7億5,719万2,428円の赤字という、これは本当に単年度の決算ですけれども、この単年度収支額に基金積立金と繰上償還金をプラス、基本積立金取崩額を差し引いた額となっておりますけれども、本当に最高の望むところは、例えば、1,000円でもここが黒字になれば、すばらしい決算となるんだろうと拝見いたしました。

その結果が7ページ、財政状況のところに現れているかと思えます。経常収支比率の改善、これは、なかなか改善されていないというのは当然の結果なんですけれども、これからの見通

しとして何かありましたらお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 経常収支比率につきましては、今、委員がおっしゃったとおり、なかなか改善が難しい状況でございます。要因の1つでありますのが、先ほどもご説明させていただきましたけれども、市税、本市の歳入の根幹でもございます市税、やはり確保に努めていかなければいけないということで、やはり定住人口の施策、あるいは、市外から移り住んでいただく方への支援、そういったことで税込、自由に市が使える一般財源を増やしていくということが、不断の取組として必要なのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。まさしく自由に使えるお金、結局、自主財源の確保ということが、非常に努力しなければならない課題であろうと思っております。

昨年ちょっと40%を超えたので喜んでいたんですけども、今年は40.3%ということで。説明によりますと、分担金及び負担金、あるいは、財産収入減ということですけども、財産収入減というのはどういうことなんでしょうか。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 財産収入は、いわゆる市が持っている財産を貸し付けたり、企業さんにご活用いただいたり、そういったもので収入を得る収入が財産収入という一般的な考え方になりますので、そういったものが若干減ったということなんだと思います。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

次に、ちょうど資料を頂きましたので、資料No.20です。37ページをご覧になっていただきたいと思っております。これは、私たちが市の財政を見るときに一番大事なところだろうといつも私は思っております。地方債残高の推移ということで出させていただきました。前年度からすると、ほんの少し減っているだけという印象も受けるんですけども、実は17億715万6,000円お返ししている、減っているということで、17億円は結構大きいかなと思います。

それで、35ページを開いていただきたいと思っております。ここには地方債償還額の推移ということで出ており、一番下になりますね、令和元年ということで。これは今まで返してきた額だと

思うんですけれども、令和元年度の利子というところを見ていただきたいんです。5億4,952万5,000円となっております。大変大きな額で、大体1か月にしますと4,579万3,750円。1日にしますと152万5,000円。これは、本当に私が議員になったときから比べれば3分の1にはなっているんですが、やはり大きな額であります。こういったことが足かせになって、なかなか塩竈市が豊かにならない部分があるのかなと推察しますけれども、今、ゼロ金利時代なんです、銀行の利子というものです。借換えとかいろいろ本当に努力してくださっているんですが、その辺の経過はどうでしょうか。お聞かせください。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 金利につきましては、ここ数年は徐々に上がってきているという傾向でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。ぜひこの辺も努力していただいて、何とか利子を少し安く抑えられるような状況であればというので課題としてお願いをいたします。

先ほど午前の質疑が出たときに、世代間の調整というか、そういった言葉が出たんですが、やはり私たちは、行政サービスというものはとてもありがたい。市民にとって素晴らしいことなんです、起きられないくらいの借金をしてくださいと市民の皆さんは言うておりませんので、その辺これから心がけていくことは、後生に残さないような、やはり身の丈に合った行政サービス、あるいは、市民の皆さんの幸せのためにどうあるべきかということを考えながら、財政というものに取り組んでいかなければならないだろうと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

では、中身に入らせていただきます。

資料No.9から参ります。資料No.9の障がい児通園事業、ひまわり園のところ、116ページです。決算額が41万円ということで上がっておりますけれども、中身を読みますと、相談事業ということで載っておりますが、本当にお子さんをお持ちのお母さん、悩みの多い、私も子育てをして、22年になりますけれども、本当にお母さんたちの悩み、そして、それを受け入れる、子供の状態を受け入れる厳しさというのを本当に身にしみて分かっておりますけれども、この相談事業で専門の先生を充てていただいているということでありたいと思いますが、月2回で十分なのかどうか、その辺お聞かせください。

○小高副委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 障がい児通園事業の中の相談事業についての質疑でございます。こちらで委託しているものにつきましては、ここに記載のとおり月2回とはなっていますけれども、実際、日頃の先生と利用者の方の会話とかを通じて、正式な相談というのはこうなっていますけれども、普段の中からいろんな相談とかも対応しているということになっております。

以上です。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

保護者の方に対するケアといいますか、特に、障がいを持っているお子さん、持っている保護者の方に対しては、ソフト面で本当に心のケアというものが大切でありますし、日々寄り添ってくださる人がいるということはとても大事なことで、この辺どうぞ重視してやっていただければと思います。

そこで、ひまわり園、指定管理者制度になっていると思うんですが、その辺の決算のありようというのは、どういうふうに見ればよろしいのかお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ひまわり園の決算の状況です。ただいま、さきに質疑ありました相談事業については、ここに記載のとおり、委託料41万円で委託はしているんですが、それと別に、児童発達支援、あとは放課後等デイサービスということでやっているひまわり園につきましては、こちらについては委託料はなしでございます。こちらを利用されている方、利用されると国からの給付ということがありますので、受託者側は国からの給付によって運用しているということになっております。

以上です。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは、同じく資料No.9の130ページをお願いいたします。防犯対策事業、これは午前にも出たんですが、ちょっとお聞きしたいと思います。LED防犯灯設置に関しては、よく理解できました。人口類似の市と比較して、いろんな事件の、犯罪成立といいますか、そういったことが多いと見るのか、少ないと見るのか。防犯灯をつけた平成29年度からすると、ぐっと減っ

ているような気はするんですが、その辺の効果というのは実感してらっしゃるかどうか、お聞きしたいと思います。

○小高副委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 防犯灯の効果についてですけれども、統計的には発生状況も減っているということでございますし、また、明るいLEDをつけたということで、町内会の皆様の安心感というものがかなり違っているという状況にもございますので、統計的な下がりも含め、安心感によるものもかなり大きな効果、あと、それに対する防止力というんでしょうか、そういったものもあると感じております。

以上です。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。今後ともよろしく、明るいまちは本当に安心のまちでございますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それで、防犯カメラの設置状況をお聞きしたいんですけれども、実は、本町商店街、昨年暮れあたり事件というか犯罪が発生したということで、非常に町の方たちが監視カメラをつけてほしい、防犯カメラをつけてほしいという要望が上がっているはずなんですけれども、その辺の見通しはいかがでしょうか。お聞きします。

○小高副委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 防犯カメラの要望ですけれども、確かに本町商店会さんのほうから要望は上がってきています。そして、防犯カメラの設置のこれからの助成というんですか、そういった考え方なんですけれども、今、165町内会のほうに防犯カメラの設置の助成の活用に係るアンケートという調査を8月24日期限に実施したところでございました。このうち20町内会のほうから回答をいただきまして、うち15町内会からご要望があったということでございます。

ただ、この要望でございますけれども、市のガイドラインに沿った形、あるいは、警察との打合せ、そういったものもございまして、そういった状況を町内会のほうと再度お話をさせていただきながら、今後、助成に向けた計画というのを制度設計としてつくっていきたいと考えております。

以上です。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 お願いしたいのは、ある程度、行政ですから、今年度予算でこことここというふうに決められるかと思います。ただ、緊急でいろんな想定外のことが出たときに、やはりここはどうしても早急につけるべきだということがあれば、ぜひそういったことを優先していただいて、まちの安全安心を確保していただきたいと思います。

それから、防犯カメラというのは、決して犯罪だけ、もちろん抑止力にもなりますし大事なんですが、そうではなくて、今、本当に認知症の患者さんとかいろいろいらっしゃいますね。高齢化してきます、まちが。そうすると、そういった人探しの場合もそうでしょうし、様々な点で防犯カメラの役割というか、とても重要な役割を担っているということは私たちも認識していますので、ぜひこれはしっかりと進めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、同じく資料No.9、132ページをお願いいたします。このところ、消費者対策事業というのが出ていまして、専門の相談員の方、助言やあっせんといった消費者の方たちの被害の救済活動を行っているということで、これは今どこに窓口がございますか。教えてください。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 消費者相談窓口につきましては、本庁舎裏のプレハブの1階にございます。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 できましたら、もっと市民の方に広く窓口の設置のあれを知らせてほしいと思います。というのは、最近、皆さんお聞きになっていると思うんですけども、ドコモ口座、これは私も慌てて銀行に行って、家族に注意されましてね。全然記帳していなかったものがあるので、注意されて私も行って来たんですけども。スマートフォンとかインターネットが普及しまして思いがけない、コロナの関係もありますけれども、ドコモ口座なんて今まで聞いたことがないような、非常に厳しい。ゆうちょ銀行まで入っているということで、窓口というのは非常に大事だなと。どこに相談に行けばいいのという、被害に遭ったときにですね。やはり広報にもそういったことをしっかり載せていただいて、何か変だなと思ったらここに来てください、ご相談くださいということで、塩竈市は高齢化しておりますので、皆さんが行きやすい場所、そういった場所に市民のための、ワンストップであれば一番いいんですけども、そういった窓口も置いていただければと。市民への注意喚起、それを促していただければと思いま

すが、その辺のご意見があればお聞かせください。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 最近ですと、よりスマートフォンとかP Cサイトを利用した高度な専門的な悪質な使用料等の不当な請求とかが増えていきますので、窓口の広報に今後も努めてまいりたいと思っておりますし、なお、消費生活相談員の研修等も強化させていきたいと思っております。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、208ページをお願いいたします。浦戸振興事業というところで決算額650万円ということが出ておりますけれども、その下の施策の実績のところでお尋ねいたします。3番の地域おこし協力隊活用事業606万4,000円ということですが、今の現状というのはどういう現状になっておりますか。これまでの事業の経過と現状というのを聞かせてください。

○小高副委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 地域おこし隊についてのお問合せですので、お答えさせていただきます。

昨年度606万4,000円につきましては、2名の地域おこし隊を雇用させていただいております。それに係る費用について今回実績として決算額を上げさせていただいております。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 2名の方は、現在も浦戸のほうで活躍なさっていますか。

○小高副委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 はい。今現在も2名、寒風沢の刺し網のほうで作業に従事いただいております。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。今、浦戸の浅海漁業をはじめとする若い方の力というのはとても大切ですので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

それから、210ページをお開きいただきたいと思います。

浦戸のステイ・ステーション運営事業、決算額が1,662万円ということですが、実は、市民の方からなんです、浦戸のステイ・ステーションを利用したいと思って手続をしようと思ったら、とても何か内容が分かりにくいというか、手続が非常に簡略ではないということでお話をされましたけれども、簡単ではなかったんでしょうか。お聞きいたします。

○小高副委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 お答えいたします。

ステイ・ステーションの利用の申請書につきましては、実は1枚物でございまして、使用期間を書くとか、目的を書くとか、宿泊の有無とか、あと人数を書くような部分にはなっておりますけれども、こういった部分で若干分かりづらいとかということであれば、ブルーセンターのほうにお電話いただくとか、4月にホームページが変わりまして、なかなか申請書にたどり着けないといった部分がございますので、そういった部分で今後、申請書を見つけやすくするとか、書き方に当たってはホームページに参考例を載せるなど、対応したいと考えてございます。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。できるだけ簡略化していただいて、はっきり、簡単にしていいただければと思います。

それから、利用料ですね。利用料金が明確化されていないと言われたんですけども、それはいかがですか。

○小高副委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 お答えいたします。

利用料につきましては、ステイ・ステーションの多目的室が、例えば、日中ですと4時間で1,220円とか、あとは体育館の使用も4時間で2,540円とか、条例で利用料金を決めさせてございますけれども、やはりホームページでなかなか見つけられないとか、そういうお話なのかとは考えてございますので、そういった分も含めて今後、早急に改善してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

それで、宿泊もできるんですけれども、宿泊料はどのぐらいですか。

○小高副委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 お答えいたします。

1泊1室2,340円という料金設定になってございまして、大体3名ぐらい1室に泊まれるような部屋となっております。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

それで、資料No.8の16ページをお開きいただきたいと思います。

そこに総務使用料として浦戸諸島開発総合センター使用料50万円、あるいは、その下に浦戸ステイ・ステーション使用料24万7,000円が出ておりますけれども、これは1年間の使用料かと思っておりますけれども、これでよろしいですか。

○小高副委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 そのとおりでございます。1年間の使用料でございます。ただし、料金のかかるような施設に関しましては、先ほどご説明したとおり、多目的室とか体育館というものが費用がかかるということで、例えば、桂島ステイ・ステーションですと、年間で2,816名のご利用があるんですけれども、そのうち当然多目的室を利用される方というのは少ない部分がありまして、あくまで供用部分とかそういったものをご利用なさる方が多いということで、なかなか、年間を通してこのぐらいの数字になっているような状況でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 それで、元に戻ります。資料No.9の210ページの桂島と出ていますけれども、目的、利用目的のところにもその他と出ているんですけれども、その他というのはどういうことが含まれておりますか。

○小高副委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 お答えいたします。

島を訪れて昼食をとられる方とか、そういった方がご利用されたり、施設の見学ということでいらっしゃる方の人数を計上してございます。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

私、お聞きして、今、直営になっておりますね。塩竈市として運営しているということで認識していますけれども、よろしいですか。

○小高副委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 塩竈市の浦戸振興課のほうで管理してございます。

以上です。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

それで、宿泊のときの接待とかというのは、どのような形にしているのかをお尋ねしたいと思います。

○小高副委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 答えいたします。

浦戸ステイ・ステーションにつきましては、1施設、桂島、寒風沢、それぞれ4名の職員がいるような形でございまして、日勤と夜勤という形で勤務的な交代をしているということで、宿泊の際は夜勤の方が対応するという感じになってございます。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 大変詳しく、何か集中的に質疑させていただいて、申し訳ございません。というのは、この施設が大変もったいない施設であるということをまず私たちは認識しなければいけないと思います。復興以来、立派に出来上がりました。お風呂は車椅子のまま入れるお風呂にもなっております。つまり、福祉の関係でも使えるような施設であったかと思えます。

島のデイサービスの場として活用できないかという声が随分出ているんですね。その辺のことは市のほうでは全然お考えではないでしょうか、お尋ねいたします。

○小高副委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 昨年、おととしと浦戸地区でのそういった施設型介護への事業者の進出を目指して、今おっしゃったステイ・ステーション、それから災害公営住宅の集会所、そういうところの施設見学を介護事業所の方にやっていただきました。そして、ここを使って今おっしゃったような、私どももデイサービスなどの事業展開をしてくれる方がいないかと、その呼び

水になる、誘導になるようにということで、そういう見学会をさせていただいた後、実現するために数社の事業者とのヒアリングなどを重ねております。

ただ、今、介護保険事業の中で認められます料金というのは、浦戸と往復する交通運賃とかそういったのは介護保険料の中で認められておりませんで、塩竈市が今、独自に助成しているということがあります。採算が合わないということです。やはり塩竈市がかなり手厚い支援をしなければ、採算が合わない。民間が介護保険事業をそこで展開するということには、残念ながら至っていないというところでございます。

以上です。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。なかなかその辺の要望とニーズ、いろんな面で難しい面があるかと思っておりますけれども、今後、課題としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つは、このステイ・ステーション、今、全国的にももちろんウェブ会議とかやっていますけれども、この間ちょっと質疑させていただいたと思うんですけれども、九州のほうの島、光ファイバーを通したことによって企業が進出してきたという話も聞いております。このステイ・ステーション、何とか皆さんの知恵をもって活躍できるような、そういった施設に、これから私たちも真剣に考えてまちおこしをしていかなければと思ひます。1つの大きな私たちの課題だと受け取っておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、同じく資料No.9の319ページをお願ひいたします。

先ほどふるさと納税についてですけれども、いろんな質疑が出まして、本当に倍にもなったということ、大変嬉しく思っております。対象が1万円ということで大変納税しやすい金額になりました。何年か前かは、私、塩竈は5万円と東京の親戚から言われまして、あんまり高過ぎて納税できないということで、議会でお願ひして1万円ということで、とてもよかったと思ひます。

大変嬉しいのは、体験型なども入れていらっしゃることなんですが、私は、子育て支援に関して、体験型というのは浦戸の先ほど言いましたステイ・ステーションを利用して親子さんで海を楽しむような、釣りをしたりとか、夏休みとかそういったときにね。そういったことも含めて、体験型の1つ、泊まっただいて親子で楽しむような、そういったことも、とても松島の海ということでPRできるのではないかと。帰りにはお土産を持って帰っていただくというようなことも、1つのあれではないかと思っておりますので、これはご提案しておき

たいと思います。

その中に、返礼品なんですけれども、195品目から一挙に338品目ということなんですけど、随分たくさん量かなというふうに見るんですが、その評判というのはいかがでしょうか。

○小高副委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

品数が今おっしゃるとおり増えました。これは、我々が委託をしている業者さんが新浜町とか北浜とかあの辺を走り歩いていただいて、事業者さんとお話をした上で提案をしてその数を増やしてきたという経過がございます。

ただ、一方、やはり数が増える分というのは、単体として増える、つまり金額としては割と低い部分も結構増えていまして、先ほど委員からもご紹介いただいたとおり、1万円とか2万円とかの少額が件数としては非常に多くなっております。これも1つ戦略としてこういうふうにやってきたという部分もあるので、決して悪いことではないんですが、次の段階としては、寄附の単価をなるべく上げていく方向をやはり考えていくべきかとは考えていました。先ほどご紹介させていただきました高島屋ブランドとか、定期便なんかだと自動的に金額も高くなりますし、そういった方向を充実させることによって、さらにご寄附いただく額を高めていきたいと考えておりました。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ふるさと納税、なかなか魅力的なものでして、皆さんにも喜ばれるという大変いい制度であると思っておりますし、地場産品をPRするには最も適しているということで、そういったことで、これからも力を入れていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に、323ページをお願いいたします。市税賦課及び収納事務のところですけども、決算額が2億4,259万9,000円ということですが、この内訳を教えてくださいと思います。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

2億4,259万9,000円の内訳なんですけれども、基本的に職員の人件費、あと電算関係の委託料、そういったものが含まれるということになっています。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

次の325ページにあります収納率向上対策事業というところに、宮城県にお願いしている、いろんな整理機構なんかへの費用というのは、こちらのほうに入っているんですか。お聞かせください。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

収納率向上対策事業の決算額につきまして、宮城県地方税滞納整理機構の分はこちらのほうに入っております。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。いろいろ努力していただいて、収納率も上がっているようですので、よろしくお願ひしたいと思います。

とにかく地域経済、活性化するためには、地域循環型経済、3を投資したら3.5、4ぐらいの率で回ってくる、そういったものに対しては、率が上がるものに対しては投資してもいいですよ、お金をかけていいですよというような、やはり私たちもできるだけとにかく一生懸命塩竈市の豊かな経済が戻りますように、しっかりと見詰めてまいりたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○小高副委員長 曾我委員、続行いたします。曾我委員。

○曾我委員 私は、50分の時間だという、あんまりいっぱいやるなよという周囲からの声もありますが、これまで共産党市議団として市民の要求を聞いて、令和元年度の予算のときもいろいろ言ってきたことや、あるいは、最近市民から言われていることについて述べながら、当局の考えを聞きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず1つは、資料No.9の主要な施策の成果に関する説明書で、53ページの生活保護事業に関してです。

これは、全国紙でも言われていますが、国民の生活がだんだん大変になっていて、高齢者の年金も減って、バイトもしながらだけれども、なかなか大変な状況が反映されて、高齢者に生活保護を受ける人たちがうんと増えているという状況があるようです。塩竈も前々から生活保護率が多いのではないかというご意見もありますが、それでも私、最近いろいろ思いますのは、

市は、本当に生活に困窮した方々、仕事がなくなった方々に寄り添って丁寧に対応されていること、改めて職員の方々に心から感謝申し上げたいと思います。

それで、最近言われたのは、生活保護になったんだけど、猛暑で今まで使っていたエアコンが壊れてしまったんだと。こういう物に対しての補助はないんだろうと言われて、運が悪いことに、扇風機も壊れたという。そういうのでいろいろ悩んでいる方も多いと。非常に生活保護の方々の住居の環境というのは、家賃から言ってみても、それから、働けないということから言っても、本当に生活が大変なんだろうと思います。

それで、厚生労働省のいろいろ通知を見ますと、平成30年度からエアコンも認めるよということを言っているようですが、塩竈市では、こういう物をどう取り扱っておられるのか。その辺は丁寧に対処されているのか。その辺をお伺いします。

○小高副委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護での今おっしゃったエアコンとかその辺の質疑でございますが、私ども担当のほうでは、国からの通知をそのまま守ってやっております。当然守っておりますし、ただ、それが一概に、対象となるからすぐ給付しますとかというのではなく、生活実態とかも当然、相談なり聞き取りなんかをしながら、それに見合ったようにやっていくという、国のルールどおりにやっております。

以上です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 国のルールどおりでどれぐらい、何件ぐらい対処されたんですか。

○小高副委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 済みません。今、手元に資料がないものですから、調べて後でお答えしたいと思います。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 全部ではないんですね、もちろん。それで、寝たきり老人、身体障がい者のいる世帯、「当該寝たきり老人などの身体的状況をよく把握して対処されたい」ということですから、ぜひ引き続きそういった対処をまずお願いしておきます。

続きまして、2点目は、狹隘道路についてお伺いします。135ページになります。狭あい道路整備事業ですが、136ページを見ますと、現況と課題について、建て替えの機会に行われる事業で測量や登記費用などが助成になることから着実に整理が行われているという評価のほかに、

なかなかそう言っても、後退部分が無償使用承諾書の場合はなかなか理解が得られないという問題もあるということで、そういう道路がたくさんあるので今後とも改善して取り組みたいと言われているわけです。

塩竈市は狭いまちで、何回も言われるけれども、坂道が多くていろんな複雑な道路、曲がりくねった道路がありますので、多くの議員さんたちも道路を生活に支障のないような道路にしてほしいということもありますが、私はずっと以前から、塩竈市は整備すると、4メートルにすると市道に移管されるという考えがあると、今度、市の維持管理費がどんどん増えていくと。こういう状況があるのか分かりませんが、もう少しほかの市町村、この間も東京で、去年ですか、視察に行ったところもそうですけれども、整備して安心して暮らせるまちについては、やはり道路というのは非常に大事な点でありまして、私、時間があまりないのですが、そういったことの検討はしたことがあるんでしょうか。お伺いします。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 狹隘道路、今、ご質疑ありましたけれども、個人の財産ということもありますので、皆さん、いろいろ狭い道を広くしたいという思いはあるんですけども、それを自分の土地のままにするのか、市にご寄附いただくのかも含めていろいろなケースがございますので、それを私どものほうにご相談いただきながら、お互いによりよい形でやっていきたいと思えます。

よその町だと、もっと本当に大規模に道路全体をとということもやっているところがあるようなんですけれども、なかなかまだ塩竈市ではそこまでは行っていないということもありますので、その一つ一つを着実に進めながら、今後やっていくのが現実的なのかと認識しております。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 これから長期総合計画のまちづくりを進めるわけですけども、そういった要望も当然多くあると思えますし、その前にやはり市としては、全部市が引き受けるというのは大変だと思うけれども、段階的にどうやったらいいかということをぜひ研究してほしいと思えます。よろしくをお願いします。

それから、私道整備が多分予算ではあったと思うんですけども、この成果には載っていないんですけども、私道整備事業はやめたのですか、もう。

○小高副委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 令和元年度の予算につきましては、100万円ほど予算化しておりましたが、

申請が上がらなかったもので、今回、主要な成果のほうには上げてございませんでした。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 私道整備も、なかなか周辺の人たちの負担が多くて、年金生活だとそこまで金出せないよとかいろんなことがあるんですね、やはり。それらも先ほど言いましたように、狭隘道路もですけれども、私道整備も含めて双方でよく検討して、少しでもよくなるようにお願いしてだけおきます。

続きまして、水産業活性化について、市場に関係なく水産業活性化の考えで152ページ、水産振興支援事業、この関係でお伺いしますが、実は、市民から塩竈市、新しい市場になりましたと。いろんな、オール水産で今後どういう方向で活性化させるんだと。水揚げと言ってしまうと市場になってしまうから、水産振興をどうするんだということが言われていまして、そう言われると、私もはたと困ってしまって、どういう方向でやるんだっけと思ったものですから、改めてその辺、考えがあればお伺いしたいと思います。

○小高副委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

水産振興策についてですが、まず、新浜町にございます仲卸市場につきましては、4月から仲卸連合会の青年部が新たに立ち上がりまして、仲卸市場、「ブリッジプロジェクト」という名称で今、約26名の方々が毎週1回活性化策について検討、議論をいただいているところでございます。具体的な事例といたしましては、8月のお盆前に10割増商品券の販売に合わせまして3デイズイベントというものを実施していただいたところでございます。今後も、建て替えを含めまして、どうやってこのコロナ禍の中で売上げを上げていくかという部分において、リモート販売、インターネット販売等についても議論を始めたところであります。

また、水揚市場におきましては、先日、新聞におきましても当荷さばき所が冷凍カツオ・マグロの対EU・HACCPの申請ということで記事が上げられたかと存じます。こちらにつきましては、昨年来、オール水産で構成いたします水産振興協議会の中でも新たな魚種の取扱いを増やすべく、冷凍カツオ、冷凍マグロの水揚げ高を増やすために、こういった輸出をキーワードに進めていこうという方針の下に今回ようやく、冷凍カツオ・マグロとしては全国初の産地市場の荷さばき所の対EU・HACCP認定申請という段階までこぎ着けたという状況でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ようやくスタートし始めた。その辺をもっといろんな関係者にお伝えというか、夢をあまり膨らませてはあれだけども、一つ一つ関係者にそういう方向だと、一緒にやろうという考えをぜひ示していただければと思います。

もう一つは、塩竈水産品 I C T 化事業なんですけど、150ページに書いているんですけど、「今後においても、事業者との協力体制のもと、商品や塩竈の認知度の向上、輸出体制の整備、向上を図りたい」とは書いているんですけど、資料No.22の30ページ、2のところに、塩竈水産品 I C T 化事業と地方創生交付金の予算執行の推移と今後の見込みというのがございます。これまで地方創生だったか、そういうお金を使ってきたということと、それが切れてしまったので今度、地方創生推進交付金を活用してやってきた。ただ、令和2年度は、地方創生推進交付金は令和元年度までだったということなので、これはやはり必要なことだと思うんですね、継続して。それで、実際この事業で塩竈市の水産加工業者が何百社かいると思うんだけど、これを活用している事業所はどれぐらいあって、データベース運用とか、こういったことは何件ぐらいやられているのか、あらあらでいいんですけど、教えてください。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 水産品 I C T 化事業ですけども、まず、地方創生推進交付金については、元年度で終了ということになりました。

水産品協議会につきましては、市内の加工業者等が53社加盟しております。これまで53社のサイトには160品を載せて、塩竈の水産加工品をPRしているところでございます。また、そのホームページを広報のために、これまでご登録いただいたバイヤーの方にメールマガジンをお送りして塩竈のPRをしているところでございます。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 令和2年度、今年度は塩竈市一般財源でやっているということですが、力を入れるとなれば、やはり支援金支援というか、塩竈市の支援も必要なのではないかと思うんですが、ぜひしっかりつないでいただきたいと思っています。

それで、もう一つ言われているのは、続けるということで、もう一つ心配されているのは、前後左右してごめんなさいね。水産振興ですから。凍結庫と言ったかな、それはその後どのよ

うな取組をやっているのか、教えてください。

○小高副委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 凍結庫についてご質疑いただきましたので、答弁させていただきます。

昨年、水産庁の補助、市内の水産業協同組合法に基づく組合になりますが、8億事業規模で新浜町三丁目に凍結能力72トン、保管冷凍庫8,000トンの施設を建設ということで、水産庁の補助を使いながら建設するというので報告をいただいております。

今年に入りまして、7月に入札、公告、そして、9月16日に入札執行予定と。入札参加者は5社を予定しているということで、来月の初めには契約締結に至るという情報を入手させていただいております。完成時期につきましては、当年度、令和2年度中の完成予定で設計しておりましたが、コロナ禍によりまして、設計会社のほうが在宅勤務、打合せができなかったということで設計が進まなかったために、完成時期については、令和3年度にずれ込む見通しだということについても入手しております。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。随分、業者の方々、心配していたことですが、そこまでこぎ着けたのだと。そうすると、なおさら水揚げの努力もしていかなければならないし、やはりオール水産で塩竈の産業を後押ししていく、そういう取組を一層やっていただきたいと思えます。

もう一つ心配されているのは、放射能の検査というか、加工団地組合のところでやっていただいております。市場の魚、揚がったものをすり身にして放射能検査をしているのが、この検査をなくさないでほしいと。国のほうや何か、どこからお金が出ているのか、この予算では分かりませんが、そういう話も聞こえてくるので、ぜひこれはずっと続けてほしいんだと。福島の方でも何か水を海に流すだとか、いろんなことをいろいろ、やっていることも聞くもんだから、そういうことはちゃんとやってくださいねと言われているんですが、その辺は聞いているでしょうか。

○小高副委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 市場で水揚げされる水産物の放射能測定ということで、私から答弁をさせていただいております。

今現在ですが、実は水揚げされた水産物の放射能測定につきましては、団地組合ではなく、卸売機関のほうに委託をさせていただいております。資料No.9、363ページ放射能対策事業の中で、施策の実績の(2)、下段になりますが、食品における放射性物質の測定という表をご覧くださいいただければと存じます。項目の中で水産物につきましては、測定対象を塩竈市魚市場で水揚げされる水産物とさせていただいております。その日に水揚げされました5品目につきまして、競り前に検体を採取いたしまして、記載の方法にて検査、測定を実施させていただいております。

こちらにつきましては、いずれも基準値以下という状況であり、市のホームページ等においても公表させていただいておりますが、こちらにつきましては、委員ご指摘のとおり、やはり塩竈の水産物を消費者の皆様は安全に安心してお召し上がりいただきたいという思いがございますので、担当といたしましては、今後も継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、市営住宅の関係で、ちょっと建設のほうに戻りますね。資料No.9の137ページ、入居状況を書いている資料が、令和元年度の管理戸数は1,094戸、入居は989戸、入居率が90%、募集は年4回やっています。令和元年度の募集戸数は78戸に対して応募は135世帯、倍まではいきませんが、それに近いことでの募集があったと。募集戸数78戸に対して入居できたのは24戸と、3分の1しか入居できない状況だと。この現況について、募集の数に対して入居できたのが少なくなっているというのは、何か原因があるのかどうか、教えてください。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 答えいたします。

市営住宅は1年間に4回公募をして入居者を募集しております。この数を見ていただきますと、募集の方が、どうしても特定の住宅に集中してしまっていて、倍率はその住宅だけ高くなってしまおうと。あまり募集のないところにつきましては、なかなか応募者がいなくていつまでも空いているという状況がございまして、それで最終的には入居の戸数が、募集戸数よりもかなり少なくなってしまうという状況です。特に、今、④番目の地域優良賃貸住宅、清水沢のサンコーポラス住宅なんですけれども、エレベーターもなくて、今、若者世帯、子育て世帯の住居に使っているんですけれども、なかなかその入居が少なく、今、68%の入居率という

ことで、なかなかそこが募集をしても応募者がいないという状況が今、続いている状況でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 そういう状況なんだろうとは思いますが、もう一つ、修繕費にお金をかけないのではないかと。その辺はないのかどうか。家賃を取って、それを直すのに充てるということはありますが、復興の関係でお金もあるんだから、そういったものを直せば、女性のお化粧ではないけれども、少しきれいにするとか、使い勝手をよくすれば、少し入居もあるのではないかと。せっかく塩竈に住みたい、塩竈に帰って公営住宅に住みたいという募集に手を挙げているわけですから、その辺ではどうなんですか、修繕の関係は。十分やられているのかどうか。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 募集が多い、応募者が多いところは、災害公営住宅の中でも新しい清水沢東住宅、錦町住宅、北浜住宅が特に応募者が多くて、そこがあまり逆に空かないものですから、募集が1戸に対して10名近くの方に応募していただくというのが何回か続いております。そこをあまり人気のないところに均等に応募いただければ、非常に入りやすいのかと思うんですけれども、皆さん、そこがご希望ですので、最終的には、同じ方が何回も何回も応募してもそこに入居ができないという状況も続いておりますので、そのところの工夫も今後させていながら、平準化できるように工夫をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 もう一つ求めたいのは、連帯保証人です。条例や規則を見ると、連帯保証人のところがありますが、茨城県の水戸市、最近の新聞に出ていたんですけども、高齢者が多くて保証人になってくれと親戚や何かに言っても、なかなか保証人まではできないよという人が多い時代になったと。それで、そういうことを鑑みて、連帯保証人をつけることをやめてしまったと。

震災のときは一時、災害公営住宅のときは、保証人もない人はいいということもあったと思うんですが、その辺も検討してほしいと。今すぐやれというふうに言うのも酷だから、ぜひ連帯保証人、全国の自治体でそれらはどう取り組まれているのか、その辺をぜひ検討してほしいということを言っておきたいんですが、検討できますかね。まず検討だけ、ぜひしてほしいんですが。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 そこも含めて今後、今、管理のほうは宮城県住宅供給公社にお願いしておりますので、そういったノウハウも含めてあると思いますので、ご相談させていただいて前向きに対応していきたいと思います。よろしくお願いたします。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしくお願いたします。

それから、頭の中で、公営住宅でもややもやしている部分があるんです、私の中に。つまり、減免制度です。それがいろいろ、減免制度はおかしいのではないかとということでいろいろな住民のやはり不満があつて、宮城県の裁判所なんかも行つた経過があるので、それつきりすぼんと消えてしまつているので。それで、今までは塩竈市の公営住宅の条例、それから、規則、要綱のところの文言が、収入についての記述が非常に問題ではないかということがあつたわけですが、最近、条例をいろいろと調べてインターネットで取ってみましたけれども、前のその時期と比べて随分整理されてはきているのかなとは思ふんですが、その辺、分かれば教えていただけませんか。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 市営住宅の減免でございます。資料No.20の75ページに、今回減免のものの資料要求がございまして記載してございます。これをご覧いただきますと、平成27年度から5か年間、令和元年度までの減免数を記載してございます。平成27年度が12件で認定が10件、令和元年度になりますと7件の申請で6件ということで、だんだん少なくなつてきている状況でございます。

減免につきましては、条例で規定しておりまして、規則の中で具体的にその基準を定めています。その中で、最低月収が10万4,000円というのが最低のランクの月収なんですけれども、その10分の7というものを基準額にいたしまして、それを下回る方が減免の対象者ということでやっております。大体、県内この基準が標準的に行われているんですけれども、近隣二市三町ですと松島町、七ヶ浜町、利府町が同じような基準額を設けて減免をしていると。多賀城市さんはこういった減免規定を設けていないという状況で、減免をしているという状況の中で今やっているところでございます。令和元年度については6件でございますけれども、今年度令和2年度につきましては、大体5名の方が減免をなされているという状況でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 とにかくずっと前の私のもやもやしているところからは、一定整理されて、条例をこういうふうに変更しますよということで議会に出されたわけでも私はないと思っているので、その辺はいろいろと整理されたんだということで受け止めていいんですね。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 条例上できちんと規定をしております、減免規定を設けて規則の中で率を定めているという状況ですので、正式な形で減免をしているというものでございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 分かりました。よろしくお願いします。

続きまして、資料No.9の221ページの塩竈市子どもの心のケアハウス事業です。先ほどもいろいろと、資料で言いますとNo.20の82ページとかですね。こういうことがあります。それで、教育の評価では、塩竈市教育委員会点検・評価報告、令和2年度版ですが、49ページ、それから50ページということで書いてございます。

それで、塩竈市教育委員会点検・評価報告書50ページの学び・適応サポートルームの月ごとの来室者数と。これは、数字を見てもそうなんです、前は不登校が100人いたと。48ページを見ますと分かりますように、不登校児童生徒は平成26年のときは100人いたんですと、小学校と中学校を合わせて。それからだんだん不登校の生徒が減ってきていると。それは、ここに書いてありますように、一方では、学び・適応サポートルームを開設してきたと。ここが不登校児の受皿になって、そして、安心してまず、教室は行けないけれどもそこに行くとかという状況をつくっていただきました。それで、ここにもいろいろ改善点なんかも言われていますが、例えば、51ページのところに、一人一人の児童生徒に応じた学校復帰、教室復帰に向けた具体的なプログラム策定して対応していくことが必要ではないかという意見もあります。

共産党議員団では、これが始まる時に第三中学校に行き、サポートの人の意見とか校長先生の意見を聞いてきたんですね。それで、やはりじっとしていない子供もいるから、教室に入っていったり、子供さんがいるサポートルームに戻ってきたかなと思うと、別なところに行ったりとかするのもあるので、なかなか先生たちも一人一人の子供に対応するというのは大変なことだなとは見てきたんです。

塩竈市の今、教育長さんは、前は別なところで対応してきたんでしょうけれども、塩竈市は、資料No.20の83ページを見ますと、つまり、適応サポートルームの方々、もう一つ、図書整備

業務員として仕事もなさっていると。私は、2つの仕事をさせるというのは、できる人もいると思いますが、うまく図書室に連れていっているいろんなことをやったりしてできると思いますけれども、やはり子供の心のケアについては、十分一人一人に合わせた対応をしていかなければならないから、これを一緒にするのは問題だよということをずっと前市長の時代に言ってきました。ちゃんとこれは県からお金が下りているんだと思いますね。それで、これは、この辺ではどうなのかなと思うんですが、教育長のもし所見があればお聞きしたいと思いますが。

○小高副委員長 吉木教育長。

○吉木教育委員会教育長 各学校の学び・適応サポートルームですけれども、塩竈市で独自の不登校対策としてサポートルームを設置して、そこに支援員を配置しているということでございます。ただ、今、委員がおっしゃったように、図書の業務もやっているということで、若干、不登校の子供に対して関わる部分が薄くなるというところも、そのとおりだと考えております。

ただ、もう一つ、このサポートルームとコラソン、そこの連携をしっかりと今やっております。コラソンのスーパーバイザー、スクールソーシャルワーカーが、各学校を巡回してサポートルームの支援員と十分連携を取っているところでございます。さらに、学校の中ではサポートルームの中でサポートルームの担当の支援員と所属の学級担任、あとは不登校担当教員が、うまく連携して学校の中でも支えているということで、サポートルームの支援員だけが対応しているということではなくて、組織で学校の中、そして、コラソンのスタッフも絡んで組織で対応しているというところで、その辺をうまくフォローしているというのが現状でございます。

先ほど、午前中もあったように読書も大切だということで、各学校には司書教諭がおりますけれども、司書教諭は学級担任もしていますので、どうしても市の支援員の方も図書運営には必要だということで、その辺なかなか厳しいところがありますけれども、組織でとにかくカバーしていくという体制を今とっているということでございますので、ご理解いただければと思います。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 分かりました。確かに塩竈市は、コラソンということをやったはずだったんです、最初。2か所今やっているのかどうか分かりませんが、そこが学校へ行ったりして、サポーターさんとか先生とお話ししながら対応していただいているのは、それは十分わかっております。だけれども、やはり図書は図書で、やはり学校というのは、支えてくれるスタッ

フが少ないよりは目をかけていく分あったほうがいいし、それから、図書は今、パソコンで引き出したり何かすることもあるんでしょから、ぜひ、県がお金はくれるわけだけど、図書司書の分として塩竈市はプラスして出しているんですか。それとも、県の心のケアのお金をいただきながら、兼務させているのか。その辺は分けてないものだから、どうなっているんでしょうね。

○小高副委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 図書に関しては、図書ということで県のほうから人員をもらっているというわけではなくて、図書整備業務員ということで、学び適応サポーター1名ということでいただいているというところでございます。

なお、12学級以上のところに図書司書を配置するということは、教員を配置するという義務はあります。ただし、それは県が配置する義務を持っているんですけども、どこの学校でもその方々は担任をしております、専門で図書業務に当たるということはなかなか難しいという状況でございます。

以上です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 本当は、図書司書をきちんと配置するぐらいな支援をしていただければいいけれども、それができないから、図書整備業務員ということで仕事をさせていただいているわけですね。それはそのとおり十分分かっていました。富谷市は全部図書司書を置いていますからね。そういう点では羨ましいなと思いますが。

ただ、さらに、塩竈市は図書整備と心のケアの2つの仕事をさせていることを何とか、予算はどうなっているかわかりませんが、本当は県は心のケアの部分ですとよこしているのではないかと思うんです。それに塩竈市は特別、整備員の仕事の分をプラスしてやっているのかどうか、その辺が見えないので、その辺も含めて、ここでは言いませんけれども、ぜひ整理していただいて予算をつけるようにして。どうもテレビを見ていますと、知事は、復興事業はもう終わるのかもしれませんが、子供の心のケアについては引き続き大事だというふうにテレビで言っているようですから、引き続き、これも継続してやってほしいということをぜひ言っていただきたいと思います。

最後に、No.8、68ページです。第2款総務費、この中で個別施設計画策定業務委託、ここに608万2,000円が決算されております。それで、令和元年度の予算ですから、この策定委託料を

つけた部分は、私たちの手元に来ていないと思うんですが、それはどうなっているんでしょうね。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 これは今、2か年かけて策定の取組をしている最中でございます。令和元年度につきましては、まず、各施設の簡易的な劣化診断のマニュアルを委託させていただいて、そのマニュアルに基づきまして施設を所管している課に点検をしていただくための説明会、そういったものをさせていただいております。今年度に入りまして、さらに引き続き、個別施設計画の作成の手引などを支援させていただきながら、所管課で取り組むということで今まさにやっているところでございますが、なかなかコロナ禍ということもありまして、そういった中で今やっているところでございます。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 予算はつけたけれども、これはまだ成果にはつながってなくて、まだ時間がかかると、コロナ禍の中で。

それで、実は、私たちは、さっき市長も言いましたように、人口減少、日本中人口減少と言われているから人口減少、少子高齢化の進展、地方財政の状況を勘案すれば、当然、公共施設の見直しというのはあるんだと考えています。それを否定はしません。ただ、そういう点でも、やはりそれぞれの自治体において市民の生活や暮らしを守るための施策というのには必要だと思うところ。ところが、この公共施設再配置計画というのは、国から通知が来て、その計画をつくらなかったら施設を壊すときにはお金を出さないよとか何か言われたもので、結局、それを出さなければならないから、塩竈市はこの計画をつくるんだとやってきたんですね。

それで、私たちはやはり市民の目線で、よく市長が言うように、現場の声を聞いて計画を立てなければならないんだと。例えば、保育所もそうだし、学校もそうだし、集会所もそうだし。そういうものをちゃんとやはり練って、財政の体制もどうなのかと見ながら、やはり一つ一つやっていくのが本来の在り方だと思っているんだけれども、この公共施設再配置というのは、まさに上から24%削減ありきだということをばっとかぶせた計画になっていると。これから個別施設計画だといくわけだけれども、それは全く逆だと考えていまして、令和元年度の特に個別策定計画については、私たちは認められなかったという経緯があります。

今回も決算でなっていますので、そのことを一言だけ申し上げて、私の質疑を終わります。

以上です。

○小高副委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 先ほどご質疑いただいております生活保護でのエアコンの件です。確認いたしました。相談はありましたが、実績としてはゼロということでした。

以上です。

○小高副委員長 暫時休憩いたします。

再開は14時45分といたします。

午後2時32分 休憩

午後2時45分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

土見大介委員。

○土見委員 それでは、私からも何点か質疑させていただきます。

まず、資料はNo.6、決算審査意見書のほうから行きたいと思います。資料No.6の10ページからです。午前中に鎌田委員からも市債のお話があったと思うんですけども、私もわからないところがあったので何点か教えていただきたいと思います。

10ページの一番下を見ますと、依存財源はというところで、国庫支出金が減となりましたが、地方交付税と市債が増となっていますというご説明が書いてあります。それで、どういう市債が増となっているのかというのを見ると、22ページに細かく書いてあります。下から4行目、臨時財政対策債などが減となったが云々と書いてあるんですけども、今、お伺いしたいのが総務債、土木債、商工債というところはどのような内容のものなのか、確認させてください。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 市債が増えた内容でございますけれども、主に、ご説明差し上げますと、総務債としては、家賃低減に基づきます震災復興特別交付税が、今回最終年度ということで国から交付されたということが1つ大きい理由でございます。もう一つは、小中学

校の空調整備、公共駐車場に関わる地方債等が増えたということがもう一つでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

たしか、記憶なので定かではないんですが、起債するときというのは、市が勝手に起債はできなくて、国のほうに起債の許可を得ないと市債というのは起こせないと思ったんですけども、まず、その認識でよかったか、確認をお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 おっしゃるとおりでございます、許可というか、今は同意ということになってございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、国のほうで同意をしていただいたら、やっとなんか市債を起債できるということ。そうした場合、例えば、今後、人口も減少する、さらには、少子高齢化になって労働人口もどんどん下がってくるというときに、市債もしくは公債費の部分が、市の運営に対して大きくなのかかってきてしまうということになった場合、国としては何かサポートはしてくれるんですか。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 今、地域によって、人口減とかということは、各都市においてばらつきがあるかと思えます。そこで生まれる税財源も偏在化しているということで、そういったことを調整する機能の1つとして地方交付税等があるかと考えてございます。ですから、まず、今の段階では、そういった地方交付税制度が1つ措置としてされるということでございますが、さらにその先に、今、委員が言われた人口減とかというものが大きく生じてきた場合には、今後、国の動きなり動向を注視しながら制度の有効活用というのを図っていきたいと考えております一方で、そういった事態に陥った場合は、こちらから国・県へ要望という働きかけの中で、そういったものも地方の要望として、実情としてお伝えしていくという取組も必要ではないかと考えてございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

同じ内容なんですけれども、資料No.22に移りたいと思います。ページは37ページです。地方

債の残高のところに移ります。午前中の質問の中で地方債が減っていないのではないかという話があったかと思います。

ごめんなさい。資料No.20の37ページです。

その中で、一般会計の地方債のところを見ていくと、確かに人口の減少ほどは減ってはいなくて、若干微減ではあるんですけども、減っていないというところがあります。先ほど相澤課長からご説明があったように、今後、財政が苦しくなってきたときの1つのサポートとして地方交付税がありますよという話があるんですけども、地方交付税、もちろん額というのが国のほうで定められる依存財源の1つだと思んですが、そうすると、なかなか市役所のほうとして安定的な予算というのを見た上で長期的な計画を立てるというときには、その財源を充てにすることが難しくなってしまうかと考えているんですけども、今後、地方債というのをどの程度維持するのか。もしくは、上げたいのか、下げたいのか。そういうところの長期的な展望というのをひとつ伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 失礼しました。

地方債の目標というものにつきましては、前段ご説明申し上げましたとおり、市としては明確な基準は現在、持ってございません。ただ、先ほど言った地方債の世代間の公平化といったこと、それから、標準化といったことのバランス、それから、現在の財政状況、そして、明確な基準は持っていないんですけども、県内14市の平均の地方債現在高比率の状況などを勘案しながら、全体のバランスを見ながら運営していくというのが実際の運営の仕方なのではないかと現在思っております。

県内の地方債現在高比率については、県内14市の平均を下回っているというのが、今、塩竈の状況でございますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。全体を見てという話、確かに全体的に地方が落ち込んでいけば、国としても何とかしなければという話になろうかと思うのでそれはいいのかなと思いつつ、この現状を見ると、どうしても将来の子供たちに対しての負担のほうが大きくなりそうな気がしたので質疑させていただきました。

続きまして、資料No.6に戻りたいと思います。済みません。ころころと変わって申し訳ないんですが、資料No.6の82ページ、83ページです。第2表のところです。

13節の委託料についてお伺いしたいと思います。令和元年度の決算額を見ると、扶助費とか工事請負費とか、その辺に次ぐような形で、7.4%のある程度比較的大きな額が委託料ということで出ております。そこで、実際にどんなものが委託料なんだろうということをNo.8で確認させていただきました。見ていくと、意外と多かったのが、大きな額として出てきたのが、電算業務委託料というのが比較的大きな額として出てくると思います。

では、まずは資料No.8の例えば70ページ、委託料が出てくるところを最初から眺めていくと、まずは資料No.8の70ページ、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第13節委託料、ここで9,271万円という額が出ています。さらに先に進めていくと、次に出てくるのが78ページです。一番下の行ですけれども、こちらが委託料ということで4,221万円です。さらに、次の80ページを見ますと、第13節のところでもまた803万円ということで、結構な額が電算業務委託料という形で出ておりますが、この電算業務委託料というのは具体的にどんなものを指すのか、ご説明をお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 まず、70ページの例でご説明したいと思います。70ページ、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費、第13節の先ほどご紹介いただきました電算業務委託9,271万6,000円。これは、まず住基システムになります。税、それから、住民基本台帳システムですね。そういった基本となる住基システムにつきまして、大体6,400万円ぐらいでございます。それから、もう一つは内部情報ということで財務会計システム、電子決済のシステム、そういった業務に使うシステムが、残り大体2,800万円ぐらいということで、それぞれそういった業務に使う委託料ということになってございます。

そのほか、一般的な話で申し上げますと、電算業務委託料というのは、それぞれの業務で使う電算システムといった内容で捉えていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今、ご説明いただいたんですけれども、例えば、今回の特別定額給付金のように、ああいう入力作業などもこの委託費に入るのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 特別定額給付金の委託について、私からお答えさせていただきます。

今回、委託費でお支払いいたしましたのは、システム開発の費用ということになっておりますので、入力といったものについては含まれていないということでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、今回、令和元年度で、委託費で18億7,941万7,000円あるうち、電算業務委託料というのは大体どれくらいの額になるのか。課をまたいでしまうと思うので、分かりづらいかと思うんですけれども、もしお分かりであればお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 電算業務委託を集計したという資料が今、手元にございませんで、ご理解いただきたいと思います。申し訳ございません。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

それでは、実際にどうなっているのかと思って資料要求させていただいたほうの資料を見ました。No.20です。先ほどからこの2冊で行ったり来たりしていますけれども、No.20の13ページから見させていただきました。そのときに、電算業務に入るであろうというところを見ていくと、おおよそ多分1社もしくは数社が、様々な課をまたいで電算業務の委託事業というのを行っている、請けていると見られるのですけれども、まずその認識として合っているかどうか、お願いいたします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 全体に関しまして、例えば、住民基本台帳システムとかというのを最初に導入いたしますと、例えば、去年で言いますと元号改正とかがございます。そうすると、その業者しかできないということになりますので、おのずとそういった結果で、今、委員が言われた特定の、今、この表で見ると、契約になっているということが起きているということでご認識いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今、ご説明の中で、この業者しかできないというお話がありました。電算業務の多分、怖いところというのはそこで、なかなか、それぞれが独自のシステムになってしまうと、ほかのところの参入をどうしても許さなくなってくるということが怖

いところなのかと感じています。

その中で、実際に委託業者の欄を確認しながら委託名を見ていくと、細かい内容はわからないんですけども、こんなにかかるのというものが多々あるのですが、この決算額、業者にこういう内容で委託をするときに幾らかかるという見積りをとるかと思うんですけども、この金額の妥当性というのはどのように考えているのか、その点をお教え願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 例えば、内部情報システム、財務会計システムとか、これまでの取組の実績としてご紹介させていただきますと、なかなか我々職員としては、入札前に参考見積りということでお取りしますが、その妥当性というのは、やはり専門的な知識がございませんので、委員が言われるような考えもあるかと思えます。そういったことで、専門の業者に一部委託をかけた上で、妥当性を検証した上で積算を整えて一般競争入札をかけて、1回入るとどうしても先ほど言った、システムの改修になるので、そのシステムを開発した業者しかなかなか取り組めないということで、まず最初の入札でそういった積算の正確さと入札における競争によって、適正さを何とか担保していくということで今、取り組んでいるところでございます。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、最初の入札さえ通ってしまえばということになってしまいそうな気がしてしまいます。

よくあるのが、幾ら独自でシステムを作るとしても、その内容が例えば次の業者さんに引き継ぐことができないとなると、どうしても独占状態になってしまうということになるので、例えば、データの形式を標準化してしまうとか、ほかの業者さんでも分かりやすいような形にフォーマットを指定して作ってもらうというようなことも1つ考えていかないと、それこそ競争の原理が全く働かないような状態の中で、ただ言われた額を出していくことになりかねないと。何があるのか、ブラックボックスになってしまって、こちらで整理ができないというような状況になってしまうと思うんですけども、そこら辺のリスク管理といいますか、財政面でこういう委託料を低減するための策というのは、何かとられているのかどうか。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 済みません。説明が不足しておりましたが、1回システムを入れてしまうというお話を申し上げましたのは、例えば、債務負担行為ということになりま

すので、3年から長くて5年というのが1つの区切りでございます。それがたちましたら、また同じように積算をしまして一般競争入札を図るということで、そこから先はそのスパンで適正に業者と契約をしていくということになるので、1回入れてずっとその後変わらないというようなことで取り組んでいるものではございませんので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

同じことで、結局、何年かたって入れ替えるときも、今度、前の業者さんのデータから新しい業者さんにデータの書換えというか、移行する手間というのも、それぞれ独自に作られてしまいかかってしまうということがあって、ある程度データをどこの業者さんでも同じように扱えるフォーマットにしてしまうというのは、ひとつ今後、市役所として経費を抑えるときに重要な考え方になるかと思いましたので、よろしく願いいたします。

次に、資料No.9から質疑をさせていただきたいと思います。ちょっと細かいところが多くて恐縮なのですが、何個か質疑させていただきます。

まずは、46ページ、47ページ、塩竈アフタースクール事業です。令和元年度は3つの団体さんに助成金を支給しているということでした。たしか以前ご説明いただいた中で、せめて学区に1つずつは欲しいねという話があって、今回3団体と。平成30年度は7団体あったのに今回3団体になってしまったということで、まず減った理由をどう捉えているのかを確認させてください。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 答えいたします。

昨年度3団体に助成をしまして活動していただいています。3団体全て、平成30年度から継続して活動していただいているわけですが、残念ながら、平成30年度に活動していた4団体につきましては、継続して活動ということができなかつたり、また、団体さんの中には、助成金を受けなくても活動を続けているという団体がございます。令和元年度3団体ということではありますが、この助成金を使わなくても子供の居場所とか子ども食堂、そういったことの活動をされている団体も何件かございますので、そういったところと連携を取りながら、子供の居場所づくりをしていかなければいけないということを考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。この助成金を使わなくても活動できる団体というのが、一番すばらしい状況だと思います。

そういう団体さんも含めた上で、今、市としては、先ほどご説明いただいたように、各学校区に1つずつはという話があったんですけれども、その目標に向かっていった場合、あと何団体足りないのか。どの辺りのエリアで団体さんが欲しいのか。そこら辺のご説明をお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 まず、今年度なんですけれども、コロナの感染ということでなかなかこういった活動を進められていないということを知っております。

そんな中で、清水沢東こどもカフェさんなどは、9月からまた活動を再開されているということとか、また、この助成金を使わないでも子ども食堂などの活動、子ども食堂というか、お弁当などを配布するような活動をされている団体もあるということを知っております。そういったところの団体は、月見ヶ丘小学校とか第二小学校の学区ということになりますので、それ以外の第一小・第三小・玉川小・杉の入小学区、そういったところに必要なのかというのは考えておりますが、なかなかコロナという状況ですので、感染予防をしていただきながら、活動をしたいという団体さんについて今後、支援していきたいということを考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、あと4学区ぐらいのところにできれば団体さんが欲しいということで、確かに今年はどうしてもコロナの影響があって、皆さん、活動をためられるところだと思うんですけれども、今後、どのような形で団体さんを増やしていこうとお考えでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 なかなか新しく取り組みたいという新規の方の開拓というのが、難しいのかと。新規の方の開拓と、それから、継続し続けるということが難しいのかなと思います。少しそういうことに興味があるということについて、ご相談がありましたら、市のほうで相談に応じまして一緒にどのようにしたらいいのかということを考えていきたいと思っておりますし、また、団体さんと団体さんをつなげて、また違う活動ということも出てくるのかと思っておりますので、そういったところで広げていけたらいいと思っております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちなみに、市民の団体さんというと、それこそ協働推進室のほうにも、もうすぐ100団体になるかと思うぐらいの団体さんが登録されていると思うんですけども、その中には、こういう社会的な課題を解決するような活動を行ってくれる団体さんとしては、該当するところはあるのか、ないのか。もし、目星とかつけていらっしゃったらお願いします。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 済みません。目星というところが今のところ、つけてはおりませんので、そのような団体に働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

私も、質疑するときにホームページで協働推進室の登録団体をざっと見させていただきました。すると、今おっしゃったような第一小学校とかそこら辺のエリアで活動されている、もしくは近隣で活動されている団体さんで、ほっとスペースづくりに該当するようなどころというのは、やはりあまりないんですね。どっちかという、趣味とかそういう楽しい活動をしましょうというような団体さんが多くて、なかなか社会的な課題にというところはないということを考えていくと、実は、団体さんがまず生まれてくるというか、団体を結成するようなどころからいろいろサポートをしていかなければならないのかというのを今、考えておりました。

そこで、質疑をさせていただきたいんですけども、次が同じ資料の294ページです。市民活動の推進のところでは引き続きの質疑をさせていただきたいと思っております。こちらに施設の利用状況というのが書かれております。その中で一番のメインとしては、町内会とか自治会の方々の資料作成とか役員会の活動というのがメインなところなのかと思っているんですけども、まず、資料でよく分からないところがあったのでお伺いしたいんですが、294ページ、情報・交流コーナー、マリンプラザ、利用件数が247件ということで、1年間の中で大分多くの日数、利用されているのかという印象があります。僕も以前利用させていただいたとき、なかなか予約がとりづらいというのがあったんですけども、下の用途を見ると、ダンベル体操とかエアロビクスとか写真展とかということで、定期的には開催するようなものが多いように見えるので

すけれども、新規で入ってくる方々がなかなか予約をとれないという状況があるのか、ないのか。その点、確認させていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 答えいたします。

マリンプラザの団体の利用についてでございますけれども、確かに利用については、定期的な団体が非常に多くて、サークルがメインなんですけれども、火曜日にもう何時からと決まっていたり、金曜日何時からと決まっております、なかなか新規団体が入ってくる事ができないという状況には確かになっております。ただ、比較的、土日も開けているんですけれども、土日については団体が入っていないという状況もございますので、その辺を狙いながら予約をしていただければ十分に利用はできるかと考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

皆さん、利用したい時間というのが結構偏ってしまうところがあるのかと思ひまして、先ほどほっとスペースづくりのほうで、やはりこれからどんどん社会課題を解決するような団体さんが生まれてきてほしいなという話をしたんですけれども、塩竈市としては、隣のページの塩竈市協働まちづくり提案事業とか、社会的な課題を解決するような団体さんの活動を支援するような事業を行ってまいります。その中で、今後、市民活動の推進ということを考えたときに、既存の団体さんをサポートしていくのはもちろんなんですけど、新たな団体さんたちが生まれてくるようにサポートしていくというようなことは、していくのか、していかないのか。していく場合は、どのようなことをこれまでやってきたのか。そこのところをお教え願います。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 答えいたします。

市民活動、新たな団体の創出ということでございますけれども、昨年度から塩竈市協働まちづくり提案事業というのを実施しておりますが、まさにこの事業というのが、市民活動団体、あるいは、町内会の活動団体が連携して1つの課題に取り組んでいくと。そのときにお互いの強みを生かしながら地域の課題、あるいは、まちづくり等の事業を行いながらというところに市が支援をしていくというところがございますので、相談件数も実は、同じ資料No.9の295ページになるんですけれども、3の各種相談の対応件数ということで平成30年度から令和元年度に

かけて大きく増えています。これは、今回塩竈市協働まちづくり提案事業といったものの実施により相談に来られる方が増えたということですが、こういった事業の中では、新たにまちづくりのほうに入っていきたいんですけどもという新たな市民活動団体の方も多数見られていたということもございますので、こういった事業を継続しながら新たな市民活動団体の皆様を増やすように努めていきたいと考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。新たな団体さんということ、非常に頼もしく思っております。ぜひ広くPRして、塩竈、こういうことで皆さんの力をお借りしたいということです。広く皆さんに知っていただくところから、私、こういうことをやってみたいわという人が出てくるのかと思っておりますので、そこら辺の広報活動にも力を入れていただければと思います。

次に行きます。同じ資料No.9で57ページ、健康しおがま21プラン推進事業でお伺いしたいと思います。今回、例えば、市民健康講座等の開催ということで、それぞれ満足度が非常に高い結果となっております。非常にいいのかなと思っているんですけども。ほかの事業についてもなんですけれども、気になったこととして、こういうところに参加する人というのは、意外と固定してしまうのかなというのが、私の印象なんですけれども、印象として思っております。どうしてもこういうことに参加するのに積極的な方が積極的に参加してしまうということで、本来、届いてほしい層の方になかなか届かないのかと考えているんですけども、その点、僕の考えが合っているのか、合っていないのかも含めて、現状をお教えいただければと思います。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 健康しおがま21プラン推進事業の中で、市民健康講座の参加者につきまして、本来、本当に参加していただきたい方に情報が届いていないのではないかとというご質疑であったかと思えます。実際、参加をされる方というのは、確かに健康に対する意識が非常に高い方で学ぶ意欲も大変旺盛であると認識をしております。私どもといたしましても、やはり働き盛り世代の方に若い頃から早めに健康に留意をした生活を行っていただきたいと考えているところなんですけれども、なかなかそういった方々の参加が十分ではないということも認識をしております。例えば、メンタルヘルス講演会などは参加をしやすいように土曜日の開催とするなどの工夫をしておりますけれども、今後とも情報をより得やすいような、そして、参

加をしやすいような講座内容等考えてまいりたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

健康意識が高い人たちではない人たちというか、そういう方々に来てもらうというのは、非常に難しいところなのかとは思いますが、そういうときに1つきっかけになりそうなのが、同じページの中の健康づくりリーダーさんなのかと思っています。なかなか行政のほうから来てということで動いてくれない人でも、隣の家の方から、ちょっと俺、こういうの始めたから来てくれよと言われたら、しゃあないな、行ってみるかということにもなるのかなと思うんですが、健康づくりリーダー、養成をした後に、その方々が活動する場所というのをどのようにつくっていくのか。その活動も多分大変かと思うんですが、独りでやっていくのは、そういうところをどのように市としてサポートしているのか、お教え願います。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 健康づくりリーダーを養成した後の活躍の場所の確保というご質問であったかと思えます。例えば、マリンプラザでもダンベル教室などで活動を行い、また、自主的に活動していこうと思うような方は、町内会等、あるいは、ご自分たちで場所を使ってサークル活動をしているというような状況を聞いております。ただいまコロナの状況ということで場所の確保が難しいということもございますけれども、そちらのサークル活動を行いたいというようなときは、必要があれば市の保健師がサポートに入るなどして養成のお手伝いを行っているという状況になっております。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

健康づくりリーダーの活動の場所というのもつくっていくと、その方々も元気に、そして周りの人も乗ってきてくれやすくなるのかなと思うんですが、その関連として、同じ資料No.9の93ページ、地域支援事業の中の通所型サービスBのほうを質疑させていただきたいんですが、なかなかサービス数が伸び悩んでいるのかと感じております。さっきのページで出てきた健康づくりリーダーのような方々に、うまく組織をつくっていただいた上で、例えば、通所型サービスBのようなサービスを行っていただくというような、こういうところとの連携というのは図ったりはしないのか。検討していたりとか、もしましたらお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 特別会計ですね。

○土見委員 済みません。ここは一般ではないですね。

では、次の質疑に移りたいと思います。142ページ、市内循環バス補助事業についてです。先ほどのご説明の中でAIを使って間を補完するみたいな話もあったんですが、まず、利用者数が減少している、このことをどのように捉えているか。なぜ減少しているのか。どこら辺の路線、何を目的にしている方々が利用しなくなってしまうているのか。このあたり、もし何か調査をされているのであれば、よろしくお願ひいたします。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

今、ご質疑の市内循環バスのしおナビ100円バスの減少でございます。こちらは、私は、分析としては自然減だと捉えております。過去から、ご覧のとおり、ずっと右肩下がりになってまして、例えば高齢化、もしくは残念ながら人口減少、そういった感じの理由なのかと考えております。

なお、今年度少しだけ影響が入っているのはコロナ関係で、3月分の利用者が一気に前年度比で80%ぐらいになりました。マイナス20%。その辺も今回の減分には大きく影響している部分はあるかと思ひます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、今回4,300人減ったのはコロナ禍の影響もあるという話だと思うんですが、利用者数が減っていくとそれだけ1人当たりの運行経費というのは上がって行って、市の負担というのも増えていくことになろうかと思ひます。なるべく、もちろん定期的な運行行路を維持するのも1つ重要なことだと思うんですけども、どういう目的の方々がどのように利用しているのかというのは、しっかり調査をして、それこそお客さん、利用者に対してバスの事業というのを最適化していくことがいいのかと考えているんですけども、構想としてAIでバスの行けないようなところを補う前に、実際バスの利用者がどのような路線でどのようなものを目的としてやっているのか、乗車されているのかというところを調査というのはしないのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

アンケート等によって利用状況、利用目的等について、去年はしていないんですけども、

調査はしております。あと、利用の例えば時間帯とか曜日等については、曜日ですが143ページの上のグラフにはまとめさせていただいておりますが、平日がやはりこの循環バスに関しては圧倒的に多いという状況でございます。これは恐らく通勤がやはり大きいと分析しております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。143ページのほうにざっくりとしたグラフはあるんですけども、これはどこの運行ルートでも同様の傾向なのか。そこら辺も含めて、詳しくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 宮交バスのほうから総数でもってデータをもらってしまして、済みませんが、内訳のほうは把握しておりません。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

運転手の方にカウントをしてというと、非常に煩雑な、非常な負担になってしまうと思うので、例えば、バスカードを導入するとか、カメラをつけるとか、カメラだとどうしてもプライバシーがというのであれば、センサー関係をつけるということで、自動的にある程度どこで何人降りました、乗りましたということをはかってみるのも、今後の運行ルートの最適化というところに関しては面白いデータが取れるのではないかと思うんですけども、そのような検討というのはなされているのかどうか、お伺いします。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 ご質疑の内容は、あくまで循環バスの件ということでお伺いしておりますけれども、循環バスは、ご承知のとおり、市内をぐるっと一周するものでございます。JRの駅を結節点としてぐるっと市内を回るということなので、どこで乗ってどこで降りるかというところの分析はもちろん必要ですけども、降りるのはほとんど駅だと思います。その上で、各バス停のほうで利用状況等についてでございますけれども、例えば、カメラを使ってどういった年代の方が何時頃乗るかとか、そういった分析等もいずれ必要になってくる時代は来るのかと思いますが、現段階で、まず1つは、こう言うは何ですけども、宮交側のほうでの営業の中で必要かどうかというのを聞くのがありますので、市として費用負担をそこまで

できるのかどうかというのは、また議論の余地はあろうかと思えます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

このしおナビ100円バス、非常にお手軽に乗れるいいシステムだなと思うので、これを維持するためにも、市として多分積極的にその部分、将来を見越した上で投資をしたほうがいいのではないかなと思います。

最後に2点、質疑させていただきます。

211ページ、先ほど阿部かほる委員からもお話があったステイ・ステーションについてです。ステイ・ステーション、浦戸に2か所ございますけれども、寒風沢のステイ・ステーションが住民の皆さんが住んでいる場所からちょっと離れているということもあって、研修とか会議とかレクリエーションとか、そのような利用というのが非常に少なくなっている現状があります。もともとが漁業従事者の研修施設ということなんですけれども、現在、利用状況、今、その他の欄だけが多くなっている状況なんですけれども、本来の目的である漁業従事者の研修というものを含めて、現在の利用状況をお教え願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 答えいたします。

寒風沢のほうの利用状況ということのご質疑でした。平成30年度と比較しまして令和元年度のほう、632人に対して508人ということでマイナス124人の利用者数、あと団体数についても、309から114ということで200近く減っているような状況でございます。おっしゃるとおり、漁業関係の研修とかが減っているという部分とかもございまして、こういった数字になっているのかとは感じているところではございます。去年の地域おこし協力隊の方の宿泊につきましても、寒風沢のほう、桂島もなんですけれども、1名ということで、済みません、平成30年より昔の部分の数字は分からないんですけれども、そういった利用ということで年々減ってきているのかと感ずるところではございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

地域おこしでも積極的に島外の方を島へ島へということで誘致はしているかと思うんです

けれども、今後のことを考えていくと、なかなか漁業従事者の方が、島の住宅地ではなく、こっちに寝泊まりするという機会というのはどんどん減ってしまうのかなと考えております。そうすると、もともとの漁業従事者の研修滞在場所という用途がもう果たせなくなってくるような気がしています。

一方、ここに決算額で1,662万円というのがあるように、経費というのは最小限であってもこの額がかかってしまうということがあって、漁業従事者の研修滞在場所以外の活用方法を今後積極的に打ち出していくという計画があるのか、ないのか。ご確認お願いいたします。

○阿部（眞）委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 答えいたします。

今後の利活用ということでのご質問かと思えます。現在、コロナの状況ということもございまして、島民の方の感情からすると、島にはできるだけ来てもらいたくないというのが現状ではございますけれども、浦戸ステイ・ステーション、委員おっしゃるとおり、浅海漁業や農業の後継者、将来の島づくりの担い手を育成することを目的とした施設ということでやってきましたけれども、これまでも、そのほか島体験や研修活動等での短期間でのご利用や島の方々の交流の場所としてもご利用いただいているところもございますので、島内に関わらず市外、または塩竈市以外のほうにも今後PR等を含めて積極的に周知を図って、利用者増に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今後の利用目的としては、用途としては、そちらのほうが大きくなっていくのかと考えておりますので、例えば、ふるさと納税の返礼品の中にツアーを組み込むとか、そういうところでも、もちろん島に宿泊所というのは別にあるのですけれども、そういうところも含めて、ふるさと納税の返礼品のような形でもいいですし、体験型をどんどん誘致していくような活動にも力を入れていただけたらと思っております。

最後に、ふるさと納税について質疑させていただきます。資料No.9の319ページです。こちら、今回、蓋を開けてみたら9,000万円に近い額が寄附されているということで、非常にすごいなと感じておりました。経費のほうで4,149万円。このほかに委託として4,000万円ぐらいの額を出していたと思っていたんですけれども、ふるさと納税、もちろんふるさと納税も経費があつて

寄附金があると思うんですけども、それぞれ収支を考えたらどの程度なのか、お教え願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

実際の収入というところでのご質問かと思えます。決算額としての歳入が8,923万7,000円、そこから返礼品とか、各種委託関係もしていますし、そういった費用が4,149万5,000円ほど。そのほか、あとは塩竈市民が市外にふるさと納税をするというところで税収の減もごございます。その辺は交付税の基準財政収入額のほうで75%バックしてきますけれども、その辺も勘案しますと、結局、実収入としては8,900万円のうち4,192万円ぐらいです。パーセンテージで大体47%で、前も申したことがあるかもしれませんが、大体ふるさと納税の場合は、収入の半分ぐらいが実際の収入と捉えればわかりやすいかと思っています。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。これは、ふるさと納税事業の業務委託の額も含めた上で、経費は4,000何がしという形になっているのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 はい、そのとおりでございます。先日、国の制度改正で費用も全体の50%以下と縛りをつけられています。3割が返礼品で、多くても費用も含めて5割以下となっていて、先ほど申した数値については、その辺の費用も含めてのものになっております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

最後に、成果のところが高島屋さんが入ってきたのは、先ほども課長からご説明があったように、すごいことだなと見させていただいておりました。ここで高島屋さんなどと連携すると、例えば、今、サブスクリプションというものはやっていますけれども、ああいう形である意味無意識のうちに定期購入みたいなものに、言い方は悪いですけども、持っていきことができるのではないかなというようなことも考えていたんですけども、市として次の策というのは何かあるんですか。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えします。

サブスクリプションは個人的にあまり好きではないんですけれども、役所でやっていいのかわかるというのもちよっと、若干微妙でございましてあれですが、次の策というか、今年度やっている策というか、これからもやるんですが、他のポータルサイトもまずチャレンジしたいと思っています。これは早ければ10月からスタートできればと今、動いています。あともう一つ、カニなども、非常に年末に向けて日本人に人気のある商品を返礼品として扱うことができました、その辺でなるべく寄附額を稼いでいきたいと思っていました。

とにかく、数字さえ集めればいいという話ではなくて、塩竈市をPRするという大きな目的、あと、さっきの体験型のすし屋さんでもそうですけれども、塩竈に来ていただくきっかけみたいなものも、ふるさと納税制度でぜひ実施していきながらやっていきたいと思っていました。そういう方向でも頑張っていきたいと思っています。ありがとうございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。僕もあまりサブスクリプション、好きではないんですけれども、ただ、PR方法としては、毎回その季節になったときに様々な誘惑をくぐり抜けて塩竈にたどり着いてもらうよりは、定期的に塩竈の物が送られるということで、例えば春、秋、冬になったら塩竈のおいしい物が家に来ると。ああ、また、塩竈パーティーでもやろうかというようなところから塩竈をどんどん広げていくということができれば、非常にPR効果として高いのかと思ったので言わせていただきました。

私からの質疑は以上です。ありがとうございました。

○阿部（眞）委員長 土見委員の質疑に対し、相澤財政課長から発言があります。相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 先ほどの総務債の内訳で訂正がありました。

総務債の内容で、震災復興特別交付税の積立金の話をしてしまいましたので、改めて整理をさせていただいてお答えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時45分といたします。

午後3時35分 休憩

午後3時45分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

土見委員の質疑に対し、相澤財政課長から再度発言の申出がありましたので、これを許可いたします。相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 先ほどご質疑いただきました総務債の内訳でございますが、1つは集会所整備関係費として90万円、それから、今年度決算におけます借換え債11億5,000万円のうち7億2,940万円、これが合わせて総務債という内訳でございますので、よろしくお願いたします。

大変失礼いたしました。

○阿部（眞）委員長 辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 初めに、資料No.9の12ページの予防接種事業について伺います。

今年の冬にかけてましてコロナウイルス感染症が終息しない中でインフルエンザが同時に流行した場合、医療機関の体制は深刻になると指摘されています。

これまで日本共産党では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、市長に要望書を出してまいりました。7月の第3次要望書の中には、インフルエンザワクチンの自己負担軽減も入れてあります。子供や高齢者の自己負担の軽減、補助する自治体も増えてきています。

現在、子供のインフルエンザの自己負担は、おおよそどれくらいになるか、伺います。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 子供のインフルエンザ予防接種の費用についてのご質疑でした。13歳以下は2回接種をするということになっておりますが、医療機関によりまして2,000円から3,000円と伺っております。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 コロナだけではなく、これまでインフルエンザの流行で、資料No.22の一番後ろの36ページにありますように、令和元年度では21回の学級閉鎖が行われました。コロナの流行で子供たちは学習できる機会がさらに減ることがないように、市独自でインフルエンザの対策をぜひ検討していただきたいのですが、市長、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 市全体というわけではないんですが、国民健康保険の中ではあったのですが、64歳未満の方に自己負担2,000円ということで補助を行っている状況でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

高齢者の接種については、後ほどの伊勢委員の一般質問に委ねます。

同じく、資料No.9の32ページ、公立保育所運営事業について伺います。

1の入所状況を見ますと、入所率は令和元年度では84%であり、2つの保育所でのゼロ歳児の受入れはありません。待機児童数は令和元年度、54人もいました。3の待機児童ゼロ推進事業として、公立保育所に保育士を2名配置し、低年齢児2名の対応がされました。しかし、この待機児童の数にはまだまだ足りない現状です。預けるところがなければ働けない。職場復帰をしたくてもできない。保育所探しは本当に深刻な問題です。

日本共産党は、かねてからゼロ歳児保育の拡充と併せて保育士の処遇の改善を強く求めてまいりました。

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、東部保育所の施設改修となりました。そして、待機児童対策としてゼロ歳児室の新規増設が決まりました。また、うみまち保育所も9月から開始となりましたが、うみまち保育所のゼロ歳児保育はどのようになっていますでしょうか。また、東部保育所のゼロ歳児保育での保育士の確保の見通しについても伺います。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 まず、うみまち保育所のゼロ歳児保育についてですが、定員が5名のところ、今現在、9月から3名のお子さんの受入れをいたします。ゼロ歳児は、お子さん3人に保育士1人という配置になりますが、今のところ、ゼロ歳児を担当する保育士が1人ということですので、3名の受入れというところにとどまっております。

また、今後、東部保育所を改修する予定となっております。その中で保育室のレイアウトなども考えながら、東部保育所は1歳からの受入れとはなっておりますので、ゼロ歳児を改修の中で新設したいということは考えておりますが、保育士を確保するというのがなかなか難しい問題であります。公立保育所、5か所あります。その全体で保育士を調整しながら配置していくということになりますので、そこについても、難しいとは言いながら、ゼロ歳児の受入れができるように今後、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 子供を産んで1年間の育休を取った後、なかなか、1年取らなくても復帰する方も多いわけですので、本当にこれまでも保育士が足りなくて受入れられないという状況は伺ってききましたが、ぜひ保育士の確保をお願いしたいと思います。

それから、うみまち保育所の定員は何人で、今、何人の空きがありますか。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 うみまち保育所についてのご質疑ですが、全体で40名の定員となっております。そして、今、お話ししましたとおり、ゼロ歳児については、定員5名のところ3名の受入れとなっております。それから、空いている年齢といたしましては、3歳児と5歳児になりますが、3歳児につきましては、保育士1人に対して4名のお子さんを受入れていて、本来であれば8名の定員というところとなっております。そこについて、今現在、3歳の待機児童というのはございませんので、今後、申し込みがありましたら、受入れが可能な場合は3歳児について受入れをしていくということをしていきます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

待機児童数、50数名という現状ですが、この解消について、市としては、市長、いかがお考えか伺います。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 決算ということで、この数値を見てご答弁させていただいたほうがいいだろうと思います。今後の塩竈市の状況を考えたときに、やはり若い世代の皆様方にまずは塩竈に居続けていただきたいというのが根本にあります。ほかのところからもぜひ塩竈市のほうに移ってきていただきたい。これはもう喫緊の課題だと認識しております。

そういった中であって、三世代同居近居住宅取得事業という政策があって、その目的を持って移ってきていただいた方が数多くいらっしゃったにもかかわらず、待機児童が出てしまったと。これは、間違いなく縦割り行政の弊害だろうと思っておりますし、それと、理解はしていても、なかなかそういった保育所とか子育て支援の部分にこれまで塩竈市の行政としてあまり力を入れてこなかったとは言えませんが、抜けていた部分があったのではないのかなという認識は持っております。

今後、うみまち保育所が開設したこともございます。過程はどうあれ、私どもとしては、東部保育所の今般、皆様方にご審議をいただく改築というのか、コロナ対策を含めた形での予算づけ等々を含めて、とにかく待機児童の方々が1人でもなくなるように、まずは努力をしなければいけないだろうと考えておりますので、この数字を重く受け止めて、令和2年、そして、これから続く子育て支援については、塩竈市としては全力を挙げて取り組んでいきたいと考えてございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

仙台市では、保育所や幼稚園、児童クラブ、認可外保育施設、児童養護施設などの職員に対して、1人5万円の慰労金を支給することになりました。子供たちの成長を見守るとても大切な職業です。市としても仙台市のような事業にぜひ取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今後のことについて、どこまでということはあろうかと思ひます。ただ、一方で、やはりこういった状況の中で、子供、子育てに力を入れていく塩竈市として、何が必要で何ができるのかということについて、令和元年度の様々な反省等も踏まえて、今後に生かすように努力し続けたいと考えております。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員に申し上げます。令和元年度の決算に対する質疑となっておりますので、決算の範囲内での質疑をお願ひいたします。

辻畑委員。

○辻畑委員 資料No.9の327ページの職員研修について伺ひます。様々な研修が行われていますが、3つの本市主催研修の中のメンタルヘルス研修が行われていませんが、どうしてでしょうか。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 辻畑委員にお答ひいたします。

メンタルヘルスの研修につきましては、平成30年度までは本市主催の研修でございました。令和元年度につきましては、その1つ上の表の下から6行目に心と体の健康セミナーということで、こちらのほうで共済組合の研修のほうに切替えということで、なくなったわけではなくてこちらに振替となっております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

今、市の職員の中で、精神的な理由で休んでいらっしゃる職員はどれくらいいますでしょうか。教えてください。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 令和元年度でお答えさせていただきます。令和元年度、精神的な疾患で病休をとった職員は、15名となっております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 市役所での健康管理などを行う衛生管理委員会はどういう構成になっていますか、伺います。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 塩竈市では、労働安全衛生委員会というのを設置してございます。

こちらにつきましては、市立病院の事業管理者に産業医になっていただきまして、衛生管理者として当市の保健師、それから課長職が6名と組合のほうからの推薦の委員6名という構成で構成してございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

この安全衛生委員会は、定期的な会議はされていますか。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 本来であれば、労働安全衛生法に基づきまして、月1回ということが本来的には開催しなければいけない頻度ではございますが、なかなか産業医の都合等もございまして、昨年度は年3回開催したとなっております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 先ほどの報告で15人の方が実際休んでいるということではありましたが、そういう長く休んでいらっしゃる職場での補充は、どのようにされていますか。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 基本的には、お休みをいただいた方については、病休、代替の職員ということで、今であれば会計年度任用職員の方を配置するという形を取ってございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 安全衛生委員会での職場の巡回などありますか。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 労働安全衛生委員会、職場の安全の確保というところと、職員の健康障害の防止で協議をするための委員会でごさいます、昨年度については、1か所、職場巡視を行って安全確認を行ったという状況でございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 健康面について、相談を担当の保健師が日常的に関われる機会はありますか。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 お答えさせていただきます。

まず、本市の労働安全衛生法に基づきまして、健康診断、これは職員に義務づけております。それから、例えば人間ドックを受けてその辺の助成なんかも行っておりますので、基本的にはその結果に基づきましてそれぞれ、例えば、かかりつけ医とかドック健診を受けた医療機関のほうにまずは相談するというのが、とっている対応かと考えてございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

健診の結果を伝えるとかそういう役割はあると思いますが、600人を超える職員がいる中で、保健センターの保健師が、普段の業務と兼任で、現実的に職場内の心を痛めた方とか健康を害した方のそういう具体的に相談を受けるということは、本当に困難と考えます。常時配置とはいなくても、退職した職員でもいいので、職員の健康面での相談、または、職場復帰に向けての支援ができる専任者が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 今、職員全員、ストレスチェックのほうを行っております。その中で、結果として高ストレスになった職員につきましては、まず今、委員がおっしゃったとおり、

保健師の衛生管理者が確認を行いまして、その後、本人から申し出があれば、衛生管理者あるいは産業医のほうに相談をとということのシステムはとってございます。

一方、実際、その中で相談にいらっしゃっている職員がいるのかというと、そのまま、例えば、やはり心療内科の先生とか医療機関を受診されていることが多いようですので、まずはその体制をとっていきたいとは考えてございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

そういう精神的なところで先生にかかってというところを確認はできていても、やはり日常的にその方が、例えば、入院して退院するときに担当の保健師さんとか、衛生委員会の方や上司とかが病院に赴いて、今後のことについて主治医から聞くとか、そういう本当に、できることならば細かな対応が本人の、例えば、本人の相談があれば答えるというのではなくて、やはり小まめに職場、そういう休んだ方への本当に、何か本人が言いにくいということもあるし、なので、小まめな丁寧な対応ができる専門の専従者がいらっしゃれば、本当に職員の皆さん、気軽に、そういうところがあれば本当に何かあっても、長く仕事が、途中でもう仕事を辞めるというようなことがないと思うんですが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 やはり精神的な疾患につきましては、同じ職場の中に相談したほうがよろしいのか、やはり専門の先生に相談をしながら復帰を目指したいのかということについては、非常に難しいところもあるのかとは思っております。

ただ、委員おっしゃるとおり、職場復帰に向けましては、本市でも試し出勤を要綱に定めておりまして、本人から申し出があった場合につきましては、主治医あるいは委員おっしゃるように衛生管理者である保健師と我々のほうの本人がしっかりと相談をしながら、きちんとした形で復帰できるような支援は行っていきたいとは考えてございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。働きやすい職場となって、市民の声を十分に聞ける、対応ができる、そのためにはやはり職員の健康管理がとても大切と思われまます。働き続けられる職場づくりをぜひ検討していただきたいと思います。

では、次に参ります。同じく資料No.9の269ページ以降、公民館運営事業など公的施設での事業が続けて掲載されています。そして、どれも課題としまして、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、新しい生活様式に対応した施設運営をする必要があるとしています。具体的にどんなことを考えていますか、伺います。

○阿部（眞）委員長 布施生涯学習課長。

○布施教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 新型コロナウイルスの関係で、3月から当館のほうは臨時休館という形にさせていただきました。その中で、本市でやっております各種講座等も延期という形をさせていただいております。その中で、またどういった形で、新しい生活様式に応じた講座を開設していくかということいろいろ考えております。ただ、私どものほうでは、まず実際にここに来ていただいて、会場に来ていただいて、交流しながら学んでいただくというのが、非常に大切な館としての使命とも考えてございますので、来ていただく中で、今度、新しい生活様式、感染対策を整えながら、いかに事業を受けていただけるか、講座を受けていただけるかということをもまず考えております。

公民館としては、やはり新しい生活様式というところでは、なかなかオンラインとかそういう形での講座というものは、受講されている方も年齢層が高いということもございまして、まず今回9月から新しい、千賀の浦大学とか女性セミナー開講という形になりますが、それまでの間は、延期している間、6月から8月までについては、自宅学習という形で、こちらのほうから教材等をお送りしましてご自宅でまず学んでいただくというところが、まず新しい生活様式と申しますか、来ていただかない中でも学習を続けていただくという形で、ここは新しい取組という形で対応をさせていただいたところでございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 6月から8月はそのように対応されたということですが、これから終息がなかなか見通せない中で、公民館に限らず、遊ホールとかエスプとかいろんな公的な施設がありますが、それぞれ担当の方がいて、こういうふうにしましょうということで、一つ一つ対応はできないと思うんですが、何か基本的な決まりというか、ルールというか、そういうのは決めていらっしゃいますか。

○阿部（眞）委員長 本田市民交流センター館長。

○本田教育委員会教育部次長兼市民交流センター館長 今のご質疑にお答えしたいと思います。

私ども生涯学習施設、そしてまた、おっしゃるように遊ホール、文化施設を所管している部局でございまして、それぞれの施設によりまして、もちろん今、委員がおっしゃるように、ガイドラインを設定してございます。その中で、例えば3密を避けるための工夫とか、それから席数を減らすための決まり事とか、主催者側、手前どものほうの貸し館をする側とそれぞれケースによりましてお話し合いをしながら、手探りではございますけれども、フェーズに従って今こういった対策が必要なのかというのを丁寧に考えながら行っているような状況でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 済みません。では、ガイドライン、分かりましたらぜひお知らせください。よろしくお願いいたします。

これに関しまして、新型コロナウイルス感染症対策の飛沫感染防止のため、聴覚障害者対話支援システムとしてスピーカー2台とヒアリンググループが購入される予定でしたが、もうそれは購入されていますでしょうか。

○阿部（眞）委員長 辻畑委員、こちらは。済みません。大丈夫ですか。

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明16日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行いたしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時11分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年9月15日

令和元年度決算特別委員会委員長 阿 部 眞 喜

令和元年度決算特別委員会副委員長 小 高 洋

令和2年9月16日（水曜日）

令和元年度決算特別委員会

（第3日目）

令和元年度決算特別委員会第3日目

令和2年9月16日（水曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	副市長	佐藤洋生
市民総務部長	小山浩幸	健康福祉部長	阿部徳和
産業環境部長	佐藤俊幸	建設部長	佐藤達也
市民総務部 政策調整監	荒井敏明	市民総務部 公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	草野弘一
会計管理者 兼会計課長	川村淳	市民総務部 危機管理監	井上靖浩
市民総務部次長 兼財政課長	相澤和広	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	吉岡一浩
産業環境部次長 兼環境課長	木村雅之	建設部次長 兼定住促進課長	鈴木康則
市民総務部 総務課長	鈴木康弘	市民総務部 政策課長	末永量太

市民総務部 税務課長	木皿重之	市民総務部 市民安全課長	小林史人
健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美	健康福祉部 長寿社会課長	志野英朗
健康福祉部 健康推進課長	櫻下真子	健康福祉部 保険年金課長	長峯清文
産業環境部 水産振興課長	鈴木睦奥男	産業環境部 商工港湾課長	高橋数馬
産業環境部 観光交流課長	伊藤英史	産業環境部 浦戸振興課長	尾形友規
建設部 都市計画課長	鈴木良夫	建設部 土木課長	星潤一
建設部 復興推進課長	鈴木英仁	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲
教育委員会 教育長	吉木修	教育委員会 教育部長	阿部光浩
教育委員会 教育部次長 兼市民交流センター館長	本田幹枝	教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤聡志
教育委員会教育部 学校教育課長	白鳥武	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	布施由貴子
選挙管理委員会 事務局長	伊東英二	監査委員	福田文弘
監査事務局長	鈴木宏徳	監査委員	香取嗣雄

事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主査	工藤貴裕

午前10時00分 開会

○阿部（眞）委員長 ただいまから、令和元年度決算特別委員会3日目の会議を開きます。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染症防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、窓を開けておりますので、お暑い方は上着を脱いでいただいても構いませんので、ご案内を申し上げます。

これより昨日の会議に引き続き、一般会計の審査を行います。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。浅野敏江委員。

○浅野委員 おはようございます。

それでは、私のほうからも、昨日の一般会計に続きまして、決算の質疑をさせていただきます。

まず初めに、資料No.6の12ページから質疑させていただきます。

市税は本市の財政の根幹であります。この12ページ、13ページに出ておりますのは、不納欠損についてでございます。一昨年でしょうか、平成30年度の不納欠損額は1,046万1,706円、そして令和元年はその約半分の512万3,500円となっております。大分改善しているとは思いますが、13ページの件数を見ますと、財産なし、また死亡、相続なしなど、また、時効によって個人、また法人合わせまして428件の不納欠損があります。特に、時効に至るまでどのような対応、また相談をされてきたのかお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

不能欠損に至るまでの経過ということでございます。我々税務課で不納欠損するまでのやり方なんですけれども、基本的に納税推進室というところなんです。毎月、月末に執行停止判定会議というものを行っております。その執行停止判定会議という内容なんですけれども、こちらの会議において、いわゆる滞納案件、または財産がないとか生活が苦しいとかいろいろな納税相談を受けまして、なかなか納めるのが難しいなという方々の案件をその執行停止判定会議の中で上げていただいて、納税推進室の職員のほうできちんと財産調査をしているのか、本人と会ってどういう状況なのか、そういうことを細々と調査、意見を言い合って、それでオーケーであれば私のほうで決裁するというふうな形で執行停止を行って、地方税法15条の7第4

項、こちらの13ページに書いていますけれども、地方税法第15条の7第4項でまず執行を停止するということが1つと、あとは本当にその時点で確実にもう全く取ることが無理だなということ判断すれば、地方税法第15条の7第5項で落とすという形となっております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今ご相談というお話だったんですが、どうしてもお話の中には納税者の立場ももちろんそうなんですけれども、ここに至るまでの間ということは当然アドバイスのものを、収納するだけの部分かもしれませんが、私はほかとも連携を取っていただきたいんです。できれば、その方に寄り添うというのは変ですけども、もう少しほかの方法がないのかという部分で、払いたくなくて払わないわけではないと思いますので、そこについてのここに至るまでの間の対応方についても、もっと丁寧な対応をしていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、収納未済額についても件数は分かりませんが、令和元年度の決算では1億3,861万9,458円となっております。これからコンビニ収納とかアプリとかというふうに納税側には大変便利なことも行われていくようですけども、ただやはりお金が、便利だからとか不便だから払えないというのではないと思いますので、今申し上げましたように納税者に対して担当者がどれだけきめ細かな対応をなされたかということ、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思えます。

○阿部（眞）委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 答えいたします。

我々、納税相談という形で、もちろんなかなか納付できない方々、そういった方々の相談を受けております。もちろん我々の仕事というのは徴収というのが第一でございますけれども、今浅野委員が言ったとおり、その方々の生活状況というのがいろいろございますので、その納税相談の中でいろいろアドバイスは職員がしております。

例えば、多重債務者の方であれば、そういった多重債務に関係のある団体を紹介したり、本市で言えば生活保護まではいかないんですけども、もう少し頑張れば何とかなるんじゃないのかなという方々に関しましては、生活福祉課のほうでやっておられます生活困窮者自立支援制度、そういったものもご紹介しているというふうなことで、一応はその方々に応じて対応はさせていただいております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひこれからもきめ細かくよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、資料No.9、12ページの予防接種事業からお聞きしたいと思ひます。

この施策の実績の中の11番に子宮頸がん予防ワクチンがありまして、令和元年度は8名の方が接種を受けたということになってはいますが、今現在の状況についてお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 子宮頸がんワクチンの接種状況についてということでのご質問でした。今現在、今年度の接種状況ということでのご質問でいらっしゃいましたでしょうか。今年度の接種状況については現在把握をしておりません。令和元年度につきましては8名という数字が出ておりますけれども、こちらは延べということでの計算となっております。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 分かりました。延べということは1人3回受けなきゃいけないという状況でございますね。分かりました。

日本産婦人科学会のホームページに載りまして、7月20日に更新したのですが、子宮頸がんと子宮頸がん予防ワクチンに関する正しい理解のためにという項目がありまして、私昨日それを読ませていただきました。それによりますと、最近の日本の子宮頸がんは年間約1万人の方が罹患して、およそ2,800の方が亡くなっていると。患者数、死亡数とも近年増加している。特に30代の若い方が罹患している場合が多くなっているということが書かれておりました。

また、世界の流れはどうかといいますと、予防接種による第1次予防としてがんの原因でもあるヒトパピローマウイルスの感染をまず防ぎ、その次に第2予防として検診を行っている、こういったことで罹患する方も確実に減ってきているというのが世界の流れだそうです。そこで一方、日本ではこの子宮頸がんになる方が、また、亡くなる方も増えつつある中で大変危惧されておりました。

現在、国内においては確かに子宮頸がんワクチンの接種における積極的勧奨はありませんが、定期接種として位置づけられているわけですね。公的助成による接種が可能なわけですので、今般県のほうから該当者に対して個別の案内があったほうがいいんじゃないかという通知があったと思ひますが、それについて本市の対応はどうだったんでしょうか。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 県から積極的な勧奨を行ってはどうか、その通知があったことに対する市の対応ということでのご質疑であったかと思えます。委員おっしゃるとおり、令和2年4月22日付で宮城県保健福祉部疾病感染対策室長より子宮頸がんワクチンの情報提供についての依頼の文書が確かに各市町村に通知されているところでございます。

その内容といたしましては、令和元年8月30日に開催されました、第42回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会のHPV、これは子宮頸がんですね、HPVワクチンの情報提供に関する評価についてにおいて、国民に子宮頸がんワクチンに関する情報提供が行き届いていないということが明らかとなったということが報告されております。

これを受けまして、今後、国としては個別送付、個別通知を行うこととしてはどうかというような意見が出されたということで、県では確実な周知のために個別送付が必要であるという認識で、各市町村においても行ってはどうかという依頼文書の内容でありました。

こちらを受けまして、私どもといたしましてもこれまで平成25年に子宮頸がんワクチンの接種が開始されてからほどなく平成25年、26年に積極的勧奨を差し控えるというような通知を国から受けておりましたものですから、この積極的勧奨ということは、標準的な接種の前に勧奨はがきを各個人に出すとか、各家庭に出すとか様々な媒体を通じて積極的に接種を呼びかけることというような定義と国のQ&Aではなっております。こちらを差し控えるようにというような国の指示がまだなっているわけでございます。

そこで、私どもといたしましては、県がこういった通知を行いましたことから、広報7月号において子宮頸がんワクチンが定期接種であると、受けることができるというような広報は行っております。個別送付につきましては、国のほうで正式な通知があつて個別勧奨を行うようにというような通知がありましたら、速やかに通知を出したいと考えているところでございます。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 よく分かりました。ありがとうございます。今、県のほうで言っているのは、当然接種するかどうかは個人というか、そのご家庭で判断すべき内容だと思います。ただ、このワクチンがどのような効果をもたらすのか、なぜ必要なのかということを正しく理解してくれているかどうかというところが、まず問題だと思っています。

ちなみに、富谷市では、今課長がおっしゃったように平成25年からワクチン接種が可能に達した中学1年生、1回きりなんですけれども、その中学1年生をお持ちのご家庭に子宮頸がん

ワクチンに関する正しい理解のためにと、そういったご案内を送付している。1回だけなんです。これは、中学1年生から高校1年生の間に定期接種ができるという期間がありますので、今回もう一度、最後の高校1年生のときにも送ったらどうかというようなことも言って、市のほうからは良好の答弁をいただいたという報告もいただいておりますけれども、このように接種するかどうか、接種しなさいというよりは、このワクチンはどういった内容なんだということが正しく把握されているかがまず問題だと思います。そのことにおいて、本人も、またご家族も勘違いしている部分があったり、無駄に不安があったりという部分もあるかと思えます。ぜひ、こういった情報は広報だけでなく、ぜひ学校を通じるなり、それから個別にするのがまだ国のほうから何ら案内がないというのであれば、そういった学年に対する学校を通じてでも分かっていただくような、ぜひ、広報だと見るかどうか分かりませんので、そういった意味で対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 まずは、定期接種であるという認識を対象者、そして保護者の方にお持ちいただくということは、非常に大事なことだと考えております。国のほうでも今現在配布をしているパンフレットよりも、より分かりやすいパンフレットを今作成中ということでございますので、子宮頸がんというものがどういうものか、それに対してワクチンがどのような効用を果たすのか、そして副反応がどのようなことがあるのか、そういったことをきちんと把握して理解した上で接種できるように、今後広報を行っていきたいと考えております。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それで、今月9月は、まさに高校1年生の女の子がワクチンの定期接種を受ける、可能な最後の月なんです。全部で3回受けなきゃなくて、3月31日までの間に3回目を受けなきゃならない。これを過ぎると、任意で受けることはできますが1回につき5万か6万かかると。そういったような高いワクチンでありますので、こういったそれに該当するお子さんたちに、またご家庭にはどのようなご案内をするか、お考えでしょうか。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 7月広報にまずは記事を掲載したところですが、十分には行き届かないであろうということもご指摘をいただきました。現在、市のホームページにおいても掲載はしているところですが、今後県や国の動きを見て、また、周知方法については

検討してまいりたいと考えております。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 今月がちょうどタイムリミットですので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に20ページの家庭児童相談事業と、22ページの児童虐待・DV防止スーパービジョン事業、併せてお聞きしたいと思います。

まず、22ページの児童相談のほうですが、施策の実績を見ていきますと、特に家庭関係の虐待の数が年々増えている。平成30年から令和元年にむけては本当に数が多く増えている。これは個別の1件1件なのか、延べなのか、相談件数でこのように書かれているのか、その実態をまずお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 お答えします。

こちらのほうは、延べの件数になります。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 延べというか、1人の方が何回も相談した数を集約しているのかと思いますけれども、その実数、本当にその1件1件の数は、実態はどのくらいなんですか。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 延べの件数となりますが、例えば初めて相談された方が何回かに分けて相談をいただくということもあります。相談いただいて相談員などと話をして1回で済む場合もありますし、何回も何回も面談をしたりだとか家庭訪問をしたりだとかそういうことをする場合もありますので、その実数についての数は、今は捉えていないところです。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。やはり、私思いますのに、相談される方は深刻ですので、何度も何度も来ると思います。1回だけで済んで、それで事案が解決したという例もあると思いますが、できれば一人一人の相談のカルテを作っていただきたいと思います。やはり、この方が今回で3回目来ているとか、この方は1回で終了したとか、それが当然分かってなきゃならない中身だと思います。病院のカルテと同じように、この人は、いつ、こういった事案で相談に来たのか。またその後、3年たってまた相談に来ているということはどういうことなのか

ということで、事案について掘り下げていくことができると思います。ぜひそういった意味で、来年度の決算資料には延べ人数も結構ですが、実数を書いていただかなければ塩竈市でどのような虐待が起きているのかということが、全体が把握できないと思いますのでその点よろしくお願ひしたいと思います。

例えば、今の相談員、担当の職員の人数は何人でしょうか。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 まず保健師の資格を持っている職員が調整担当ということで1名おります。それから会計年度職員として家庭相談員ということで3名ございます。それから、家庭支援係の係長が兼務ということで1名担当しております。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 全てで5名ということですね。この相談から、次のページのスーパービジョンに流れが変わっていくんですけども、まずその一旦、初めて相談に来た方、それが何度も何度も相談に来て事案がちょっと深まってきたときのその流れというのは、一例を出して教えてください。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 相談員が3名おりますが、学区ごとに地区を分けて担当を決めております。地区で担当する相談員が初回で面談をして、何回かにわたって相談や面談をするという場合、同じ職員がずっと担当を続けるということになります。ただ、それ以外の職員も課のほうで抱えておりますそれぞれのケースについて情報を共有しながら、どのように対応していったらいいのかということを定期的に会議を行いながら、このスーパービジョンの中でもスーパーバイザーの方にアドバイスをいただきながら、どのように対応していくべきなのかということを検討しますし、場合によっては関係機関、児童相談所ですとかそれから保健センター、生活福祉課、そういったところに協力をいただかなければいけない場合は、ケース会議等を開きながら対応しているところです。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 このスーパーバイザーという方は、どこにいらっしゃるのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 臨床心理士の経験をお持ちの専門の方でして、随時この子育て支援課のほうにいるわけではなくて、スーパービジョンの会議の際に来ていただきまして、

アドバイスをいただいている方になります。ただ、必要な場合はそのスーパーバイザーにご相談をさせていただきながら、対応をそれぞれ検討しているところです。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 分かりました、ありがとうございます。もろもろ今、課長から伺ったんですが、結局この児童虐待というのは全国的にもなかなか収まらないし、また常にニュース等に取り上げられておりました、氷山の一角だと言われてはいますが、私たちは児童虐待を見かけたり聞いたり、もしかして疑いがあったら通報しなきゃならないという児童虐待法ですか、義務があるんですね。ただ、これがどのような形で、ご本人からの相談のほかにもそういった通報はどのようにしてあるのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 虐待相談の相談の経路ということで統計をうちのほうで出しているんですけども、昨年度の例ですと、1番目が警察署からの通報、相談、それから2番目として児童相談所、それから学校からの通報、その次が保健センターからの情報、相談があるという状況になっております。ただ、昨年度につきましては、近隣の住民ですとかご家族から相談をいただくということがあまりなかったんですけども、今年度に入りまして、ご家族ですとか、それから近隣の方から通報があったり相談があるというケースも出てきているところです。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 今年のコロナ禍の中で家庭で密になっている状況があって、全国的にもそういったようなニュースは私たちも聞いております。今あったように、通報というのは電話でとかだと思っておりますが、この早期発見のために実は取り組んでいるところがあるんですね。それは、今言ったように保育所、幼稚園、学校などのそういった関係とか医療機関、また民生児童委員の方はじめ地域の支援者、それから要保護児童対策地域協議会など、あらかじめそういったところに虐待相談通告受付票というものと、それから児童虐待早期発見のためのチェックリストというものを配付しているそうです。そこでこれは虐待に入るんじゃないかなと思うものをチェックリストでチェックして、そのうちの何点かちょっと気になるなと思ったときには、しっかりとこの児童虐待相談通告受付票というものに内容を簡単に書いて、それを届ける。これが、さっき言ったカルテになっていくんじゃないかなと思うんです。ぜひもう少し、多分そうだと思うというだけでなく、チェックリストでそれを確実にチェックしていただいとということ

が、一つ大前提だと思います。早期発見のためにも、ぜひこのような方策をされてはいかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 虐待に当たるかどうかをチェックリストを作って確認し、通報につなげていくという取組、いかがかということです。チェックリストのようなものを関係機関にお配りして、こういう場合は通報、相談をしてくださいというような取り組みをしてはおりませんので、今までですと要保護児童対策地域協議会のほうの構成員として学校ですとか幼稚園、保育園、それから民生児童委員、そういった関係機関のところは構成員になっていて、実務者会議といってメンバーの方々にお集まりいただきまして、年に3回ほど会議を開きながら様々な検証をしております。こういった場合は虐待になる、すぐに通報してくださいというようなことを毎回お話しさせていただきまして、早い解決につなげるようなことをしたいということを考えております。ただ、チェックシートというものを作ったりということはありませんでしたので、今後検討していきたいと思います。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今担当者の方、全部で5名いらっしゃるという。常時この方たちがいらっしゃるわけではないし、席を空けている場合もあります。例えばその担当者が不在であったとしても、ほかの職員の方が誰でも分かるように担当者のところに児童虐待の相談、さっき言った通告受付票なるものもぜひ用意していただいて、電話で受け取ったときそれ書き込めるような状況にさせていただくように、また、そういったことを福祉課の中でどなたが電話を取るか分かりませんので、そういったことを一度皆さんで訓練というか、やっていただいたほうがいいんじゃないかなと思っております。

それともう1点は、虐待というのは24時間いつ起きるか分かりません。夜間だったりするときも、また、市役所が休みのときもあります。そういったときには警備室、守衛さんのほうから担当者のほうに円滑に連絡できるような体制をあらかじめつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 夜間、それから休日等に市役所のほうにそのような虐待などの情報がありましたら、当直のほうから子育て支援課の担当のほうに連絡が行くように体制は整えているところです。また、休日夜間につきましては、基本的には警察のほうにご連絡をい

ただ、それから児童相談所のほうで24時間の電話対応の189という番号、そちらに連絡を
すると、最寄りの児童相談所につながるというシステムがございます。そういったところを今
後市民の方にも広く広報していき、周知していきたいと思っております。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 確かにポスターとかパンフレットは、たくさん市内にも見ております。本当に役所
に、何かあったら役所という方もいらっしゃるので、ぜひその辺のことは徹底していただき
たいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、120ページの防災体制整備事業をお願いいたします。

今回防災備蓄事業の中におきまして、キューブタイプのミルクとそれから液体ミルク、用意
していただきました。大変ありがとうございます。ミルクは大変賞味期間が短く約1年くらい
で、避難所に皆さんがその間に来ていただいて使っていただければ大変助かりますが、用意し
ていても使えないこともままあると思います。そういったものを平時にどうにか活用してい
ただきたいと思っておりますが、何かお考えがありますでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 答えいたします。

液体ミルクあるいはミルクの平時の活用ということでございますけれども、こちらについて
は災害があったときに使うということで常時備蓄しているものでございまして、ただ、期限が
切れそうになったものに関しては、保育所等にお配りするとか有効な活用を現在使っている
という状況でございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひそのように新鮮なものを取り替えていただきた
いと思っております。

122ページの自主防災組織育成事業についてお尋ねいたします。

この状況を見ますと、自主防災組織の育成、施策の実績の1番ですが、平成29年度末から令
和元年まで、この組織の数が83で変わっていないんですね。新規に自主防災組織を立ち上げて
いるところがこれを見るとないようですが、指導育成にはどのような対応をされているんでし
ょうか。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 答えいたします。

自主防災組織の育成ということでご質問いただきました。自主防災組織についてですが、現状のように確かに83団体からほとんど変わらないという状況になっておりますけれども、自主防災組織については、地域の共助の要として災害時に活躍していただくということが東日本大震災のときにも大変確認されたということでございます。そういった意味から、塩竈市のほうでは自主防災組織設立のために広報紙の掲載や、あるいは総合防災訓練の説明会のときには全ての未組織の町内会のほうにもご連絡をいたしておるところでございますし、あと自主防災組織が主催する総会で開催する防災研修会というのもございますが、そちらのほうにも自主防災組織に入っていない町内会のほうにもご案内を差し上げながら、自主防災組織の設立のきっかけとなるようお願いしております。

さらに、防災フェスティバルというのを秋に毎回開催しておりますが、そちらのほうのご案内もさせていただいて、なるべく参加をしていただきながら、その防災組織を設立していただくようお願いしているというところでございますが、なかなか結果に結びつかないという現状にはなっています。そういったことを踏まえまして、全体的にそうしてお願いしてもなかなか設立が叶わないというところなので、今年度からは設立していない町内会に対して、直接お話しするとか、あるいはアンケートを取るとかですね、自主防災組織の連絡協議会という東西南北入った大きな組織がございますので、その組織のお力もお借りしながら設立の強化ということに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ご努力がすごくにじみ出て感じました。ぜひ、1町内会でも多く、皆さん高齢化になっているし、また単位も小さくなっていて、役員に成り手がいないと悩んでいる町内会もございます。ぜひその辺のことを、隣の町内会とかそういったところとも連携を取りながら、連携したような自主防災組織、単体でできなかつたら2つ、3つ一緒になって自主防災組織を立ち上げるという連合グループみたいなのをつくってもいいのかなと思っていますので、ぜひそういった点でも力を貸していただければと思っています。

資料をお願いいたしまして、資料No.22のその2の20ページに、この各自主防災組織における女性の役員の数を調べていただきました。大変ありがとうございます。平成23年から令和元年までを調べていただきましたところ、まず83ある自主防災組織のうち24町内会の役員の数しかここに出てないんですね。ほかの町内会の役員の数とか女性の数というのは、ちょっとここから漏れているんですが、その辺はどのようになっているんでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 すみません、役員の数ですけれども、こちらについては自主防災組織という組織が町内会のほうにございまして、そちらのほうの自主防災組織、いろいろな総務部ですとかいろいろな婦人部とかという形でございますけれども、その中の町内会の自主防災組織という組織の数の人数と、そのうちの女性の役員の数ということで今回資料のほうを作成いたしました。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ただ、83あるんですけども、ここに出ているのはその数は全部でないんだなと思ったので、そこがちょっと不思議だったんです。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 答えいたします。

その83団体から毎年人数を、中身の役員の数というのを調査しているわけではございませんで、今回資料を作成するに当たって、平成23年度から作成した団体についてのみ、直接調査させていただいたということでございまして、全て載っているというわけではございません。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。それで、女性の役員の数も多いところと全くいないところとばらばらでございしますが、ざっと計算してみたところ、全体を83とすれば19%、2割弱なのかなど。ここにあるパーセントがこの数の分ですと28.5%と出ますけれども、さっき言った83全部から計算してみると2割弱というふうになると思いますが、間違いないでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 答えいたします。

そのようになると思います。大体平均ということになっていきますので、ほかの自主防災組織についても同様な数でということでは考えられると思います。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。なぜこのようなことを調べていただいたかといいますと、今塩竈市では婦人防火クラブも今お休みしているというか、実際活動はされていないわけですよ。そういった意味で、この災害において特に高齢者、女性、子ども、それから障がいのある方、そういった方たちに対する、多様な方に対する対応といいますかお世話といいますか、

そういうのというのは、男性の方もそうですけれども女性の方のきめの細かい対応というのは、この災害のとき、特に避難所、例えば運営なんかにおいては非常に大事だと思っております。そういった意味で、各自主防災組織のほうにでも女性の役員の方の成り手をお願いしてもらって、その役割の大事なことを、特に民生委員の方も多く女性の方もいらっしゃいますので、そういった方たちのお力も借りながら、自主防災組織の中での女性の役員を増やしていくことはできないかなという発想のもとにこの質疑をさせていただいているんですが、その取組方はこれまでどうだったのか、お聞かせください。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 避難所等あるいは防災対策での女性の拡充というか、そういった取組ということがございますけれども、男女平等共同参画の中でもいろいろと示されているところがございますけれども、女性についてはなかなか町内会とかそういった防災組織の中で、今まで役員等になられた方がちょっと少なかったということもございまして、女性の立場から防災の対応とかそういったものを見てもらうと。そういった実際に企画する側というか、そういった役員になって参加するということが非常に大切ということもございまして、具体的なところというのは、なかなかちょっと難しいところがございますけれども、女性の成り手をつくるようにということで町内会長にも依頼というのはしているところがございますので、今後引き続きお願いしてまいりたいと考えています。以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。趣旨は違うかもしれませんが、それこそ地域の民生児童委員の方たちの集まりがあるときに、例えば市民安全課の課長さんとかが伺っていただいて、自主防災組織の中でいかに女性が大事な役割があるのかということも、一言講演していただいたりして、まず女性側の意識も変えていただかなきゃならないし、それから自主防災組織の中でリーダーになっている町内会長さんをはじめそういった方たちにも、この間といってもあれですけども、10年前の東日本大震災のときの避難所の中での経験の上で、女性の力がいかに大きかったかというのを皆さん認識していると思いますので、ぜひそのあたりで、これからいつ何どき起きるか分からないその災害に関して、女性の力をしっかりと発揮していただけるような取組をお願いしたいと思っています。

それでは、男女共同参画の流れからいいまして、資料No.9、300ページお願いいたします。

300ページの男女共同参画推進事業について。この施策の実績の中の3番、まさに今課長がお

っしやったように男女共同参画の推進啓発事業、このことについて各講演会の啓蒙の状況を見ますと、大変すばらしい講演であるにもかかわらず、参加者が大変少ないという状況が見て取れます。こういった中における啓蒙の仕方はどのようにされているのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 男女共同参画の啓発活動の中での募集の仕方でございますけれども、確かに参加者数というのが少ないという状況はあると認識しています。ただ、参加の募集に当たっては広報紙への掲載、あるいはチラシの各施設への配荷、あと全部の市民活動団体への送付、そして町内会へも送付していると、あるいはフェイスブックに載せていますし、あと各個人の方にもお声がけしながら、参加数が増えるようにと努めてきたところではございますけれども、若干ちょっと少なめの人数という形になってしまっているという状況でございます。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 特に③の「働き方改革における男女共同参画とは」と、表題がすごく硬いような気がしますね。やはりもう少し女性の参画、また、これは男性も参加していただきたい内容です。どうしてもそういった意味で、もう少し柔らかな表現がいいかなと思っていました。

この働き方改革についてのことでお聞きしたかったことがあるんですが、男女共同参画社会基本法というのが1999年に成立しまして、20年たちました。働く女性が格段に増えましたが、女性の生き方、暮らし方を調査した平成30年度雇用等基本調査によりますと、育児休業取得者の割合は、女性が82.2%、男性が6.16%。男性の取得率は1割にも達していません。本庁の職員を見ますと、先ほど資料No.22、用意していただきましたので、1ページ目です。市の職員、臨時職員における育児休業取得人数、平成27年から令和元年まで調べていただきました。女性は見事100%に近いんですが、男性はこれまで該当者、対象者の方で取られたというのは平成30年度と元年にお一人ずつ、あとはゼロという状況でございます。1割にも満たないどころか、ほぼゼロに近い状況だと思っておりますが、この状況をどのようにお考えでしょうか。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 浅野委員にお答えいたします。

確かに男性の割合が9.1%ということでございます。これにつきましては、今までに本庁のほうで育児休業に対する制度の紹介というものについては、各庶務担当者のほうに毎年度説明をしてきたところでございますが、一方でやはり育児休業については、どうしても女性職員が取

るというような考え方もあったように思いますので、今後につきましては男性職員、特に管理職に、我々含めまして管理職も育児休業を取るには男性職員もそれが該当するんだという考えのもとに、その辺の周知徹底を図っていきたいというふうには考えてございます。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変心強いお言葉をありがとうございます。父親の育児参加というのは、当然家庭内のパートナーシップもそうなんです、働き方の見直しにもかかる、今おっしゃったように、妻が育休を取って、結果そのまま辞めてしまって家庭に入ってしまうというパターンが大変多いんですが、そうしますとご主人、いわば父親はほぼ育児に参加することもなく、そして気がついてしまったら子供はもう中学1年生、高校生になって、何言ってるのか分かんないというような結果にもなってしまいます。ぜひ、そういった短い期間、大事な期間をやはり夫婦ともども、仕事ももちろん大事です、そしてそこをどのように切り上げて、また、休みにくい、取りにくいという職場の雰囲気もあってはならないと思っていますので、その辺については市長のお考えはいかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 説得力がないかもしれませんが、やはり家庭を持つということについては、お父さん、お母さん、いろいろな事情があるところもあるかもしれませんが、やはり協力して作り上げていくんだらうというふうには思っておりますし、少なくとも塩竈市役所に関しても、先ほど浅野委員からご質疑いただいております男女共同参画含めて、今のこの議場のバランスを見ていただいてもお分りのとおり、女性職員が大変多く市役所でも働いていただいておりますから、しっかりとそのバランスを取っていくということが市長としての責任になるだらうと思っています。

何十年、この議論を、多分全国各地のいろいろなところでされていることは当然私も県議会の中でも聞いておりましたので、意識的にそういったところを見ていかないと、意識的にそういったところに焦点を当てて議論をしていかないと、議論をしてもなかなか進まないというのが男女共同参画だらうというふうにも理解しておりますので、これからもいろいろご指示、ご指導いただいた部分に関して、庁舎の中でしっかりと議論をさせていただきながら、男女共同参画というその本来の意味を理解をしながら実践をしていくという方向に、口だけではなくて実行していきたいと考えておりますので、ご指導よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、今市長からイクボスのような宣言をいただきましたので、大変心強く思っております。

最後にもう1点だけ、資料No.9、304ページの広報公聴事業についてですが、305ページのホームページによる市政情報の提供というところを見ますと、1日の件数が、1日につき7,170と大変伸びております。塩竈市のホームページを見させていただきましたが、本当に以前から比べるとすばらしい、またこの新型コロナウイルスに対してもすぐにその対応の報告というか、お知らせがあるというふうに、物すごく頑張っているというのにはよく分かりました。ありがとうございます。

気になったのが1つ。例えば、子育てのほうにアクセスしますと、本当に赤ちゃんが生まれた場合という必要な項目は確かにございます。ただ、先ほど私が質疑したように児童虐待についてはというものとか、そういったものを細かく一つ一つちょっと、そこにアクセスしなくなるようなそういった書き込みといいますか、そういった設定が必要かなと思っていますのでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

ホームページ、ご承知のとおり今年度の4月から新しくリニューアルしまして、なるべく見やすくということで工夫させていただいております。その上で、立ち上がりですのでなかなかリンクとかそういったものがうまくいかなくて、最初にいろいろと利用されている方にご迷惑をおかけした経過がございます。

今ご質疑ありました、例えば虐待とか、あるいは少し立ち入ったところでの情報の話になるのかと思いますが、そういったところについては、ホームページ担当の我々としてもきちんと各課のほうにも照会をしながら、各課のほうでもタイムリーな情報等について情報提供ができるように、そして検索もできるように、見やすいように工夫してまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は11時ちょうどいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時00分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小高 洋委員。

○小高委員 それでは、何点か私のほうからもお伺いしてまいりたいと思います。

初めに、決算審査意見書№.6の35ページのところから入ってまいりたいと思います。

それで、この間、決算特別委員会の中では、この収支の関係のところでも様々ご質疑やったかというふうに思います。それで実質収支等々ここに数字、一覧で掲載されておりますが、実質収支で見ますと、7億7,000万幾ら幾らというところの黒字であるということで記載ございましたけれども、改めてその収入面あるいは支出面というところを見まして、黒字となった要因について簡単にお伺いいたします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 実質収支が黒字ということでございますが、中身につきましては歳入歳出決算差引額から翌年度に繰り越すべき額を差し引いたのが実質収支額ということでございます。この中には前段申し上げさせていただきましたけれども、復興事業などでまだ事業精査がされていないものを含めて実質収支という形で出ておりますので、そういったものが精算された実質的な、基金に返済したり精算分を含めると大体4億円くらいになるというふうに見込んでいますので、その分ちょっと大きく実質収支が復興の関係で出ているものと捉えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。

それで、先ほど復興の関係を除いて4億円くらいということでお話ございましたが、一般的にといいますか、その黒字を成す要因というか、財政均衡をどのように見ていくのかと、その要因のところでも簡単に入ってくるもの、あるいは出ていくものと、そういった関係があるんだろうというふうに思っておりますが、ちょっとその議論といいますか、いかに出ていくものを減らすかというところで議論が大きくなっているかなという思いもありまして、いかに入ってくるものを増やすかというところについて、もう少し深めるといいのかなというところでまず前段感じておりました。

それで、この決算の数字上の今後の課題というところで、いわゆる財源確保と有効活用ということで挙げられてございましたが、いわゆるその財源確保とはいったいどういったことなのか、改めてお聞きをいたします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 財政課としましては財源確保ということでございますが、財政見通しなどでもご説明させていただいておりますが、まずはやはり歳入の根幹であります市税、そういったものの確保、それから最近ではいろいろこの委員会でもご議論いただいておりますが、ふるさと納税といった自治体がですね、そういったものの確保、それから市がっております土地等の財産の売払い等行いながら、これは売払うのか、貸付けのほうが有利であればそういったことなどを活用しながら自主財源というか、歳入のほうを確保していくという考え方になろうかと思えます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

ただいまいわゆる歳入の根幹部分は市税であるということで、同資料の12ページのところを見させていただきますと、いわゆるその市税収入状況というところで記載がございました。それで、平成30年度あるいは令和元年度というところでその増減というところ、個人、法人見ましても若干減ということにはなっているということではあるんですが、その細かい増減というよりも根本的な増というものが必要だろうと。将来的に市民税の税収入における、ここまであればいいというのがなかなか出すというのは難しいかとは思いますが、いわゆる根幹的にここを大きくしていくという観点から見たときに、いわゆる市税収入の増というものは何をもってなし得るのか、そういったところをお聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

市税収入に関しましては、本市の場合ですとやはり個人の市民税、あとは固定資産税が非常に大きい調定額となっておりますので、ここを延ばすのが一番の最善の策なのかなというふうには考えております。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。では、市民税、固定資産税を延ばすということですが、ちょっと政策的な話になってしまうかも分からないんですけども、いわゆる市民税、個人市民税、そういったところを延ばすということを考えましたときに、やはり市民所得に直結している部分でもございますので、いわゆるそういったところの底上げというのがどうしても必要なだろうというふうに考えます。

しかしながら、この資料、こういったものではないんですが、例えば塩竈市の統計書何かを時系列的に並べてみましても、例えば事業者さんですとか、あるいは生産出荷額等々、年度ごとの増減はあるものの、震災前からの落ち込みというものがやはりどうしても時系列的には見られてくるということでありまして、そういった点で地元産業の振興、あるいは安心して働くための環境整備、さらに言うなれば保育あるいは教育、そういった部分の整備も含めて、改めて考え直す必要があるのかなというふうに思っておりますが、そのあたり、総合的な話でお答えしづらい部分かも知れませんが、そのあたりについてご見解があればお聞きをしたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 小高委員のほうから塩竈市の市税を上げるための施策を総合的に見立てる、そういった視点が必要じゃないかという疑問をいただいたかと思っております。もちろん、市の歳入の根幹をなす市税については、先ほど答弁があったように市民税、それから固定資産税、それとやはり法人市民税等もあるかと思っております。全て、やはり人口が増える、あるいは市民所得が増える、あるいは産業が活性化される、あるいは新しい産業を誘致する、そういったところにつながってくるんだらうというふうに思っております。

やはり、塩竈市のそういった産業構造等を見ますと、やはり古くはどうか現在もですけれども、水産業、水産加工業、そういった方々がかなり所得が高かったときに不動産等を取引されて、その不動産による所得というのも割と塩竈市の所得の中では高いというふうに思っております。そういったことを、また一方で継続的にそういった方々の収入というものを確保しながらも、やはり新しい産業が塩竈市に根づくということが当然必要になってくると思っておりますし、また、塩竈市のやはり流出している人口、転入増に変わるというような状況ができておりますけれども、そういったことを引き続き塩竈市民の数を一定程度増やしていくというようなことがやはり必要だと思っております。

そのためにどうするかということは、まさに震災復興から、これから新しい長期総合計画に切り替わる中で、どういうふうにすべきかというようなことを今考えているようなところでございますので、そういったところを着実にやっていくことが必要かと思っております。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。それで、この間様々議論も聞かせていただきまして、その決算の数字等についての議論もございました。それで、私が思いますに、いわゆる決算というものを見

る際に、数字だけを見て黒字であればいいということでは当然ないんだろうというふうに考えてございます。よく一般的に自治体の財政について経営感覚をというようなお言葉もよく言われるところではありますが、一方で自治体は営利企業ではないと、こういうことも真実かと思えます。数字だけが黒字になって、そこに住まわれている住民の皆さんの暮らし、これが落ち込んでしまっただけでは当然あってはならないことでもありますし、結局そういったことがいずれは税収入減へとつながっていくということで、そういったスパイラルをいかに断ち切るかというところが、まさに今日の前にある課題なのかなというふうに考えてございます。

そういった中で、産業の振興、先ほど部長おっしゃられましたとおり、産業振興あるいは住民の暮らしの安定、こういったことがあってこそ市税収入の増にもつながるんだろうと。ましてや、現在コロナ禍というものに見舞われる中で、足元の一人一人の皆さんの暮らし、そして地域の産業をいかに盛り上げていくかというところを改めて捉えなおして考えていく、あるいは一定の転換を図っていくと、こういったことが必要かと存じてございますので、その点について、この場でどうというのはなかなか難しいのかも分かりませんが、そういったことを一言まず前段で申し上げておきたいと思えます。

もう1点、財政収支の均衡を図る、あるいはどうしていくのかと、その1つの要素としていわゆる行財政改革というところでの取組が、今般行われてきたところでもありますけれども、その点について現状をちょっと整理をさせていただきたいと思うんですが、よろしく願います。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 現在、行財政計画ということで実行しておりますのは、第4次の行財政改革推進計画ということでございます。先に委員の皆様にご説明させていただいた財政見通しにつきましても、毎年度更新していくと。その計画の中にも当時の見通しを入れて毎年ローリングしていくということでやらせていただいておりますし、その内容についてはご説明したとおりで、財調については5年後2億円の残高を残して収支均衡が図られるというような状況で、これはローリングしながら財政運営をまさに市民の皆様へのサービスと、それと歳入とのバランスを取りながら、一定程度そういった形で推移してきているのかなというふうに感じております。

また、一方では定員数につきましては計画どおりに今進めているところがございますし、その他ICT化といった業務の効率化等についても順に進めさせていただいているということで、

おおむね計画どおりに進めさせていただいているというのが今現状かというふうに捉えてございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。それで、これまで私どもはいわゆる行財政改革の分野につきまして、全てがということではないんですが、特に行き過ぎた職員の方々の削減、あるいは安易なアウトソーシングについては一定考える必要があるのではないかとということで指摘をしてきた経過がございます。

例えば、これも足で歩く中で言われてきたことではあるんですが、例えば国の施策あるいは補助金、こうしたものに沿った事業を行って、例えば国の補助がなくなったら事業を打ち切るというようなやり方はどうなんだというお話もいただいてまいりました。そうではなくて、いわゆる職員の方々含めましても現場に赴いて現場の苦しみをぜひ肌で感じていただきたいと。本当に必要な施策は何なのか、お金をかけるべきは何なのかというところをぜひ見極めて取り組んでいくような、そういった取組が必要だと思いますし、そのためにしっかりと人員を配置して、そして育てて、こういった言い方をするとちょっと上からの言い方になっちゃいますが、いただきたいというふうに考えてございます。そしてまさに今、こういった取組をやってきたかどうかコロナ禍というものを目の前にして問われているんだろうというふうに考えてございますが、この点についてご見解があればお伺いいたします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 職員の定数につきましては、毎年各課長のヒアリングなどを行いながら現状を把握し、その上で全体のバランスを鑑みながら職員数を検討させていただいております。なかなかこういった現状でございますので、職員数を増やすということはかなり難しいかなと思っておりますので、今いる職員の配置でありますとか、そういったところでより人材が活用できるような工夫がより必要なかなというふうに考えてございます。

また、このコロナ禍という意味では、逆にリモートワークですとか働き方の変化、あるいはテレワークとかそういったものが今現在市のほうには整っておりませんので、安定した、継続した市民サービスがその中で継続できるのかというのが、このコロナ禍においての大きな課題ではないかというふうに考えてございます。

そういった意味で、今定例会におきまして行政の職員が密にならないような形で研修を行わせていただいたり、業務の会議を行わせていただいたり、様々なことがこの中でできるような

予算を提案させていただいております。ぜひそういったことを取組を通して、この状況の中、安定した市民サービスを継続していくように努めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 先ほど安定した市民サービスということでお答えがございました。ぜひそのようにしていただきたいと固くお願いを申し上げておきたいと思っております。この間、様々なことがございました。地震はじめ豪雨災害、気候変動の中で激甚災害等々頻発してございますが、防災の分野についても実際に被害を受けられたところに赴きましてお話を聞きますと、技師が来てくれないですとか、そういったいわゆる床上まで水が来て、ポンプにトラブルが起きていると。そういった中で対応に本当に時間かかっちゃったんだよということでの答えもいただいております。また、教育分野に目を移せば、これはもちろん市町村だけの話ではないんですが、先生が足りないと。後ほどお聞きしたいと思っておりますが、資料No.22の81ページにもございまして、大変な超過勤務の中で必死に教育というところに当たっていただいております。子育てあるいは福祉分野、こういったところを見ましても採算性が優先される企業倫理に任せてしまうことになりかねないということで、そういった形でのアウトソーシングの推進というものにも反対をしてきました。

過剰な民営化と言ってしまうとちょっとあれなんです、いわゆる公定価格というのを見ましても安心な保育の実施に見合わない、経営を成り立たせるにはどうすればいいか。そういった中で保育士の賃金が低く抑えられてしまう、成り手がない状況が生まれて、その結果として待機児童が増えているということがあるのかなというふうに思っております。

そういったこと、細々したこと全てを考えますと、いわゆる例えば働きたい保護者さんがおられたときに働きたくても安心して働けない、こういったことの積み重ねがいわゆる所得が伸びない要因、あるいは産業を見れば消費が伸びない、売上げが下がる、ひいてはそういったものの積み重ねが市税収入というところにも跳ね返ってきているのではないかとというふうに思うわけでありまして。

これまで、様々な事業は行っていただきました。もちろんこうした事業を否定するものではありませんし、取り組まれた職員の皆さんのご尽力には本当に感謝するものでございますが、状況というのはなかなか前に進んでこないということも現実としてございますので、現市政におきましてはこれは一定の転換を図るべきではないかということをお願いして、個別の分野に

移ってまいりたいと思います。

それでは、資料No.9の315ページのところから入ってまいりたいというふうに思います。

いわゆる住民基本台帳ネットワーク事務事業というところで、いわゆるマイナンバーの関連について伺いをいたします。

この中で、マイナンバーカード交付事務事業につきまして、交付枚数率16.7%ということで載ってございますが、昨年と比較してどうであるか、お聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 マイナンバーの交付率ですけれども、昨年度から比べてですが、上がっているという状況でございます。実際には……すみません、後ほどお答えいたします。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 上がっているということではございましたけれども、恐らく数字的にも劇的な変化ということでは全くないんだらうというふうなことでお話をさせていただきます。それで、国の推進していることではございますので、なかなか難しいところではあるんですが、なかなか目の前の状況としてはこういったものがあるということで、多額の国費をかけているわけでありまして、残念ながらもはや破綻に近い状況ではないかなというふうに捉えている部分もあるわけでございます。

そして、今般コロナ禍の下、10万円の特別定額給付金、この取組の際には郵送申請に加えてオンライン申請ということでオンラインのほうが早いですよと、こういった形で宣伝をしておりまして。それでマイナンバーカードで電子認証を行うということで、その結果カードの申込みに自治体の窓口で人が殺到するといったところもあったようでございます。

そういった中で、これもちょっとびっくりしたんですが、自治体の中では郵送申請のほうが早いですよと、こういった呼びかけを行う。あるいはカード申請をストップをする、こういったことも現実としてあったわけでありまして。カードを普及させようという思惑があったのかなというふうにも推察をするわけですが、コロナ禍においてこういった混乱を招いたこと、これは本当にある意味では許されないことだったかなと思ってございます。

また、このマイナンバーカードにつきましては、明らかにいわゆる個人情報保護という観点でなかなか深まってこないというふうにも感じてございまして、私どもがこれまで申し上げてきましたとおり、プライバシーあるいはセキュリティー、様々な観点からなかなかこのマイナンバーカードについて認めていくというのは難しいのかなということで一言申し上げておきた

いと思います。

続きまして、分野を変えて保育の分野に移りたいと思います。

資料No.9の26ページから33ページのところ、様々保育所の関係で資料が出てございます。また、資料No.20の68ページ、そういったところでもいわゆる保育所の状況というものを出示していただいております。昨日の辻畑委員の質疑にもございましたとおり、ごめんなさい、資料No.22の27ページです。いわゆる待機児童の関係、27ページのところに詳しく載せていただきました。それで、待機児童というものが年々増加をしていると。年度途中で見た際に非常に大きな数になってしまうということですが、計画とニーズがもう見合わないところまで来ているんだろうということですが、保育需要の傾向とこういったニーズの高まりについて保育行政はどう応えるべきなのか、そういったところについてお考えがあればお伺いをいたします。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 保育所保育施設、保育事業についてのご質疑です。保育ニーズということですが、待機児童が出ている状況ですが、中心となるのは低年齢児についての待機になります。年度の当初ですと1歳、2歳児が多いんですけども、年度の途中、だんだん育児休業から復帰するお母さんたちがいらっしゃいますので、ゼロ歳児についての保育というところの要望が出てきて待機が増えていくという状況になります。

また、数の話だけではなくて、例えば延長保育ですとか、それから一時預かり保育ですとか、そういった特別な保育についても要望があるものと思っておりますし、例えば障がいのあるお子さん、それから発達に課題があるお子さん、そういったお子さんも保育所を利用したいという希望もございますので、そういったところの障害児保育、そういったところについての要望が増えているということをお捉えしております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 ニーズの高まりとしても様々な観点といいますか、様々なケースにおいてニーズが高まっているということはもうただいまお答えのあったとおりでございます。そういった中で、先ほど質疑の中ではこういったニーズの高まりについて、保育行政はどう応えるべきかということをお聞きをしたわけですが、ちょっとなかなかすぐにぽんと出てくるものではないのかなというふうにも思っております。

そういった中で、資料No.20の68ページのところには、いわゆる公立保育所の保育士さんとい

うことでその数を出していただきました。それでこの決算特別委員会の中でも様々保育士不足と、そこをどうしていくんだということでの質疑もあったように思います。これらの数字について、細かいところなんですけど年度ごとに何人かずつ減っておると。ましてやこの年度末から現在に至るまで、いわゆるコロナ禍という中で必死に頑張っていたってございますが、今この人数ということではないんだと思うんですけども、こういったことを含めて、例えばコロナ禍も踏まえてその対応というのは果たして可能なかどうか、そういった点についてお答えをいただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 今年度、コロナの状況下において保育の体制が十分にやっつけられるのかというご質問かと思えます。今年度につきましても令和元年度程度の職員数の配置となっております。傾向としましては、臨時的任用職員がフルタイムの会計年度職員と考えていただき、非常勤職員についてはフルタイム以下の短時間の会計年度任用職員と考えていただいております。フルタイムで働くことができる会計年度職員が少し減っております。逆に時間の調整をしながら短時間で働くことができる職員という方が応募が増えてきて雇用しているということになっております。そういう方につきましては、加配ですとかクラスの補助ですとか、そういったことの役割をさせていただいているわけです。全体でぎりぎりの体制で今保育をしていただくような状況になっておりますので、仮に新型コロナウイルス感染が拡大しまして保育所のほうで職員が感染してお休みというようなことも出てくるかと思えます。または、インフルエンザも今後はやってくる時期になりますけれども、そういったところでぎりぎりの体制で保育をしていかなければいけないなということを考えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。本当にぎりぎりの状況なんだろうと私も捉えてございます。

それで、そのいわゆる保育士不足ということではやはり仕事の大変な厳しさというところと、もう1点、いわゆる処遇の低さといいますか、そういった部分が社会問題にもなっているというふうにご覧いただけます。そういった中で、いわゆる公立の保育所ということになりますと、正規の方あるいは臨時的に入られる方というところで、そういった部分も含めてこれはやはり考えなきゃいけないのかなと思ってございます。先般行革の部分でのお話もさせていただきましたけれども、一定そういったところで何らかの思い切った取組といいますか、そういったことが必要なのかなというふうにも考えてございます。これまで何度もお話をさせていただいて

きておりましたけれども、いわゆる臨時で何名増やして待機児童ゼロを推進するんだということでは、なかなかもうこういった施策では対応できない次元ではないかなというふうにも捉えてございまして、いわゆるその保育の提供料、そしてそういった部分を含めてどう考えるかというあたりで、根本的なといいますか大きな転換期に来ているのかなというふうに考えてございまして、なかなか決算の中でどこまでというのはございまして、引き続きこの点につきましてはお伺いをしてまいりたいと思っております。

それで、ちょっと個別の話をさせていただきたいんですが、昨日の質疑の中でうみまち保育所の開所の現状についてもお話あったかと思っております。その中でもやはり一定、保育所の確保というところでの困難が語られたかというふうに思っておりますが、やはりこの点についてはお聞きをしなくてはいけないんですけれども、一方その根っこのところでは、いわゆる地域での保育所、どういうふうに置いていくのかというところでの問題については、いまだ進展が見られないということもございまして、いわゆる新浜町をはじめとした杉小学区の地域ですね、水産業集積地の保育、ここをどのように考えるかというところで、もし進展がございましたらお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 うみまち保育所ですが、8月末、9月から新浜町のほうから海岸通りのほうに移転しております。その後、新浜町地区ですとかそれから杉の入小学校学区のほうに保育施設は企業主導型保育施設が1か所ありますけれども、それ以外について保育施設を整備するといった動きについては、特にない状況となっております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。それ以上のことはなかなかこの場でお聞きしてもないんだろうというふうには思っておりますが、ぜひ引き続き検討の俎上に上げていただきたいということで、また別の機会での点は12月あたりですかね、改めてお伺いしたいと思います。

続きまして、資料No.9の39ページ、あるいは資料No.20の70ページ、いわゆる放課後児童クラブの関係で簡単にお聞きをしたいと思います。

この間、指定管理者制度というところにも移行しまして、利用人数も増えてきていると、特色ある取組も行われているということでございまして、その一方で支援を必要とする児童の受入れ、あるいは放課後等デイサービス等々の連携、そして元年度末頃からのいわゆる新型コロナ対応というところで、これはもう本当にご苦労されている現状があるかと思っております。

そういった中で、職員数もほぼ変わらずに取り組まれているということもあるように見えますが、十分な人員確保がされておられるのか、事業者とご相談等十分にされているのか、あるいは市として何か支援というものがあるのかどうか、そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブ、指定管理者制度を導入しております。今年度からまた新たな指定管理者となります。職員の体制ですけれども、利用しているお子さんに対する職員配置を十分にしているというところになります。ただ、これにつきましてもとても余裕があるという職員配置にはなっておりませんが、必要としている職員の確保はできているところです。

新型コロナウイルス発生により学校が休業しました4月、5月の時期ですけれども、1日開所をずっと続けている状況でして、職員の方たちも少し疲れが見えるという時期がございましたので、教育委員会それから小学校のほうにご協力をいただきまして、学校の教職員の先生方に学習の時間などに学習補助、そういったところの支援をしていただくというようなこと、また、1日開所の中で校庭などで遊ぶ際は、学校の先生と一緒に遊んでくれるというそういう学校もあるということを知っておりましたので、そのように学校のほうにご協力をいただきながら、4月、5月の時期は乗り切ったという状況でございました。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。直接お話なんかもお伺いいたしますと、確保すべき人数というのは確保されているのかも分かりませんが、確保というところでなかなか厳しいというところでのお話も頂戴をしております、そういったところも併せて考えていかななくてはいけないのかなというふうに思っておりました。

それで、先ほど保育士とあるいは放課後児童クラブということでお伺いをいたしましたわけですが、いわゆる保育というところに関わる責任の重さ、そういった中でなかなか処遇というものが伴ってこないということは、やはり現実としてあるんだろうというふうに思っております。

そういった中で、いわゆる根本的な処遇改善ということではなかったんですが、いわゆるこの間お話として頂戴してきたのが、医療従事者に対してこの間コロナ禍に取り組まれた方に慰労金を出すということで、昨日辻畑委員のほうからもご提案あったわけですが、そうい

ったところではいわゆるコロナ禍の中で前線に立って頑張っていたという点で、仙台市なんかも保育士あるいは学童保育、こういったところでも独自ということでの支給を行うということで報道があったわけでありますが、現時点でそういったお考えがあればお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 仙台市、それからほかの市町村で保育従事されている方に慰労金を支給するというお話、聞いております。今後さらにコロナ禍も拡大していくと思いますので、そういう状況の中で保育に緊張しながら当たっていただいております職員の方々に感謝という気持ち、どのようにお伝えすることができるかということも含めまして、慰労金については今後の検討課題ということで考えております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。その点につきましてもよろしくお申し上げます。

それでちょっと教育の分野に移りたいと思います。初めに資料No.9、232、233ページのあたりで簡単にお伺いをいたします。

いわゆるその要保護・準要保護児童援助事業という中で施策の実績の3番のところに書いてございますとおり、いわゆる新入学用品費の入学前の支給の実施ということで、この間ぜひ入学前をお願いできないかと申し上げてきた中で、いわゆる3月支給というところで実施をしていただきました。それで、この件について何かトラブルと申しますか、この点がちょっと大変だったというようなことがあればお聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

課題としては周知を図る、特に小学校から中学校へ進学というところは数が正確にあるんですけれども、就学児ですね、幼稚園、保育所から小学校に上がる子供たちに対して適正に周知を図るという点で多少課題はありました。例えば、他の地域に就学しているという、塩竈市外に就学して塩竈市に進学してくるというあたりに多少課題はあったんですけれども、大きな混乱もなく周知を図ることができております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。これまでお声をいただいてまいりました、ぜひ入学に合わせてお願いできないかというところで、こういったことを実施していただきましたことにつき

ましては本当に感謝を述べたいと思います。

それで、そのほかこの教育の分野でお聞きをしてみたいです。

同じ資料の今度は221ページのあたりです、そこから224ページくらいまで、いわゆる不登校児童、そういったところについての取組で一定の、書いていただきました。あとは資料No.20のほうでもいわゆる82ページから83ページあたりのところでその不登校というところ、その推移ですとか、こういった対処をしているのかというところで資料を出していただいたところがございます。

昨日、曾我委員のほうからもお伺いありましたけれども、いわゆるコラソン、あるいは学び・適応サポートルーム、様々取組をされておられるわけですが、この学び・適応サポートルーム、非常に利用実績も上がっているということで、大変な取組かなというふうに思うんですけども、ちょっとこまごまことだったんですが、この学び・適応サポートルームというところで登校されて、何時にというのは別なんですけど、下校されるまで1日ここで過ごされる、こういった児童生徒がどのくらいの割合でおられるのか、分かりますればお聞きをしたいと思っています。

○阿部（眞）委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 ご質疑はサポートルームに一日中いる子供の人数ということだったかと思いますが、正確には掌握しておりません。あまりそういったケースというのはなくて、一時的にといういわゆる居場所ですね、保健室ではなく具合悪いわけでもない、そういった居場所としてここを活用しているという児童が大半であると伺っております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 私がお聞きした中では、例えば発達の関係だとかそういった部分で1週間続けて通常教室でということがなかなか難しいという中で、例えば1週間のうち何曜日について、あるいはちょっとこの日はここで過ごしたいというようなお子さんもおられるということで、昨日の質疑も受けてちょっと心配だったんですが、そういった中でいわゆる適用サポートの方というのがきちんとつくことのできる体制にあるのかどうか、その点をお聞きをしたいと思っています。

○阿部（眞）委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

まず、昨日教育長の答弁にもあったんですけども、必ず、例えばマンツーマンとか、3人

の子供を1人の支援員が必ず見ているというふうなところではないんですけれども、必ず学校組織を挙げまして、そこに教員あるいは支援員が必ずつくという体制は確保しているところがございます。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。これもこっそりというとあれなんですけど、ちょっと聞いてきたんですが、月曜日がお休みになってしまったりとか、あるいは火曜から金曜において朝から昼休みまでそちらの勤務に当たっていただいて、その後図書室の勤務になるとか、そういったところもお伺いしております、先ほど課長の言葉にもございましたとおり、足りない部分については組織でしっかり対応していくんだというところがあったわけでありますが、その中で先生たちが大変お忙しい中ということもあって、100%の目配りというものがやはりちょっと難しい状況もあるのかなということで捉えておりました。そういった点につきまして、昨日そこに専任で入れるような形をつくれぬのかということでの質疑もあったわけでありますが、現状なかなかそれは難しいということでの答えもございまして、ぜひこれは継続した課題としてご検討いただきたい。

それで、県補助という部分もこの中に含まれて事業をやってらっしゃるかと思うんですが、いわゆる継続の見通しというものがどの程度あるものか、その点についてお伺いたします。

○阿部（眞）委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 委員ご存じのとおり、こちらはいわゆる復興財源ということで委託を受けてやっておるものでございます。コロナもそうですし、幾つかあるわけでございます。それがご存じのとおり今年度、令和2年で終わりということになります。その次の財源ということですが、今度10月5日に県庁のほうで次年度の方針というのが初めて示されて、そこで私ども知ることになります。いわゆる1兆円規模に4分の1かそのくらいまで縮小になってということが教育関係でどのくらいの値で示されてくるのか、それを見ながらですね……これは不登校を減らすという施策として大変効果があった取組でしたので、その辺優先順位をつけながら限られた財源の中で継続、あるいは同等の効果を出せるような工夫を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 ぜひぜひ、その方向でよろしくお願ひしたいと思います。これがばたっとなくなることはないにしても、この取組が後退していくようなことがあってはやはり非常に大変なこと

だと考えておりますので、その点につきましては強くお願いをしておきたいと思っております。

それで、ちょっと障害発達支援の分野でもこれも毎回お聞きをしておるんですが、いわゆる様々な取組をやるわけでありましてけれども、ちょっと包括してお聞きをしたかったのは、いわゆるLD等通級指導教室というところでお聞きをしたいと思っておりました。これに関しましては、資料No.20の83ページですかね、このところで1日当たりの定数とその利用児童数ということで出させていただきましたけれども、これについては市としても力を入れて取り組んでいただいているということでは捉えているんですが、その一方で、その有効性をもってぜひ拡充をしていただきたいということで申し上げてきた経過もございます。それで、国のほうでも一定その重要性を認めて拡充の方向を打ち出してはいるんですが、どうもスピード感に欠けるなということでも実感をしているわけでありまして。

そういった中で、いわゆる支援を必要とするお子さんがどんどん増えてきているという中で、中学校への導入も必要ではないかというところで、これはもちろん国のほう含めて申し上げてきたわけでありまして、本市においていわゆる玉川中学校で平成30年から取り組まれているということで、この表に記載があるんですけれども、これはどういったお考えのもとに進められているものかお伺いをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 白鳥学校教育課長。

○白鳥教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

これはまず学校から、ちょうどこの時期なんですけれども9月下旬から10月上旬にかけてニーズといいますか、そういったところを調査することになっております。それによって、次年度こういったといういわゆる学級の編成の、あるいは加配の構想を練っていくということになっていきますが、そういったところで、あるいはそれを希望してもなかなか必ず通るものではないんですけれども、いわばこれは玉川中学校、ニーズがあつてこのように、あとはお認めいただいてこのようになっているというような形になっているという形でございます。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。なかなか市単独でやるんだ、よしやるぞ、明日からできるぞというふうにはなかなかなくてこないんだというふうに思うんですけれども、そのニーズというところで見ましたときに、これは必ずそういったものはあるだろうというふうに捉えてございます。やはり、一人一人に合わせてきめ細かい対応をどのようにしていくのかという点におきましては、いわゆるこの通級指導教室の中で一定時間過ごされる中で、例えばソーシャルスキル、そ

ういった部分を見ましても、非常に細かい取組をされているなということもお聞きをしております、その点につきましてはぜひ今後も国あるいは県といったところも含めて、拡充の方向性ということでお力をいただければというふうに思います。

それで、教育の分野あるいは発達支援の分野等々、様々お聞きをしてみましたけれども、その児童生徒一人一人の目配りという点でどういうことができるのかということこの間考えてございました。それで、いわゆる少人数教育というところもこの間様々お願いをしたわけですが、ここにきていわゆるコロナの関係でもその授業における身体的距離の確保に向けて改めて必要なのではないかという思いを強くしたところでございます。

そういった中で、7月2日におきましては、いわゆる地方3団体連名で少人数学級により児童生徒間の十分な距離確保に向けた少人数編成を可能とする教員の確保というものの緊急提言があったということで、国がどこまで取り組むかというのはいまだ未知数なところがございまして、この緊急要望の中身を見ますと、公立の小中学校普通教室の平均面積が64平方メートルであるという中で、40人学級では感染予防のために十分な距離の確保が困難であるということで教員の確保を求めた経過がございました。

それで、じゃあ国のほうでどうなんだろうということいろいろ見させていただいたんですが、文科省、新しい生活様式、こういった中の資料によりますれば、教室面積約69平方メートルですかね、1教室20人でようやく1メートル以上の距離なんだそうです。それで40人だと1メートルも確保できないということで、文科省がこういったことに言及したことというのがまず1歩、本当に小さい1歩ではありますが、前進なのかなというふうに思っておりますが、ぜひ市としてもそれを計画的に進めたいという思いの下でご検討いただきたいと思っておりますし、国等にも働きかけていただきたいというふうに思います。この点についてはちょっと要望という形でさせていただきたいと思っております。

それで、発達支援の関係含めてちょっと郊外の実施についてお伺いしたいと思います。

資料No.22の25ページのところでございますが、いわゆる放課後等デイサービス、簡単にお聞きをいたしますが、市内受入数が60から40というところに減少したと、市内施設が6から4というところになったわけですが、この関係でどういったことなのかお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 放課後等デイサービスの事業所が減

った件でございます。こちらにつきましては、この事業所さんの都合によりまして事業所を閉鎖したところと、あとは同じ法人の中でやっている事業所さんで、統合して閉鎖したということとを伺っております。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 なるほど、分かりました。それで放課後等デイサービスの利用実態というのを見ますと、やはりなかなか日替わりとっては言葉が悪いんですけども、ある日はどこどこ、この日はどこどこということ、様々な施設を利用されておられるという中で、当然一人一人のお子さんに合わせたケアが必要とされる中で、なかなかあっち行った、こっち行ったということでの難しさもあるんだろうというふうに思っていました。そういった点では、なかなか市として継続につながるような支援がどのようにできるかということはあるかと思うんですが、そのようなご検討と、ぜひそういった実態をぜひつかんでいただきたいということで、まず前段のお願いということで申し上げておきたいと思います。

それで、残り3分ということですので、もう少しだけお聞きをしたいと思います。

同じ資料No.22の32ページのところに、いわゆる人口増の取組として三世代同居近居住宅取得支援事業ということで、アンケートを取っておられるということでしたので、その自由記述の欄等々、こういったものも含めてぜひ出していただきたいということで今回お願いをした次第でございました。

それで、50件のうち回答数が40件あったと。うち29件、その子育て世帯が塩竈市に住みたいと思うためにどの支援を充実すべきかということで29件、保育、学費と、あるいは22件のところで医療費、自由記述の欄では主な意見や要望ということで子ども医療費助成、所得制限をなくしてほしいと、あるいは公園道路をしっかりと整備してほしい、あるいは保育をもっと拡充してほしいということでこういったご回答があったわけでありまして。

これも1つ大きな参考になる部分かなというふうに捉えてございまして、そこでお伺いいたしますが、今回質疑の中で保育あるいは教育の部分含めてお伺いし、提案もさせていただきましたけれども、最後にこの資料No.9の34ページのところにもある取組ですね、この子ども医療費助成の所得制限ということで何度も何度もお伺いをしてまいりました。それで前回お伺いした際には、部長のほうから次年度に向けてどうこうということでお答えもいただいていたかと思いますが、その検討の経過、もしございましたらお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 やはりお金が大分かかるというふうな見込みに立っておりますので、今度は少し年齢を刻んで対象範囲を一気に18歳まで拡大するというのではなくて、少し刻んだ中で所得制限を撤廃あるいは所得制限の緩和、そういったものについて少し細かに検討をさせていただきます。以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました、ありがとうございます。どういった形でというものはなかなか難しさもあるんだと思うんですが、今のは確かな前進の一步かなということで受け止めさせていただきます。12月にまたお聞きをいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は11時55分としまして、換気の休憩をします。よろしく願いいたします。

午前11時49分 休憩

午前11時55分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの子育て支援課長の答弁について訂正の申出がありますので、これを許可いたします。

小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 失礼いたします。先ほど浅野委員のご質疑の中で、資料No.9、主要な施策の成果に関する説明書20ページの家庭児童相談事業の相談件数についてですが、延べの件数、延べの人数ということでお答えさせていただいたところですが、正しくは実人数、重複はしていないということで、実件数ということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○阿部（眞）委員長 それでは、質疑を続行いたします。志子田吉晃委員。

○志子田委員 オール塩竈の会の志子田吉晃です。私からも何点か質疑させていただきます。

今日は一般会計ということでございまして、その一般会計の全体像を、先ほど小高委員が聞かれましたけれども、同じような質疑です。ただ、出た数字の見方が、ちょっと意見が違うかもしれませんので、その辺のところを確認してまいりたいと思います。

資料はNo.9の370ページのところで、令和元年度決算の概況と特徴ということで、そこに、最初に決算の規模、歳入271億円余り、歳出は255億円くらいと。それで、あと実質収支は7億

7,336万8,000円の黒字決算、単年度収支は8,045万9,000円の赤字決算、それから実質単年度収支は7億5,719万3,000円の赤字決算となったというところでございますけれども、小高委員が聞いたところなんですけれども。それで、これを聞くのに、全体的に見て、表が見やすいというところで私いつも資料を使っているんですけれども、このNo.9の一番最後のページです、386ページと387ページ。最後のページのところに、決算状況の全部の数字が載っていますので、ここも参照して聞きたいと思います。ここにおいては、歳入総額は260億円幾ら、歳出は242億円幾ら、実質収支は7億7,900万円幾ら、単年度収支マイナス7億5,000万円幾らということで、370ページでいっている数字と決算状況が多少違うのは、一般会計の普通会計の取りまとめの違いだと聞いていたんですけれども、その辺のところ、表の見方について、まず財政課長からお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 今、志子田委員からおっしゃっていただいたとおり、資料No.9の370ページの記述につきましては一般会計についてでございます。同じ資料No.9の386ページ、387ページ、いわゆる決算カードの内容につきましては普通会計ということで、塩竈市におきましては一般会計、公共用地先行取得事業特別会計、それから2つの区画整理事業の会計が合わさったのが普通会計ということでございますので、その分が加わりますので若干数値が違うということでございますので、よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

ややこしくなるので、370ページに戻ります。

それで、その次の実質単年度収支のところでございますが、7億5,719万3,000円、先ほど小高委員は、実質収支のほうで聞きました。差引き黒字だということで。私は、こっちのほうは単年度収支にすると赤字決算になっているけれども、この辺のところの理由、そしてこの単年度でやると、ここ四、五年ずっと単年度で赤字、赤字、赤字となっているんですけれども、黒字会計は5年ぐらい前のときでしょうかね。その辺続いてから、しばらく毎年、単年度でやるとどうしても赤字になってしまう。その辺のところ、どうして実質単年度にすると赤字になってしまうのか。そうすると、考えたときに、令和元年度の決算というのは赤字だったのか、黒字だったのかというのが、頭がごちゃごちゃになってしまっていて、どっちだったのかな、よかったのかな、悪かったのかな、そういう思いが半分ずつあります。私としては、上中下とすれば

中の中くらいのまあまあの決算かなとは思いますが、その辺のところの考えをお聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 私も、志子田委員が感じておられるとおりにかなと思いますが、実質収支が黒字、それから単年度収支と実質単年度収支が赤字という状況をどう捉えたらいいのかということ、併せてご質疑いただきました。

実質収支が黒字になった一方で、単年度収支それから実質単年度収支が赤字となった要因としましては、先ほど若干お答えさせていただきましたが、令和元年度におきまして復興事業が未確定だったものが年度末において確定することで不用額が生じるといった場合、あるいは事業がなかなか契約が進まず未執行のまま繰越しになった場合、その財源であります復興交付金あるいは震災復興特別交付税がその実質収支の黒字の中にどうしても含まれてしまうということになりますので、その精算分が復旧・復興事業の進捗により年々減少しているため、前年度と比較しますとこういった結果になるということになります。

そういったことで、数字的には必ずしも本市の一般会計が財政状況が悪化したということにはならないかなと思っております。

具体的に言いますと、一般会計で実質収支が7億7,336万8,000円程度でございますが、そのうち今言った復興とか翌年度精算されるべきものが約1億9,000万円ぐらいございます。それを差し引きますと、実質的単年度収支は5億8,637万8,000円程度ということになります。そこから実質単年度収支となりますと、約マイナス4億8,000万円ぐらいになるんですが、これは平成30年度と同じような形で実質収支から比較しますと、昨年度も4億円ぐらいのものでございますので、大体実質的には平成30年度と同じような決算内容と捉えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。先ほど、小高委員にもそのところは答えてもらっていたので。

それで、そうすると、いろんな計算上、復興基金のほうが残っていると、その事業が全部終わるまではしばらくこういう状況が続くやしないか、その辺のところを心配しているんですけれども、もし今年度分とか来年度の分の実質単年度収支を黒字にするためには、どのような精査があるのかをお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 実質単年度収支を黒字にするということでございますけれども、それはどうしても前年度の実質収支との比較になってしまいますので、今、志子田委員が言われましたこの統計上の捉え方としては、やはり復興がちょっと落ち着いて、来年度、再来年度ぐらいになれば、本来の復興を除いた実質収支ということでは捉えてお示しさせていただけるのかなと思ひまして、その実態を我々も捉まえながら、財政状況というのを検証しながら、適正に進めていきたいと考えてございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 私もそう思っていたんですよ。どうしてもこうやると、あと二、三年はどうやって計算したって、復興交付金事業の残っている分、その分が50億円以上ありますから、その事業を全部消化しないと、正確な実質単年度収支の決算はなかなか黒字になってこないような状況ではないかなと。

だから、そういう意味では、今回、令和元年度が実質単年度収支とすると約7億円の赤字だとはなっているけれども、これは計算上だと思って、そんなに悪い状況ではないんだと、私はそんなに心配していないんです。それで、上中下でいえば中の中かなと。そういうふうに私は評価したわけでございますけれども、それは私の考えだけでございますが。

あとそれから、同じようにこの資料No.9の373ページを見ると、普通会計の財政構造ということで、財政力指数、経常収支比率、公債費比率、このようなことが書いてあります。それから、384ページ、こっちのほうで説明してもらったほうが、この373ページに書いてある文章がよく分かると思うので、決算分析主要指標等の推移ということで、これで見ると令和元年度の決算というのは平成30年度と比べてどのように違うのか、どういうところがよくなって、どういうところが悪くなったのかというところが、この流れが見えると思うので、その辺のところの解説をお願いしたいと思います。

まず、令和元年度の特徴としては決算分析主要指標等の推移から見てこのような決算内容だったというところを、まとめてご解説願えればと思います。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 それでは、資料No.9の384ページの決算分析主要指標等の推移に基づきまして、令和元年度の決算内容につきましてご説明申し上げます。

まず、下から5番目、地方債現在高比率以下、この単独事業費比率はちょっと除いていただ

きまして、これを見ていただきますと、前年度からおおむね全項目につきましてマイナスになってございますので、地方債現在高あるいは公債費につきましては減少してきているということで、市の負担については全体的に減ってきているのかなと捉まえていただければと思います。

また、一番上から3つ目の標準財政規模につきましては、昨年度より8,400万円増ということでございます。これは右側のほうの見方というところに書いてありますが、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模、塩竈市の一般財源の規模を示すもので、それが8,400万円増えているということでございますので、市にとっては改善傾向と捉まえていただいているのではないかと考えております。

その下の財政力指数でございますが、こちらは前年度からマイナス0.002ポイントマイナスということでございます。これは財政力が少し下がったと見ていただいて、実は塩竈市の場合は0.5%でほぼ推移してきておりますので、この数字からいうとそんなに財政力としては高いという状況ではございません。市の状況といたしましては、その財政力はそんなに高くない分、本来であれば臨時的な支出に対応するため財政調整基金の残高を通常であれば保っておくということが、本市にとっては必要かなと思っています。

そういった意味で見ますと、財政調整基金現在高、下から6番目でございますが、今回、下水道事業の打切決算等に基づきます繰り出し等が1億3,000万円程度ございましたので、そういった臨時的なことがあって今回財政調整基金を取り崩したということで、前年度からマイナス2.1%ということになってございます。

今申し上げたものを総じて言いますと、令和元年度の決算につきまして一般会計というのは健全的に進んでいると、総じては捉えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

全般的ないろんな方向から分析の解説をしていただきました。そういう意味では、私もこの384ページの表の下の方、地方債の関係については評価的には上の上かなと思っています。あとは、上の方は中の中かもしれませんけれども、そういうふうに思っていたので、そのところを課長に解説していただきました。

それから、また373ページに戻って、この公債費比率、結局よかったことについて、6.8%ということで1.1ポイント改善しているし、それから資料No.20の37ページ、これに地方債残高の推

移ということで、平成8年度から令和元年度までですから二十何年間の推移がありますけれども、大分残高は減って、489億円、ここまで減ってきたということは、もうほとんど地方債の残高については心配することはないんじゃないかなと思うんですけども、そのような認識でいいのか。その辺よろしくお願いします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 同じ資料No.20の8ページをご覧いただきたいと思うんですが、ここにも様々な決算分析主要指標ということで、県内14市の状況をまとめさせていただいておりますが、今、ご質疑のあった関連でいいますと、真ん中よりちょっと右側の地方債現在高比率ということで、前段申し上げたとおり、なかなか地方債の残高というのは、低ければ低いにこしたことはないんですが、将来的な世代間の公平の中で検討されるべきかなと、行政サービスとの兼ね合い、バランスということで、そうした意味で、県内の平均値、一番下に147.6%というのがあります。それから比較しますと、塩竈市は130.5%ということで、県内では平均を下回っているということでございますので、志子田委員がおっしゃっているとおり、市としては現在のところ適正な水準値にあるのではないかと捉まえてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

それで、この373ページの4番目に、公債費比率は6.8%云々というところ、3行目に「引き続き市債発行の抑制に努める必要がある」とは書いてあるんだけど、そんな抑制は要らないんじゃないかと逆にそういうふう思うんですけども、これ念のために、やっぱり心配だから書いただけなんですか。私はそのように思うんですけども。本当にこれから引き続き市債発行の抑制に努めていくつもりなんですか。お願いします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 ようやく塩竈市も、今言っていたとおり、地方債残高といった市の負担が適正な水準になってきているという中、そこから一転して事業拡大というふうなかなか思い切ったものまでにはまだ達していないということですので、ちょっと表現で丁寧ではなかったところがあるかもしれませんが、必要な事業についてきちんと検討しながら、必要な分については事業を執行していくという意味で書かせていただいたものと捉えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

やっぱり財政を預かっている身からすれば、大丈夫ですとはなかなか言ってくれないけれども、私は本音で聞いているだけでございます。

373ページ、今聞いているんですけれども、それと一番下に「市税などの自主財源の確保や歳出削減のための積極的なアウトソーシングの推進など、さらなる行財政改革を推進しなければならぬ」と。だから、ここにこういうふうにとまとめて書いてあるということは、これからやっぱりもうちょっと具体的にアウトソーシングは必要だと私は思いますよ。前の質疑の委員はこれには反対だと言っていましたけれども、私はやっぱりこれは必要だと、同じ資料を見てもやっぱり意見は違うというのは当然だと思うんですけれども、その辺のところはやっていただきたいと思うんですけれども、今回の令和元年度の決算でいえば、どの辺のところアウトソーシングの効果が出ているところでしょうか。よろしくお願いします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 大きなアウトソーシング、いろいろ検討はさせていただいたんですが、ちょっと実施できなかったところも検討の中ではあります。そういったことではなくて、これまで、例えば給食関係の一部委託というのは、これは令和元年度という限りではなくて、それまで取り組んできたものが継続して効果が引き続き数字的には出ているかと思えます。そういったところが今出ているところで、あとは当然ですが指定管理者制度とかそういったこともやっておりますので、そういったことの積上げでなっております。ちょっと令和元年度で大きな取組ということには至らなかったところがございますが、それについては引き続き今後も検討していく課題と考えてございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。宿題ということでね、頑張っていたきたいと思います。

この373ページの真ん中にちょっと戻りますけれども、財政調整基金のことが書いてあります。そして「基金残高の確保に努めなければならない」ということなんですけれども、今回の財政調整基金の残高、386ページの表を見るとみんな書いてあるので便利かなと思うんですけれども、財政調整基金残高、あるね、15億7,662万7,000円。

それで、先ほど課長が説明して、一時的に下水道のほうで財政調整基金を減らすようなことがあったのでちょっと減りましたと。昨年から比べると2億円ぐらい減ったんですけれども、

ここ七、八年、財政調整基金が10年ぐらい前だと4億円ぐらいしかなかったところ、今17億円とか15億円とか、こういう状態になってきているので、結構、財政調整基金もまだまだ確保されているなど。だけれども、ちょっと下がってきたかなと思っているので、この辺のところ少し心配なんですけれども、その辺のところの目標というか、このぐらいあったら大丈夫だとか、今12億円とか15億円とかあれば大丈夫だとか、10億円以上あれば大丈夫だとか、そのような基準みたいなのがありましたら教えていただきたいんですけれども、よろしくお願いします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 塩竈市としましては、この財政調整基金残高につきましては、先ほどの県内平均現在高比率でいいますと、大体30.0%というのが県内の各市の平均でございます。それに対して、令和元年度決算で塩竈市は12.9%ということでございますので、ほかの市と比べまして、財政力指数につきましては平均でも塩竈市は低いところに位置してございます。そういった意味では、財政調整基金の目標としましては、県内平均を目指していきたいと考えてございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。財政調整基金、聞きました。

それから、381ページまで進んでいただきますと、基金残高の推移ということで全体像が書いてあります。上のほうと下のほうね。それで、右下の端のところ見ると、合計で約144億円基金残高が残っているということでございます。この144億円の管理については、どのようにして今まで管理がされてきたのか。運用とか、管理とか、その辺のところについては。質疑が財政課長への個人攻撃みたいになっていきますけれども、よろしくお願いします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 基金の運用につきましては、市内の金融機関等にお預けをさせていただきながら運用を図っているところでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。ちゃんと運用していただきたいと思います。

それから、この表の東日本大震災復興交付金、残高が約58億円まだあるんですね。これは将来的には、全部58億円の事業をやっていくことになると思うんですけれども、お金が残ったりはしないのか。そういうときはどういう処分になるのか。この最終的な東日本大震災復興交

付金の終わり方について、どのような財政上の運用がなされるのか。その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 お答えいたします。

この58億円の中には、今年度事業の事業費が入っております。その辺も含めまして適正に処理していくところになってございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。その適正の処理の中身をお知らせ願いたいんです。お願いします。

○阿部（眞）委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 まず、今年度事業の中身としましては、約25億円程度でございます。

また、そのほか住宅関連の部分につきまして、基金として今後残していくような形もございまして、その辺につきましては庁内で調整しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 市長も聞いたから大丈夫でしょうけれども、庁内でね。よろしくお願いします。財政調整基金のことは分かりました。

それから、同じく資料No.9の383ページに、地方債残高のほかに、上のほうに義務的経費の推移ということで、ちょっと気になる表が残っているなど思ってお聞きします。それで、どうも令和元年度の扶助費、ずっと推移を見ると、平成22年度からずっと一方的に上がり続けて、これからはもうんと負担になるんじゃないかなという心配をしているんですけども、その辺のところはどのように考えたらいいか、教えてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 令和元年度決算におきましては、扶助費でございますが、令和元年度の補正予算でもご提案させていただきながら進めさせていただいてきて、その際にもご説明させていただいておりましたが、令和元年度中につきましては、特に高額医療の利用をされる生活医療扶助費、そういった対象の方がかなり多かったということで、その関係で前年度から約2億円ぐらい増えております。そういった分の増です。

それから、ご案内のとおり、教育・保育の無償化ということで扶助費が増えているということと併せまして、扶助費が令和元年度で増えたということでございます。

今後、扶助費につきましては、やっぱり財政見通しの中でも増加傾向ではございますので、そういった状況を捉まえながら財政運営を図っていかなければいけないと捉えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。運用のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

資料No.9を終わって、資料No.6の決算審査意見書からも何点かお聞きしたいと思ひますけれども、10ページに表が出ていて、自主財源と依存財源ということで、収入の仕分けをしていただいております。

それで、ここを見て不思議だなと思ひて気になったところがあるんですけども、ちょうど真ん中のところに、地方消費税交付金というのが書いてありまして、令和元年度は約9億4,700万円、平成30年度は約10億円あったんですよ。だから、5,400万円ほど前の年と比べて減った。減ったということについて、私は不思議に思ひた。これはなぜかという、たしか去年の10月に、消費税分で上がったから収入が増えるはずだということていろんな事業をされてたんじゃないかなと思ひますけれども、どうして税率が上がったにもかかわらず地方消費税交付金が減ったのか、その辺の仕組みをご解説していただけないでしょうか。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 地方消費税交付金につきましては、今おっしゃっていただいたとおり、昨年度10月1日から、税率が改正され10%に引き上げられたということでございます。一般的に考えれば、その分で地方消費税交付金も前年度より増えるのではないかとということかと思ひますが、この地方消費税交付金につきましては、少し時差が、時間差で市町村に交付されますので、一番最初に効果が反映されるのが、昨年度の10月に決算を迎える企業につきまして、2か月後の12月に申告をされるかと思ひます。その12月分だけがぎりぎり年度末の3月に反映されるということになりますので、効果については一定程度、限定的なものと。それ以降のものについては令和2年度に反映されるということになりますので、まずそのことが1点でございます。

あと、国におきましても、ちょっと大きな話ですけども、アメリカ、中国の関係で、大きく法人関係の税が約5%ぐらい昨年度は落ちたと伺ひてございます。そういった影響もありま

して、その同時期に、やはり塩竈市の主に製造業も、そこで法人の落ち込みがあったということでございますので、そういった2つの要因で、経済の状況、それから引き上がったもののその効果は主には令和2年度に入ってくるということの影響で、前年度よりも下がったと財政のほうでは捉えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。私は、その時差のことよりも、後半のほうの理由かなと思っていましたよ。景気動向も、10%に消費税は上がったけれども、かえって消費が落ちてしまった。その結果だったのではないかなと考えてお聞きしました。だから、消費税のところでは、令和元年度の予算にはあまり反映できなかったのかなと思っております。

それから、今度はNo.6の12ページ、市税のところ、市税収入は令和元年度合計で約58億1,200万円、結局このところ、所得を上げなければならぬんだということで声高に言われているので、その辺のところの政策、結局塩竈市内の景気をよくするためにこれから、令和元年度はどのような対策をして、令和2年度はどのような対策をすべきなのかをお聞きしたいと思います。どなたでも結構です。

○阿部（眞）委員長 荒井政策調整監。

○荒井市民総務部政策調整監 それでは、お答えさせていただきます。

やっぱり税収を増やすということは、単純には人口を増やすということになるかと思えます。それからもう一つとしては、個人所得を上げていこうと。それから企業でいえば、企業の企業所得あるいは固定資産税が上がるような、土地の評価が上がるような商圈とか、そういったものの再生というものがぜひとも必要になってくると思えます。

ですから、大きなところは、まず人口というところに一つ目を向けるということと併せて、やっぱり生活の質を上げていくと、市民の皆さんにはそういった生活の質を上げていただいて所得を増やしていただくような、そういった産業施策なども必要になってくるかと思えます。ただ、塩竈市民の方が地元で雇用されている方が多いのかというところとそうでもなくて、やっぱり仙台市とかその辺の周辺に勤務されている方も非常に多うございますので、やはり地元でできるだけ雇用ができるような、今のITイノベーションも活用した、先ほどテレワークとかいろいろございましたけれども、そういった中で、地元で働けるような環境というのがこれから大事になってくるだろうと。そういったところに力を注いでいくということが必要かなとは思っ

ております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

ちょっと小さいけれども、個別のことで気になったことだけ、何点か聞きます。

資料No.9の323ページ、324ページに市税の収納のことが書いてありますけれども、そこに納税者の数が、ちょっとたばこを販売している業者の方が令和元年度に激変したと思うんですけども、この辺のところは状況はどのようになっているのか、心配なのでお聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○阿部（眞）委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

たばこ税のところでございます。右側のほうに記号を書いております、「※たばこの手持品課税の事業所含む」ということでございます。実をいうと、このたばこ手持品課税の事業所というものでございますが、令和元年度に関しましては、お店の中で5,000本たばこをストックしている事業所が対象となるということでございます。ちなみに令和2年度になりますと、これまたちょっと変わりました2万本ということになるんですが、令和元年度分でございますと5,000本となっております。そう平成30年度と変わらないんですが、たばこ税の事業所、やっぱりちょっと少なくなってきたというのは、やはりそういった取り扱う業者が、つまり健康増進法により、たばこというものをなかなか受け入れる業者もいなくなってきたのかなということも考えられるのかなと思っております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。解説していただきました。なかなか販売業者、まとめて売るところが少なくなってきたから、取扱業者ではない感じとなってきたと。

それと、324ページには、コロナウイルス感染症の影響でいろいろ、納税といたって、それぞれ先延ばしされる状況が出てきたということなんですけれども、その辺のところはもう実質的に大分影響は出ているんでしょうか。

○阿部（眞）委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 324ページのことでございます。コロナウイルス感染症の影響について

て、税のほうで何かしら影響があるかということでございます。

6月の定例会のときもお話しさせていただいたんですが、今回、この新型コロナウイルス感染症によりまして、特例的な徴収猶予という制度が設けられました。その特例徴収猶予ということで、現在の申請件数なんですけれども、51件ございまして、今までの猶予額が1,035万9,200円でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 最後の1問になりました。

No.8の337ページ、財産のことが書いてあるんですけども、財産の有効活用と、それから管理の方法といろいろ考えられると思います。それで、ちょっと細かくて悪いんですけども、この337ページの一番上のところに、今宮町地内で4,401平米の山林があると。そして、山林はいろいろ管理するのにお金がかかったりするから、決算上どこに出ているか分かりませんが、それから、そういうところの中の原因で、そこに木を切ったのを、木が古株になるとそのままになっているとそこに蜂が巣をつくって、そして近所の人が、市の財産の中にいる蜂のために被害があるとかって言うことがあるんですけども、そのための総合的な駆除、そういうのはどちらのほうで対策をしていただけるのか。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 市有財産に隣接しておられる市民の方のいろいろな困り事ということかと思いますが、大変申し訳ないんですが、それぞれの、公園であれば土木課ですし、普通財産であれば各課で持っているものもありますし、主に財政課で持っているものもありますので、財政課のほうにでもご連絡をいただきまして、あとは所管課のほうにご案内をさせていただければと思いますので、そのように捉えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 志子田委員。

○志子田委員 よろしく願いします。終わります。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時30分といたします。

午後0時36分 休憩

午後1時30分 再開

○小高副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。小野幸男委員。

○小野委員 それでは、午後1番で、私も令和元年度の決算について質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、資料No.9の、私も一番後ろの386ページ、387ページを使いまして、何点か簡単にお聞きをしたいと思いますので、答弁は具体的に返していただきたいなと思います。

先ほどから、市の財政の状況、中より上云々いろいろお話がございましたが、私も、厳しい中でも努力をしながら乗り越えていけるのではないかなというような、こういった見方をしているところがございます。午前中も職員数のところもございましたけれども、初めに、387ページの性質別歳出の状況ということで、その下に義務的経費として人件費、扶助費等あるんですが、この人件費のところ、経常収支比率のところ25.3%と載っておりますけれども、これはここ5年、6年、その周辺ですと、27.何がしか26%、あとはこの今回の令和元年度と一緒に、25.7%とかそういったところをたどっていたような記憶がございますが、今回25.3%ということで、前回から見ると0.4ポイントぐらいまた下がっているということですが、この辺は行政改革とか様々やってきたところですが、そういったところの成果的なところで捉えてもいいんでしょうか。この見方についてお話をお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 これまでずっと、ここ数年の推移としましては、今委員におっしゃっていただいた様々な取組による成果だったと捉えておりますが、とりわけ令和元年度決算と前年度、今0.4%程度下がったということをお話いただきましたけれども、主な要因としましては、退職手当組合負担金、そちらが前年度と比較し2,000万円程度減となったことによるのが主な要因と捉えております。

以上でございます。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。若い人も増えたというのも一つなのかなということで私は思っておりました。今ので大体分かりました。

もう一点が、386ページの右側の上のほう、区分というところで、実質公債費比率、これが令和元年度は6.2%ということですが、これもここ5年、6年その辺でいくと、これ10%超えていたんですね。11.何がしか12%とか。そして、かなり半分ぐらいに、徐々に段階を踏んでなってきたわけですが、これは公債費、借金とかそういったものが順調に良好に下がってきているということで、これもしっかりと努力というか中身で頑張っただけで順調に下がってきたのかなと思うんですが、この辺のそういった推移的なところをお聞きしたいなと思います。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 実質公債費比率については、標準的な市の収入に対します元利償還金等の割合ということで大きくは捉えていただければと思いますが、おっしゃっていただいたとおり、公債費が減ってきておりますので、比率が下がってきているということで、地方債残高も当然それに比例して減ってきているので、そういった減少になっているということで捉えております。

ただ、県内14市との平均で見ますと5.9%ということですので、平均よりちょっとまだ若干高いのかなと捉えております。

以上でございます。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。こういったところも市の状況を見るのに参考になるなということで、そう見ていました。

それで、もう一点だけ、387ページで、下のほうの左側に、市町村民税の中で法人税割ということですが、これが1億6,400万円ほど令和元年度ありますが、これも数年前だと3億円ちょっとから2億円、そしてだんだん下がってきて、前年度よりも2,000万円ほど下がっているわけですね。ですので、ただ単にここは企業の雇用の問題とかそういったところなのか、また、企業の収益が減ったということなのか、その辺の状況を教えていただきたいと思います。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

法人税割ということで、令和元年度、1億6,433万7,000円ということで約2,000万円ほど下がっているということでございます。実を言うと、法人税割の計算方法なんですけれども、国税の法人税というものがございまして、こちらの法人税が発生しまして、その法人税の額に法人市民税の税割の率というのを掛け合わせるということで法人税割の申告をしていただくというこ

とになりますので、やはり法人税というものは黒字じゃないと出てこないということでございますので、なかなか企業のほうも大変な状況なのかなと考えております。

以上でございます。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。この辺は企業の進出だったり、企業の誘致的なそういったところも関わってくるのかなと思いつつながら、この辺も上がってきてもらえば本当にいいところなんだろうなと私も感じておったところです。この辺もしっかりと、何ができるか、取り組んでいただければなと思っているところです。

それでは、資料No.7の10ページから13ページですけれども、歳出の部分、不用額のところでちょっとお聞きしたいんですが、この不用額は一般的に言うと削減等して使わなかった、それとも残ったというか、そういった感じで次の年度のための資金として使われていくと捉えられると思うんですが、今回、全部で13億6,500万円ほど出ているんですが、様々なケースがこの辺もあると思いますが、この不用額が生じた原因、そういった事情的なところをお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 まず、不用額の整理につきましては、内部的には最終の2月補正予算におきまして、全庁的に歳出、大体不用額が確定したものであるということで、30万円を超えるものにつきましては一定程度まずは整理をさせていただいているというのが一番最初の段階でございます。

なお、この令和元年度決算でいう13億円という不用額の発生した主な要因ということでございますが、歳出におきましては、様々な市民サービスの経費を計上させていただいてございますが、例えば自立支援医療費あるいは障害児通所給付費、さらには生活保護費等の扶助費のほか、定期予防接種あるいは妊婦健診などで、年度末までどういった申請があるのかというのがなかなか見込めない、申請があれば絶対給付しなければいけない、必ず給付しなければいけないというそういう見込まれる費用などで、他の経費への流用とかはなかなか難しいものということで、結果的に不用になったものというのが大体3億円程度でございます。そのほか、復旧・復興事業で、他の工事との調整等による工事費の増、あるいは工事ですので地権者関係等で補償が発生する可能性、そういったもので結果的に不用額と、そう見込んでおったものが実際は使わなくて済んだといったものが大体4億円程度。それから、通常事業分では、国の補正が年

度末ぎりぎりにあったということで、全額未契約繰越しを行って、結果的に不用額として精算されたものなどを含めまして、結果的に13億円ということで、歳出の大体4.5%程度生じたということでございます。

以上でございます。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。この当初予算を組んでも、年間通して予算を使い切るというそういった傾向ではなくて、その予算の中でもしっかり節約をして次につなげるというか、そういったものも努力して残していこうという、そういった部分もあると思います。

なぜ聞くかといいますと、我々もいろんな市民からの声を聞いて、教育でいえば児童生徒の机・椅子、そういった備品関係はどうなんだと聞くと、予算枠が教育費は削られるという話、そして、そういったものを執行するとなると、もう10年も20年もかけるような、そういった予算の組み方をするとか、あと土木、大きく言うと建設ですけれども、道路とか公園、もろもろ側溝であれ何であれ、市民に身近なそういった課題、問題、または子供の教育的な勉強環境というか、教室の中でのそういった環境の課題とか、そういったものに予算がなかなか取れないんだと、組んでもらえないという、そういう声を聞くわけですね。

そこで、この不用額がそういう次に使う予定のあるもの等も含まれていて、その辺は分かりませんが、この辺、不用額と出てきたときに、やっぱりそれはないんじゃないのと。見積りの段階から、ある程度しっかりと予算編成をしていただいて、使うべきところにしっかりと予算をつけて、市民サービス、また子供の教育、そういったところにしっかりと組み込んでいただかないと、何でも後回し、後回しになっていく。そういった状況があるんでは、市民だって元気も出てこないし、子供たちだってしっかりと勉強するためには環境も一番大事だと思いますので、その辺がちょっと私はここ十何年間気になってはいますけれども、本当にまだまだ不足しているなという感じを持ちまして、この質問をさせていただきました。

今回も不用額、いろんな理由があれ、令和元年度、13億円出たと。ですから、こういった理由等を的確な把握の上で分析をしっかりとさせていただきながら、来年の予算編成ではそういった使うべきところに十分反映していただくようお願いをして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

それで、ちょっと若干施策的などところで、資料No.9を使ってお話しをさせていただきたいと思います。

まず初めに、資料No.9の49ページでお聞きをします。

生活困窮者自立支援事業ということで、決算額が502万3,000ということで書かれております。施策の実績、1. 相談支援件数のところでお聞きしますけれども、この住居確保給付金の支給、2件ということで表示がなされております。今回、1月頃からコロナというかそういった状況もあって、年度末までのその期間では2件という数字だったんだなと思いますけれども、4月、5月、6月とこの辺の状況、多分増えているのかなと思うんですが、そういった状況だけお聞かせ願います。

○小高副委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 住居確保給付金の件ですが、昨年度令和元年度につきましては、ここに記載のと通りの2件でございます。

今年、コロナの影響というお話ですけれども、実際にその相談とかが増えてきたのはやはり4月以降となっております、5月がピークのようにございました。今、手元には8月までの資料しかないんですけれども、8月末で、この住居確保給付金の相談に関しては、4月から8月で94件。相談で94件です。申請は22件となっておりますので、昨年1年間で支給が2件となっておりますから、10倍以上となっております。

以上です。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

これも普通でいうと3か月ですか、支給は。今は9か月ぐらいになっているんですか。その辺でいいでしょうか。

○小高副委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 そもそもこの住居確保給付金というのは、失業とか収入が減って生活保護になる前の段階で住むところが大変だということで、3か月ということでやっていますけれども、コロナということの特例で今は延長されております。3か月を超えて延長ということになっております。

以上です。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

そういったところもうちよっとあるかなと思うんですが、次に、就労支援とありますけれ

ども、就労支援という中身はいろいろあるわけですが、実際にその仕事というか、そういうものに結びついた人というどれくらいいますでしょうか。

○小高副委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 実際、就労に結びついた件数というのが、この資料No.9の49ページにあります施策の実績というところの1. 相談支援件数の中で、支援開始というのが真ん中辺にあるんですけれども、支援開始の2つ下に、就労支援28件とあります。こちらが実際、支援開始ということで就労につながったところになっております。

以上です。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 これが全て就労というか仕事に結びついているということですね。分かりました。

こういったところを、その人たちの状況というのは把握はするんですか。仕事に就かれた方で、その職場に仕事、就業、途中で辞める人とかいろいろあるわけですが、そういった状況の把握だのというのは、ある程度の期間は行うものなんでしょうか。

○小高副委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 実際、この就労支援の相談を受けて、就労につなぐ間もですけれども、その後もハローワークさんと定期的に意見交換を行ったりしています。その際に、ハローワークを通じて、就労に結びついた方は特にその後の状況というのも情報として入るような形にはなっております。

以上です。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。この生活困窮者自立支援の部分については、平成27年4月に始まって、私もその頃から2事業の充実とか、いろいろな相談に対する充実を質問させていただきながら取り組んできたところですが、この就労支援というのは、やっぱりかなり数よりもいると思うんですよね。就労支援に本当にこっちで携わっていかなければいけないという方。ただ見つけられないとか、相談に来ないとかそういう状況はあると思うんですが、この就労支援というのは、特に若い人たち、本当に今仕事ができなくてという、そういう方が結構おられますので、この辺いかにキャッチするか、見つけられるかという、そういったところも大事でありますので、この辺も通常の勤務の外歩きとかいろんなそんなものもあるし、または各課の連携もあると思いますけれども、しっかりこの辺努力していただきたいなと思っておりますので、

今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に行きますけれども、同じ資料No.9の86ページから87ページですけれども、高齢者支援事業ということで、87ページに緊急通報システム機器設置というところがござひます。この新規・再設置台数として、平成30年度もゼロ、令和元年度もゼロということで、この辺ただ単に相談がなくでゼロなのか、相談があつたんだけどもいろんな要件に合わなくでこういつた状況なのか、その辺お聞きしたいと思ひます。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 まず、この緊急通報システム機器の新規・再設置台数ゼロ件ということでござひますが、平成29年度の4件を最後にしまして、新規登録はご指摘のとおりないという状況になつてひます。

条件面で何かあつたんではないかというご指摘の部分についてですが、このシステムに関しましてはN T Tの加入回線であることがこの緊急通報システムを導入するに当たつての前提条件となつておりますので、例えばの話ですが、光回線の電話、I P電話とかそういったものは対象外となつてひるという事情がござひました。よろしくお願ひいたします。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。これは固定電話というそういったところがあるんですが、今の高齢者の方も、オレオレ詐欺とかいろんな状況などありまして、全国的にそういった固定電話を解約するという状況もあるし、または最初から回線がない方もいると思ひんですが、今後そういった方も高齢化が進むにつれて増えていくのかなという感じもあります。

こういつたところを改善するためにちょっと提案なんです、携帯型のこういつた緊急通報システム、中で使うやつと、外に持ち運べるやつと、こういつたものがあるんですが、こういつたものを導入して、こういつたところを回避していけばいかがかと私は思つてひるんですが、そういった情報なんかはどう受け止めてひるか、分かつてひるか、この受け止め方と考えられるか、お話を聞きしたいと思ひます。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 この緊急通報システム機器の要綱自体が平成18年に設定されてひるものでござひまして、やはり時代の趨勢とともに、固定電話から携帯あるいはそれ以外の通信機器をもってご家庭でお使いになつてひる方が当然増えてひります。ただ一方で、この要綱はその当時の時代のままの設定となつてひりますので、ご指摘の部分踏まえまして、そう

いった携帯型の機器でも対応できるかどうかという点につきまして、さらに検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 よろしく願いしたいと思います。この携帯型、中身についてはいろんな機能もついておりますので、その辺も研究をしていただきながら、来年度または今後につなげていただくような、そういった検討をしていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

では、次に行かせていただきます。

次に、137ページ、市営住宅管理業務（宮城県住宅供給公社管理業務）ということでございますが、これは直営からこの宮城県の住宅供給公社に移して3年目ぐらいに入っていると思いますが、この点、行政側としてよかったと感じられているところ、または入居者にとってもよかった、そういったところはどうか捉えているでしょうか。お聞きをいたします。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 お答えいたします。

塩竈市が住宅供給公社に管理をお願いいたしまして、今年で3年目になります。この137ページの家賃納付状況を見ていただきますと、この平成30年度、令和元年度というのが丸々2年間公社をお願いしている年でございます。平成29年度の直営のときから比べていただきますと、納付率等も上がっている状況が見受けられまして、若干令和元年度につきましては下がっている状況はあるんですけれども、住宅供給公社はやはりその管理の専門組織ということで、全ての面にわたりましてきめ細かに入居者に対しての管理をしているということで、お願いをしてよかった状況ではないかという判断をしているところでございます。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。行政側としてもよかったんですか。仕事が半減したとかそういったところは。行政側としてはどうですか。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 住宅供給公社の一番よかった点につきましては、滞納整理と申しますか、家賃を未収の方に対してのやはり組織的な対応を行っていただきまして、毎月滞納が始まった段階でもう督促状をお渡しすると。その過ぎた後には催告状ということで、段階を踏んで様々な滞納を防ぐような形を取っていると。それでもお支払いいただけない方には、

面接をしたり、お電話で直接お伺いするという事で、初期のほうの滞納が非常に今少なくなっている状況がございます。そういったことも含めると、今後収納率がどんどん上がって行って未収が減ってくるのではないかと思います、それが一番の供給公社にお願いをしているメリットかなと考えております。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

今、家賃納付状況の滞納の件をお話しされましたので、そこからちょっとお聞きしますけれども、公社に移って収納率が平成30年は96.9%ということで、最高のほうのいい数値なのかなと思いますけれども、令和元年度は93.4%ということで、また戻ったという感じですがけれども、過年度の調定額も結構多いですけれども、納付率を見ると13.0%ということで、もうちょっとなのかなと思いますけれども、この辺の目標をしっかりと立てて取り組まれているのかちょっとお聞きしたいと思いますけれども、何%を目標に取り組まれているのでしょうか、納付率。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 平成30年度から令和元年度にかけて、若干納付率が下がっている状況がございます。これは、初期の滞納者に対しては一生懸命お願いしているんですけれども、それ以前から長期で滞納をしている方が何名かいらっしゃいまして、その方のたまっている部分というのが非常に多くなっている状況でございます。そういったことがありまして、全体の納付率は下がっているんですけれども、そこも含めて今後お支払いをいただけるような対応を、公社とともに協力しながら、特にその長期滞納者の方については今後頑張って未収を抑えていくような努力をしていきたいと思っております。それが解決しますと納付率もかなり上がってくるのではないかと思いますので、できれば、100%が当然目標でございますけれども、それに近づけるような形で何とかしていきたいと思っております。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 この過年度の部分でかなり、納付率13%というところですがけれども、この辺というのはやっぱり現年度とどっちも払っている状態の方がいるわけですかね。現年度の分と、この払っていなかった分とという。そういう状況はどうなんでしょうか。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 まず現年度をお支払いいただけるのが原則なんですけれども、多い方につきましては、過年度につきましても状況を勘案しながら少しずつでも分割等含めて

お支払いいただいているという状況なので、現年度、過年度含めて何とか納付率を上げるような形で頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。支払いできなかったというのは、環境の変化とかいろんな部分があると思うんですが、その相談体制ですとか、初期段階からきちっとやられているというお話がありましたので、この辺まず、やっぱり訪問なり、相談なり、そういったところでしっかり少しずつでも払い続けられて、最後にはゼロになって、また生活のほうにもプラスになっていくという状況をつくっていただきたいなと思っております。

それで、昨日もありましたけれども、この入居状況と募集状況ということで、課長のほうからは新しいところに集中するんだというお話でございましたが、そういったところを、この現況と課題にも書かれていますけれども、募集の方法とかを、やっぱりある程度きれいにしてどうか、外側はなっていますけれども、中のほうもいろいろ改善しなければいけないところもあるんですけれども、そういったところ、ちょっと厳しいのかなという感じはありますけれども、この入居状況なんかを見ると、公営住宅も市営住宅と災害公営住宅に、あと改良住宅というのはこれは桜ヶ丘とか貞山ですよ。かなりよくなっていますし、この特定公共賃貸住宅というのは、大日向町の介護付きの住宅、大日向住宅をつくる時にやって、介護職員もつきながらやっていたことがあるんですが、そこだと思えるんですけれども、これが1戸。あとは地域優良賃貸住宅というのは、子育ての部分の人たちが入る、雇用促進住宅を買い取ってやられたところなんですけれども。こういったところ、この3番目の募集戸数、入居戸数とかを見ると、かなりそういったところにも入れる部屋はありながらも、なかなかそこに応募がないという状況があると思うんですけれども、だからこういった改良住宅、特定の部分とかそういったところもしっかり見ながら、改善策を考えなければいけないと思うんですが、その辺どうお考えでしょうか。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 お答えいたします。

募集状況を見ますと本当にばらつきがございまして、全く応募のない住宅は全くないのが続いているということでございます。本当に災害公営住宅の中でも駅に近いところ、そういったところが非常に人気でございまして、1戸の募集に対して9名、10名ぐらいの方が応募いただくと。なかなか抽せんに漏れる方が多いという状況でございまして、そういったことも含め

て、できれば均等に応募いただければもう少し入居者が増えるのかなと思っていますけれども、そこも含めまして、何とか公社のほうと相談しながら、その辺がバランスよく入居できるような体制を今後もさらに検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。いろんな環境の部分がありますけれども、今後高齢化がさらに進んで、この居住環境というのもまた非常に大事になってくる部分でありますので、やっぱりこういったところもしっかり今後検討しながら、塩竈市のそういった居住環境を整えて、安心して住み続けられるというか暮らしていけるような、そういったところを取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、次に、これで最後にしたいと思いますが、146ページ、道路橋りょう整備事業ということで、施策の趣旨のところ「身近な道路の整備や日常管理に努めるとともに、道路インフラを長期にわたり活用するため、適切な維持管理を行う」ということで書かれておりますけれども、この道路とか側溝とか様々ありますけれども、市民からの声とか要望はこの辺結構多いと思うんですが、初めに、こういった塩竈市内、そういった路線のパトロールとか、そういったところをかなり全部職員の方がやっていくというのは本当に困難を極めると思いますが、いろんなところで協力を得ながら情報をもらっていると思うんですが、この辺どのようになされているか、お聞きしたいと思います。

○小高副委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

市民からの要望でございますが、電話や受付窓口とかでご要望をいただいておりますので、その都度、台帳に記載して、現場に赴きまして現地を確認し、小規模なものでしたら直営で対応させていただき、大規模なものでしたら業者をお願いするような形で対応するようにしております。

以上でございます。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 こういった異常などは、毎日パトロールとか、こういった手法でやっておられますかと聞いたんです。

○小高副委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 失礼いたしました。パトロールにつきましては、まず週1回、委託業務で

道路維持の業者のほうにパトロールをお願いしまして、それで不都合があった場合、道路の穴埋め等はその都度パトロールでやっております。あと、また職員も現場に行くことがたびたびございますので、その際は、不都合なところを発見次第、対応するようにしております。

以上でございます。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。先ほど市民からの道路の異常の通報ということがありましたけれども、様々、側溝の件とか、樹木、照明だったり、道路だったりとあると思いますけれども、そういうメールまたは電話、ファクス等ありますけれども、どれくらいの件数がそういった通報としてあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 令和元年度におきましてお答えさせていただきます。電話や窓口による要望等につきましては、全体で台帳上610件ほどございました。それで、内訳としましては、側溝の破損とか土砂のだまりについては160件、あと舗装の陥没、亀裂等の要望につきましては161件ございまして、照明等につきましては27件ございました。また、除草や樹木の伐採につきましては47件ほどあり、あとその他としまして、カーブミラーやガードレール、除融雪関係について215件ほどございました。

以上でございます。

○小高副委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。それで今、道路異常なんかをアプリを使って携帯電話で写真と場所、市との連絡、回答ということで、このやり取りをしている、そういったシステムを使っている自治体がございますが、この辺、本市でもちょっと導入してみてもいいと思うんですが、提案したいんですが、この辺どう考えるでしょうか。

○小高副委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 委員おっしゃるシステムにつきましては、私もちょっと調べまして、県内では仙台市、登米市で行っておりまして、こちらのアプリですと全国24の自治体で実施されているようでございます。

それで、今回ご提案いただきました内容につきましては、他の市町村の事例や、今回のこのアプリのコスト面なども調査をし、導入した場合のメリット・デメリットなどを整理しながら、導入に向けた研究をしてみたいと考えています。

以上でございます。

○小野委員 分かりました。仙台市、登米市、気仙沼市でも導入したようでありますが、この辺も研究をしていただきながら、市民の安全・安心のためにかなり効果を発するところがあると思いますので、よろしく願い申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私からも幾つか確認をしたいと思います。主に、前段も随分述べられましたけれども、市民生活、そして中小企業の様々な実態等について、税政の立場から確認をさせていただきたいと思います。

それで、せっかく資料をつくっていただきましたので、資料No.20の62ページを中心に確認させていただきたいと思います。

ここで、まず市民税、先ほどから定住あるいは人口増等々、そういうものがいわば市民税全体の引き上げにつながるというような様々な回答がございました。これで見ますと、例えば市民税全体について見ると、平成30年度で26億4,728万7,000円、令和元年度で26億963万2,000円、ざっと3,766万5,000円が減っているわけなんです、一つはそういう状況、全般として減ってしまったという点について、まず最初に確認をさせていただきたいと思います。どういう意味で減ってしまったのか。ここからまず確認させてください。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

今おっしゃった市民税の減少ということで、令和元年度26億963万2,000円となっております、平成30年度が26億4,728万7,000円となっております。

まず、今回、令和元年度の市税全体の額といたしましては、いわゆる収入額ですが、これは伸びているということでございます。全体で見ると伸びております。ただ、収入率というものが若干下がっているということでございます。

何で額が上がって収入率が下がったかということをお話しさせていただきますと、いろいろ我々のほうでも徴収計画というものがございまして、通常、我々のほうで年間で5回ほど一斉催告というのを出してはいたんですけれども、やはりちょっと2月から発生しましたコロナの状況で、なかなか最後の5回目の催告書を出すのが、なかなか市民の方々、出したら出したでちょっと厳しいかなということで、最後の催告書だけは出していません。そのことによって、

通常、毎年そういった年度末、出納閉鎖期間まで、我々のほうとしてはそこで一応少し多めに徴収をするという考えで行っていたんですけれども、今回出さなかったということで、額は上がったんですが、収入率のほう下がってしまったということでございます。

なお、市民税単体で考えますと下がっているということでございます。こちらに関しましては、もちろん催告書を出さなかった影響もあるんですが、もう一つ影響がございまして、平成30年度と比べると、市民税には控除額というものがございまして、いわゆるずっと皆様にご質問なさっていたふるさと納税とか、あと住宅借入金等特別税額控除、こういったものが平成30年度よりも控除額が上がっておりまして、その分が減額になったということも考えております。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。新型コロナウイルスの様々な影響がやっぱり出ているなど思われます。感染は引き続き続くようですし、やはり貴重な財政、自主財源をしっかりと確保していく上で、担当として引き続き努力をしていただいて、市税の減収につながらないような様々な対応は引き続き努力していただければと思います。

次に、法人均等割と法人税割について確認をさせていただきたいと思います。同じ資料、ちょっと小さくて申し訳ないんですが、表のつくり方が小さいので見にくいかもしれません。

法人税の均等割と法人税割を含む全体の額は、平成30年度で3億2,308万8,000円、令和元年度で3億24万1,000円と、マイナス2,284万7,000円となっております。法人税には均等割と平等割の税制があって、均等割で見ると、平成30年度は1億3,414万円で、令和元年度で1億3,590万4,000円で、この部分はプラス176万4,000円ということで、この分は増えてはいるんです。そうしますと、改めて確認させていただきたいのは、まずその均等割で増えた結果についての評価、あるいは均等割そのものがどういう制度なのか、ちょっと確認だけさせていただきます。事務的にお願いします。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

法人市民税の均等割ということでございます。基本的にこの均等割なんですけれども、資料No.22の16ページを開いていただきたいと思います。

16ページの下段に、法人の区分ということで、1号法人から9号法人ということで載せてございます。これは資本金、そして従業員数の数によりまして税額、均等割が決まってくるとい

うものでございます。今回、均等割が若干プラスになったということでございますが、それは少しこちらの塩竈市、本市のほうに若干企業が、大きな企業じゃないんですけども、個人的な小さな企業が少し出てきたのかなとも考えております。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。結果ね。

それで問題は、法人税割が減収になっているんですよね。これは平成30年度で見ると1億8,894万8,000円、令和元年度で1億6,433万7,000円、これは資料でいうと資料No.20の62ページのところで比較すればそうっております。

そこで、先ほど法人税の均等割で個人の事業者が1号から9号の中で少し入ってきましたというのは理解しますが、じゃあもう一つ、こういった法人税割で減収が2,461万1,000円となった。税を扱う者として、徴収をする側として、これをどう見たらいいのか。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

法人市民税の税割のほうの減収ということでございます。確かに、2,400万円ほど平成30年度より減収になっているということでございます。これは先ほど小野委員にもお話しはさせていただいた次第でございますが、基本的に法人市民税の税割というものに関しましては、国税のほうで扱っております法人税の額に法人市民税の税割の率を掛け合わせた金額が法人税割額として我々のほうに入ってくるということでございます。法人税が発生しないということは、こちら発生する場合はその企業は黒字であるということが考えられますので、まずは減収になったのはなかなか企業のそういった売上げ状況などなどが厳しい状況なのかなということと考えております。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ここでお聞きしたいのは、先ほど黒字になった企業が税収を納めますと、それは理解します。そこで、税の関係からいうと、業種的には、こういった法人市民税ですか、税割の関係で、大体どの企業がそういった厳しい局面に置かれているか。税を預かる者として、その辺の視点から見た場合どうなのか、ちょっと確認させてください。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

厳しい環境というのは、私も確定的なことはあまり言えないんですが、実を言うと令和元年度の税割の調定の比較表というのを持っておりまして、一番昨年度平成30年度と比べて税額が下がった業種というのが製造業でございます。額的にいうと、2,600万円弱ほど下がっているということでございます。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、先ほどから篤と議論している中で、この2日間の一般会計の中でやはり地元の雇用、企業、そして人口増というところが税收確保の一つのキーワードなのかなとは思っています。

先ほど税務課長からも、資料No.22の16ページのところに、均等割との関係でこういう比較になりますよというものが示されました。これは、下段の表を全部合計しますと、恐らく税金として均等割で納めている、賦課徴収して納めている企業は、令和元年度で合計すると1号から9号までで1,391件の方々がこの均等割を納めているんですね。それで、例えば上のほうの1号法人を見ると、令和元年度で1,028件ということで、これは均等割ですから、それほど大きな額にはなりませんけれども、こういった令和元年度と比較すると、いわば1,391件のうちほぼほぼ、大体8割、9割を1号法人が占めているなど見受けられます。

そこで、大体こういった1号法人の主体というのは、私的に考えると、例えば零細の方々ですので、資本金がこれで見ると1,000万円以下でしょうか。あるいは従業員の数が50人以下ですから、ほぼ、例えばお店でいうと家族経営的なところとか、従業員が四、五人とか、そういう業種になっているのかなと思われまます。

それで、こういったところでの関係で、比較をしておきたいのは、しかし一方で、例えば平成22年のときに1号法人が848件、その後徐々に回復して、震災があった年が969件、平成25年は1,019件と、こういうふうにし少し1,000件ぐらい、1号法人の納税の業者が増えつつあるけれども、その辺と比較して、今回、例えば平成30年度で1,054件、今般の令和元年度で1,028件とちょっと減ってしまったというところの考え方、捉え方だけ教えてください。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

1号法人、表を見ますと、平成30年度1,054件、令和元年度1,028件ということで、若干減っているという状況でございます。私もいろいろ調べてはいたんですけども、やはり先ほどちょっとお話しさせていただいたとおりというか、断定はできませんが、なかなかやはり厳しい状況であったのかなと、それによりまして、1号法人の減った理由というのはなかなかちょっと、お仕事をやめてしまったとか、倒産があったとか、そういったことが考えられるのかなとは考えております。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そういうものが反映したものでしょうと捉えました。

そこで、資料No.20の62ページのところで論を進めたいと思います。下のほうに、地方消費税交付金の推移と、どなたかも質問を先にされておりますので、重複は避けます。それで、平成27年度で10億円何がし、平成28年度で9億1,000万円、それから9億円台のまま平成29年度になって、平成30年度で10億円、令和元年度で9億4,000万円。先ほど、たしか志子田委員からも質疑がありましたので重複は避けますが、ちょっと確認の意味で教えていただきたいのは、10%の消費税というのは国税ですよ。それで、地方に下りる分というのはどんな配分になっているのか、確認させてください。法令的に恐らく分けていると思うので。確認です。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 昨年10月に消費税率が引上げとなりまして、いわゆる標準税率と軽減税率と2つに区分されて取扱いが行われております。標準税率につきましては、消費税率、いわゆる国のほうでございますが7.8%、残りの2.2%が地方消費税分ということになります。軽減税率につきましては、消費税率が6.24%、これは国の分です。地方の分が1.76%で、合計8%という税率と捉えてございます。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そこで、確認の意味でお聞きしたいんですが、大変恐縮で申し訳ないんですが、改めて令和元年度の塩竈市統計書を見させていただきました。これは資料がないので、私の口頭でお聞きいただければよろしいかと思います。直近で比較すると、先ほど製造業でいうと平成30年、これは経済センサスのところで展開していますので、後で見ていただければと思いますが、製造業でいうと、平成30年6月1日の経済センサスの指標だと、ざっと864億円。それから、平成28

年の卸小売でいうと、販売額が1,170億円。仮にこれを消費税10%で、非常に荒い話ですけども、仮にこれをこう掛け合わせたとすると、塩竈市内の業者の関係でいうと、恐らく120億円台の消費税がかかってしまったのではないのかと私的に計算を、掛け合わせてみるとそんな感じが見受けられます。非常に、先ほど志子田委員からも、消費が冷え込んだのではないのかというお話がございましたが、そういうものでちょっと計算比較してみると、そんな感じなのかなとは思うんですね。

そこで、この消費税増税が及ぼす影響というものについて、大変私は影響が大きいのかなと思います。私も去年9月議会かなんかで、あるいは今年の施政方針で聞いたのかもかもしれませんが、消費税10%について市長としてはどうお考えなのかということ、たしか聞いた記憶があります。そこで、新型コロナ禍の話がありますので、改めてこの消費税増税、新型コロナ禍でのダメージ、影響というものについての捉え方、市長としてはどのように全般的に捉えているのか、令和元年度の関係ですので、お聞きしたいと思います。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 消費増税10%についてということでございますが、これについて地方として何を言えるかということについては、やはりしっかりと増税した分の使い道については福祉目的税として使っていくという方向性があったと思います。それをしっかりと実行していただきたいと思っておりますし、先延ばしを、いろんなその時々々の経済の状況の中で変えてきております。それは僕は間違っているとは思いません。ただ、それを先延ばしにし続けることでどういう弊害が起こるのかということも、しっかり見極めないといけないだろうと思っておりますので、結果として、国の方針として10%に上がったと、それによって景気が上がった、下がった、こういう議論は様々なところであろうかと思いますが、それについて賛成だ、反対だ、どうだこうだということについては結果論でしかないと思っております。僕とすれば、上げた分の使い道をどのように使っていくか、それをしっかりと国民の一人として見極めていく必要があるだろうと。地域としては、その配分をしっかりと地域に与えていただくようお願いしていく必要があるのかなと思っております。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 地方としては、やっぱりここまでしか言えないのではないのかなと思います。ただ、現実、直近のGDP発表で、4月－6月期ですか、ちょうどコロナが非常に蔓延して緊急事態宣言が出されたあの時点のGDP国内総生産は、マイナス27.8%。リーマンショック以上の経

済的な落ち込みが間違いなく今訪れていることは事実なんですね。だから、もちろん地方でやれることはこれしかできないよというのは理解するところですが、しかし改めて消費税の10%に及んでいる影響については、しっかりと業者の実態をくまなく聞いていただいて、そして塩竈市として何ができるのか。一つの例としては、この間の10割増しだとか、いろんなものがあるでしょう。そういうものも含めて、今後やはり地域の経済はこれ以上落としてはいけないわけですし、しっかりとそのことも含めて取り組んでいただければと。これは一つの要望ですので、市長として、市民の政治リーダーとして、ぜひそういうところも含めて令和元年度の決算も含めて対処していただければということで、この辺にとどめておきたいと思います。

次に、資料No.20の9ページのところだけ確認させてください。

様々、小高委員からも地方債の関係なども出ました。資料No.20の9ページのところで、いろんな財政指標、自身の評価が出ていましたので、それらも含めて、事実の関係だけちょっと確認させてください。

ここには、普通会計の地方債残高の推移というのがあって、ここには県内14市との関係で比較が載っております。1点だけお聞きしたいのは、普通会計の関係でいうと、平成22年から比較すると、当時235億円でしょうか。今回185億円と。年度でのほぼ10年間で、主にこの地方債が減った要因だけ確認させてください。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 すみません、手元に資料がございませんので、後ほどご回答申し上げます。

○小高副委員長 後ほど。伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。じゃあ後ほどで結構でございます。後で回答いただければ助かります。この指標を見ると、やっぱり地方債がずっと減っている傾向が見えますので、後ほどご回答のほどよろしくお願いします。

それから、もう一つは基金の話がございました。資料No.9の381ページです。

それで、前段どなたかからも質疑がありました。出納閉鎖の関係もあって、一般会計の台帳が22億5,000万円から、5月末の出納閉鎖で15億7,600万円ほどと、こういう話です。

そこで、貴重な財政、市民の皆様の貴重な預かりというか貯金になるわけで、やはりこの比較をしなきゃならないと思うんですね。3月末の年度末、それから出納閉鎖。そうすると、取り崩した主な中身はどういうところに使ったのかだけ、確認させてください。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 先ほどもご説明申し上げましたが、今年4月から下水道事業につきまして公営企業の法適用がされました。それに伴います打切決算に伴いまして、本来4月、5月に出納整理期間で入る下水道使用料に係る分につきまして、一般会計から1億3,000万円程度歳出させていただいた追加分が、主な増の要因でございます。ほかには、台風19号関係の人件費といった臨時的な経費等が増えたということで、今回こういった状況になったということでございます。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。これは後段の特別会計のほうに議論は移させていただきますので、事実確認だけさせていただきたいと思います。

そこで、こういった取組を進めながら、一方で、この資料No.9の373ページを開いていただきたいと思います。

ここのちょうど真ん中頃、「行財政運営の弾力性を回復するためには、経常収支比率の縮減が不可欠」と、あるいは「新規公共施設の維持管理費や、少子高齢化による社会保障関係経費など経常経費の増加が見込まれる」という形で表現されていて、行財政改革をしっかり進めなければならないと、こういう話ですよ。

それで、1点だけ、まず前段、どなたかが午前中質問をした関係で確認をしなきゃならないと思うんですが、私たちはやはりこのアウトソーシングについて、必ずしも一概に全部反対だと言っているわけじゃない。小高委員の質問の角度は、あくまでもこう言っているんですよ。正確に読みますね。また、子育てや福祉分野など、採算が優先される企業論理に任せることになりはしないかと、民営化にはそぐわない分野でのアウトソーシングの推進に反対してきたと、こういう表現です。

したがって、例えば過去の事例を見ても、藤倉児童館などそういうものも、大分議論した上で指定管理に移って、議論の結果、そういうものも私たちは行ってきた経過があります。したがって、やはりそういったものも含めて、慎重に慎重を重ねてやってきたという経過がありますので、そこをご了解していただきたいと思います。

その上で、行財政改革について既に第4次で出ていますよということですが、ちょっと確認したいのは、国、総務省との関係で、どのような指導対応がされているのか、総務省自身がど

ういう行財政改革の方向を進めているのか、よくよく例えば類似団体との比較だとか、その辺の関係の行財政改革についての捉え方、考え方について確認させていただきたいと思います。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 国のほうでは、古くは昭和60年代ですか、行政改革大綱ということで、行政改革といったことがスタートされたのかなと思います。その後、昭和63年に行財政改革推進計画ということで本市で定めて、これまで努めてきているところでございます。平成13年には財政健全化基本方針の取りまとめをさせていただき、平成16年度に新行財政改革推進計画ということで、これまで国の方針等に基づきながら、今現在、第4次ということで進めさせていただいていると捉えてございます。よろしくお願いたします。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。国も絡んだ話というふうに捉えました。

行財政改革推進については、私たちの見解はこういう形になります。行財政改革は全て否定しない。無駄を省き、市民に必要な事業を行う。そのための財政の立て直しは必要と考える。しかし、塩竈市の財政が立て直ったとしても、市民の暮らし、地域経済が底が抜けたのでは本末転倒だと。これは私どもの、実は去年かな、前段の姿勢についてのシンポジウムをやったんですよね。その際、そういうふうにこの問題についての捉え方は集まった方々に示しております。したがって、行財政改革というのを改めて振り返ってみると、やっぱり国も絡む、地方、その指導、令和元年度で見ると、最近の総務省を見ると、いろんな電子化とかそういうものも進めなさいみたいな、毎年再々いろんな視点でずっと進めているわけですし、やはりその点も含めて、私たち自身の立場としては、今前段述べたような見解と立場に立って、考えを市民の皆様を示しているということだけ確認をさせていただきたいと思います。

財政の観点では、その点について触れさせていただいて、次に移っていききたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、建設業についての資料が出ていますので、そこら辺の関係だけ確認させてください。

資料No.20の60ページのところで、改めて市内の建設業者のランクというのが載っております。そこで、改めて確認の意味で教えていただきたいんですが、ここにAランク、Bランク、Cランク、土木工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道事業と、こういうのが載っております。それで、例えば一般競争入札あるいは指名競争入札等々の関係で、このAランク、Bランク、Cランク、あるいはそれぞれのランクがありますが、あるいは点数もここに評価点が書か

れています。そういうものも含めて、これがどういうふうに一般競争入札あるいは指名競争入札等に反映されるのか、その辺の仕組みだけ教えてください。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 例えばでございますが、今開いていただいている60ページのランク表で土木工事ということでAランク、経営事項審査総合点数が700点以上の企業が今11企業、ここにランクされております。一般競争入札においては3,000万円以上が本市では一般競争入札としておりますので、そうなった場合に、この11の業者の方々が手を挙げていただくということになります。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、こういったランクの中で、こういう位置づけというか、やはり評価点が非常に重要な意味を持つんだらうと思うんですね。そうしますと、例えばこの今述べたような一般競争入札において3,000万円以上の関係で、入札をする際に一番重きを置くのはどこなんでしょうか。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 恐らくこの経営事項審査の評価点のことかと思いますが、経営事項審査の審査制度につきましては、公共事業を行う場合は必ず、受注する場合は業者がこの審査制度にのっかって審査を受けるということになっています。これは国が行っている制度でございます、この経営事項審査の点数が700点以上ということで、本市のほうでこの点数を採点しているという内容ではございませんので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。市内の建設業の方々にとっても重要な指標、経営事項審査というのはやはり一般競争入札に参加する上で大事なポイントなのかなと思います。

それで、あと資料No.22のところを確認だけさせていただきたいと思いますが、資料No.22の12ページに総合評価落札方式の調査表というのが載っています。そこで、ISO認証経費というのがこの中に含まれています。たしか総合評価の中に、ちょうど上から4番目のところ、ISO認証取得状況、これが非常に大事な意味を持つんだらうと思うんですが、実際にこのISO認証というのは、実際に建設会社の方々ほどのぐらいの負担を払っているのか、確認させてください。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 すみません、今手元に資料がございませんので、確認させていただきたいと思います。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ネットで見ると大体、日本品質保証機構によると、30人の従業員で50万円の負担、それから50人以上で100万円だそうです。ネットで公開されているので、これ以上なのかもしれません。そうすると、審査の中でもやっぱり負担感が高まっていくのではないのかと思います。

今後、一般競争入札、総合評価落札方式の調査のこういった見直し等々も今後の課題の中で出てくるかと思いますが、確認の意味で、このページについて示させていただきました。

次に、資料No.9の138ページ。

先ほど小野委員からも市営住宅について質疑がございました。それで、先ほど県の住宅供給公社への様々な施設面での維持管理なり、家賃の徴収なりということで、定住促進課長からも回答がございました。それはそれでそういう協定を結んでいますので、引き続き努力を払っていただければと思います。

私は別な観点で、隣の138ページのところで、施設の維持管理に関するところで3,414件と載っています。これは、例えば市営住宅でいろんな修理をしなきゃならないという案件が出てくるんですね。どうしても古くなっているからね。そうすると、これは住宅供給公社自身の経費で修理をするのか、あるいは入居者自身の負担で行うのか、ちょっとその辺だけ確認させてください。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 これは入居者から公社のほうに、いろいろ維持管理に関する相談でありますとか、そういった実際に工事をやったものについての件数でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 お聞きしたいのは、要するに費用はどちらが工面するのかというところなんですね。ちょっとその辺だけ確認を。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 今、全ての住宅の管理は全て公社のほうにお願いしておりますので、第一番に連絡が入るのは公社になってございます。そういったものも含めまして、年度内にいろいろ維持管理に関する相談事なりを受けたという件数でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと私の舌足らずかな。それは分かりました。要するに、修繕費はどこが。仕組みだよ、つまり。入居している方が負担するのか、それとも公社が負担するのか、塩竈市が負担するのか、そこをお聞きしたいの。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 申し訳ございません。実際、この3,414件の相談なりを受けまして、昨年実際修繕を行った件数が全部で445件でございます。その相談の全部の中で、大なり小なり修繕を行っているという件数、445件の修繕を行っていると……

○小高副委員長 費用負担はどこかという。鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 これは全部公社のほうにお願いしていますので、公社の負担で実際やってございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今の回答、非常に分かりやすかったです。分かりました。3,414件のうち445件がそういう修理をしましたよということで捉えておきたいと思います。

そうすると、公社のほうは、仕組みとしては県の公社なので、市と協定を結んでいるでしょう、この市営住宅の管理について。そうすると、こういった修理面の費用というのは、さっき分かりましたけれども、県の公社が出すということでもいいんですね、全面的に。そこだけちょっと確認なの。

○小高副委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 前のページに、公社へ今回お願いしている委託額と申しますか、決算額があります。1億663万1,000円、これが市営住宅の管理委託業務の総額でございますので、この中に全てそういった修繕費も入っていると。実際、市内の市営住宅を修繕いたします業者は、市内業者が9件で、外部のそのほかの業者が3件ございまして、その方に公社のほうからお願いをして、実際に工事を行って、そちらから請求をもらってお支払いをするという形になってございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。住んでいる方、大分住宅も古くなっていて、ある住宅だけと言っておきますが、ドアが開かないという事例もあつたりして、やはりそうならないように、ひとつ速やかな対応をぜひよろしくお聞きしたいなと思っているところです。

次に、資料No.9の148ページ、7分ぐらいなので、ちょっと急ぎます。148ページのところで……、失礼、148ページはなかったな。ごめんなさい、ちょっと私の打ち間違い。いろいろやっていると時々手が滑っちゃいますので。100円バス、ちょっと疑問がありました。それで、成果にも載っているのです。

○小高副委員長 144ページですかね。142ページから144ページ。

○伊勢委員 それで、142ページのところに100円バス等が載っています。市内循環バス補助事業。これは何人かの委員からも質疑がございました。

そこで、改めてお聞きしたいのは、バス空白地域等々の関係は、やはり長年の課題になっているんですよね。例えば伊保石から千賀の台まで、本塩釜駅から千賀の台の終点まで、たしか320円ぐらいかかるよと。おまけにもう一つの背景としては、千賀の台の住民の皆様の関係でいうと440人ぐらいが65歳以上で免許返納者になっているんですよ。陸の孤島です、簡単に言うと。昔はうんと若い方々が住んでいたけれども、やっぱり生活が厳しくなって、100円バスが欲しいなという声はどこでも出てくるんです、あの地域を歩くと。ですので、これはやはりぜひ取組を検討していただければと思います。

もう一つの視点は、バスに乗って市内の中心地に来ると、その来た市民の皆様が買物をしたりお金を落としていくという経済効果もあると思うんです。足と同時に、お金も落とすと。ここがやっぱり一つの考えどころではないのかと。つまりは税収につながっていく話になるかと思えます。

したがって、そこら辺の対処方をしっかり踏まえていただければよろしいのかなと思うんですが、なかなか交通安全対策会議等は開いていませんよというお話は承りましたが、改めて佐藤市長の基本的な考えだけお聞きします。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私としては、やはり全体像というのを当然考えながら、各種事業についての精査についてはしっかりと全てにおいて見直していこうと考えております。先ほど来、伊勢委員がいろんな議論をされているように、行財政改革の部分と、やはり赤字になってもどうしても維持しなきゃいけない事業といったものの精査、もしくは今後課題とされている大きな事業が幾つもあるわけがございますし、老朽化されている施設等々も数多くございます。こういった状況を、まずは全体像を把握することが必要だということで、今、職員を中心に様々な事業について、特に大きな事業について精査をしていただいているということでございます。

それにも増して、コロナ禍の状況の中で、来年度の税収がもう間違いなく下がるだろうと。どの程度下がるかという見通しがやっぱりまだ見えておりません。ですから、私どもとしては、今の決算の議論、または議員の皆様方の様々なご指導やご意見というものを真摯に受け止めながら、今後に生かすようにしていきたいということでございます。現時点でこれをどうするという事はなかなか言える状況ではないということをご理解いただきたいと思います。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。いろいろ長期総合計画の新しいつくり方も含めての検討の中の一つの命題なのかなと思いますので、これは時機を見てしっかり議論を踏まえていきたいと思えます。

次に、271ページのところで、ふれあいエスプ塩竈運営事業についてだけ、ちょっと簡単に触れさせていただきたいと思えます。

ここに、273ページのところで、図書貸出者数が1万247人と表記されております。そこで、ある市民の方から、健康だとか旅行の本が、ちょっと古いタイプがあつてという意見がございました。昨日、私も時間をつくって夕方エスプに伺って、子供さんが4冊か5冊ぐらい借りていきましたかね、親子で来てね。そういうところがございました。

そこで、一つはやっぱり本は非常に大事な、子供さんを成長させていく上でのポイントになるかと思えます。ましてや、あの辺の新駅中心の周辺の方々が気軽に本を借りていく上での一つのスポットなのかなと思えます。

そこで、そういう市民の声のそういった願い、思いをどういうふうにするのか。あるいはこのエスプでの図書の蔵書の数なり、あるいは予算面でどうなのか。その新しい本などが整備できるのか。その辺だけちょっと確認させていただきたいと思えます。

○小高副委員長 布施生涯学習課長。

○布施教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 お答えいたします。

まず、エスプの蔵書でございますけれども、令和元年度末ということでご答弁をさせていただきます。一般書につきましては4,136冊、児童書については1万3,034冊、雑誌については2,663冊ということで所蔵をしております。

こちらの施設のほうが、図書機能というものは設けてございますが、市民図書館の分室、分館という位置づけではございませんので、あくまで児童館機能等も有する、図書館機能を持った複合施設という形になってございます。図書の市民の皆様の利用に関しましては、エスプの

ほうでリクエスト、予約をしていただきますと、市民図書館と相互利用というものを図っておりますので、エスプのほうでご予約をいただいて、市民図書館からエスプのほうに図書を持ってきて、エスプで受渡しをするという形を取ってございます。なかなか新刊がないじゃないかというお話もいただいたということでございますが、基本的には市民図書館のほうで新刊を購入ということを基本としておりまして、それ以外の部分でエスプのほうでご利用いただく、例えば児童館機能がございますので、児童書を多めにとか、なるべく市民図書館とダブらないような形で、また利用に関しては市民図書館と相互利用の中で市民の皆様のリクエストに応えてまいりたいと考えてございます。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 先ほど答弁漏れのごございました、伊勢委員のご質疑でございます。普通会計の地方債残高、平成22年から令和元年度まで約50億円減じているわけでございますが、その主な要因でございまして、公共用地先行取得等事業債、あるいは過去に借りました退職手当債、こういったものが主な返済の理由で減になっておりますことに併せまして、この期間、ちょうど復興期間と重なっております。復興事業によって様々な更新事業が行えたことも併せて要因となっているものと捉えております。

以上でございます。

○小高副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時03分 休憩

午後3時15分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。志賀勝利委員。

○志賀委員 私のほうから質問させていただきます。

資料No.8の16ページ。昨日、菅原委員が質問されてましたが、答えが私聞き取れなかったものですから、改めてもう一回確認させていただきます。

まず、16ページの塩竈海岸通駐車場というのは、どこのことを言っているのか、教えてくだ

さい。

それと、あとその下に書いてある本塩釜駅前駐車場がどこなのか。

○阿部（眞）委員長 伊藤観光交流課長。

○伊藤産業観光部観光交流課長 塩竈海岸通駐車場を所管する観光交流課からお答えします。

来々軒の裏側にある駐車場が塩竈海岸通駐車場です。

あともう1点のほうは、都市計画課のほうで所管している駐車場かと思うんですが、お好み横丁の向かい辺りにある駐車場のことだと理解してございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 分かりました。

それと、塩竈中央公共駐車場ですか。一応営業を始めたということを知りました。昨日の話ですと、47台ですか、マンションの方、入ったと。その後、入る予定がないということになると、62台入っての計算になってくるので、固定的な収入が15台分減ったときに、市営駐車場をどうするのということになるわけですが、その辺の対策はどうされてますか。

○阿部（眞）委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 4月時点で47台ということだったんですけども、今現在もそのマンションも住民の方に限らず一般募集をしております、定期貸しというものを引き続き募集しているという状況でございます。引き続き、マンションの住居者の方以外にも一般の募集をしております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 分かりました。ちょっと耳が遠くなっているんで、小声だと聞こえないんで、ささやかない大きな声でやってください。

それと、さっきの市営駐車場で、当然その保育所の方が利用しているようになると思うんですね。そのときに、何か今10分間の無料だと。10分間、送り迎えがね。ところが、10分間ではちょっと行き帰りなかなか難しいものがあるよというような声も聞こえてきてますので、できれば保育所のほうで父兄の方にその辺のアンケート調査をしていただいて、実態に沿うような形の検討をお願いできないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 市営駐車を、うみまち保育所の利用者、それから、こころの利用者に使わせていただいております。

うみまち保育所の送迎の場合には、朝夕の送迎の場合に、保護者の方に職員が声がけをしまして、1時間の無料券をお配りさせていただきます。もし10分以上駐車している場合は、その利用券を使っていただきまして駐車場を利用していただくということで、もし10分以内で済むということであれば、次回10分以上駐車している場合にその券を使っていただくということで、適宜使わせていただいているところです。

以上になります。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃあ無料券はあると。それは10分じゃなくて、1時間だよということなんですか。もうちょっと的確に大きな声でお願いします。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 10分を超えたらその駐車券を使ってくださいということで、券をお渡ししております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃあ10分を超えたら使ってくださいと。駐車券は、それでも無料で使えるよということですね。じゃないんですか。1時間までで無料だよということね。

○阿部（眞）委員長 そうです。

○志賀委員 それが終わった後、結局、例えば1時間だと6回で60分になりますよね。それはどうなんですか。

○阿部（眞）委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 まず1枚お渡ししまして、10分以内ですと、その駐車券は使わないで次回に持ち越すことになります。そして、次に、仮に10分以上送迎で駐車した場合にはその券を使っていただき、また、申し出ていただいて、次の券をお渡ししながら順繰り順繰りで送迎用に駐車場を使っていただいております。なかなか券を使うということでご不便をおかけしていることにはなりますけれど、職員から声がけをしながら駐車場を使っていただいております。よろしく申し上げます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 要は、それがなくなったら、また配りますよという話ですか。それでいいですよ。簡単に。いろんなこと言わなくていいですかね。大きな声ではっきり、すみませんが、言ってください。

それと、セレーノマンションに塩竈市の土地を駐車場に貸しているかと思うんですね。その収入というのは、この決算の中に入って、見つけかねたんですけど、たしか以前聞いたとき、100万円ちょっとぐらいの金額ではなかったかなと。駅前のセレーノマンションの、マンション管理会社に貸しているわけですね。

○阿部（眞）委員長 そちらの金額がどちらに入っているかというご質問ですか。

○志賀委員 前に聞いたときはね、100万円ちょっとの金額で貸してますよという回答をいただいたわけですが。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 大変申し訳ございませんが、確認をさせていただいて、答えさせていただきます。申し訳ございません。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 分かりました。お願いします。一応、以前、調べたときは、市の土地となっていましたので、それから返還しているかどうか分かりませんが、よろしくをお願いします。

次に、資料No.20を中心に質問をしていきたいと思います。

この資料No.20のページ13。ここから委託事業100万円以上というところで、24ページまで、私の数えたところでは合計282件、金額にして21億7,000万円という金額が100万円以上で委託されているわけですが、この中には単価契約と、例えば、1、2、総務のほうの市職員の子宮がん検診、市職員健康診断委託ということで単価契約というふうに明示されているわけですが、この単価契約というのは、こういった根拠でやっていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 資料番号20の13ページの総務課の部分の単価契約についてお答えさせていただきます。

子宮がん検診につきましては、お一人当たりの検診費用でお幾らというのを医師会と契約を結ばせていただきまして、単価に掛ける受診した人数でお支払いをしております。

それから、2の市立病院にお願いしております職員の健康診断検診。これは、例えば基本健診については1人5,000円ぐらいとか、それから、追加で眼底検査をした場合には幾らと、そう

ということでその単価に受診した人数を乗じた形で市立病院にお支払いしているという金額になります。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、これは契約形態というか、契約書、書類関係はどのような書類が取り交わされているのか教えてください。

○阿部（眞）委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 これは、1番の医師会につきましては、今お話をさせていただきました1人当たり幾らという単価での契約書を取り交わしをさせていただいております。それから、市立病院については、これは市の機関でありますので、契約書ではなくて覚書という形で取り交わしをさせていただいているというような中身でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

それと、この100万円以上の中に、単価契約という項目が16件ほどあります。それで、同じ資料の26ページ。ここから随意契約明細一覧という形で130万円以上の契約内容が記載されていて、ここは30ページまでで129件で19億円という金額でなっているわけですけど、ただ、この中には100万円と130万円の間でダブっているところが何か所もあるわけですが、トータルすると40億円近い金額が、我々議会の議決なしに決められているということになるかと思うんですね。あとこの22ページのほうには500万円以上、資料No.22のページ4と5、6、7ということで、一般競争入札、指名競争入札というところで、一般競争入札が18件、トータルで26億6,000万円、そして、指名競争入札が24件で3億9,700万円と7ページのほうに載っていますね。トータルすると30億円に満たない金額で、むしろ我々議会の議決に諮らない金額のほうが多いということで、果たして議会としてのこういったものが全くノーチェックでいいんだろかなと、ちょっと疑問を感じたんですが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 200億円からの市の予算がございまして、このような形で様々な委託契約あるいは工事請負契約を発注させていただいております。そういった中で、議会の議決に付すべき契約に関する条例上は、予定価格が1億5,000万円以上の工事または製造の請負ということで定めさせていただいておりますということで、そういった形で議会に議決をいただくということで

行わせていただいておりますが、そういったことでよろしいでしょうか。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 以前、平成30年10月17日に、総務教育常任委員会で契約関係についての勉強会みたいなものがありましたよね。それで、その中でこの「契約事務の概要につい」という資料が配られておまして、この中に、塩竈市の契約というものについて、概要について、一般競争入札があつて指名競争入札があつて、そして、契約の中では随意契約という項目があります。それと、入札の中に総合評価落札方式というものがあつて、あと単価契約という契約があるというふうに書いてあります。それからあと長期継続契約というのが書いてあるわけですけど、この中には、例えば、確定契約とか概算払契約とかというのがないわけです。今までそういった事実私に、何かすると出くわしているものですから、そういった契約については、塩竈市としてはこういった中に規定していかないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 今、志賀議員からご紹介ありました、一般競争入札ですとか指名競争入札等々で契約をした折に、契約の当初に金額が確定している、契約によって当初の契約金額が確定される契約については確定契約というような呼び方を多分、議員おっしゃっていると思うんですけども、そういう意味では我々行っている契約の中で、ほとんどのものが確定契約。一部、単価契約というものがあるというような理解でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 今部長おっしゃったように、入札でやるのは確定になりますからいいんですけど、随意契約でやって確定契約だということも過去あったわけですね。それは何かといいますと、重点分野雇用対策事業であったわけです。この資料No.20の13ページの番号3のところ、重点分野創出事業に係る住民訴訟に係る弁護士業務と、ひろむ法律事務所110万円というものが計上されているわけです。本来は、ちゃんとやっていたらこういうものは計上される必要はないのかなと。市も110万円払っていますけど、私も50万円払いました。裁判料ね。

それで、なぜこれが起きたのかということ。その原因については、発端になったのは、今後ろに座っていらっしゃる観光交流課の伊藤課長なんですよね。そこから始まったわけです。今さらそれを言ってもしょうがないんですが、結局、なぜこういう話をするかということ、我々、産業建設常任委員会でこれを所管したわけですね。そのときには、国からの指導要綱は概算払いですよと言っていた。それに基づいて市は処理していたという委員会での報告があったわけ

です。ところが、平成29年3月に県から塩竈市に調査が入りまして、300万何がしかの返還命令が下ったと。それまでは時効を争っていたわけですが、それ以降は時効を諦めて、今度は概算払契約だったものを確定契約、最初から金額が確定した契約であったというふうに裁判の中で市が言い始めたわけです。結果として、確定契約だということが裁判では認められて、私の返還請求の訴えは却下された。そうすると、委員会なり議会なりで、市の職員がそういう契約ですよと説明しているにもかかわらず、裁判ではそこが認められずに、市のほうが採択されていくということになると、果たしてそれが正しいんだろうかと。本来であれば、職員が勝手にやれば、地方自治法上で、その自治体のトップがその職員に対して何らかの処分を下すはずなんです。ところが、我が塩竈市は、一切そういう処分が下された様子もない。ということは、結局は上から命令されたことなのだから処分もできないので、そのまま押し通したのかなというように邪推、勘繰りたくなっていくわけですけど、まず、そういう問題が今後起きないようにするためにはどうしたらいいのかということ、まず私なりに考えたんですが、例えば、今回のようにまたこういった資料を、契約の資料を出していただいていますよね。委託契約、随意契約。こういうところに、例えばその契約の内容をきちんと定めていくということにすれば、後でそういう言い争いもなくなるし、最初から金額確定していた契約なんですと言えば、私も住民監査請求もしないで済んだし、裁判することもしないで済んだし、塩竈市は110万円の弁護士料を払わないで済んだし、私も50万円を払わないで済んだわけですよ。それと同じことが、今、瓦礫の問題でも起きてますが、これはまた一般質問の中でやっていきますけど、こういう現状を踏まえたときに、確かにこれは契約、仕事の迅速化ということで随意契約、単価契約もいいでしょうけど、随意契約でやっていくのもいいんですけど、例えば、この総務教育常任委員会の資料の中には、例えば、この中にね、随意契約の場合は、売買、賃貸、請負、その他の契約で、この予定価格が下表に定める額を超えないものとする。工事または製造の請負は130万円までと書いてあるんですね。だけど、この表を見ると、130万円を超えた随意契約が129件ある。じゃあこの市の、規定か何かなんですかね。これは何なんだろうかと。疑問に思うわけですね。それでそのただし書のように、随意契約には、単数の者より見積りを徴取する匿名随意契約と、複数の者より見積りを徴取する競争見積り方式による随意契約があると。随意契約も地方自治法施行令の定めにより例外的に認められるものであり、以下の場合に限られると。例外的に認められていると。例外が129件あっていいんですか。と私は疑問に感じるわけですが、佐藤市長も、まだ就任されて1年。これからいろいろこの契約に立ち会われるかと思うんです

が、この辺についてどう、今急に言われてね、えっと思ったんでしょけど、こういうのが実態で今まで進んできたということを踏まえて、じゃあどうしなきゃいけないとかと、ふと思いついたことでもいいですから、お答えいただければ。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 市長に就任して約1年でございます、この間、志賀議員がいろいろな点でこれまでの市に対する様々なご指摘をいただいたことにつきましては、謙虚に受け止めております。

何が大切か。私が就任する前の件について、私がとやかく言えることではないだろうと思います。ただ、過去の事例も含めて、現在、市長として仕事をさせていただいている以上、今後については責任を持って公正、平等、皆様方に信頼をしていただけるような入札制度の在り方をしっかりとやるべきだろうと思っておりますし、今、微力ではございますけれども、少しずつ透明な形で入札が行われるように仕組みも改善をしている真っ最中でございますし、誤解を生まないということが一番重要なんだろうと、癒着があってはいけない、重要なんだろうと、そういったことを責任を持って市役所の中で実行させていただくのが私の仕事だと覚悟を決めておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひ、公平、平等にお願いしたいと思います。前の市長さんも一生懸命それを言っていましたけど、前の市長さんもね。裏切らないようにひとつよろしくお願いします。

それと、同じ資料No.20の15ページですね。この中の健康推進課の中で、番号70番から82番まで、（公社）宮城県塩釜医師会にいろんな業務を頼んでいるわけですね。この業務には何も契約方法は書いてないんですが、見た感じは単価契約なのかなと。でも、単価契約とも書いていないので、どういう契約をしたのかお知らせください。

○阿部（眞）委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 健康推進課で行っております各種がん検診や健康診査に関する契約の内容で、こちらは単価契約という記載がございませんけれども、1件につき幾らという契約の内容となっております。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 単価契約ということでいいですね。そうすれば、やっぱりこの同じ帳票ですので、そういった意味での統一性といいますか、そういうことを各部署で意識して書いていただけると。先ほど言いましたように、契約の方法を明確にしてもらうことによって、我々もこういっ

た資料をもらって、よりの確な判断ができるのかなど。それと、資料要求も、次の会議に向けて、こういったものは資料要求、契約内容欲しいよなと思ったときに資料要求ができるかと思えますので、ひとつそういう面で、議会のほうでも精査しやすくしていただく、契約内容もね、そういうことに努めていただければなと思います。我々の仕事は、ご存じのとおり、市民の方の要望を行政に届けること、それともう一つは、行政が正しいお金の出し方をしているかと、そのチェックをすることだと私は思っておりますので、その部分をきちんとできないと、私は議員としての資格がないのかなど。やっぱり年間650万円の報酬をいただいているわけですから、それなりの仕事を、私はしてしかるべきであるというふうに思っておりますので、その辺もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、この100万円以上と130万円以上の中で、ダブっている資料があります。130万円以上になっているのに130万円のほうに入っていないで100万円に入っていると、そういったところも見受けられますので、こちらの資料の要求の仕方が悪いのかどうか分かりませんが、その辺が一目瞭然に分かるように資料のつくり方を考えていただけないかなというふうに思ひますが、その辺の、事務手続が最初は煩雑かもしれませんが、やっけていただけるのか、いただけないのか、お願ひしたいと思ひます。

○阿部（眞）委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 ただいま志賀議員からご指摘のありました、例えば、単価契約であれば単価契約と契約の脇に付すとか、そういったことについては十分やっけていけるかなと思ひますので、やっけてまいりたいと思ひます。

また、後段のほうの資料については、様々な形で資料要求をいただいている関係があるので、どこまでできるかあれですけれども、なおその辺は検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひ、誰が見ても分かりやすい資料をつくっていただければありがたいです。今まで特別委員会でもさんざん、時系列に全然並んでなくて、調べるなら調べてみろみたいな資料を随分私見てきましたので、残念なことね。そういうつもりないかもしれないけど、調べる側からするとそう思っちゃうのね。こんな資料、例えばですよ、会社で役員会に出したらね、その社員、すぐはじかれますよ。何やっけてるんだって。だけど、塩竈市はそういうことは全然改める様子もないようなので、ぜひ、佐藤光樹市政下では、しっかりと職員の皆さん、その辺、

議員の立場も理解していただいて、資料づくりをしていただければありがたいと思います。そういうお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

同じ資料No.20の中で、例えば、エフエム放送のところでもちよつとあるんですけど、ページ数13ページの7番です。ここに地域放送活用事業業務委託で323万円。それと、今度は130万円以上のほうに、25ページです。（その他）の4番。ここに975万円という2つの契約があるんですが、これはそれぞれいつから始まった事業なのかお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 政策課が契約した事業ですので、私から答弁させていただきます。

まず、この2つ、まず前段13ページの事業と25ページの事業は、同一の契約の事業でございます。数字が違う理由ですけれども、これは3か年契約で、令和元年度の単年度で支払ったのが13ページ側の数字、25ページ側は、掛ける3になっているかと思うんですが、3か年分の合計の数字ということになります。

この契約ですけれども、平成31年、要は令和元年4月1日から平成34年、令和4年3月31日までの3か年間の契約ということになります。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 これは今契約期間もおっしゃいましたけど、契約が始まったというのは、私はこういうものが始まったのはいつから始まっていたかということだったんですけど、これは震災の特別調査委員会がやっている最中から始まったわけですね。ある日突然、議会中継がストップになりまして、本来は、議会中継は無料で、塩竈市が株主だということで無料でやっていたのですが、ストップする理由は、議会中継していると休憩時間、BGM流していて、それがBGMが途中で切れて、議会中継始まったと。そうすると視聴者から、音楽聞いているのに何で途中から切るんだというクレームが来て、議会中継をやめたというようなわけの分からない理由をつけられてやめたわけですけど、その3年間で九百何万円というのは分かりました。ただ、この事業をやるときも、私はね、視聴率がどれだけなんですかということはずっと言っていたんですが、調べることもなく。ただ、仙台のエフエム放送を参考にしますとね、2%なんですね。だから、推して知るべしだと思います、聞いている人はね。それと上の原の放送塔、これも私は5,000万円かかったのがね、市は無償で貸与しているというような事実、こういう事実もあります。そういった中で、この三百何十万という年間の支払いというものが、本当に妥

当なものかどうかということも、ぜひ今後、検討をいただければなど。要するに、費用対効果の問題だと思います。そういうことで、ひとつ今後の、私の今の話を参考にさせていただいて、調査検討いただければなど。

それと、この20ページの契約を見ますと、昨日、土見議員もお話しされましたけど、別にシステム関係の同じ会社があちこちの金額いっぱいやっているわけですね。同じ社名でね。そうすると、そういったことをもうちょっと高値で、金額を大きくして、やっぱりコストダウンを図ってもらうということだっただけ必要だと思います。前例踏襲して、ここしかできないからやりますという契約方法をやっていたんでは、結局、この何十億という、30億円ぐらい近い金が減らないと思いますので、そういうことをしっかりとやっていけば、2億円でも3億円でも生まれてくるんじゃないのかなと。そうするとそれを社会福祉のほうに回していただければ、共産党議員さん、公明党さん、喜ばれると思いますよ。そういうことを積極果敢に挑戦させていただいて、誰もが納得できるような形のものを構築していただければなどと思います。いかがでしょう。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 基本的なことになろうかと思いますが、競争のないところに進歩はないと私は思っております。発注の仕方等々につきましても、いろんな工夫をすべきだろうというふうに思っております。1者が独占的に長い期間どうしても仕事をしていただくということは、信頼感につながる部分もある一方、やはりどうしてもなあなあになってしまうというところもその反面あるかと私は理解しておりますので、しっかりとその辺のところを精査をさせていただきながら、やはり競争力、こういったものの担保をしっかりと取れるようにやり方を工夫しながら、少しでも、安かろう、悪かろうでは駄目なので、そういったところのバランスも見ながら取り組ませていただきたいというふうに思います。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 よろしくお願ひします。

それと、最後の質問になります。時間早めに終わるかもしれませんが、資料を出していただいたので、その資料について質問させていただきます。

実は、同じ資料の20ページのところに、資料No.20の2の別冊1の平成31年度廃棄物埋立処分施設管理業務というところで、積算書と見積書、契約書、仕様書というものを提出していただきました。ここには細かいことが書いてあります。そして、見積書があって、契約書があって、

そして履行確認書、こういった書類があります。その次に、今度は別冊2ですね。これは平成23年度、24年度の浦戸諸島の災害廃棄物仮置場、この積算書、見積書、それから、契約書をお願いしたんですが、契約書はないそうであります。同じような仕事の内容です。さほど変わりません。なのに片方は、協定書が契約書代わりになっている。協定書で契約した。こちらの場合にはちゃんと契約書がある。見積書もある。それで、このその2の別冊2には、見積書というのが今回出てまいりました。見積書じゃない、設計書ですね。設計書というものが出てきました。これはその2の別冊2の2ページに、設計書、そして次に設置工工費内訳書というものがあって、これは初めて見ました。百条委員会にもこの資料は、塩竈市がつくった設計書という資料は提出されておられません。特別調査委員会にもこの資料は提出されておられません。それでここで一つ疑問を呈したいと思います。

この事業は、1次仮置場は、平成23年7月から翌年の9月まで行われております。最初の見積りは10月までの見積りなんですね。設計書はね。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。これ議会運営委員会のほうでも、資料要求する際に、令和元年度の決算委員会として提出する中で、それに伴う内容でということでの御質問に使うのであれば資料要求という約束があります。それに伴っての御質問をお願い、注意して質問してくださいということです。

○志賀委員 ここに違いがあるよということでもいいですか。

○阿部（眞）委員長 はい、大丈夫です。なので、それを注意しながら質問をお願いいたします。

○志賀委員 例えば、最初の見積書は、ページ10です。ページ10の廃棄物管理仮置場ということで平成24年3月31日まで、締結日より平成24年3月31日までと書いてあります。そして、次に20ページを見てください。その2の別冊2です。この20ページには工期が書いてあります。平成23年9月1日から平成24年3月31日、221日間。これが、最初の契約は平成23年6月20日から10月20日までの契約になっています。だから、2ページ、済みません、戻ります。2ページを見てください。2ページの中段以降に工期が書いてあります。ここに平成23年6月20日から平成23年10月20日まで。そして、先ほどの20ページは、平成23年9月1日から平成24年3月31日までと。9月1日から10月20日までダブっているんですね。それで、見積りの中はこの平成23年9月1日から平成24年3月31日までで、その次の見積書は、22番見てもらおうと、月々の金額が書いてあって、そこに掛ける7と書いてあります。だけど実際は、これは5か月と10日しかないんですね。それでその全体額を払って契約したんだということになっているんで、ここの

1 か月半のダブリは見積書としてどうなのかなという、ただの疑問です。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。例えば、こちら、別冊その2の、別冊1のこちらの平成31年度のところに連携をしているので、ちょっと付随しているので教えてほしいとかであれば、ご質問につながると思いますので。

○志賀委員 こちら書いてあって、日付はちゃんとここに書いてあるわけですけど、こちらのその2の別冊2については、そういった設計書の日付も書いてないということがあります。ですから、設計者が誰なのか、設計したのがいつなのかということも、こういう設計書にきちんと誰が見ても分かるような書類を作るべきではないのかなというふうに思っております。

塩竈市の場合は、設計書というのは日付要らないんでしょうか。それから、設計者の、作った人の名前は要らないのか、要らないのことにしているのか、それだけお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 全体を見てもそのような日付、名前が必要かどうかというご質問ということで捉えてよろしいですか。相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 すみません。間違って答えたら申し訳ございません。

設計につきましては、この積算書の起案の中で判こを押しながら決裁を受けていきますので、担当者が誰かということは、これを見る範囲では分かるのかなと思いますが、そういったことで今後も取扱いをしていきたいと思えます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 この方式だと、いつ作ったか分からないですよ。だから、それはちゃんと設計者が誰作ったのか、それは判こは押してありますよ。だけど、誰が作ったのかということをおね。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 この今、別冊その2の資料のこの設計には、必ず起案書というのが、起工伺というのが表についていますので、そこには起案者の名前というのがきちんと入って、それで決裁を受けていくということがありますので、そこに名前は入っております。これはその中の、資料要求があった部分の写しを抜粋しているということなので、ちょっと見えづらくなっているかと思いますが、起案者の名前は起工伺の中に記載していますので、そういう意味ではおっしゃられているとおりの事務はやっているのかなというふうに感じております。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 起案書とセットでもらえば分かるんでしょうけどね。今回はそうでなかったのも、その辺分からないですね。

それと、最後にお聞きします。協定書は契約書になり得るんでしょうか。そこだけお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 協議書も双方の取り交わしになりますので、契約の一部という事で捉えてございます。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 先ほど答弁漏れがありました件につきまして、ご報告申し上げます。

海岸通の用地の件でございますが、こちら資料番号8番の40ページになります。第16款財産収入第1項財産運用収入第1目財産貸付収入の中に、先ほど議員からお話のありました約100万円の土地の貸付料として計上してございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 契約の一部だというお話でしたけど、だから、契約書はないんですけど、契約書は要らないんですね。契約書がなくて、協定書だけで契約できるわけですね。そこを聞きたいの。そうすると、こういった工事契約したときに、印紙もないわけですよね。協定書には。脱税行為なんじゃないですか。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 協議書というのが、意味合いとしては契約と同じ効力を発生するという事でございます。改めて協議をしたので、契約書を別に取り交わすということではなくて、その協議書自体が契約と同じ効力があるというふうに考えてございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 委員の皆さん、私のまた始まったかという思いで聞いているんでしょうけど、契約書以外のものが契約に代わるということを認識してください。協定書が契約書になるんだそうですから。協定書でやると、結局、随意契約でやりますと、結局1億5,000万円以上の事業は本来、議会の議決が必要なので、それ以下で契約して随意契約でやると、途中で変更して何億円

でも増額できると。それが議会を通さないでできるという、今のところそういう仕組みだと私は、今までの流れを見て理解していますので、やはり先ほど提起しましたように、契約内容というものがしっかりと議員全員に理解できるような仕組みというものをつくっていただいて、今後こういうことのないようにだけはしていただきたいなという思いであります。

以上で私の質問を終わります。

○阿部（眞）委員長 西村勝男委員。

○西村委員 最後の質問者となりました。オール塩竈の会、西村でございます。令和元年度一般会計決算について質問させていただきます。

資料No.9のみを使わせていただきますので、よろしくお願いします。

ページ132ページ、消費者対策事業について質問させていただきます。No.2の消費生活に関する相談件数ということで、令和元年度、98件の相談がある中で、通信という部分で49件、半分が通信に関する相談であるということで明示されておりますが、その件数と内容についてお知らせください。

○阿部（眞）委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 相談の内容の通信についてにお答えいたします。

まず、通信ですけれども、一番多いのが通信販売によるトラブルということで、買ったら定期購入になっていたとか、もう一つがインターネット契約、光回線の勧誘とかの相談というのが多いようでございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。現況と課題のほうにはその内訳があつて、内容が書いてありました。

ただ、これ昨日、菅原議員もお話しになっていましたけど、相談窓口というものが庁舎の裏にあるということなんですけれども、なかなか明示されていない部分があります。こういう部分で相談件数がある中でも、実際に庁舎に来て相談する場合でも、それを明確に受付窓口で明示することも一つの方法かもしれませんので、その辺の徹底のほどよろしくお願いします。

次に、309ページ、これも相談事業なんですけれども、市民相談ということで相談内容が書いてあります。市政関係が112件、市長さんが変わったからこう増えたわけではないと思いますが、市政関係ということでどういう内容なのか、お知らせいただければ幸いです、よろしくお願いします。

いします。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

この表の上のほうから順にご覧になっていただくと分かるように、基本的には、その方の個人的な悩み等に対する相談内容、それに対して市政関係という部分は、役所の、例えば手続き関係とか、もしくは役所そのものに対する質問とか、そういったものの件数ということになります。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 それも先ほど申し上げましたように、なかなか相談、電話なりなんなりということで受け取っていることとは思いますが、これも含めてなかなか相談をする場所というものがなかなか見つからないという方も結構多いございます。先ほど、最初にお願いした件もありますけれども、これも含めて相談窓口はきちっとしていただいて、その対応方をお願いします。

ここにきて大分インターネットの犯罪なり、詐欺の件も随分増えております。市民安全課とも協議をしながら、そういうものに対する対応の仕方みたいなものを協議していただいて、市の広報なりなんなりで訴えていただいて、その問題解決に向けて努力していただければ幸いだと思いますが、その辺どうでしょうか。

○阿部（眞）委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 確かに今市民相談の窓口、北側のプレハブのほうにあるということで、分かりづらいということをご指摘いただいておりますが、確かにそのとおりにかなという部分がございます。

実は今回の議会で提案させていただいております崖の関係で、今のプレハブ壊しまして、新しいプレハブを、プレハブといっても、今のプレハブはかなり程度はいいかと思うんですが、それを東側に造ります。実はそちらの1階に納税相談と市民相談と消費相談の、パーティションで分けた相談の部屋を造って、その防音材を入れて造らせていただくというふうになってございます。どうしても本庁舎以外ということにはなってしまいますけれども、新しいプレハブでそういった形で構えさせていただこうかなと思っておりますのと、1回の受付辺りでそれが分かるような表記とか、そういったことについてはなお工夫させていただきたいということで

対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。そういう相談窓口をつくる場合には、どうしても同じ席で隣の方に情報が漏れてしまうということも多々あるようでございます。飛沫感染以上に、情報を開示できない部分があると思いますので、その辺も注意して造っていただければ幸いですので、よろしく願いします。

次に移ります。137ページ、小野委員、伊勢委員とも質問ありましたが、市営住宅管理業務、委託ということの部分で、市営住宅にお住まいの七十四、五歳の女性の方、あと夫婦でお住まいの方がいらっしゃいました。今年は夏が暑くなるのでエアコンをつけたいということで、その管理会社とといいますか、住宅供給公社のほうにお願いしようと思っていましたけども、壁に穴を開けられないと。簡単に開けていただくと経費も簡単に済むので、安く済むということでお願いしようかということでお話をした経緯があったのですが、なかなか条件がありまして、入居者はその入居に係る市営住宅共同施設または地域施設の使用においては、必要な賃金を払い、これらを正常な状態にして維持しなければならないという項目があったり、入居者の責めに帰すべき事由により市営住宅共同施設または地域施設が滅失または損失したときには、該当入居者が現状に復して、それに要する費用は賠償しなければならないというような規約みたいな、仕様書みたいなものがありまして、なかなかお年寄りが、できればつけたい、今回10万円の給付金があったので、エアコンをつけて快適なということで考えていましたけれども、今年も7月までは梅雨の時期でそう問題なかったのですが、8月に入りまして30度を超え、35度、国内では40度という中で、エアコンが日常当たり前に使える状況でないと、なかなか快適な生活を送れないということになっています。その辺も含めて、仕様書とといいますか、こういう外部委託した場合に管理業務委託をする側に対して応分の、普通に生活、快適な生活ではないんです。普通の生活をするために、若干の穴を開けたりということは、考えてはいただけないものか、お伺いします。

○阿部（眞）委員長 鈴木定住促進課長。

今年の夏は非常に暑くて、エアコンがなくて大変なことはあるかと思います。今のところ、市営住宅にはエアコン等は設置しておりませんが、今後そういったお話ができるかどうかあれなんですけれども、基本的には今ついていない状況で、個人の方がつけていただくことになるんですけれども、そういったことも含めて公社のほうと、他市の事例も含めていろいろ

情報集めて協議してみたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 よろしくお願ひします。普通の快適な生活、普通の生活を送るために必要な条件の一つであります。また、市営住宅、県営住宅も含めて結構年数がたっている建物も結構多うございます。リニューアルした物件もありますけれども、それを踏まえても、やっぱり住む方が快適に住むために、普通に住むために穴を開けるぐらいのお願ひは、どうしても県のほうに言わなくてないということで尻込みする方もいらっしゃいますし、そのアパートの代表の方もなかなか言いづらいという状況もあるようでございますので、その辺は察していただきまして、来年も再来年も、これから温暖化の傾向が進みます。自宅の中で亡くなられるという方も大分多くなる可能性もありますので、それを防ぐ上でもその辺の対応方よろしくお願ひいたします。

次に移ります。164ページ。塩釜港港奥部再開発事業についてお伺ひします。これは県の事業で、北浜地区緑地護岸工事整備事業ということで、高潮対策についていろいろやっている事業ではございますが、水門、令和2年度までには完成予定ということなんですが、これについてはコロナの影響とか考えて、これどこまで可能なのか、お知らせください。

○阿部（眞）委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 水門の完成時期ですが、今のところ宮城県のほうからは令和2年度中の完成ということでお聞きしてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。できるだけ早めに、いつ災害起こるか分かりませんので、水門の設置についてはよろしくお願ひいたします。

また、北浜地区緑地護岸整備事業については、お聞きしますと防潮堤が斜めになってきたとか、壁が空いてきているとか、その近くにある道路が地割れをして空洞化になっているというお話は聞こえてまいりますが、県からの説明として、その辺はどのように聞いているのか、またどう対応していくのか、今後の予定など分かりましたらお知らせください。

○阿部（眞）委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 北浜緑地の件につきましては、我々市といたしましても把握いたしております。宮城県にお聞きしましたところ、8月にボーリング調査を行いまして、原因を現在究明中ということでございます。今のところはっきりした原因はまだ分からないという

ことで、調査の結果を見て、今後の対策を決めていくということになるというお話でございます。調査の内容によりましては、令和2年度末完成となっておりますが、令和3年度にずれ込む可能性もあるということを宮城県からはお聞きしております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 雑駁にお話ししました傾斜、防潮堤が傾いているとか、間が空いている、その辺の目視といいますか確認はされたのでしょうか。その辺ちょっと、された内容についてお話しください。

○阿部（眞）委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 現地を目視等のことでございます。状況として我々把握した段階で、副市長ともども7月、現地確認させていただいております。また、港湾事務所長さんが、佐藤市長のところにおいでいただきまして、先ほど担当課長からご説明しましたような現況の報告、それから、今後の調査概要等々をご説明をいただいたところでございます。その後、今その調査中ということでございまして、その調査の結果あるいは今後の修繕等の方針が決まれば、また改めてご報告等、ご説明等いただけることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 どうぞよろしくお願いいたします。私も北浜に住んでいまして、徘徊ではないんですけど、散歩する機会がありまして、あの辺を回って歩きましたら、工事の柵があつて、何だろうと思って見ましたら、地盤が沈下して、下が空洞になっているという状況等、あと防潮堤が、普通はつながってなくてないのが15センチぐらい空いているという状況もあります。それが工事として着手した場合に、半年、相当時間がかかるような気がします。恐らく10月頃からという予定はあるんでしょうけれども、恐らくは来年から始まるのかもしれないし、また延びるかもしれません。ここにありますようにアマモサミットでも、水辺のにぎわいといいますか、親水地域として活用したいと、また、北浜地区の方も公園として利用してみたいと、また、みなと祭りでも、様々な市のイベントでも使わせていただけるようにということで考えていたけれども、水門ができて、そこは完成しないという状況では、やはり残念でなりませんので、その辺を含めて対応方よろしくお願いいたします。

市長のほうから何かありましたよろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大変憂慮している案件でございます。部長が説明したとおりでございますが、その後、早速、私も報告受けてから、次の日か、その次の日に県の佐藤部長に会って、しかるべき対応をするようにということでお願いをさせていただきました。そのときも、結局、責任の所在がまだどこにあるか分からないということでございましたので、早速今ボーリング調査をして、どういう状況なのかということ調べられているんだろうと思います。県の責任なのか、業者の責任なのか、そういったところを今調べている最中。

ただ、あの状況をずっと見たときに、ちょっと大変心配されるのは、岩盤まで全ての矢板が下まで行っているかどうかというのがなかなか読めないだろうと。当然、塩竈は圧密、埋立ての地域は全て矢板で区切ったとしても、行ったり来たりするものですから土が持っていけると。その状況の中で地盤沈下がどうしても起こってしまう。ですから、しっかりと矢板を岩盤に打っていただいて、全ての防潮堤の強度を高めておかないと、一部でも穴が開いたら、そこから結局のところは砂が漏れていっちゃう。大変心配しておりますので、これについては、宮城県としても責任を持って、責任の所在または対策工事をされると思いますので、地元の県議会の先生方とよく連携を取って対応させていただきたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 どうぞよろしくお願いいたします。今年度中に完成する予定ということで、あそこに食堂もできていますし、子供たちもあの近くで遊びたいということも増えていますし、来年の夏には花火大会はあそこがメイン会場になるのかなというような目測もありますけれども、なるべく早めに、一番被害を被るのが、行政もですけれども、地域住民であり、塩竈市民でありますので、その辺の対応方よろしく願いいたします。

次に移ります。276ページ。市民図書館運営事業についてお伺いします。

平成30年度から入館者数が少なくなり、また、令和元年度では約5,000人余り少なくなっており、今年度も大分少なくなるということも考えられます。その中で4番目にあります移動図書館の社会実験ということで、平成29年度から社会実験として移動図書館の市内大型スーパー2か所へ巡回を行っていると書いてありますが、その内容についてお知らせください。

○阿部（眞）委員長 本田市民交流センター館長。

○本田教育委員会教育部次長兼市民交流センター館長 移動図書館についての社会実験ということでのご質問だったかと思います。

ご承知のとおりプクちゃん号、移動図書館、市内の図書館とかエスプに遠い地域の方々にも

ぜひ本を手にとっていただきたいということで、Aコース、Bコース、Cコース、Dコースに分けて東西南北、ブクちゃん号、週に1回ずつ走ってございます。これまでは公共施設を中心に、また、学校とかそういったところでの児童生徒の皆さんへという形でのブクちゃん号のコースだったんですけれども、今回、平成29年からは、以前は伊保石の仮設住宅のほうに回っていたところを、そちらの仮設住宅がなくなってしまったことによりまして、また、どこかの場所をという形になりましたときに、今度は商業施設などはどうだろうかというところで、新たな利用者さんを獲得するといったら語弊があるかも知れませんが、もっとたくさんの方に本を読んでいただきたいということで、今回2か所のスーパーにブクちゃん号を停車させていただきまして行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。努力は分かりましたけど、その2か所で開設する中での貸出状況についてはどうなっているのか教えてください。

○阿部（眞）委員長 本市民交流センター館長。

○本田教育委員会教育部次長兼市民交流センター館長 現在は杉の入地区のほうに出向いているところですが、おかげさまで定着をしております、お買い物に来たお客様が楽しみに本を借りていただいたりですとか、あとは本館のほうの予約本をそちらで受け取ることもできますので、お買物のついでに本を受け取って帰られるというようなことが定着しているような状況でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 分かりました。

実は私、車1台と人員が2人か3人ぐらいおかけして、それで移動図書館をやる場合に、果たして費用対効果があるのかと、貸し出すための施策としてやるのではなくて、来ていただくための施策として図書館を利用していただくことも一つの方法だとすれば、100円バスのチケット、無料チケット配りなりなんなりしていても、例えば図書館に来ていただいたほうが、運動機能回復にもいいだろうし、そういうのもありかなと思ったものですから、今お話を聞いて、それはそれとして、もう少し頑張ってくださいまして、その辺、例えばバスも替えなければならない時期も来るとは思いますが、その費用対効果も含めて、その時点でもう一度検討され

てもいいのかなと思いますので、お考えのほどよろしく申し上げます。

○阿部（眞）委員長 本市民交流センター館長。

○本田教育委員会教育部次長兼市民交流センター館長 ご提案ありがとうございます。

私どもも市民の方、お一人でも多くに、あの手この手でといったら語弊がありますがけれども、何としても本を読んでいただきたいという気持ちがございますものですから、いろんな方法を駆使しまして、東西南北くまなく、それから、離島のほうにも今本を送っているところもございますので、そういった活動を地道に続けていながら、利用者獲得に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 よろしく申し上げます。どうしても塩竈市内、アップダウンが多くて、お年寄りの方はなかなか出てくる、バスについても時間帯がずれている場合にはなかなか出られないという部分があります。図書館の営業する中で、貸出しする中で、遠くから来る方に対して100円バスの100円のチケットを例えばお渡しして、出てきていただいてということも一つの方法なのかもしれませんので、検討していただいて、なるべく運動機能回復するために、お年を召した方については市内に出てきていただいて、買い物をしていただくということも含めて、そういう部分でご利用いただければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後の質問になります。ページ304ページ、広報広聴事業についてお伺いします。

これも昨日、菅原委員のほうからも質問がありました。広報紙の発行、発行部数2万2,800部、事業費として2,381万円、印刷費が1,318万3,000円、配布謝金・手数料が1,031万2,000円ということでありました。

1つお伺いしたいんですが、広報紙発行に係る財源確保として、平成31年2月から有料広告掲載を開始したとなっておりますが、昨日の話の10こまをお貸しして、掲載していただいているということなんですが、その利用料金についてはどのようになっているのか、お知らせください。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

この304ページの上段の予算の執行状況欄をご覧いただきたいんですが、その他のところに64万8,000円という数字がございます。この数字プラス、他の事業にも6,000円ほど充当しておりますので、全体で65万4,000円という数字が、昨日、説明の中で触れました広告会社から

塩竈市が頂いている料金ということになります。これを財源として充てています。

ただ、恐らく委員ご質問は、業者さんが広告主から幾らもらっているかという話かと思えます。それに関しましては、我々把握はしておりません。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 65万4,000円というこの金額が、年間の広告料ということによろしいですね。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 はい、1年間の広告料ということになります。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 では、その委託された業者の委託料は幾らですか。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えします。

委託料、この契約というのは、市が広告枠を貸すということになるので、うちがお金をもらうという契約になっています。業者からお金をもらう。業者は、広告主からお金を取る。要はもうけ分を乗せて取るというような意味合いの、こういった契約になっています。さっきも言いましたが、広告主から業者がもらう広告枠という金額は、我々は関知しておりません。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 市に入るお金が、ここに書いてありますように64万8,000円、65万4,000円ということです。これが頂ければ、委託料も含めて外部委託をしていると。つまり、これ例えば100万円だと。入る金が。そして65万4,000円がもし入った場合には、その差額が委託会社に入ることによろしいですね。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 すみません。説明が悪いかもしれませんが、65万4,000円、我々は受け取りますけれども、その広告を集める会社が広告主からもらう金の総額は、当然65万4,000円よりは高いはずで。その差額分を広告を集める会社が収入として得ているというような理屈になります。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 なぜ、今日こういう改めてこまごま数字まで質問させていただいたかといいますと、

10こまがあります。現在、広報紙のほうに係る中身としましては、多賀城の業者さんが4こま、仙台を含めて4こま、あと塩竈市内では2こまが利用されて、その2割を市内の業者が占めているという状況なんですけど、それでよろしいのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 いえ、違います。昨日も申しましたが、契約の中で全体10こまのうち、最低3こま以上を地元の業者にすることという条件にしています。その上で、現在は、月によってばらばらなんですけれども、最大では10こま中、6こまが地元の会社、最低では4こまが地元の会社ということで、契約の内容を遵守されている状態でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 その趣旨分かりました。ただ、3月までの決算の中でのそういうお話で、4月以降、「Let's Buy! しおがま」、マークをつくって今、コマーシャルといいますか、キャッチコピーをつけてやっていますよね。「ひとりひとりの買い物が街のチカラになるのです」と。政策課のつくった言葉です。ですよ、キャッチコピー。これはどなたがつくったんですか。マークとそのキャッチコピーで、「ひとりひとりの買い物が街のチカラになるのです」というキャッチコピーがステッカーとして貼られていますけど、あれはどちらでつくったんでしょう。

○阿部（眞）委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 昨年、商工港湾課だった職員がつくったものでございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 これはすばらしいキャッチコピーだと思います。ひとりひとりの買い物が街の力になり、活気になり、力になるという言葉なので、前も何かのときにステッカーもって貼ったらどうだと、市の職員。ただ、市の職員の方が、そういう意識を持っているのか、皆さんひとりひとりの買い物が街の力になりますよということをきちっと職員はじめ、私議員もはじめ、それがスタートで、市民の方に訴えるのが本来の姿だと思います。「Let'sタク配」もいいです。10割増し商品券もいいです。その基本にあるのがこれだと思います。ひとりひとりの買い物が、街の力、エネルギーになります。皆さん、塩竈で買い物してください。大型店ではなく地元で買い物してくださいというのが基本だと思うんですけども、これももっともっとPRすべきだと思うんですけど、その辺どう思いますか。

○阿部（眞）委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 ご指摘ありがとうございます。

そもそもの「Let's Buy! しおがま」というのは、今おっしゃっていただいたように我々職員、市長のリーダーシップの下、職員の中で、まずやはり地元を元気づける、それは職員としての当然の役割だろうというところからスタートしたというのはそのとおりでございます。それをやはりまちの市民の皆様により広くご理解をいただいて、まちを元気にしていただきたい。そして、そのコンセプトにご同意いただく皆様に対してということでステッカーを作らせていただいて、店頭に貼り出していただくようなキャンペーンをさせていただいているという状況でございます。

その後、給付金の10万円ですとか、あるいは商品券、そういったものをずっと続けてきているところがございます、ご案内かと存じますが、割増商品券についても「Let's Buy! しおがま商品券」というネーミングの下で販売をさせていただいたということで、決して今止まっているわけではなくて、今後もまた展開を続けていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。様々なキャンペーン、タクシーにしても10割増し商品券にしても、様々なキャンペーン、売り物にする題材はそれでいいです。基本原則は、一人一人の買い物が塩竈市の力になります。やはり塩竈で買い物してくださいっていうのをメインテーマとして打ち出して、本当はこういう事業ですよ、こういうものを指標にしていますよ、こういうものを参考にしていますよということでやっていかないと、伝わらない。これもうかりますよ、これは得しますよだけでは伝わらない部分があるような気がしましたので、もっとPR方、広報紙においても、色々やるにしても、もっと研究していただければ幸いです。

あともう一つ、そのマークと一緒に商工会議所でも「コロナに負けるな! がんばろう みなと塩竈プロジェクト」ということでシールがあります。そこの中の言葉って見たことありますか。ないと思いますね。この中には、「ひとりひとりのお気持ちが 街のチカラに」というようなキャッチフレーズで会議所ではシールを作って、今貼り出しています。やはりお互いに目的は同じだと思うので、せめて、前もお話ししましたが、市の職員、市の公用車、「がんばっぺ塩竈」っていうのも随分貼っていましたが、東日本大震災のときは。「絆」であったり、いろんな目的があって様々な意思表示があったわけですが、いまや全然意思表示はありません。市の公用車についても何についても、それはシールは一切貼ってない状況の中で、塩

竈市民にはこれを訴えていること自体が、ちょっと違和感があります。ただ、加盟店には、商品券が使えますよというシールがありますけれども、その中でも字が小さい。なぜやっているのかをもっと明確に、もっとPRしていただければ幸いですので、よろしくをお願いします。

また、広報事業といますか、委託することによって、本来の意思といますか、広報しおがまの広告の部分で、3割か4割は地元というお話でしたけれども、この前、会議所にお邪魔しましたら、会議所ニュースの月2回の発行の中で、全て塩竈市の企業1,700社の中から選ばれて広報を賄っているということでした。何年か前まで多賀城とか松島の業者も入っていたようですけれども、やはり地元からPRして、地元で買い物をしてほしい、地元を使ってほしいということでやっていたようでございます。ただ、現在コロナ禍の中で、企業が大分苦しいので、なかなか追いつかない部分がありますが、やはりそういう気持ちを広報しおがまのほうでもそういうものをもっともって出していただいて、受ける業者の方々、会議所でも受けたらどうですかという話をしたんですけれども、そういう内部の事業所の中でそういうものを受けて、塩竈の広報紙に広告協賛のいろんなアドバイスをしたり、入れたりすることは可能のような気がしますので、せめて地元、地元のために頑張っていただける企業を勧誘するというところでよろしくお願ひしたいと思いますが、それについてもう一度、広報紙を作っている。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 正直申し上げます。広報の契約形態については、僕もすみません、初めて今聞きました。精査させていただいて、やはり議員おっしゃるとおり、地元中心、それでも足らざるときにどうするかという視点のほうが、地元の広報紙としては当たり前に必要なんじゃないかなと。3割、4割取ればいいという話ではなくて、地元の皆様にまずはお願いをして、地元中心の市政だよりということが本来あるべき姿だと私も理解いたしましたので、早速、担当課と話をし、年度途中なので、その辺は契約の形態があると思いますので、しっかり確認をした上で、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

また、「Let's Buy! しおがま」をはじめとする塩竈の各種施策、僕も1年間見て、せっかくいいことやっているのに、宣伝が下手だと思っています。役所自体がですね。先生方からもいろんなご指摘をいただきますが、せっかくやっているんだから、もっとアピールしたほうがいいというふうに思う場面が多々ございますので、この辺もよく市役所の中で、私のほうから指示を出して、やれるべきものはしっかりやるようにというふうにさせていただきたいと思っています。しっかりと対応させていただくように努力することをお約束させていただきます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 最後の質問ではなくお願いがございます。

どうしても外部発注、様々な形で塩竈市政の中でされております。たしか病院の給食、あと老人保健施設は特老の給食関係とか様々な部分で、給食関係もですけれども、外部委託をされております。その時点で、本市の会社から離れてしまうと、その業者が地元の業者をカットするというような事案が出ています。例えば、事務関係の仕事をやっていましたが、どうしても仙台から持ってくる方に全部やっています。例えば、S商会さんに全部任せてしまうとか、何々商会に渡す。そういうことが多いようでございます。もし、そういう委託契約がある場合には、地元の業者を優先した形でお使いいただくようお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○阿部（眞）委員長 お諮りいたします。

以上で一般会計決算の質疑を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、9月17日午前10時より再開し、特別会計、認定第2号及び第3号の審査を一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時40分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年9月16日

令和元年度決算特別委員会委員長 阿部 眞 喜

令和元年度決算特別委員会副委員長 小 高 洋

令和2年9月17日（木曜日）

令和元年度決算特別委員会

（第4日目）

令和元年度決算特別委員会第4日目

令和2年9月17日（木曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊勢由典委員
小高洋委員	辻畑めぐみ委員
曾我ミヨ委員	土見大介委員
志賀勝利委員	

欠席委員（なし）

（特別・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤光樹	副市長 佐藤洋生
病院事業管理者 福原賢治	市民総務部長 小山浩幸
健康福祉部長 阿部徳和	産業環境部長 佐藤俊幸
建設部長 佐藤達也	市立病院事務部長 本多裕之
水道部長 大友伸一	市民総務部 政策調整監 荒井敏明
会計管理者 兼会計課長 川村淳	市民総務部 危機管理監 井上靖浩
市民総務部次長 兼財政課長 相澤和広	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 吉岡一浩
産業環境部次長 兼環境課長 木村雅之	建設部次長 兼定住促進課長 鈴木康則

市立病院事務部次長 兼 業務課長 兼 経営改革室長	並 木 新 司	水道部次長 兼 業務課長	小 林 正 人
市民総務部 総務課長	鈴 木 康 弘	市民総務部 政策課長	末 永 量 太
市民総務部 税務課長	木 皿 重 之	健康福祉部 長寿社会課長	志 野 英 朗
健康福祉部 保険年金課長	長 峯 清 文	産業環境部 水産振興課長	鈴 木 陸 奥 男
産業環境部 浦戸振興課長	尾 形 友 規	建設部 都市計画課長	鈴 木 良 夫
建設部 下水道課長	星 和 彦	建設部 復興推進課長	鈴 木 英 仁
市立病院事務部 医事課長	庄 司 晃	水道部 工務課長	佐 藤 寛 之
市民総務部 総務課長補佐 兼 総務係長	伊 藤 勲	監査委員	福 田 文 弘
監査委員	香 取 嗣 雄	監査事務局長	鈴 木 宏 徳

事務局出席職員氏名

事務局長	武 田 光 由	議事調査係長	石 垣 聡
議事調査係主査	平 山 竜 太	議事調査係主査	工 藤 貴 裕

午前10時00分 開会

○阿部（眞）委員長 ただいまから令和元年度決算特別委員会4日目の会議を開きます。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、窓を開けておりますので、お暑い方は上着を脱いでいただいても構いませんのでご案内申し上げます。

これより特別会計、認定第2号及び第3号の審査を行います。

審査は一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、発言のお一人の持ち時間は、答弁を含め、おおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださいますようお願いいたします。

山本 進員。

○山本委員 私から、魚市場特別会計、それから市立病院事業会計について質疑させていただきます。

今朝ほど新魚市場におきまして、三陸ひがしものの初売りの儀が行われました。私、参加させていただきました。縄船が5隻、まき網が1隻ということで、大変多くの漁船が入港し、そして水揚げされたわけです。ぜひともこの国内のみならず、世界的にも、塩竈ブランドが定着したものがどンドンどンドン発信されますよう、さらなる努力を関係業界の皆様方にご期待するところであります。

そこで、私からこの魚市場の事業特別会計について若干お尋ねします。資料No.は9の160ページ以下ということですがけれども。

一昨年、フルオープンいたしました新魚市場、要は本格稼働になったわけです。また、これを機に、今年4月、本当に長年の懸案事項でありました卸売機関の一元化というのがあり、みなと塩釜魚市場株式会社がスタートしたわけでありまして。まさに水産の都市塩竈市、この命運をかけるのがこの新しい組織ではないかなと感じており、多くを期待するところであります。

それでお尋ねしますけれども、まず、水揚げ元年の水揚げ数量、それから金額の推移、それから今後の水揚げ金額の増加策、それから水揚げ統計の中で前年度比の漁船ごとの特徴、また魚種ごとの特徴、それから、移入、搬入の今後の推移について、どのように担当として総括されているのかお尋ねいたします。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

まず、元年度の水揚げ実績でございますが、延べ金額にいたしまして88億円という形になっております。その内訳といたしまして、主力のはえ縄につきましては43億円と、それからもう一つ、マグロのまき網につきましては14億円といった状況でございます。ただし一方で、表の下段でございます貨物自動車に記載されております中には、遠洋底引き網で漁獲されたものが含まれております。こちら比較でもご確認いただけますとおり、約6億円減額となっていると。この状況につきましては、塩竈に入港実績のある3隻のうち2隻が廃船したことに伴うものでございます。こうしたことから、平成30年度に比べまして、金額で8億2,500万円ほど減額したという状況でございます。

今後、こういった部分含めまして、新たな魚種の取組ということにおきましては、まずは近年力を入れておりますサバ、イワシのまき網、それからこの表の中にもございますが、カツオ、マグロー一本釣り、こちら遠洋でございますが、冷凍のカツオ、ビンチョウマグロに力を注ぎたいと、業界を挙げて取り組む予定でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 以前から、魚市場の収支の損益分岐ということについては、120億円あるいは100億円ということを言われてきたわけですがけれども、それは当然、市場管理費あるいは漁船維持対策等々の政策予算、あるいは固定経費を積み上げたものですがけれども。今、100億円を切り80億円台になったという中で、つまり、今年度の売上げをどのように予測されていますか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

新しい卸売機関から、今年度の事業計画書が提出されております。その中で、今年度の水揚げ金額を約85億円ということで計画をいただいております。ただ、こちらの実績、昨年度の実績を踏まえますと、先ほど申し上げましたとおり、遠洋底引き網船2隻の廃船、さらに残る1

隻につきましても、コロナ禍の中で出航ができないでいる状況にあると伺っております。となりますと、この昨年の貨物自動車18億円のうち13億円が去年の遠洋底引き網での水揚げ金額となりますので、88億円引く13億円ということで75億円程度に推移してしまうということが予想されております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 大体、私の予測するのと同じ数字であります。遠洋底引き12億円、今言ったように、底引きについて、外国人の乗組員が今回はコロナの問題で入国制限があつて、それでコロナのために手配がつかないということ。一方では、マグロ類は順調に来てきているということ、それから輸入物、北米、アラスカ、それからロシアについては、私、港湾関係の会社に聞きましたら、昨年度比、入港実績で96%、それから隻数で80%ということで、大きな落ち込みにはないという状況でありますので、恐らく今の数字でいくのかなと思いますけれども。

一方、資料No.8の233ページ、市場管理費、これ見ますと、どうしても増えてきておるという状況がある中で、あれだけの施設でありますので、その後、H A C C Pを取得するというのであれば、その辺のところの管理経費の増というものがあるろうと。当然、市場については1000分の5の使用料、手数料を徴収し、そこから、それがなければあとは一般会計からの繰入金になるわけですけれども。管理費というものについて、関係する卸売の機関との協議というものはされていますか。また、どういった要望をされていますか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 答えいたします。

委員ご指摘のとおり、新しい市場につきましても、高度衛生管理型荷さばき所ということございまして、従来なかったスライダーですとか滅菌海水装置等々の設備についても新設しております。その関係上、管理費については従来よりも大幅に上回っているという状況にございます。

一方で、特別会計でございますので、収支均衡を図るために、昨年度からでございますが、市場関係者の方々と協議をさせていただきまして、競り売りに係ります処理水、排水処理水について、32.1%相当に当たる金額を卸売機関からご負担いただいているという状況にございます。そちらにつきましても、恐れ入ります、資料No.8、232ページにございます第5款諸収入第1項雑入第1目雑入の中で、備考欄に排水処理料というのが記載されております。そちらに金

額で496万8,390円とうたわれておりますが、こちらが、今、申し上げました、昨年4月より排水処理費に係る32.1%分を卸売機関からご負担いただいているという状況となっております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 問題はそこで、確かにそれは関係団体に応分のご負担をいただくというのは、それは当然かもしれませんが、一方で、やっぱり新組織になって新たにやろうと、新たなスタートを切って、何とか健全経営を目指していく。そのためには、やっぱり固定経費の削減というのが、一つ経営の基本だと思うんですね。そういった中で、こういった負担強いられたことが果たして業界としてどうなのかなということですが、聞いていますか、何か。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 市場管理費、固定経費に係る軽減策につきましては、卸売機関とは定期的な打合せをさせていただいております。今後も卸売機関と打合せさせていただきながら、ただ、一方で、施設を利用いただく際に、やはり適切に、快適にご利用いただくという部分も必要となってまいりますので、先ほどの排水処理費だけでなく、必要な部分につきましては、やはり受益者負担の原則から、今後、関係者、卸売だけでなく関係者の方々と協議をさせていただきながら、ご負担をいただく方向で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 関係者の方々に聞けば、新たな組織になったので、3年ほどちょっと時間を下さいと。その中でこれからいろいろな改革案を練っていくんだという回答でしたけれども。私、前から指摘しておりますように、早く指定管理者制度を導入して、まずは全施設の管理というものをしたほうが、私はより経営的にもすごく効率的なのかなと考えますが、一つ提案ですので。

それから、そういう中にありまして、先日、地元紙に、塩竈市魚市場EU・HACCP取得へということで、カツオ・マグロの冷凍をEU諸国に輸出するためのHACCP適合市場として承認申請をするということですがけれども。資料No.9の161ページの現況と課題に、EU向けHACCPということがありますけれども、これどういったような経過で出てきたのか。記事見れば、全国で産地所として初めての取得ということですがけれども。全国初めてというのは、それはニュースバリューとしてはいいんですけれども、そういうのを期待する効果は、経過をまずどうということか教えてください。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

EU・HACCP導入に係る経過でございますが、まず、今の新魚市場につきましては、平成24年に新魚市場の整備に向けまして、水産庁の長期整備計画に基づき、高度衛生管理型荷さばき所のハード整備と衛生管理体制の構築を柱とした塩釜漁港特定漁港漁場整備事業計画を市が策定し、平成29年、今の魚市場が新興したところでございます。今、申し上げました柱の一つであります衛生管理体制の構築に向けましては、当初、水産庁が推奨いたします優良衛生品質管理市場の認定取得、こちらを目指して進めてきたという経過がございます。そうした中で、先ほど申し上げました水揚げ強化策を図るべく、カツオ・マグロー本釣り漁船による冷凍カツオ・マグロの水揚げ増加を図るために、オール水産で構成いたします水産振興協議会におきまして、昨年度、平成31年度の事業計画におきまして、EU・HACCP登録を目指すべく、昨年度、高度衛生管理に関する、EU・HACCP登録に向けた講習会及び現地指導をいただいていたという経過でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 オール水産を束ねる組織としての水産振興協議会、その中での議論であり決定ということで、業界こぞってという理解は示したいと思えますけれども。

問題は、私、個人的に思うのは、そのための施設の管理維持として、南側の荷さばき場の4分の1、約1,500平米をこのEU・HACCP指定すると。すると、通常、無秩序にほかのエリアと混同はできないですよ、物が来ているときは。来ないときも。そのために今度は、従事する、多分、競り人とか買い人とかの健康管理と健康チェックというものをしなければいけない。そういったいろいろな意味での規制というか、もちろんそれは高度衛生処理ですから。そのことの一つの経済的なリスクというのは、どこが負うんですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

ご指摘のとおり、HACCPにつきましては、食品の一般衛生管理、これの記録簿であったり、組織的な構築というものが求められております。ご指摘のとおり、危害要素を排除することが目的となっておりますが、そこに係る経費でございます。まず、今回のEU・HACCP登録に係る費用といたしましては、2万900円登録料になっております。その後、更新等につき

ましては、現在、農林水産省にも確認しておりますが、1年に1回現地指導、査察が行われますが、そこに係る費用は発生しないということを、先日、確認したところでございます。ただし、一般管理衛生を行う上で、日々の、例えば、先ほど申し上げました、ごみが落ちていないとか、従事者の検便、こういった費用につきましては、当然かかってまいります。今現在も、卸売機関さん、さらには場内で荷さばき場に入られる方々におきましては、一定のそういった健康診断を行っていただいておりますが、それに不足する部分につきましては、今後、関係機関の方々とその費用負担についてご相談したいとは思っておりますが、金額が大きい、膨大な金額になるとは捉えておりません。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 積極的な取組で誘致するという事は非常に大事なことだし、また、地元の加工業界にとっても非常にメリットがある。実は、市内大手にもEU向けのHACCP認定を受けている企業あるんですよね。そういうことで、塩竈市全体が水産についてのやはり高度なHACCP対応をしているという一つの信頼性が、ブランドとなって全国に発信される、または、世界に発信されるということは非常に大きなことだと思うので、ぜひ頑張っていただきたいと思っています。

それから、ちょっと時間が押していますので、市立病院、お待たせいたしました。

まず、市立病院につきましては、管理者自らが元年度の経営実態を総括されております。それは、急性期を1棟にし、そして極力、慢性期、回復期のほうにやる、また、在宅のリハビリを重視するという事で、県で策定した地域医療に基づいての経営方針ということで、私は、時代に合致したやり方だなと思います。

それから、数値的にも、昨年度を上回るものもあれば、また、年間指標に近いもの、ただ、若干患者さん数が減ったために少しは落ちている数値もありますけれども。私は、現在の管理者の下での経営としては、一定の評価をさせていただきたいと。

一つお尋ねしたいのは、前にも質問したんですけれども、昨年9月の厚生労働省の発表による424病院の再編統合問題、これは当市立病院には関係はしないということなんですけれども。まず、現在の経営実態から、さらに将来的に、地域高度医療含め、そしてまた、地域包括ケアシステムの導入を含め、実際、今ある市立病院としての組織体としてこのままでいいのか。あるいは、さらなる改革を進めていかなければならないのか、その辺についてお尋ねします。

○阿部（眞）委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 今、ご指摘いただきましたように、やはり、当院の今後の方針というのを昨年の9月に出させていただきました。これは、この地域で必要とされる医療の中で急性期を過ぎた患者さんの受け皿というものが非常に不足しているということがありましたので、我々の病床機能を変えまして、地域包括ケア病棟を2病棟に増やしたということでございます。この利用率が非常に上がっておりまして、地域の皆さんには、我々の病院の新たな姿というものもお見せできたのではないかなと考えております。

この変更は、病院の経営についても改善を見ているんですけれども、やはり、今、我々の行っている医療の継続が、この地域ではぜひ必要であると認識しております。その上で、やはり、我々の病院が非常に老朽化して狭隘化しているということで、ここを改善しないことには、次の時代を支えていくような医療の継続は難しいのではないかと考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。今、私、申し上げましたように、現在の市立病院は次を目指して、次の目標に合致するような病院経営というものを目指されていると。若干、施設については老朽化しているということで、それは一つのハード面として今後どうするかはまた別問題ですけれども。

私としては、今回は繰入金の問題について、今回、一般質問では2名の議員の方が同じ繰出金について質問されるようなんですけれども、私も、現在の繰出金についての若干の見解を述べさせていただきます。

資料No.9の380ページ。ここに繰出金の推移というものがありまして、令和元年度4億7,500万円、過去10年間で一番低い繰出金と見ておりますが、いわゆる繰出金を議論する場合に、基準内、基準外ということも言われますけれども、これについて、具体的にこのうちどれが基準内でどれが基準外かについて、まずお尋ねします。

○阿部（眞）委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経改革室長 市立病院の繰出金の令和元年度のうちに、基準内と基準外という部分でございます。基準内については、このうちの3億2,577万1,000円、基準外が1億4,905万9,000円となっております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 現在、全国の自治体病院に国が交付税として繰り出ししている総額が8,000億円と言われており、当然、社会保障費の関連で改革の一つのあれにして、診療報酬を変えてしまえという議論がなされておまして、さらに、これまで交付税の基準とされておった、例えば、計画とか周産期とかいろいろあったわけですが、僻地とかと。それをとっばらってしまう、あくまでも一件審査といいますか、財政当局との話合いになって、今、出ているのは、特別交付税で、例えばリハビリテーションとか、それから小児医療の問題とか、それから医師の研修費、そういったのが多分入っていると思うんですけれども。問題は、後ほど一般質問のとき質問される議員さんも、やっぱり大変な財政状況の中でこれからどンドン出せるんですかという話なんですよ。そこに一定程度の歯止めなり、あるいはルールということが必要ではないかなということは、多分、議論や心配したあまりの発言だと思うんです、質問だと思うんです。そうした場合に、私は、やっぱり市民の方々が納得できる、統計で言いますと大体65%が入院・外来の塩竈市民の実績なので、ほぼ塩竈市民が使う病院。多くの市民の方々が納得できるような一般会計の支援というものが、私は基本なのかなと思うんですけれども。そのルール化というものについて、どのように考えていますか。また、財政課とどういった議論されていますか。

○阿部（眞）委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長 今、議員おっしゃられた市民の理解というところは、我々も非常に重要に思っております。まず、この部分が、やはりこれまで十分なされてこなかった一点もあるのかなということで、今後、やはり我々も、経営の状況も含めて取組なんかを広く公表していきながら、理解を求めたいというのが一点でございます。

その中で、繰り出しのルールということになることでございますが、基本的に繰り出しは、おっしゃったとおり、総務省基準にのっとっている基準内繰入れの3億2,000万円。それで、残りの部分については、ほとんどが在宅医療と、あるいは小児医療の外来部分という形になっております。いずれもやっぱりこれからの塩竈市にとって必要な政策医療と理解をしておまして、その辺は財政課とも理解をいただきまして、その部分に関しては基準外という形で、今、繰入れをいただいているというのが現状でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 私も、そうあるべきだなと理解しております。仙台圏、それから仙台東部圏、大体

70%程度は医療シェアというのは全部仙台に持っていかれている。残りの中で患者さんを受け入れるというのが実態だと。当然、地域医療構想ではベッド数も減らされる、医師数も減らされるという中で、今、事務部長がおっしゃるように、在宅医療、在宅訪問、リハビリを含めたそういったものに、やっぱり地域に密着した医療というものが、本来、市立病院の果たすべき組織の使命じゃないかなと私は思うんです。そのためにも、今、全国の自治体病院、また、公的病院でやっているのが何かといたら、地域の人々と頻りにワークショップしている、話し合いをしている。そして、俺たちの病院は俺たちが守ろうというようなことが、事例として出ているという。秋田県の男鹿市にある、これは組合立病院ですけども、それはそうなのよ。そして、全国に発信する。医者がいなくなった、誰か来てくれ、こんないいところないだよ、住んでほしいと。すると、全国から何名かのドクター、また、岩手県から県立病院の先生も行くというような。今、医療セミナーやっていますけれども、それをさらに拡大し、また、内容、要するに塩竈市民にとって市立病院が何なのかということの議論をされるお考えはありませんか。

○阿部（眞）委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原市立病院事業管理者 今、大変なコロナ禍の中で、この活動が、ちょっとお休みという状況になっています。以前は、年に4回あるいは6回とか、かなり頻りに市民との会話を持っておりました。この会は、やはり今後も続けていかななくてはいけない。やはり市民に理解されない市立病院はないだろうと考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

最後に、私も、コロナ禍の中で二、三度、市立病院に行きましたけれども、大体、中に入れない状況の中で。やっぱり皆様方、一所懸命対応されていたと。だから、外から、汚染されないようにということで。いずれにしても、先生方はじめ160名の方々が地域のために働いているという、現実の事実があるわけですけども、我々はそれを見ながら、本来これからの市立病院の在り方というものを議論していきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

ありがとうございました。以上で終わります。

○阿部（眞）委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、私からも、特別決算委員会の特別会計の企業会計に質疑させていただき

たいと思います。

資料No.8でございます。237ページの下水道事業特別会計、第2款使用料及び手数料第1項使用料第1目下水道使用料について質疑させていただきます。

先日、8月5日の記者会見で、下水道の171件の接続未収未調査、料金徴収漏れが判明したことについて、10月までに原因究明し決着をさせると聞いておりますが、今回の徴収漏れの経緯について、それから料金の未収になっている住宅、事業者に対する請求はどのようになっているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○阿部（眞）委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 下水道使用料の賦課漏れにつきましては、議員の皆様には8月4日に資料を配付させていただき、ご報告申し上げておりましたが、改めまして、議員の皆様、市民の皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしますことを深くおわび申し上げます。

本来、下水道使用料を賦課しているべき相手方、171件の方に対し、手続不備などにより賦課していないことが、約2年前の平成30年の夏頃に判明いたしました。判明した当時、各戸を訪問し、その時点で82件の調査を行いまして、15件は賦課対象外、そして対象となった67件の方には下水道使用料を賦課させていただいておりましたが、その時点で調査が中断しておりました。

調査未着手でありました89件について、職員が各戸を訪問し、下水道接続の確認、調査を既に完了しておりまして、今回、接続が確認できました51件の使用者の皆様には事情をお話し、9月検針分からの使用料の納入をお願いし、ご理解とご了承をいただいたところでございます。また、これらの方々には、これまでの使用状況などを確認、調査を行いまして、改めて過年度分の徴収等についてご訪問し、ご説明させていただくとのお話をさせていただいております。

現在、過年度分の使用状況などは、確認、調査と併せまして、原因究明や必要な事後調査などについて10月末を目途に作業を進めておりますので、一定の整理ができましたら、議員の皆様にご報告をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。おおむね理解しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

やはり下水道は、一般家庭が支払っている下水道料金でございます。トイレや料理などに使用した生活用水には多くの不純物が含まれているわけでございますけれども、そのまま川や海

に流すということではできないわけでございます。そのために、生活排水は、自然に返した場合に浄化するという必要があると思います。この浄化の役割を担っているのが、下水道と呼ばれているものであります。当然ですが、生活排水を浄化するためには様々なコストがかかっているわけございまして、したがって、水道を使用する者は上水道の料金に加えて下水道料金も負担するという認識されていますか。それでよろしいでしょうか。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 お答えいたします。

先ほど部長からも申し上げましたように、本当に賦課漏れの件につきましては大変申し訳ございませんでした。深く反省いたしておりますので、よろしくご指導お願いいたします。

それでは、質疑の件でございますが、水質汚濁防止法、そういった法律に基づきまして、ご家庭、あるいは工場、そういった企業体でご使用になりました水道水につきましては、きれいにして排水する、例えば、海に流すというのが原則となっております。このためにかかる費用につきましては、下水道、それ以外にも浄化槽とかそういったものにも必ず費用がかかりますので、そういった部分で下水道の使用料を頂戴すると、そういった中身になるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

それで、先ほど部長からいろいろ説明いただきまして、原因究明にこれから当たるということで、11月には回答を出すということでございますけれども。やはり、この原因もそうなんですけれども、今後、再発防止というか、この対策についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 再発防止の件につきましてご質疑いただきました。

我々、今、10月の報告に向けまして、様々な案を考えさせていただきながら、あと、塩竈市以外でも賦課漏れの事例などがございますので、そういったものを参考にさせていただきながら、塩竈市に一番合った運用の仕方につきまして検討させていただいている最中でございます。まとめましたら、また議会の皆様にご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。私も、いろいろと原因があつて、今後、同じようなことを繰り返さないというのが、やはりかなり必要でございます。その中で、やはり水道部と下水道部が連携というのが一番大事ではないかなと私は思っているわけですが、ぜひともこういった再発防止に、これからも絶対起こらないということでお願いしておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次の質疑に移らせていただきます。

ページが同じ資料No.8の244ページでございます。

この244ページに、不明水調査委託料128万9,378円という、不明水という調査が載っていますけれども、この調査委託料というのはどのような調査なのかお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 不明水調査委託料につきましてご質疑いただきました。

内容につきましては、管路にカメラを入れまして、管の状態を確認するという中身になってございます。

こちらの調査なんです、東日本大震災前までにつきましては、計画的に地区を定めまして、年間500万円程度かけまして、今、お話し申し上げましたようなカメラによる調査を行ってございました。しかし、東日本大震災発生しましてから、不明水調査を行う予定箇所がほとんど災害復旧の対象となったことから、ほぼ終了しているのかなという状況になってございます。

現在こちらに記載させていただいている内容でございますが、下水道施設そのものが地下にございますので、下水管が布設してある道路、あるいはそういう公共施設とか、そういったものに、表面上に異常、あるいは異常のおそれがあるという場合に、カメラを使用させていただきながら、管路の状況を確認させていただいているという内容になっております。令和元年度につきましては、9件ほどやらせていただいております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

この不明水ということで、何か、水が何の水か分からないというような、読むとそういうふうになるわけでございますけれども。結局は、何らかの原因で、やはり雨水や地下水が流れ込んでしまうということだと思います。それで、そうなるってどんな影響が起きるかというのが多

分あると思うんですけれども、やはり下水道処理の施設へ負担がかかったり、それから余分な下水道の費用がかかったりするの、その辺もちょっと教えていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 不明水による影響ということでご質問いただきました。

不明水が下水管に入ってしまうと、その分、流域下水道側の負担金なんですけど、そちらに余計にお支払いするという状況が生まれてしまいます。現在、大雨が降った際、汚水のポンプ場そのものにもかなり負荷がかかるという状況もありますので、今年度、下水道のストックマネジメント計画ということで長寿命化計画のようなものをやらせていただきまして、その中でさらに、そういう不明水というんですか、管が古い状況のものにつきましては、震災前と同じような形で計画的に不明水調査をやらなければならないかと、今、考えてございますので、そちらを含めまして今後対策を練っていきたくて考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。大変重要なやはりこの不明水の調査委託料という形だと思います。

そのためにも専門の分野が調査を依頼してこの究明に当たるということだと思います。いろいろ台風第18号とか、昨年もゲリラ豪雨とか、全国的にやはりこういった被害が多くなってきて、マンホールから、汚水のマンホールに雨水が入ったり、いろいろなものもあるかと思っておりますので、そういった対策も今後していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の下に、公営企業会計法適応移行事業委託9,489万7,440円と執行されていますけれども、これについてちょっとお伺いさせていただきたいんですけれども、どういう内容なのかお願ひします。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 公営企業法適用移行事業委託につきましてご質問いただきましたので、ご回答申し上げます。

本委託につきましては、総務大臣より、人口3万人以上の下水道事業につきましては、本年、令和2年4月1日より公営企業会計へ移行するよう求められてございました。その移行を行うための業務委託となっております。実際には、平成29年度から事業を開始させていただきまして、令和元年度に決算となった次第でございます。

主な業務でございますが、下水道関係の固定資産台帳の整理や、公営企業への移行アドバイスが、主たる業務委託の内容となっております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。高額な料金が委託料として払われるわけでございますので、しっかりと、この公営企業としての会計に移行できるようにお願いしたいと思います。

それでは、次、水道事業のほうに移らせていただきますので、資料No.13ですね。No.13の8ページでございますけれども。

この貸借対照表がここで載っております。そこで2の流動資産というのがあるわけなんですけれども、その（2）の未収金というのがございます。これ昨年度は1億2,796万6,812円に対して、今年度、ここにも書いてありますけれども、未収金が2億7,557万4,206円になっておりますけれども、この金額が大幅に上がって1億4,760万7,394円未収が増えているわけなんですけれども、なぜこれだけの未収金が増えたのか、その理由についてお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 小林水道部業務課長。

○小林水道部次長兼業務課長 それでは私から、この未収金の増えた原因ということでご質問いただきました。

こちら、貸借対照表につきましては、3月31日時点での未収金ということになります。それで、実は、資料No.15の10ページをお開きいただきたいところなんです、こちらに収入状況ということで、調定収入、あと未収額と記載しております。こちらの合計の一番下、こちらが2億7,500万円ということで、先ほどの未収額と同額ということになりますけれども、その中で、下から6番目ですかね、国庫補助金2億3,247万7,000円、こちらが未収金の主な内容でございますが、これ、昨年度は7,400万円だったということで、今年度2億3,000万円に増えたというのが大きな差額の原因となります。

具体的には、この金額、実は、補助事業を行ってまして、その事業の進捗状況で3月末、26日、27日に調定を起こしまして、お金が入ってきたのが4月26日ということですので、結局3月31日現在をまたいだということで、未収金がちょっと多くなったということになります。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。1か月ぐらいの差があつてこちらに入ってきたということだと思い

ますので、理解させていただきましたので、ありがとうございます。

同じく資料No.13の10ページでございますけれども、10ページを開きますと給水状況というのがございます。これ私も何度か質疑させていただきましてはいるわけですが、ここに書いてありますけれども、年間の総配水量、大倉ダム水系の量が623万2,830トン及び仙南の仙塩広域水道用水ありますけれども、これ受水量も合計で725万7,260トンということで、1日当たりやはり1万9,829トンということで、前年度よりもやはりどんどん減っているわけなんですけれども、その減っていることによってどのような影響があるのか、ちょっとお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 小林水道部業務課長。

○小林水道部次長兼業務課長 ただいまご質疑いただきました、この総配水量が減少しているといった内容でございます。

こちらにつきましては、例えば人口減少とか、あとは、最近は節水タイプのトイレとかそういったのが進んでおりまして、年々これはこれまでも減少していきまして、今後も減少していく見込みかなとは考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。やはり少子高齢化が進んで、人口減少があるので、使っている量が減っているということだと思っておりますけれども、やはり公営企業として何らかの対策もしなければいけないのかなと私は思っております。皆さんが本当に、今、どこに行っても、飲み水も塩竈市の飲み水は大変おいしいということで前から言われていることございまして、今、コンビニエンスストアなんかに行きますと水が売っているような状況でありますけれども、ぜひともこういう給水の収益を上げられる対策もしていただければと思います。

そこで、もう一つ、県内のいろいろあるんですけれども、塩竈市で有収率ということで、ここに下に載っていますけれども、86.23%をどのように分析されているのかお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 こちらの有収率ということでございます。県内でも比較しますと、資料No.15の16ページをお開き願いたいと思います。こちらに県内12市隣接3町の比較表というのがございます。こちらの項目の（17）有収率というのがあります。こちらで塩竈市は右から4つ目、こちらが86.23%という形で載っています。塩竈市の場合、やはり水道の創設が古いという

こともございまして、いち早く給水をしていると、歴史的にも古いということがございまして、管の延長も長く、管をそれだけ長く使っているという状況から、漏水が増えているという状況と考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。管が長いという、隣の多賀城市さんから比べると、やはり、ここに書いて、表にも載っていますけれども、多賀城市さんの有収率は結構高くなっています、95.58%になっています。しかしながら、管がちょっと短いという形だと思いますので、その辺のその有収率の違いがあるのかなと思います。塩竈市の管が長いということでも、やはりどうしても古い管も中に埋設されているわけですので、やはりその修復もしなくてはいけないということで、大変な修繕費もかかってくるわけですので、やはり漏水は対策していかなければいけないんじゃないかなと。その前の表にも載っていましたが、徐々にこの漏水のパーセンテージが上がっているわけなんですけれども、この今後の分析というのも多分されていると思うんですけれども、対策というのは、こういった対策を取っていくのかお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 今後の対策というご質疑でした。

まず、水道部は、毎日、給水区域15系統に分けて、そちらの配水の流量を日々、常時監視しています。これは24時間監視しております。特に夜間の部分というのは使用水量が一定しますので、そこの水量が変化、そこの部分を重点的にチェックしているという状況でございます。こちらの変化をいち早く見つけて、次の日の朝とかになればもう結果出ていますので、ここの配水がちょっとあまりにも多いというのがあれば、職員が現地調査なり、情報が入っていないかというのを確認して、発見次第、随時修理という形をしております。

さらに、漏水の調査として、こちらは直接市が行う部分と、あとは業者にも委託をしまして、水道の仕切り弁であるとか、消火栓、あとはさらに各戸、各個人のお宅にお邪魔しまして、メーター周りであるとかそういった部分も音を直接聞くと。直接音を聞くしかないんですけれども、地上で上がってこなければ音を聞いて確認するという、音聴調査というのを実施しております。こちらをさらに強化していくというのを、日々の取組の中でやっているという状況でございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。企業会計でございますので、企業努力というのは営業収益を上げるためには必要不可欠なものであると思いますけれども、ぜひともこの漏水対策だけはしっかりやっていただきまして、この財政を良くしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 換気のため、暫時休憩いたします。

再開は11時5分とさせていただきます。

午前 時 分 休憩

午前 11時05分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 それでは、特別会計決算、質疑をさせていただきます。

今年度、特別決算は、歳入決算額が195億7,060万5,149円、歳出決算額188億4,376万1,133円、歳入歳出差引7億2,684万4,016円の黒字ということで、大変、本当にありがとうございます。努力をしていただいたと受け取っております。

それでは、質疑の中身に入らせていただきます。

資料No.9、99ページお開きをお願いいたします。

ここに地域支援事業（任意事業）になります。昨年もちよつと質疑させていただいた部分があるんですけれども、今年度、認知症などにより徘徊、保護された場合に、衣類や持ち物に貼り付けた専用のQRコードシールを利用して早期に身元を判明させる事業として、新規の事業が出ておりますけれども、これについてちよつとお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 資料No.9の99ページでございます高齢者見守りQRコードシール活用事業について、ご説明させていただきます。

こちらの事業につきましては、令和元年の8月に始められた事業でございまして、まず基礎といたしましては、その上にありますはいかい高齢者SOSネットワーク、こちらに登録され

ている方で、かつこのQRコードシール活用事業ご利用されたい方についてはご登録いただけるところでございます。

このQRコード活用事業につきまして、具体的内容につきましては、このシールにつきましてですけれども、黄色地に黒のデジタルQRコードが印刷されておりまして、それを読み取りますと、個人情報が出ませんで、緊急の通報の連絡先の委託会社の電話番号等が表示されることとなります。見つめられた方は、スマホとかでそれをかざしていただきますと、その電話番号が出ますので、その管理会社に電話されまして、管理会社から関係者に連絡されるということになっています。ただ、QRコードだけでその読み取り機がない場合もございますけれども、そのQRコード自体にも塩釜警察署の110番でない番号も書いてございますので、仮にQRコード見つめられた方が連絡しようと思った場合には、110番ちょっとちゅうちょされるという場合には、そのQRコードに書いてある塩釜警察署にご連絡いただくということで対応しているところでございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。近年、やっぱりこの認知症の方の様々なことが課題として出ておりますので、こういった最新の機器で、徘徊などで見失ってしまうような、そういう事態が起こらないようにしっかりと見守りをしていくということ、大事なことで、とても大事だと思います。

ただ、こういったことが、市民の皆さんにじゃあ分かっているかということ、非常に私たちもよく分からない。実際、本当に残念なんですけれども、周知度というのがどの程度なのか。その関係者だけが分かればいいのかということでは決してないと思いますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 まさに、委員ご指摘のとおりでございます。高齢者見守りQRコードシール活用事業は、単に私どもと申しますか、市役所側がやったというだけでは、全く効果がございません。このシールを見つめられた市民の方、市民の以外の方もですけれども、この方々が、このQRコードが何であるかということをご理解いただいた上でないと、この事業の有効な活用にはならないということになります。

なお、令和元年度の事業ではございませんが、昨日も塩釜駅前等でこのQRコード、はいかい高齢者SOSネットワークも含めてですけれども、こういった事業の周知活動を、駅前では

日の午前7時から午前8時にかけてさせていただきましたり、同時刻には壱番館前でも、人通りが朝の時間帯で通勤通学の方多いということもございますので、塩竈市民の方々、域外に出られる方も含めて、この周知活動を進めているというところでございます。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。やはり一番大事なのは、皆さんがそれを知っているということね。緊急のときには対応できるという、そういった状況をつくるのが大切ですので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでまた、このはいかい高齢者SOSネットワークですけれども、登録されている方に結局そういったものを配付してつけていただくということになっているのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 このQRコードのシールをつけている方ということですね。登録していただいた方の情報になりますので、その登録されている方の特に身につけているお持ち物、家から動いて出てしまうということがございますので、例えばですけれども、つえとか財布、衣類、もしくは帽子とかにつけていただくと。見かけからすると、一般的には地味な色の方が多いので、このQRコードシールは黄色地に黒字のそういった印刷されていますので、非常に目立つということがありますので、そういったことでおつけいただくようお願いをしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。地域の安全・安心な地域社会を構築するには、やっぱりこういった細かな配慮が必要かと思います。また、お医者様とかあるいは病院とか、そういった連絡ネットワークのようなものは、しっかりとされているのでしょうか。お聞かせください。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 この高齢者見守りQRコードシール活用事業自体につきましては、ご家族にまずはご連絡をするということでございますので。ただ、関連機関としましては、当然、先ほども申しあげました警察とか、あるいは消防、こちらとも連携はしておりますので、よろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。まずは周知、市民の皆さんに周知していただく。広報なども活用して、ぜひそのシール、こういうシールということ認識していただくというの大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この地域支援事業（任意事業）の中で、紙おむつ支給、これはとても喜ばれております。助かりますという声随分聞こえております。今、在宅医療が進んでおりまして、ご家庭で見ている方も随分いらっしゃいますので、とても助かっておりますということです。

ただ、一番見えないのが、配食サービスなんですね。この配食サービスは、なかなか、私の周りでも頂いているという方はちょっと見当たらないというか。どういふ範囲で配食サービスしているのか教えていただきたいと思ひます。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 こちらのところにつきましては、簡単に配食サービスと書いてありますが、正式には塩竈市高齢者等配食サービス事業ということでございまして、お尋ねの対象者でございますけれども、基本的には65歳以上のお一人暮らしの方、あるいは、65歳以上で65歳以上の高齢者のみの世帯の方、例えば、平たく言うと、おじいちゃんとおばあちゃんだけの世帯ということです。あと、40歳から64歳の方であっても、特定疾病にかかられている方につきましても対象としている事業でございます。こちらの方々に対しまして対象ということにしておりまして、なお、この方々の中で調理が困難であるということが認められる場合には、この事業の対象としているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。配食サービスにつきましては、市に申込みをするのか、それとも、ある程度、何か、何ていうんでしょう、登録されているというか、地域包括支援センターとか、そういった連絡があつて配食をとということになるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 基本的に、こういったサービス関係につきましては、各地域きめ細かく対応するために、地域包括支援センターでこういった内容については、受付のほうはさせていたひております。もちろん当方でもしておりますけれども、こちらのほうで対応させていただきますして、お申出があつた場合には、該当するかどうかの調査をさせていただきますして実施をするというところでございます。よろしくお願ひいたします。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。地域支援事業（任意事業）としては、きめ細やかな大変温かい事業でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、同じくNo.9の139ページお願ひいたします。

公共下水道事業（雨水・汚水事業）ということで、決算額が8,254万円ということですが、ここに宅内貯留の工事が大体出ているようなんですが、この地域、どういった地域の方にこういった工事が施されたのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 阿部かほる委員にお答えいたします。

宅内貯留でございますが、令和元年度におきましては、清水沢四丁目、梅の宮、白萩町、清水沢四丁目ということで4件、4か所の、ただ、清水沢四丁目につきましては隣同士ということで2件ということで、全体で5件の宅内貯留を行ってございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。近年、雨量が想定しておりました雨量よりはるかに大変な量の豪雨が續いております。こういったきめ細やかな貯水、あるいは雨水の排水ということを考えていきますと、幾ら大きな貯水池を造ってもなかなかオーバーする場合も、想定外のことも起こってまいりますので、これも大事かと思ひます。

ただ、ちょっと気になるんですが、これは坂というか高低差のあるところにやっぱりある程度、それとも申込みあった方全部にんてているのか、その辺ちょっとお知らせください。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 阿部委員にお答えいたします。

基本的には、お申出があつた方を対象にさせていただいておりますが、やはり高台から下流に流れるということもございませうので、条件の整わない場所も中にはございませうので、条件がいいところを優先的にやらせていただいているという形で、今、行わせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。実は、うちの町内だったんですが、10年以上前に10軒以上のうちが建つたんですが、そのときに宅内貯留すると言つたら、もう十分なので塩竈市

では工事はもう終わっていますという話をされたという人がいらしたんですね。駅の近くなんですけれども、実はヨークベニマルの周辺というのは冠水するんですね。大雨が降りますと、必ず出ます。ただ、留ヶ谷のほうで大変な排水工事をしていただいたので、大分流れがよくなりました。それでも一時的には上がってきます。道路、ほとんど駅前から、それから伝上山、それから玉川、袖野田、全部集まってくる場所ですので。非常に、私も普通寝ないで見ているんですけれども、雨量というものをね。そういった思いがけない場所というのがあるものから、これもやっぱりきめ細やかに状況を聞いていただいて、そういったところの手だてというの、今後、課題として受け取っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 ありがとうございます。ただいまのご意見参考にさせていただきながら、事業を進めさせていただければと思っております。

ちなみになんですが、昨年ですと、55.03立法メートルほどの貯留量がたまるような状況となっております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

それでは、資料No.8の244ページをお開きいただきたいと思います。

下水道事業特別会計なんですけれども、第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費第13節委託料のところ下水道使用料徴収委託料というのが5,171万9,542円と出ております。これは、恐らく水道料と下水道と徴収するための、一緒になっていまして、塩竈市の場合、大変分かりやすい徴収になっているかと思っております。それで、水道のほうでこれは担っていて、下水道使用料からその量、作っていただく、そういった全ての業務をやっていただくように、これ委託しているものなのでしょうか。お聞きします。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 阿部委員にお答えいたします。

こちらの費用につきましては、水道部さんに水道料金と下水道料金一緒に取っていただいておりますので、その徴収の委託料ということで水道部にお支払いしている内容となっております。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員　それで、この金額が、いろいろと見てみたんですが、水道部のほうの資料No. 13の24ページ。ちょっとつながりがありますので、この辺見ていただけるとありがたいと思います。

ここに収益費用明細書というのがあります。これは収益ですので、別に問題がどうのこうのということではないんですが、下水道負担金という5,786万3,540円というのが出ているんですが、これ金額が、ごめんなさい、私も金額がちょっとどこ行っているかなということ、これは、下水道負担金というのは、先ほどの委託料と考えてよろしいのかどうか。

○阿部（眞）委員長　小林水道部業務課長。

○小林水道部次長兼業務課長　こちらに記載している下水道料負担金という部分でございますが、実はこれうちで委託受けているものにつきましては、塩竈市のほかに多賀城市の区域の分、あるいは漁業集落排水の部分ありますので、それが合わされてこの金額ということになりますので、よろしく願います。

○阿部（眞）委員長　阿部委員。

○阿部（か）委員　ありがとうございます。納得いたしました、ありがとうございます。

それで、先ほど菅原委員からもお話ありました、下水道の接続未調査という徴収漏れ171件ということで、これちょっとお聞きしたいんですけども、5年間は時効とならないんですけどもということですが、もっと古い件数はあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長　星下水道課長。

○星建設部下水道課長　すみません、もう一度ご質問お願いしてよろしいでしょうか。

○阿部（眞）委員長　阿部委員。

○阿部（か）委員　5年分は一応、5年以上になると時効になるということですね。それで、塩竈市のこの件数からして、5年前よりもっと古い件数というはあるんでしょうか。お尋ねします。

○阿部（眞）委員長　星下水道課長。

○星建設部下水道課長　阿部委員にお答えいたします。

賦課漏れの件のご質問かと思うんですが、古いものと昭和のものもございましたので、ただ、資料として残っているものが平成17年までの料金徴収のデータしかないということで、昭和のものもあったと思うんですが、それ以降、古いものにつきましては確認ができていないという状況になっております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 分かりました。

皆さんが恐らく疑問に思ったのは、なぜ2018年に分かったのに調査が中断したのかということなんですが、その辺はお答えしていただけますか。

○阿部（眞）委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 その時点で作業が終わったことに関しましては、まず、その当時、業務が多忙でなかなか進まなかったというのが状況としてあります。その辺の具体的な原因につきましては、今、庁内でヒアリングとかしながら調査を行っておりますので、その辺まとめましたら改めてご報告をさせていただきます。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。事務方の方の大変な思いというのは分かりますけれども、一番大事なのは時効があるということですね。この2年間遅れたために、時効の期間とあるので切られてしまった部分があるということなんですね。これが重要なことなんですね。ですから、こういったこと、これからしっかりと認識を持ってやっていただければとお願いを申し上げて、この件は終わります。

それで、資料No.8の246ページお願いいたします。

第1款総務費第2項水洗化普及費第1目水洗化普及費第19節負担金補助及び交付金というところに水洗化改造資金利子補給金というのが出ております。支出済額が758万6,000円ということですね。これ何件分なんでしょうか、教えてください。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 すみません、ちょっとお時間いただければと思います。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 分かりました。お時間、どうぞ。

それでもう一つお聞きしたいのは、この水洗化改造資金の貸付け、昔、私たち水洗化したときに1件当たり40万円貸し付けていただいて、支払いは一括あるいは分割でもいいですよということで来ているんですけども、現在もそういった貸付けはなされているから、この利子補給分というのが出てきているんでしょうか。お聞きします。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 阿部委員にお答えいたします。

現在も融資は行わせていただいていると聞いておりまして、直近ですと平成30年か平成29年ぐらいには1件行っているということでございます。基本的には、こちらの融資なんですけど、くみ取り式のものを水洗化にするとかそういったもの、あと浄化槽のものを水洗化にするという条件でございますので、新築住宅に対しての融資というのはないものですから、件数はかなり低いのかなと。融資の額なんですけれども、通常一戸建てですと最大で60万円、そこはあと4年間で無利子でお貸するという内容になってございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。市民の皆さんのために様々な便宜を図りながら、大変、事務方もいろいろと大変だろうとお察しをいたしております。しっかりと応えていただきますように、心からお願い申し上げて質疑を終わります。ありがとうございました。

○阿部（眞）委員長 小高 洋委員。

○小高委員 お疲れさまでございます。私からも何点かお伺いをさせていただきます。

それで、まず、国民健康保険事業特別会計の収支等についてお聞きをしたいと思います。No. 6の43ページから47ページの辺りで、様々、帳票等載ってございますが、この令和元年度の国民健康保険の事業につきまして、冒頭の部分を見させていただきますと、歳入歳出の差引き額というところでは約3,350万円ほど、そういった形になるんだろうと、黒字収支ということで載ってございますが、なかなか、その数字だけを見てどうこうといったことではなくて、これまでも様々、議場でもお話ございましたとおり、実際には1億4,000万円ほど国民健康保険の財政調整基金から繰入れをしていただいて、そういった中で、まとめ方としては基金を活用して保険税の引下げを実施した、そういった中身であるということで捉えてございます。

それで、そういったところであるかなと思っているんですが、一つお聞きをしたかったのは、国民健康保険の関係事業の県単位化と、宮城県の本一化ということが始まりまして2年目の決算となるんですかね。そういったところで、今年度、3年目、いわゆる検証を迎える年度ということで、協議会等でも報告いただいておりますが、そういったところ、県単位化の関係。そして、これもちよっと併せてお聞きをしたかったんですが、コロナの関係も踏まえて、冒頭、ちよっと今後の見通しについて最初にお伺いしておきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えさせていただきます。今、小高委員からご質疑ありました国民健康保険特別会計の決算の状況でございます。

平成30年に県単位化行いまして、併せましてそこで料金、税率の改定を行っております。その際に大幅な11.04%の引下げということで、大幅な引下げを行っております。そのときには、収支、この歳入と歳出のバランスを取るために基金からの取崩しを行いながら会計の運用を行っていくということで、行わせてもらっております。

今現在、今年度の決算に関しましては、今、委員おっしゃったように、1億4,000万円ほどの基金繰入れを行っております。単年度収支としては、お話あったとおり3,300万円ほどの黒字ということで出ておりますが、基金からの1億4,000万円ほどの取崩しを行っているという状況で、実質的にはこの分が赤字になるのかなということで捉えてございます。

あわせて、県単位化後の状況ということで、今後の国民健康保険事業の見通しでございましたが、これまでの基金取崩しの状況でございますが、将来的には2億円から3億円ぐらい毎年取崩しを行いながら、この基金を財源としながら会計の運営を行っていくということで予定を立てております。令和元年度につきましても、もともとは約2億円ほどの取崩しを予定しておりましたが、1億4,000万円ほどで済んでいるという状況でございます。今後、5年後、こちらに関しまして、協議会などでも報告させてもらっておりましたが、令和6年度、こちらの5年後の見通しにつきましては、この財源となります基金の残額でございますが、約3億円ほどの残額を見越しながらの運用ができるのかなということで、今現在、考えてございます。

将来的なことではございましたが、平成30年度に県単位化を行いまして、その後の課題というか、今後の目標につきましては、県内の料金水準の統一化ということが見込まれております。今現在も、今年度、県の運営方針を策定する中で、こちらの財源統一化に向けた具体的な検討が今現在もなされているような状況でございます。こういったところも踏まえながら、今後の財政運営を行っていければと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。先ほど課長おっしゃいましたとおり、県で、今、新しい運営方針を策定中であるということで、なかなか見通すにしても難しいところが多々あるのかなとは捉えてございます。特に、例えば基金の部分を取ってみましても、一本化となったときに自治体の基金がこういった形で動いていくのかというあたりもまだちょっと不透明というところ

るもありまして、そういった中で、どのようなところで着地をさせていくのかという点につきましては、先ほどご答弁ございましたとおり、令和6年度ですか、その辺りの部分をもって、現状では3億円ということで、ただいまお答えを頂戴したわけであります。

そういった中で、国民健康保険税、この関係でちょっとお聞きをいたしますが、この間、様々なご報告等々で、人口減ですとか、後期高齢、高齢化が進んで移行していくと、そういった中で被保険者の方々がどんどん減っていくということもありまして、保険税というところがだんだん下がってくるのかなというようなご報告もいただいておりますが、そういった中で、なかなか厳しいバランスといたしますか、非常に見通しが難しい中での運営をされているんだなということは、この間、痛感をしてきております。

そういった中で、資料No.9なんかも見させていただきますと、72ページ以降、様々、数字でご報告もいただいておりますけれども、例えば収納率の推移なんかを見させていただきますと、この間、非常にご尽力いただきまして、そういった中で、1年間で二、三%一気に上がったような年もあったかなとは思っておりますが。そういった中で、今回につきましては、現年度の部分含めて、若干、収納率では減少傾向ということになっておりますけれども、この辺りはどういったことがあってそうなったのかお聞きをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

令和元年度の現年度の国民健康保険税の収納率、資料No.9の73ページに書いてございましており94.1%と、平成30年度と比べて0.5ポイントほど低下しているということでございます。

低下した理由でございますけれども、我々のほうで、昨日もちょっと私からお話しさせていただきましたが、今回、2月に新型コロナウイルスが発生したことで、我々といたしましては、年間に5回ほど一斉催告というのをやっておりましたが、最後の5回目の催告書を、国民健康保険税を現年度滞納している方には出さないということを決定させていただきました。その影響かなとは考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 昨日ですかね、ご説明も頂戴はしておりました。それで、そういった形での影響があったとすれば、仮にですけれども、そういったことがなかった場合には大体横ばいぐらいの推移になったのかなということで、私の中で勝手に想像したわけなんです。

その収納率向上の取組というところもさることながら、資料No.20の65ページ辺りを見ていただきますと、保険税額、所得に占める割合等々、モデルケースで出していただきましたけれども、こういった形で他市町村と比較して、比較的低いところにだんだんだんだん、この間、ご努力をいただいております。こうした効果もあったのかなと。納めやすくなったということがあって、収納率が上がってきたんだろうとも捉えておりますけれども。先ほど、平成30年度、県単位化と併せて引下げを行っていただいたということで、その結果、収納率も一転上がっていく。そうしたことがあった一方で、そもそもの話として、これは、この間何度もお話しさせていただいておりますが、国民健康保険の構造上の問題と申しますか、そもそも年金者ですか、年金者というか低所得の方が多いような構造になっておりますので、そうした部分含めて、またこれを見ても分かりますように、所得に対する割合が非常に高いということもありまして、この間の暮らしの落ち込み等と併せて考えますれば、例えば、知事会等でも求めておりますとおり、国庫負担を大幅増にするですとか、そういったことがない限りは、一定のところまでこの収納率というのは上げ止まってしまうのかなとも見ておったわけでありまして。

そういった中で、この間、大変な、コロナ禍ということもありまして、暮らしが非常に大変だという状況もあるわけなんです。そういった中で、徴収事務のようなところについて改めてお聞きをしておきたいと思うのですが、滞納者に対する徴収事務と、その取組について改めて整理をしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

国民健康保険税の徴収事務についてということでしたが、現在なんですけれども、基本的に今新型コロナウイルスの影響もございますので、昨年度というか、ずっとやってきた徴収のやり方についてはひとまず置いておいて、まずは皆さんにできるだけ、生活のほう大事でございますので、そこら辺のところは生活大事にさせていただければなということでございます。

国で法律改正されました。特例で徴収猶予も現在ございまして、国民健康保険税、現在なんですけれども、48件、徴収猶予申請ございまして、64万1,600円ということで、今、申請額を受け付けております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。64件、徴収の猶予ということですね。なかなか猶予というあたりが難しさもあるなと思っておりまして、果たしてその猶予期間が終わって、じゃあ払っていただけのかなというところでは、また新しいご苦勞が出てくるのかなということでも危惧をしているわけであります。

それで、資料No.22の19ページ辺りを見ていただきますと、これもこの間、何度も何度もお伝えを申し上げておりましたけれども、滞納徴収に付随して、例えば、短期保険証ですとか資格証、こういった部分について、これまでもお話をさせていただいてきておりました。それで、この令和元年度、19ページの資料見させていただきますと、数としては減ってはきているということは見えるわけでありますが、こういった部分で、予算特別委員会等々でも申し上げてまいりましたけれども、例えば横浜市の例、これは予算特別委員会でご紹介させていただいているんですが、改めてということで、2016年には資格証、2019年には短期保険証の交付を中止されたそうであります。国から通達出ているかと思うんですが、例えば、資格証発行の際には機械的な運用はするなど、保険料を納付できない特別な事情の有無を把握するように通知をしてくれているはずであります。そういった中で、横浜市の担当者の方は、逆に、この国の通知どおりに対応すると、多くの滞納者との接触や訪問、事務量が非常に膨大となるため、機械的に発行せざるを得なかったと、こういったことを冒頭述べたわけであります。この辺りちょっとなかなか組織上の何かご事情があったのか、そういった部分もあるかとは思いますが。そして今度は、発行をすると発行業務と発行後の対応に人手が取られてしまって、保険料滞納者への対応が十分に行えなかったということで、お言葉があったそうであります。この辺り非常に難しさあったんだと思うんですが。そうした中で、滞納者の方々への対応を行ってきた中で、資格証、短期証を発行しても、突如保険料を払えるようにはなるはずがないと、回収率が引き上がりはしないということでおっしゃっておられました。その滞納者が保険料を払えない状況にあることが分かったその結果として、短期証の発行はゼロでも大丈夫だということでおっしゃったそうであります。さらに言うならば、これが冒頭申し上げた国の通知に立ち返っただけなんだということで、お話をされておりました。当然、業務としては非常に大変なことかも知れませんが、この短期証、資格証の発行について、これは通常の保険証でも対応できるのではないかと思うわけでありますが、そういった部分について、現状でお考えはございますでしょうか。

○阿部（眞）委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

すみません、短期証の話する前に、ちょっとだけ、1件追加してお話ししたいんですけども。先ほど徴収猶予の件の話しましたが、もう一つ、その徴収に関して、今年度、国の制度を活用しておりますけれども、コロナ減免もございますので、一応、今現在、1,774万2,300円減免しているという状況をまずお話しさせていただきたいと思います。

それでは、短期証についてお話しさせていただきます。

資料No.22の19ページ、短期証の件数について、令和元年度、今、小高委員がおっしゃったとおり、年々、短期証に関しまして、または資格証に関しまして減少しているという状況でございます。我々も、できれば窓口交付ということに関しましては、今、コロナ禍ということでございますので、できるだけ役所に来ないで、何とか保険証の受領というのを考えていたところでございます。

そこで、我々、今年度なんですけれども、既に行っておりますが、6月30日期限と、あと9月30日期限のものにつきまして、一度やはり、これはもううちの短期証要綱ございますので、要綱に基づいて一度皆さんには窓口に来て納税相談していただいて、窓口で交付するというのをやらなきゃならないんですけれども、どうしてもそれでも来られない方、大体200世帯ぐらいあったと思うんですけれども、そういう方々につきましては、2週間から、その有効期限で期間もちょうと違うんですけれども、2週間から1か月ぐらいで我々のほうから郵送で、その方に3か月証の短期証を送っているということでございます。

ちなみになんですけれども、直近の9月末の短期証で一度全部送ったんですけれども、基本的に郵便局に取りに行かない方もちょっといらっしゃったものですから、そういった方々が一応26世帯いたんですが、基本的には全員に、今、送っているという状況でございます。

また、これ以降、3月31日までに関しましても同様の手続を行いまして、コロナ対策ということで、短期証は、取りに来られない方がいらっしゃれば郵送で対応したいと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。その支払い、滞納ということに関しまして、そこをどう捉えるかということではなくて、滞納されるに至ったご事情をしっかりと把握していただいて、その上で、例えば、寄り添った対応、福祉の関係も含めまして対応していく中で、払える分について払っていただくということのほうが、かえって回収にはつながるのではないかなという思いもござ

います。なかなか大変な対応なんだとは思いますが、こうした横浜市の事例等ございますので、ぜひその辺り研究をしていただいて、とにかく心配なのは受診の抑制につながってしまうとか、そういった命の問題につながりかねはしないかということがやはり心配でございますので、その辺りについてぜひご検討、ご研究いただければなと思ってございます。

それで、同じ資料No.22の前のページ、18ページのところでは、今度は宮城県地方税滞納整理機構への移管ということで一覧表を出していただいております。平成30年度、平成29年度というところで見ますと、その参加市町村というのが1市町村減りましたけれども、平成30年度から二市三町の部分で見ますと、やっぱり塩竈市だけという参加の状況なんです、これは、他自治体で参加をしなくて、塩竈市が参加をするというその理由といたしますか、そういったものがあれば改めてお聞きをしたいと思えます。

○阿部（眞）委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

二市三町以外で塩竈市だけ参加している理由でございます。宮城県地方税滞納整理機構の設置目的というものでございます。機構は、短期的かつ集中的に、住民税をはじめとした市町村税の滞納整理を推進するとともに、その過程で市町村職員の徴税能力の向上を図ることを目的に設置しているということでございます。この言葉からいいますと、もちろん徴収することも一つ目的でございますが、徴収する人材を育てるという点からも、この宮城県地方税滞納整理機構、非常に優れた機構だと私は思っております。ですので、参加団体、今、21団体でございますけれども、我々の税務課職員が宮城県地方税滞納整理機構に行って徴収技術をもちろん学ぶという研修もございますし、また、一つ、その21市町村のいろいろな情報も、何ていうんですか、集められるというか、人材交流ができるということも一つ挙げさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 そのノウハウを学ばれるということでは、この間もそういった形での答えは頂戴をしているわけでありまして。ただ、そういったノウハウというものが果たしてどういった形のものなのかというのが一つあるわけですが。実際、これも以前にもお話しさせていただいておりますけれども、実際こちらで取扱いとなった方のケースとして、ここは納付相談する場所じゃないんだと、基本一括徴収しか受け付けませんよということで、ある日突然そういった形の

通知が来るということで、こういったご相談というのは、何点かやはりいただいているわけ
あります。生活状況の聞き取りということもあるわけですが、そうした部分が全く行われな
かったというケースもお聞きをしているわけでありまして、先ほど徴収技術といったお言葉ござ
いましたけれども、その徴収技術というのが決して滞納者の方々の生活であるとか心を追い込
むといったような、そういったためのノウハウということでは、これは絶対ないはずでありま
すので、その辺りについてぜひ考えていただきたいと思うわけでありまして。

一市三町参加していないということも現状としてございますので、ぜひその辺りと情報交換
なんかもしていただきながら、こういった形が一番いいのかなというところで、これも研究し
ていただきたいと思うのですが。やはりそういった実態を聞くにつれ、なかなか、この宮城県
地方税滞納整理機構の在り方ということにつきましては、私どもなかなか難しいところがある
なと捉えているわけでありまして。

ちょっと時間もあれですので、次に移りたいと思います。

先ほど、水道の関係、使用料の関係で質疑ございました。資料を使つてのお話ではないんで
すが、つい先日ちょっとご相談いただいた件もございましたので、その点についてお伺いた
いと思います。

まず、使用料の徴収の方法としては、口座引き落とし、あるいははがきが来ての徴収といった
形もあったかと思うんですが、その辺り、簡単にお答えをいただければと思います。

○阿部（眞）委員長 小林水道部業務課長。

○小林水道部次長兼業務課長 徴収の方法でございますが、今現在、大体、ほとんど、70%以上
の方がまず口座振替でございます。それ以外で直接振り込む方、全体の約5%くらいの方が、
残りの25%の方が銀行の窓口あるいはコンビニ等で納めていただくといった形でございます。
そういった方々が、直接の納付で納められない方、あるいは口座振替で納められない方に対し
ては、督促状という形で送らせていただきまして、さらにそれでも納められない方につきまし
ては、1か月後に催告という形でおはがきを出して、それで納めてもらうような徴収という形
になっております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。今回いただいたご相談というのが、その払える、払えない、どうし
ようといったような類似のご相談ではございませんで、これ本当に先日の話なんですけれども、

塩釜水道局ということで名のられて、その名のり方もちょっとよく分からない名のり方だなと思ったんですが、電話で、その方ははがきで支払っているにもかかわらず、口座引き落としがされていないということでの電話が、ある市民の方にあったそうであります。そういった中で、私、専門家ではございませんので、それは水道部である、ない、ということでの明言的なお話はできなかつたんですが、そういったまず電話があつたと。その中で、様々、その支払いについてのやり取りをされたそうなんですよね。なので、ちょっと確認をしておきたかつたんですが、そういった形で、電話で何らかのお金に関するやり取り、支払いに関するやり取りを直接行うということがまずあり得るのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 小林水道部業務課長。

○小林水道部次長兼業務課長 支払い業務につきましては、基本的にうちは窓口の業務委託ということをしているところでございますが、未納の方、少しでも納めていただきたいということで、電話催告といった形になると思うんですが、そういった電話はかけさせていただく場合もございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 なるほど。その電話でのケースもあるということなんですね。そうなりますと、昨今、一般的に、例えば、電話でATMの操作について指示を出して一定の詐欺行為を行う、こういった心配もあつたものですから、ちょっと今、確認をさせていただきました。

それで、その方については、ふだんは基本的にはコンビニエンスストア納付なんだそうです。ただ、そういった中で、引き落としされていないよという言い方をされたということもありましたので、後ほど個別にご相談させていただければと思うんですが、仮にこういったこと、仮にこれが詐欺的行為だとすれば、塩竈市内におきましてそういったことが起きているということにもなりかねませんので、その辺りの注意喚起ということも含めまして、ちょっとこの場でお願いをさせていただきたいと思います。

次、下水道のほうに移ります。あと5分というところなので、簡単にお聞きをいたします。

資料No.9の358ページのところでございますが、震災復興交付金事業（下水道事業）越の浦地区の下水道の関係で、雨水ポンプ場の流入渠築造工事の関係でちょっとお伺いをしたいのですが。現状どのような形になっているかということと、あわせて、気候変動による短時間雨量が非常に多い、いわゆるゲリラ豪雨の頻発等々、今、問題になっておりますが、この整備を踏まえて、当該地域、周辺地域においてどの程度対応できるのかと、そういったところを確認し

たいと思います。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 小高委員から、越の浦ポンプ場流入渠築造工事の件につきましてお話をいただきました。

こちらの工事でございますが、全長大体800メートルほどの、今まで、何ていうんですかね、素掘りの流入渠であったものをコンクリートに改良させていただきまして、今までの流れをよくするような形になってございます。最近の降雨見ましても、よくダブル踏切辺りのところが冠水していたとお伺いしていたんですけれども、その部分が、一定程度効果があったのかなと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。短時間雨量で何ミリ、何ミリということで、今、設定されてやっておりますけれども、そこを超えてくるような想定のつかない事態というのものも、今後、さらに増えてくるのかなということもありますので、ぜひその辺り、検証を重ねながら今後につなげていただければいいのかなと思います。

最後ですが、市立病院について簡単にお伺いをいたします。

これまで市立病院事業会計特に繰入れの部分について様々議論もあったかと思えます。それで、先ほど総務省の繰入れ基準、こうしたものも話題となったわけではありますが、そういった中で、この繰入れ基準の内、あるいは外というところで、例えば、その基準外というところの見方について、先ほど政策医療というお言葉でのご説明を頂戴いたしました。例えば在宅医療、あるいは小児医療と、こういったところについて、基準外ではあるけれども政策医療としてやらなければならないという中で、財政課のほうにもご理解をいただいて、そういった形で取り組んでおられるということであったんですが、仮にこの基準外の繰入れというものを全てあつてはならないものだとして位置づけてしまった場合、その場合は、この在宅医療、あるいは小児医療にかかるリソースというものが少なくなってしまうわけですから、仮にそういったところで、じゃあやめるしかないとなった場合にどのような影響があるのか、その点について簡単にお伺いをしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長 先ほどちょっとありましたけれども、県の地域医療構想の中でも将来

の医療需要というものが出されています。その中で、今までなかったんですけども、施設からやはり在宅へというのが具体的に盛り込まれておりまして、その中で在宅需要もどんどん年々増えていくというような需要になります。この当地域においても、高齢化が進む中で、ますますこの需要は伸びてくると思います。ただ、当院でも、今、100名ぐらいの訪問診療の患者と、あとは40名ぐらいの訪問看護、あるいは訪問リハビリと含めると200名を超える患者さんを診ているわけですが、その方たちが当地域の中でやはり自分らしく生きていけるためには、やはりそれを担う病院がこの当地域の病院で担えるのかというところは、慎重に議論が必要かなと思っております。

○阿部（眞）委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そういったことを踏まえまして、一言で言えば、これ総務省の繰入れ基準そのものが果たしてどうなんだというところに尽きるんだと思います。その点については、ちょっと一言申し上げさせていただきたいと思いました。

それで最後ですが、今会計にどこまでというのはあるんですけども、この間のコロナ禍が会計にどういった影響を与えるのかと。あるいは、そういったところに対しての国からの支援、そういったものが果たしてあるのかどうか。

そして最後に、このコロナ禍というところを踏まえて、では公立病院では何をすべきなのかと。この点についてお伺いをいたしまして、質疑を終わりたいと思います。

○阿部（眞）委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長 コロナ禍の影響につきましては、やはり新聞紙上でもありますとおり、当院におきましてもやはり患者10%から20%程度の減少があると。

最後に、公立病院というところのお話をさせていただきますと、やはり感染対策、不採算分野です。完全に、やっぱり受け入れた病院はかなり困っていると。この点は国の医療政策でもまだ見ていない部分なので、今後、公立病院というのがこういった部分をやっぱり担っていくべきであると思っております。

○阿部（眞）委員長 先ほどの阿部かほる委員の質疑に対する下水道課長の答弁漏れについて発言の申出がありますので、これを許可いたします。星下水道課長。

○星建設部下水道課長 大変すみませんでした。先ほどの利子補給の件につきまして、ご回答申し上げます。

1年間の件数申し上げますと18件になってございます。こちら四半期ごとにお支払いしたト

一タルの件数となっております、第1四半期、第2四半期、それぞれ5件、第3四半期、第4四半期、4件ということで、途中で1件の方が償還終わったという形になっております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時ちょうどいたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○小高副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、特別会計、企業会計の午後の1番で質疑させていただきます。

まず、資料No.9の72ページから77ページの間にあります国民健康保険事業についてお尋ねいたします。

まず、隣の73ページの施策の実績にあります表の一番下の表に、国民健康保険税調定額と収納額の推移について書かれておりますが、その不納欠損額、令和元年度は2,953万1,000円で、平成30年度は2,914万8,000円と、ほぼ同額のような不納欠損の状況、金額が書いておりますけれども、収納の仕方の関係なんです、滞納している方は、何年も前から滞納している方もいらっしゃると思います。収納の仕方は、例えば、現年度分から納めていただいて、残りの部分はその後というふうになるのでしょうか。滞納がなかなか消えていかない部分があると思いますけれども、その辺の収納の仕方についてお聞かせください。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

収納の仕方になりますけれども、基本的、原則的に、古いものから入れていただくというふうなことでございますが、今、浅野委員言ったように、結構昔の金額、滞納額が大きい方とかに関しましては、うちの徴税吏員と相談しながら、まず、現年度をまず入れていただいて、その古いものは少しずつ分納とかで入れていくというふうなやり方もございます。以上でございます。

ます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。なかなか、かなり古いものになってきますと、結果的に不納欠損になってしまうのかなと思っていますので、本当にご苦労をおかけしていると思いますが、その辺よろしく願いいたします。本当に、お一人お一人に丁寧に寄り添いながら、支払いしやすいようなことを丁寧に対応していただければなと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、77ページの現況と課題のところに移りますが、その部分におきまして、ここでも述べられておりますけれども、年々被保険者の数が少なくなっている。その割には、当然、高齢化もそうですし、高度の医療の医療費が高額化しているということで、その前のページの76ページに、医療費適正化対策としまして、（１）番、被保険者の健診、医療情報を分析し、効果的、効率的な保健事業の推進を図るための事業計画、塩竈市国民健康保険第２期データヘルス計画と第３期特定健康診査等実施計画、平成30年から令和５年度に基づいて、PDCAサイクルに沿って、被保険者の健康維持の増進及び保険者としての医療費の適正化の推移に努めたとございます。この部分を、やはり大変大事な部分だと思っていますので、詳しくご説明願いたいと思います。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えいたします。

今、浅野委員からもご指摘あったとおりに、被保険者の数、こちらに関しましては、年々減少してございます。一方、こちらの現状と課題にも記させてございますが、１人当たりの医療費、こちらに関しましては、高齢化の進展あるいは医療の高度化、こういったものによって１人当たりの医療費が年々増加してございます。

76ページの８番目、高額療養費の支給状況というところの欄でもお示しさせてもらってございますが、令和元年度につきましては、件数が9,088件、金額が６億1,004万2,000円、前年度よりも件数、金額ともに増加している状況にございます。こちらにつきましては、各データヘルス計画の中で、医療費おける本地域の特徴ということで、うちでも統計、調べさせてもらってございますが、各病気別の医療費の統計、こちらを取らせてもらってございます。１位に関してはがん、２位が腎不全、３位が糖尿病と、４位以降が心疾患、５位、消化器系の疾患というふうになってございますが、１位の悪性新生物、がんに関しましては、全体の6.6%でございま

したが、2位と3位、腎不全と糖尿病でございますが、こちらに関しては、非常に因果関係が深く、糖尿病の悪化による腎不全、こちらに関しましては、人工透析なんかも含めるものでございます。医療費に関しましては、合わせますと大体5億円、全体の医療費の11.2%ぐらいの数字にも上がるということで、非常に本地域においては、非常に重要な課題なのかなというふうに考えてございます。

そこで、下の9番目の医療費適正化対策の部分で、こちらにも記してございますが、(4)番目でございます。糖尿病性腎症、こちらは予防の重症化予防プログラムというふうなことで、特に、本市では力を入れながら対応を行ってございますが、こちらの糖尿病の悪化、あるいは、この糖尿病による腎症の悪化を防ぐために、こういった適正化事業等を行いながら予防に努めているところでございます。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変ありがとうございます。やはり、このデータヘルス計画のこれまでの蓄積の中で、やはりこの市における皆様の、疾病の一番の原因とは言いませんが、こういった傾向性なのかということ、少なくともつかめたことは大変大きいと思いますし、また、このように、糖尿病が最近増える傾向にあるという、そういった部分における保健指導が適切に指導できるのではないかなと思っております。

今回のその結果に基づいて、医療費の高額化をなるべく抑えられるような、そういった指導、これは保健センター等のいろいろな健康診断とも連携していると思いますが、その辺で何か話し合いとか、連絡はどのようになさっているのでしょうか。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 答えさせていただきます。

ただいまお話しいたしました、この糖尿病性腎症の重症化予防プログラムでございますが、こちらに関しましては、保険年金課だけでなく、健康推進課でも同じような取組を行わせてもらってございます。具体的な内容といたしましては、前年度受けた健診の結果、あるいは、レセプトの情報、こういったものを分析をしながら、糖尿病、あるいは、この腎症が悪化している方に対して、病院にかかっていない方に関しては、当然、病院に受診勧奨を行うというふうなことをまず第一にしながら、その後、こちらにも糖尿病が長年患いながら悪化している方がほとんどなものですから、そういった方に対して保健指導を行うということで、保険年金課で委託事業として、この重症化予防プログラムを行っている状況でございます。以上でございます。

す。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ、その辺のことを、この平成6年度だけじゃなくて、もうずっと続いて、糖尿病の方が少なくなるように、また、そういった高額医療の給付が年々下がっていきけるような健康な状況にも、ぜひ、お願いしたいと思っております。

77ページの、今、施策の成果の中の(3)番です。今、言ったように、病院に勧奨していくこともありますが、患者さんによっては、不安があって、この病院じゃなくて、また次の病院とか、ここにあるように、かかりつけ医とか、お薬とか、そういったものが重複しているという方も結構いらっしゃると思います。誰かに聞いて、この病院がいいよと言われるとそちらに行ってみたりとか、また、同じような薬をもらっているにもかかわらず、また、再度そのお薬をもらうとかという部分で、この辺りのことの指導もされているでしょうけれども、どのような指導をされているのかお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えいたします。

76ページの9番目にごございます医療費適正化対策の中で、(3)番目になります。重複受診や重複服薬をしている方に対して、通知やパンフレットの送付を行いながらというふうなことで対応させてもらってございますが、例えば、重複の受診の方でありますと、同一疾病で3医療機関以上かかっていたり、あるいは、重複服薬の場合であると、同月内に60日分以上の処方を行っている方、こういった方なんかを抽出を行いながら、こういった方に通知、あるいは、直接お電話するだとか、そういった通知を行いながら、適正な受診、病院への上手なかかり方をご指導させてもらっているというのが現状でございます。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。なかなか、誰かに聞いて、こちらの病院がいいよと言うと行って見て、また、ほかの病院にもまた行って見てという方もいらっしゃると思います。

今、1つは、逆に、お医者さんに遠慮して、なかなか病院を変えられないという方もいらっしゃるって、そこではセカンドオピニオンという働きがあって、きちんと自分の受診、お医者さんをほかの、セカンドオピニオンですから、別な方に変えるということもありますけれども、その辺の違いといいますか、今言った重複の部分と、それからセカンドオピニオンの取扱いとか、その辺のことも、なかなか患者さん自身が判断に困る部分があると思いますが、その辺の

ことは、どのような対応をなさっているのでしょうか。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 答えさせていただきます。

なかなか患者さんご自身が、ご自身でかかる病院、あるいは、病院の先生方を判断するというのは、なかなか難しい話かなというふうには思います。

ただ、その中で、こちらの施策の成果にも入れさせてもらっておりましたが、かかりつけ医の先生、メインでかかる、一番の主病でかかる病院の先生にご相談しながら、適切に病院にかかるというふうなのが一番なのかなと。昨年度の特集号にも、上手な病院へのかかり方ということで、住民の方にはお知らせはしているところでしたが、そういったところも含めながら、上手な医療機関との付き合い方を、うちでも周知を行っていければというふうに考えてございます。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。塩竈は、大変周辺にも病院が多いですし、いろいろなことでお迷いになる方もいらっしゃると思います。ですから、本当に私たちが上手に病院にかかって、適切に治療が進んでいくような、今後とも、そういったご指導のほど、よろしくお願ひしたいと思っています。

次に、資料No.9の96ページから98ページにかけまして、質疑に入りたいと思います。

この96ページにあります地域支援事業（包括的支援事業）であります。近年、この地域包括支援センターもだんだん認知度が高まりまして、いろんな方にご活用いただいていると思いますが、この施策の実績を見ましても、総合相談支援業務につきましては、来訪、また、訪問、来所、電話の相談なども約3,500件を超えていると。こういった数が上っておりまして、本当に多くの方が身近に、地域包括支援センターをご利用なさっているんだということがよく分かりました。

そこで、お聞きしたいのですが、この同じ実績の中にありますように、権利擁護業務、虐待、それから、権利擁護の相談支援、このことについては、やはり、これも昨年よりも約100件近く増えていると。この状況が、これまでの地域包括支援センターといいますと、どちらかというところと介護の支援ということで、ケアプランをつくってもらったりという部分が多かったかと思いますが、この辺の擁護の相談という、急激に100件増えているというこの中身については、どのように対応されていますでしょうか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 権利擁護、虐待関係についてのお問合せについてお答えさせていただきます。

こちらにつきまして、まず、各地域包括支援センターにつきましては、資格をお持ちの職員、委託先、基本的には、本年度は委託となりますけれども、社会福祉士とか、そういった専門職の方を配置しまして、この相談業務に乗っているところでございます。ご指摘のとおり、相談件数というのは確かに増えておりまして、前段、委員からご指摘ありましたとおり、認知度が高まっているというも踏まえまして、そういったご相談も増えていると。加えまして、民生児童委員の新任の方の説明会のときにも、こういったご相談があるときには、やはり民生委員だけではなかなか対応しきれない部分ございますので、その場合には、包括支援センターへおつながりいただいてご相談いただければということで、誘導しているということも一因ではないかというふうに捉えております。よろしくお願いたします。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。この権利擁護の相談というのが、各種様々だと思っております。私も、前にご相談いただきまして、どのようにしたらいいかということで、皆さんからご指導いただいたこともございますが、その中で、以前も質疑したんですが、例えば、被害者といったらどうなんですか、言わば、そういった権利を侵されている、ご家族に、その方が今、施設に入って行って住民票は本市にある。でも、施設は別な町にあるというときの取扱い、また、その逆のパターンもありますけれども、そういったときには、広域的に、どちらのほうで対処するかという話合いとかは、皆さんの中でルール化しているのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思っています。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 基本的には、例えば、介護保険の場合には、住民票を塩竈に置きつつも、域外での介護施設に入居されている方の場合には、基本的には、塩竈市の介護保険の被保険者ということで取扱いさせていただいているところもございます。相談関係業務につきましては、それに準じた形で対応はさせていただいているというところもでございます。よろしくお願いたします。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ややもすると、いや、これはおたくですとか、いや、住民

票があるほうですからとかという、その担当の間でそのようなやり取りになってしまうと、事がなかなか進まずに、当然、その権利を侵しているというのも変ですけれども、そのご家族がいらっしゃるわけですので、その方たちの対応とかって、だんだん枝葉に分かれて複雑化してくると思いますので、本当にこの辺は担当者の方たちできちんとルール化をしていただきながら、個別の案件においてとか、例外としてこういったことはということで、事例をもって、ぜひ、対応していただければなと思いますので、いかがでしょうか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 今、お手元を開いていただいている資料の97ページにもございますけれども、多少部分的にずれる部分もありますけれども、そこの成果の（２）の部分でございまして、介護連携推進ということで、二市三町、特に、本市の場合、近隣一市三町ございまして、こういったところと連携しまして、課題の共有とか、そういった情報共有、こういったことを進めまして、知識の習得にも努めているというところがございますので、ご理解をお願いいたします。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

もう一度、96ページに戻りまして、今、長寿社会課長がおっしゃったように、様々な会議も開かれていると思うんですが、ここに介護サービス事業者の連絡会という項目がございまして、それが平成30年度には2回、令和元年度には1回ということで、この介護サービス事業者というのも近年かなり増えてきていると思いますが、この連絡会というのはそもそもどのようなことをなさって、年1回か2回で済む中身なのか、その辺についてお聞かせください。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 連絡会につきましては、様々情報を共有させていただきますとともに、例えば、市での制度変更があった場合等も含めまして実施させていただきますとともに、講演会等も実施させていただいて、知識の向上にも図るということでございます。

ただ、開催回数についてでございますが、特に、昨年度の後半につきましては、新型コロナウイルスの関係で、集合する場合の事例のことにつきましてはできるだけ控えるという経緯がございまして、確かに、知識の取得は重要ですし、リモートでできればさらによいことにはあるかと思うんですが、まだ、その準備が整わない状況でございましたので、このような流れとなっております。ご理解をいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。やはり、年度末においては、このコロナ禍の影響が相当大きく出ていたんだと今さらながら思います。ぜひ、こういった、これからは恐らくコロナ禍の中で、長く続けば、リモートなり、そういった形で会議もできる準備がしていくと思えますけれども、しっかりと打合せをしていただきながら、また、事業者の方たちが抱えている様々な問題だったり、課題ということ、どこが集約するのかということもありますので、ぜひ、広域的な部分もあるでしょうけれども、地元の事業者の方々の声もよく聞き取っていただきながら、それは、ひいては、利用者の待遇改善だったり、安心して結びついていくと思えますので、その点、よろしくお願ひしたいと思えます。

また、同じページで恐縮なんです、その1つ上の介護支援専門員の研修、これについても、恐らく新型コロナウイルスの関係もあつたかと思えますが、これは主にどのような研修を行うんでしょうか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 介護支援専門員の研修でございますが、まず、目的でございますけれども、要介護者になりましても、可能な限り、本市とかも含めて、住みなれた地域でその方は自立して生活を送るために、ケアマネジメントをどのようにすればいいかということを行うために、目的として実施しているものです。

市研修関係につきましては、例えば、高齢者の虐待、講演議題としてですけれども、例えばですけれども、高齢者の虐待対応についてとか、あるいは、ケアマネジャーの視点としての役割として、介護力についてといった講話、講師をお招きしまして、研修を実施しているというところでございます。よろしくお願ひいたします。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、最後に、市立病院についてお尋ねしたいと思います。

資料No.21の病院事業の概要をお開き願ひしたいと思います。

その39ページ、経営の効率化に向けた具体的な取組状況ということで、るる内容が書いてありますが、この中で、私、一番目についたと申しますか、市立病院のホームページ、以前、私、この場で質疑させていただいて、そのときは、ちょっと開いてみたら、市立病院の場所の地図が書いてあつただけのような、何か一枚物のようなホームページだったので、あまりにも

ちょっと啞然として、質疑した経緯がございます。

今回、ホームページ開いてみましたら、大変いい分で驚きました。というのは、今、このコロナ禍の部分で、塩竈市のホームページもそうですが、新型コロナウイルスに対する様々な注意喚起がまず第1面に出てくると、それから、市立病院に行った場合、正面玄関で体温の測定、それから、様々なことに書いていただくよということも、事前にホームページで紹介されていました。また、最近始めたというレスパイトの入院とか、あと、小児科の受付時間はこうですというのが、分かりやすく、絵柄もかわいらしく出てくるという部分も見まして、大変関心いたしました。まず、そのことは皆さんにお伝えしたいと思います。

それで、このホームページ、大変すばらしいものですので、ぜひ、アクセス数を増やしていただければなと思いますが、結構分かっている、市立病院にずっとかかっているという方は、特段、ホームページ開いて行く人はいないと思いますけれども、とにかく、多くの市民の方、近隣の方に知っていただくために、どのような対策を立てるか、工夫をされるか、ちょっとお聞きしたいと思っています。

○小高副委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 当院のホームページをお褒めいただきまして、ありがとうございます。

ホームページについては、やはり市民の皆さんに対する身近なアクセスできる情報ツールとして、充実を目指して取り組んでいるところでございます。

ただ、このホームページ、新しい形に直しましてから、だんだんちょっと、アクセス数毎月調べているんですが、ちょっと減ってきている状況もございます。やはり周知を、ホームページにたどり着くまでの部分、その手前の周知というのが、今、必要なんだろうというふうに思っております。

また、昔であれば、前であれば、コンピューター、パソコンからのアクセスが多かったんですが、今はスマートフォンとかのモバイルでのアクセスのほうが増えている状況があります。今、塩竈市でも、新たに塩竈市の公式LINEというのをつくっておりますので、そちらに塩竈の市立病院でも記事を書きながら、そちらの塩竈市の公式ホームページからワンタッチでもう飛んでこられるような形で、さらに充実できるようにと。また、そのLINEのアカウントに登録していただけるように、院内での周知とか、あと、いろいろな機会を捉えて周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それで、ちょっと私も、今、感じたんですけれども、当然、告知の部分がメインだと思いますが、やはり和ませるといふ部分も大変必要かと思っておりますので、ぜひ、そういった部分での紙面というか、画面のつくり方の中に、そのような、例えば、看護師さんでもどなたでも、そういった方のご意見も入れていただきながら、ほっとするような、そういった紙面も、ぜひ、つくっていただければ、もっと身近に感じるのではないかなと思っておりますので、参考にさせていただければと思います。

同じく、39ページの地域連携室による地域開業医との訪問についてとありますが、これほどのような結果でしょうか。

○小高副委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長 やはり、昨年度の病棟再編に絡みまして、やはり地域との連携、地域包括ケア病棟を有効に活用するために、やっぱり地域の連携を強化したいということを考えております。その中で、特に力を昨年入れてまいりましたのは、介護施設との連携というところ、あとは、訪問看護ステーション等の連携、そういったところとの連携をここに記載させておりますが、そのようなところに力を入れております。

一方で、やはり急性期の、本格的な仙台の急性期病院でありますとか、町のクリニック、開業医の皆様からも、ぜひ、当院に紹介をいただきたいということで、足を運んだり、あと、チラシを送らせていただいたりしながら、当院の取組を紹介させていただいているというところではあります。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひ、多くの方々とこれからもやっぱり連携を図っていただきながら、この市立病院中心とした周辺と病院との連携、そして、やはり患者さんが安心してこの地域で暮らしていけるという、そのような構築を、ぜひ、していただきたいと思っております。

また、介護施設の訪問は、市内、それから、訪問診療、訪問介護とありますけれども、それは市内の介護施設だけなのか。二市三町まで及んでいるのか、その辺お聞きしたいと思います。

○小高副委員長 本多事務部長。

○本多市立病院事務部長 実は、介護施設の場合だと、協力医療機関というものをよく登録されます。当院の場合ですと、今、29の施設と協力病院という形を結ばせていただいております。

は、塩竈だけではなくて、特に、やっぱり二市三町を中心として、多賀城や、その他七ヶ浜等々の施設とも結ばせていただいております。

ただ、仙台からも、やはり施設からも来ていただいているということもありますので、今後は、そういったところにも、よく来ていただいているところには、積極的に働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

最後に、1ページに戻りまして、福原病院事業管理者の初めにというところに、市立病院の新改革プラン、令和元年で4年目だということは、今年度が最終年度と思います。それで、これまでの取組とその効果を検証した結果、今後、どのような体制になさるかお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 今、医療が非常に刻々と変化しておりまして、もちろん、昨年、再編統合とか、それから、地域医療構想は本格化させるというような国の動きもありまして、それに応える形で、もう昨年の9月の段階で病床機能を変更しました。これは、平成28年につくられた病院改革プランとは大きくその方向性が異なるものなんですけれども、5年後の来年を待たずに、その方策を取ったということでございます。以上です。

○小高副委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 では、特別会計、企業会計について質疑をさせていただきます。

資料は2つだけです。

資料No.9、これは380ページを中心にいきたいと思います。

それから、もう一つは、資料No.6、令和元年度決算審査意見書を使わせていただきます。

この決算意見書、中ほどからちょっと過ぎたぐらい行ったところに、令和元年度塩竈市公営企業会計決算審査意見書がありますので、ここから入っていきたいというふうに思います。

次のページ行って、また次のページです。そうすると、令和元年度塩竈市公営企業会計決算意見書、これも過ぎて、次のページ、市立病院に入ってきます。今日は、市立病院中心に質疑をさせていただきますけれども、あした、一般質問も控えておりますし、直接聞くのは今日はなしで、監査委員を中心にいきたいなというふうに思っていますので、ちょっと変形ですけれども、よろしく申し上げます。

市立病院会計、水道なんかもそうですが、いわゆる、資料ナンバーでいくと、市立病院であれば、資料No.12を見てもよく分からない、私は。専門家でもないし、よく分からないので、そんな点では、この意見書、なかなか整理をされているなというふうに思いますので、これを使わせてもらいます。

ここで、3ページで、収益的収入及び支出ということで、この一覧表があります。支出についても書いています。これが、いわゆる、何ですか、企業会計でいえば、何でしたっけ、何か2つありますよね。それをまとめたやつなのかなというふうに思います。

結びの部分で見ますと、13ページです。13ページの市立病院の結びの部分です。2行目から行くと、本年度患者数は、前年度と比較すると、入院患者数は2,919人で、6.1%減。それから、それで4,471人と。外来患者数は465人、0.8%増の5,916人となったが、病床利用率は、前年度の81.1%から5.2ポイント減の75.9%となったと。実態はここに書いています。

次に、収益的収支を前年度と比較すると、総収入で約1億円、3.8%減の約28億円だったと。総支出では、約1億円で3.8%の減で約28億円だったと。差し引くと、約100万円の純利益であったということになっております。これを全部この表で表すと、このようになっちゃうのかなというふうに思いますけれども。

ここで問題視したいのは、まず、6ページに移ると、この内訳が、収益比較表というところがあります。ここに、資料No.9の先ほどの380ページ、繰出金の推移がありますけれども、市立病院から約4億7,500万円、約5億円近くが繰り出しをされています。繰入れをしております。この表のどこにこれが入ってくるのか。監査委員がこれをまとめていただいたんですが、どこに入ってくるのか、そこ、まず最初、確認をしておきたいと思います。

○小高副委員長 福田監査委員。

○福田監査委員 このページの中段、医業外収益がございましてけれども、この他会計負担金、他会計補助金、こちらに入っております。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 3つなのかなと思ったんですが、医業収益でその他の医療収益の中と、それから医業外収益の中の他会計負担金、それから他会計補助金という、この3つかなと思ったんですけども、違いますか。

○小高副委員長 福田監査委員。

○福田監査委員 申し訳ございません。確かに、鎌田委員おっしゃるとおりの内容になってござ

います。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それで、改革プランも進んで、この結びの部分で、最後、13ページになりますけれども、ここに、ちょっと、「また」からになるわけですが、これ読んでみると時間がかかり経過するんであれですけども、ここにいろいろ書いてあります。この中で、この評価をされているわけですが、ここで。この文章以外で、端的に言って、この市立病院のお金を動きを見て、監査委員としてどう評価しているのか、どう見ているのか、これは仕方ないなとか、これは当たり前だよとか、いろいろあるかと思うんですが、これを見ての監査委員としてのご意見をお聞きしたいなと思います。

○小高副委員長 福田監査委員。

○福田監査委員 病院の会計の決算審査、初めてやらせていただきました。また、去年の決算内容も見させていただきました。

結果から言いますと、非常に病院の皆さん頑張っているというふうには捉えております。特に、令和元年度については、病床関係の改編で、入院患者の方は減っているのに、収益はかなり伸ばしている。こういうような取組が収益状況をかなり改善させているなど。病院の皆さん努力が実を結んでいるかなと考えてございます。

ただ、残念ながら、コロナ禍含めて、かなり厳しい状況が今後とも続いていくのかなと思っていますので、さらなる改革ではなくても、とにかく、ちょっとしたことでも改善策を取っていただいて、経営状況をきちんと、現在のいいような傾向を今後とも維持していただければと考えてございます。以上です。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そういう意見ですが、この資料No.9の380ページを見ますと、ここ過去10年間の病院の繰り出しがここに掲載をされているわけです。令和元年度を見れば、ここ過去10年間で一番低い繰入金と申しますか、状況であるということで、ここだけを見れば、かなり評価はできるのかなというふうに思います、今までの10年間で。と思うものの、この金額が四億幾らですから、私は、結果的に結構大きな金額だなと思うわけです。改善しているのかもしれませんが。この繰入れの金額を見て、どう判断されるのか、そこを、監査委員のご意見をちょっとお聞きしたいなと思います。

○小高副委員長 福田監査委員。

○福田監査委員 何度も繰入金について、一般会計からいえば繰出金について議論されているところでございますが、私としては、ルール分の繰入れ、繰り出しにつきましては、これは、ある程度、地方財政の制度上、財源が担保されている。それはすなわち、普通交付税なり、一特別交付税なりに、そういうお金がかかるだろうということで算定される内容になってございます。ですから、ルール分については、これは出していいのかなと考えてございます。

ルール外の部分につきましては、できるだけそれは少なくしていただきたいというのが、私の感じでございますけれども、殊、病院に関しましては、不採算部門について、それが、現行制度上ではルールに入っていないというような形になっているというのを、何とか変えていただいて、ルール内の対象にしてもらおうとか、あるいは、その必要性をきちんと財政当局と協議しながら、この部分については出すべきだみたいな判断とか、この部分については削減しましょうとか、そういうようなことを決めていただければと思います。

そうはいつでも、基本的には、できるだけルール分については削減していただければと思っております。以上です。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 交付金については、私もいろいろ調べたりはしましたけれども、全部が全部、今、市立病院で不採算部門だと言われるものが、全部交付金として下りるわけではないので、かなり難しい話だなというふうに捉えてはいるわけです。

これだけでもう10分以上経過したので、次の話にちょっと移っていきたいんですが、依然と、この資料No. 9の380ページを使っていきたいと思えます。

おととい、一般会計で、やっぱりこのページでいくと次のページ、384ページの主要な指標等の推移がありますけれども、一般会計で経常収支比率も0.4ポイントの改善は見られるものの、98.5%で、もう本当に息苦しいというか、もう手いっぱいの状態だなというような話をさせていただきました。これが90%台前半ぐらいで何とかなれば、塩竈市もいい行政、行政ということもないですけれども、いい事業がいっぱいできるのかなというふうに思うわけです。

一般会計の中で、この繰出金が、これは少額です。380ページに戻りますけれども、約44億円の繰出金が、特別会計への繰り出しがあります。これ全部、無鉄砲な話ですけれども、5%とか削減ぼつとしちゃったら、約2億円ぐらいのお金が浮いてくるという形になります。会社経営であれば、もう、ぼんとそういうふうにいっちゃうのかもしれないけれども、なかなかできないところであるというのは、気持ちも分かりますが、事情も分かりますけれども、この

中で、まず、毎回言っているのは、市立病院と浦戸交通、それから魚市場について述べているわけですが、この中の、まず浦戸交通と魚市場ですが、これが、浦戸交通については、総額が、先ほどの資料を見ると、どこだっけ、全部の指標が出てきますよね、公営企業の。あれを見ると、何ページでしたっけ、忘れちゃったな。調べたところによると、浦戸交通については約1.96億円、約2億円弱予算が計上されているわけです。それから、魚市場については1.6億円計上されています、予算が。その中で、この繰出金は何%を占めるのかと。いわゆる、収入と称して、それで運営するわけですが、その中で、この繰入金、一般会計からの繰入金の占める割合は何%なのかと。そうすると、浦戸交通であれば7,800万円入れていますので、これを1億9,600万円で割ると約40%、4割は繰入金で成り立っているんだなという。それから、魚市場については、総額1.6億円、一億六千何ぼですから、7,000万円ちょっと繰入れをしていますので約45%。

特に、魚市場については、全国的には、大体組合ですか、お魚さんの組合でやっているところが大半です。そんな中、塩竈市は塩竈市営であるというふうになりますけれども、ほか、そういった自治体で運営されている中、この占める割合が、魚市場であれば45%、それから、浦戸交通であれば40%、これはどんなものかなというふうに思うんですけども、監査委員さん、これについてはどうですか、どう思われますか。これも仕方ないというか、そういうふうに思われるのでしょうか。

○小高副委員長 福田監査委員。

○福田監査委員 基本的には、どちらの会計も独立採算していただくのが最も理想的な状況でございますけれども、ただ、それだけかかっていらっしゃる特殊事情がございますので、通常の場合の交通事業と違って、うちの交通事業会計は、離島航路という特別な航路を運航しております。そのために、国でも、赤字分については、ある程度のルールを設けて補助金を出しましょうという形で運営されてございます。一般会計からの繰入れ、繰り出しでございますけれども、これについても、赤字全部補填という形ではなく、ある一定程度のルールに基づいて出せばいいんですけども、それだと、この交通事業会計、立ち行かない形になって、離島航路の運営そのものをどうするのかという話になってしまいますので、ここは、今の段階では仕方がないのかなと。ただ、経営努力は一生懸命していただいて、できるだけ繰入金は少ないような形での運営に努力していただきたいというのが、私の気持ちでございます。

続いて、市場会計につきましては、これについては、もう独立採算、もう本当に頑張っても

らいたい。水揚げ増が何といても運営については必要でございますので、それについて努力していただいて、できるだけ繰入金、繰入れ、繰り出しが行われないような形でやっていただければと思います。ただ、市場会計についても、これはルール分でございますので、その部分については仕方がないのかなと考えてございます。以上です。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。先ほども、繰り返しになりますけれども、全国を見て、魚市場関係、公営というのは珍しいですよ、たしか。私も、何かいろいろ何か所か行った、視察に行きましたけれども、その中で、45%も繰出金が占めるという、そういった運営って、ちょっとおかしいんじゃないのという思いがあるわけですが、市長、こういった浦戸交通、それから魚市場、これを健康保険税やら、ほかのことについてはちょっと仕方ないところがあると私は思うんですが、感想でいいんです、感想をお聞きしたいなという、この実態を見て。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 開設者ということで、これまで歴史を刻んでまいりました。私どもにとって、これまで、やはりみなと塩竈の根源は、やはり港で成り立ってきたんだろうというふうに、私は今でも理解をしておりますし、その中心が魚市場という位置づけでもございます。

ただ、やはり様々な状況の中で、今日のような厳しい状況になっている現実を踏まえて、今後、やはりこれからの魚市場の在り方はしっかりと考えないといけないし、業種の取扱いの今後、また運営形態、こういったものも、これまでのような形で市が中心となってやり続けることについては、大きな疑問符もついてございます。やはり、民間の視点というものをもっと積極的に取り入れながら、新たな形態、そういったものを業界の皆さんとよく相談をして、取り入れていく手法に変えていったほうがいいのではないかという、個人的な考えは持っておりますが、今後、業界の方々とよく話をして、この現状を踏まえた中で、どうやって改善していくのかということも、しっかりとテーマとして取り上げさせていただきたいというふうに思っております。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。魚市場については、市立病院は建屋も古くなったと、大変な状況にあるというのも分かります。この魚市場については、震災後、新しく立派な建屋に変わったわけですし、古いからどうのこうのとか、そういったことは言えない状態なのかなと、

私は見ているわけですが、今後、努力いただいて、やはりこの繰り出しをないようにお願いしたいと思うんですが。

それで、この繰り出しの表を見ますと、特別会計ずらっとありますが、この繰り出しをどういった形で決まってくるのか。もう最初、予算組みの段階で、もう市立病院何ぼとか、どこ何ぼとか、もうぼんぼんと財政で割り振っていくものなのか、それとも、それぞれの特別会計側から申出があって、今年はこの状況だし、何としてもこのぐらいの繰り出しは欲しいんだというような、そういう要望に基づいて進んでいくのか。どういう形なのか。そして、誰がこれを全部判断するのか。金額をどこどこ幾らにするというのが、どういうシステムになっているのかをちょっとお聞きをしたいと思います。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 各会計の繰り出しにつきましては、当初予算編成、財政と各会計の協議を踏まえまして、最終的には、市長に報告をしながら予算を決定していくというふうな過程を経て、決定させていただいております。以上でございます。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。

それで、おとといの無鉄砲な私の発言ですが、一律もう5%削減しなさいというような、例えば、市長令か何かを出して、そういったことができないものかどうか。それまでやらないと、塩竈はもう、人口は減るわ、元気はないわで、これは大変な話だと思うんです。目先のこういったことも必要なんですけれども、5年後、10年後を考えていくことも必要だと思うし、思い切った行動に出ないと、私は大変なことになるんじゃないのと。いわゆる、地方債の残高であれば、若干は減ってきているものの、要素はあるものの、そういうことも考えながらいかないと大変な事態ではないかというふうに思うんですが、これについてのご意見はどうでしょうか。いや、どなたでも。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 鎌田委員がおっしゃることにつきましては、物すごくよく分かります。というのも、やはり私からすれば、身の丈に合った生き方をどうやっていくかということが非常に重要なんだろうと。ただ、これまでの歴史的な経緯、経過の中で、そう簡単に身の丈に合った生き方までもっていくということは、なかなか難しいという現実も知っておりますし、これまでに積み重なってきた様々な諸課題というものもありますから、それを全てなくして、身の丈に合った

生き方をするのであれば、まだ考えることができるんだらうけれども、ただ、今の現状は、変わりようがありませんので、その現状の中で、どうやって身の丈に合ったものに少しでも早く近づけていくかということの議論は、しっかりとしなければいけないということで、市役所の中で、今、重点項目の精査をさせていただきながら、今後、人口減少がどの程度進むのかということについてもデータが出ておりますので、そういった中であって、市税収入がどういうふうな動きを見せていくのか、しっかりとそういうところを捉まえた上で、やはり大きな目標を持つということは大変重要だというふうに思っております。そんな中であっても、進め方とすれば、やはり市民の皆さんをないがしろにして、すぐ、こうする、ああするということについては、これまでの歴史的な経過の中でもハレーションが起り過ぎますので、そういった段階を踏みながら、身の丈に合った生き方ができるように、しっかりと市政運営をすることが僕の責任だらうというふうに思っておりますので、いろんなご指導をいただきながら、ご示唆をいただきながら、鎌田委員のおっしゃっているような話については、理解はできるけれども、すぐにはできないというのが、今の正直な気持ちでございます。

○小高副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 しっかり論議して進んでいただきたいなというふうに思います。何かをやるためには、やっぱり何かを捨てないといけないのかもしれませんが、そういった手法はいろいろあるでしょうから、ご検討いただきたいなと思います。

最後に、1問だけ、資料No.20の中から1点だけ質疑して終わりにしたいと思います。73ページです、資料No.20の。

先ほど、浅野委員からも質疑出たような内容なんですけれども、この一覧表、仙台市から始まってずっと富谷市まで。塩竈市の状況としては、医療費が1人当たり、これはトップです、この市の中で、この一般、1人当たりというやつが。（「白石市が」の声あり）白石市の次の。まあ、トップを争っていると言ったほうがいいのかもわからないですけども。なぜ、こうなのか。そして、これに対する対応はどういうふうに考えられているのか。多分、病院も多いし、何か所もかかっているというところもあって、前も、市の広報の中にいろいろチラシとか入れてやったらいいんじゃないのというような話も、前は一般質問とかで取り上げたりもしたかと思うんですが、あとは、医者にかからないための処置とかあるんでしょうけれども。なぜ、この数値が高いのか。そして、どういった対応を考えていらっしゃるか、対応しているのかをお聞きして、終わりにしたいと思います。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えさせていただきます。

なぜ、1人当たりの医療費が非常に高くなっているのかというふうなご質問でございます。1つの要因だけでなく、様々な要因が絡み合っているというふうなことになっているかと思うんですが、古くから公立病院、市立病院が塩竈にありまして、それに伴う格好で、いろんな各種医院、たくさん医療機関があるというふうなことで、そちらで、病院にかかりやすい環境にあるというふうなことが1つ挙げられるかと思えます。そのほかには、高齢化、先ほども1人当たりの医療費が増えているというふうなことでお話しさせていただきましたが、高齢化の進展、大分高齢化率が高くなってきているというふうなところも要因になっているかと思えます。

今後の対応といたしましては、1人当たりの医療費の増加、こちらを下げるために、先ほども浅野委員からもご質問ございましたが、やはり住民一人一人の方の健康の保持増進、こちらを目指した格好での保健事業、健診なんかを基礎としながらも、様々な保健事業を行いながら、全体の医療費を下げっていく努力を行っていく必要があるのかなというふうなことで考えてございます。

医療費に関しましては、1人当たり医療費、非常に高い、本当に県内、この支部の中でも本当にトップクラスでございます。ただ、1人当たりの調定費、国民健康保険税の調定額、こちらに関しましては、その隣でございますが、1人当たりで7万8,092円というふうなことで、この14市町村の中では11番目、14市町村の中では4番目に安い費用で運営を行っているというふうなことが言えるのかなということでございます。1人当たりの医療費はかなり高い金額でございますが、その分、国民健康保険税の税金の支払い分に関しましては、負担が低く抑えられているというふうなことで、比較的国民健康保険の特別会計に関しましては、効果的な、効率的な運営がなされているのかなというふうなことで考えてございます。以上でございます。

○小高副委員長 よろしいですか。（「終わりにします」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

再開は14時5分といたします。

午後1時 分 休憩

午後2時05分 再開

○小高副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 初めに、後期高齢者医療について質疑いたします。

資料No.9、78ページ後期高齢者医療事業の2で被保険者は63人増となっており、これに関連しまして、資料No.22の28ページ、この負担区分ごとの短期被保険者証発行状況について伺います。

これによると、1割の方は29人、3割の方は2名となっています。この方たちへの対応はどうされているか伺います。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えさせていただきます。

後期高齢者医療保険における短期被保険者証の発行状況でございました。1割の方29名、3割の方が、現役並みの方が2名というふうなことでございます。こちらに関しましては、課税を行った後に、随時催告を行いながら、窓口に来ていただけた、納めればそれで当然終わりではありますが、納付の相談を受けながらこちらの対応を行っているというふうなことでございます。短期被保険者証につきましては、当座、発行に関しましては、発行後に2週間ほどでこちらの対象の方には郵送でお送りしているという状況でございます。以上でございます。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ちょっと聞き漏らしましたが、発行して2週間後に、何とおっしゃいましたか。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 すみません。郵送で該当の方に送付させてもらってございます。以上です。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 失礼いたしました。留め置きということがないということが確認できて、安心しました。どうしても、後期高齢者の方は、75歳以上の方で、病気になりやすい状況でもありますし、今のこの新型コロナ感染症発症が増えておりますので、これからも、そういう留め置きとかなないように、対応をお願いしたいと思います。

次に、後期高齢者医療保険でもコロナによる傷病手当金の給付が可能となりました。これについて、情報は周知されていますか。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えさせていただきます。

前回の定例会でも、こちらの条例改正をお認めいただきました。国民健康保険と同様の格好で、後期高齢者医療に関しましても傷病手当金の支給の受付を行っております。ただ、後期高齢者に関しましては、実施主体が県の後期高齢者医療広域連合になってございますので、こちらの窓口の受付を行うというふうなことが本市での業務、役割となっております。以上でございます。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。この傷病手当は、雇われている人は対象に、国からの対象にはなりますが、実際に雇われている方は、国からの対応はありません。自治体によっては、雇われている人に対しての対応をしているところが出ておりますが、塩竈ではそういう検討はされてますか。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 傷病手当金の該当に関しましては、今、辻畑委員おっしゃられたとおりに、お給料を頂きながら雇われている方が対象になるというふうなことでございます。ただ、後期高齢者の方であると、75歳以上の方というふうなことで対象となっておりまして、その年齢でお給料をもらいながらという方が、なかなか数はそんなに多くないというふうなことで、若干のご相談は、ご連絡、お電話とかはあるようでしたが、申請になる経過というのはない状況でございます。以上でございます。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 失礼しました。ありがとうございます。

資料No.9の79ページです。ここの真ん中の現状と課題というところの中で、令和元年度から段階的に、保険料の均等割額特例軽減措置の本則移行が行われており、令和3年度には、本則どおりの軽減措置となると書いてありますが、具体的にどのようになるのか教えてください。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらに関しましては、これまで均等割の減額、本来は7割、5割、2割で軽減を行っているところでしたが、7割の方が、9割あるいは8.5割の軽減を受けているというふうな状況でございました。それを、平成30年度から見直しを行いまして、例えば、7割の軽減の方に関しましては、令和元年が8割あるいは8.5割、令和2年に関しましては一部7割と7.75割、令和3年には本則どおりの7割に戻すというふうな経過でござい

ます。あわせて、2割、5割の方に関しましては、同じく、2割、5割のそのままの軽減でございましたが、令和2年以降から軽減割合、2割、5割は変わらないんですが、軽減される対象の方を、枠を拡大しながら対応しているところでございます。以上でございます。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。消費税は高くなるし、年金も下がるという中で、本当にこの後期高齢者医療の保険料の負担も大変なことと思います。

では、次の介護保険について質疑をいたします。

資料No.9、80ページの介護保険事業を見ますと、認定者は33人増えており、居宅のサービスの利用者も増えています。

84ページの施策の成果の中の(2)要支援・要介護の認定者については、毎年変動があるものの、重症化への予防事業による身体機能の維持や改善がされてきたとありますが、具体的にはどのような改善がありましたか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 ご指摘いただきました84ページの(2)の身体機能の維持や改善がされているということについてですが、データ上の話として申し上げますと、80ページに戻りまして、80ページの2番目、認定の状況というところがございます。これは要支援1から要介護5まで、合計7段階で、下に行くほど重症度が高いということになりますけれども、まず、重症度の高い方々に三角マークついています。対象が増えている中で減少傾向にある。一方で、要支援1は99名増えておりますが、この要支援1等に関しましては、ある程度介護度合いが軽い段階で、予防、もしくは、それに近いことを実施することによりまして、重症度を下げるといった効果が期待されるというふうに捉えておりますので、この点を踏まえまして、先ほどの文面とさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

平成30年から、訪問介護の生活援助の利用について、介護度に応じて訪問回数の制限が始まりました。介護状況に応じ、この回数では生活に支障が出ている利用者さんはいませんか。また、この改定についてどうお考えでしょうか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 今、ご指摘の訪問回数の制限についてでございますが、1日当

たりの訪問回数を一定上限加えるということでございます。具体の数字、今、手持ちはございませんけれども、基本的には、相当、1日の間に2回、3回程度ではなくて、相当程度多いという方々に対しまして制限を加えるということでございますので、現段階におきまして、この制限につきましては、ご不満の声というのは、今のところは聞いていないという状況にございます。

なお、調査につきましては、第8期計画におきまして、それぞれのアンケート調査を現在実施しましたところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 私のところにも、ちょっと今、持ち合わせはありませんが、介護度4でも三十何回とか、そういう、1か月です、30回か20回くらいなので、そんなに多いとは考えられません。やはり、この生活援助でなければ生活が成り立たない、おひとり暮らしだったり、老老介護だったり、こういう制度は、ぜひ、改善しなくてはならないと考えます。

では、次に行きます。

資料No.20、71ページの介護保険料滞納状況です。

1徴収方法別収納状況を見ますと、平成29年度から令和元年度にかけ、未納者の人数、割合とも増加しています。この保険料、皆さんご存じかもしれませんが、1年の年金の金額が18万円です。年金、1年で18万円以上の方は、年金から介護保険料も引かれます。そうではなくて、1年の年金額が18万円未満の方は、市のほうから納付書が来て、自ら保険料を納めなければならないという状況になっています。この2介護保険料未納理由の理由では、生活困窮のほか、拒否も高い割合に出ています。この状況について、市では、こういう払えない、拒否とは書いてありますが、本当に年金の金額がとても少ない方なので、払いたくても払えない、生活が大変ということもかなり多いと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 まず、ご指摘の年金が18万円未満の方々につきましては、確かにご指摘のとおり、納付書による納付という形を取らせていただいております。こちらにつきましては、制度の概要といたしまして、そういった方々に対しましての介護保険料を、そもそも天引きをしてしまうと、生活が成り立たないんじゃないかという懸念も含めて、天引きではなくて自主納付ということにさせていただいている経緯もございます。

加えまして、この自主納付といえますか、納付書方式でお納めいただいている方につきまし

て、ご指摘のとおり、生活が苦しいというご意見はいただいている部分もあろうかと思います。そういった方々につきましては、私どもの長寿社会課の窓口でご相談をさせていただいておりますので、ぜひ、そういった方がございましたら、長寿社会課へ誘導といえますか、ご相談の窓口というところでお越しただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 具体的に、どのような対応がなされていますか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 具体的には、個別、個々の案件によって異なります。例えば、収入がなくても多数の預貯金がある方がいらっしゃったりする場合もございますので、一概にはこうだというのは申し上げられる……個々のケースによりますので、それに応じた対応をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 滞納の期間によっていろんな制限があります。ちょっとそれを紹介してください。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 今の部分につきましては、介護の給付制限のことを指しているかと思います。具体的に言いますと、介護保険料を未納である場合、これは最終的には納められなかったということで、欠損処理をしたりする場合もございますけれども、その方々につきましては、後年ですけれども、本来、1割の負担で介護保険サービスをお受けできる場所もありますが、そういった対象になった方の場合につきましては、負担額が3割になったりする場合もございます。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 この期間によって様々、今は3割負担になることもあるということが、このパンフレットで見ますと、2年以上滞納する方ということになると思いますが、私が、前、ケアマネジャーをしていたときに、真面目に、質素にというか、暮らしているご夫婦で、2年前の介護保険料、それ入れるのを忘れていたんです。それで、2年してから、突然、あなたの利用料は3割ですよということで、今まで1割の介護保険の利用料ということで、何とか生活も大変なだけども、必要最小限のサービスを受けていました。それで、週3回の3割に急になったものだから、訪問介護、お風呂で頼んでいたけれども、週3回入れてもらったのを2回に減らすとか、デイサービス2回受けていたけれども1回に減らすとか、そういう大変な状況がちょ

っと3か月くらい続いたんですが、そういう方への滞納しているよと、ちゃんと払いましょうねということで、丁寧な対応があればよかったんじゃないかなと思いますが、そういうことはありませんか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 個別具体の案件の対応につきましては、それぞれ様々対応させていただいているところでございますが、まず、基本的には、納付書方式の方々も含めまして、当然そうでございますが、未納である場合には、督促状、あるいは、そういった通知を都度させていただいております。それは、年に1回とかではなくて、各期別で通知は出させていただいているところでございます。それが、先ほどのとおり、2年間という趣旨の話もございましたけれども、それが、繰り返し、繰り返し、たまっていくということでございまして、加えて、こういったことが、負担割合が増すということにつきましては、制度としても当初からあったものでございますので、その点、大変な部分もあろうかと思っておりますので、でありますからこそ、先ほど申し上げさせていただきましたとおり、そういった通知が行った段階で、窓口でご相談いただければというのが当長寿社会課の考え方でございますので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

では、次に行きます。

資料No.9の94ページ、地域支援事業の施策の実績の真ん中辺り、高齢者福祉活動事業とありますが、これはどういう事業でしょうか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 高齢者福祉活動事業についてでございますけれども、こちら、旧七十七銀行の北浜支店の後ろに社会福祉協議会の別棟の建物がございまして、こちらの2階に会議室というか、広いところがございます。こちらで、市内で送迎のバスを運行させていただきまして、こちらで健康体操とか、踊りとか、脳トレ、あるいは、今のご時世、ちょっと自粛しておりますが、カラオケとか、いわゆる、高齢者の方々が、今、生き生きと生活を続けていただけるような、そういった活動をしているというところでございます。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

隣のページ、95ページの真ん中の現況と課題の中の（２）のダンベルサークルや脳元気教室、コロナ禍の関係もありますが、今、実際どれくらいの教室が開かれているか、分かれば教えてください。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 令和元年度の決算でございますので、令和元年現在の登録団体といたしましては、62団体、1,202名、これは去年の10月現在という数字でございますけれども、そういった団体、人数で活動されているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

では、96ページ、地域支援事業について伺います。

この中では、真ん中、1番の一番下、地域包括支援センターによるケアプランの作成数、これが去年に比べて100件くらい増えています。そもそも、包括支援センターは、東西南北と、あと島とありますけれども、日頃からいろんなケアプランを立てるとか、あと地域のいろんな教室に参加するとか、相談を受けるとか、本当に煩雑というか、大変忙しい仕事をされていると思いますが、大体1人当たり何人くらいプランを立てているか、分かりますか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 1人当たりといたしますか、これは4包括支援センター、いわゆる、本土が4包括支援センター、それと市直営の浦戸の包括支援センターでございますけれども、これが全て合算でのこの数字となっておりますので、1人当たりというのは特に出しておりません。この数字が市全域での数ということになりますので、ご理解をお願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

それから、同じ97ページの、今のところの4番目です、上の3、4の4番目、生活支援体制整備というのが書いてありますが、これはどういう事業か、紹介をお願いします。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 生活支援体制整備でございます。それ、さらに2つに分かれておりまして、上段、第1層・第2層協議体となっております。これは、以前にもご指摘いただきましたが、いわゆる介護部門関係の専門用語みたいなのがありまして、いわゆる第1層

というのは、市全体でのという趣旨でございます。第2層というのは、各地域包括支援センターごとというくくりになっております。下の講演会、発表会は、この体制整備に関する講演会、発表会となります。

具体的に、どういったことをされているかということですが、例えば、第1層、いわゆる市全体としてですが、市全体としての意見交換とか、親族などの支援者がいないひとり暮らしの高齢者についての議論をしたりとか、あるいは、同じです、同様のことで、親族などの支援者がいない場合どのようにするかという意見交換、情報交換をしておるところでございます。

また、第2層協議体についてですが、これは、各地域包括支援センターで、それぞれでの活動をしているというところになります。例えば、去年度の振り返りをしたりとか、そういった打合せ会議も含めて、こういったところで含んでいるというところになります。

続きまして、下の講演会、発表会でございますけれども、昨年度は、時期がいろいろありまして……いろいろという表現、大変失礼しました。去年度、ああいった新型コロナウイルス関係もございましたが、前々年よりは2回ほど減りましたが、3回、講演会、発表会を実施しております。具体的に言いますと、地域支え合い活動の発表会、こういったことで、地域で互いに支え合っていますよというのを公に広く周知する発表会をしたりとか、あるいは、専門のお医者さんを招いて講演会を開いて、老いるとはどういったことかということでの講演会を開いていただいたりとか、あと、その地域包括ケアシステム、これは2025年をめどに国が目指しているものでございますが、本市も目指してはございますけれども、地域活動する上での個人情報保護について、どのように取り扱えばいいのか。当然、その各個人の生活に立ち入って介護あるいは介護予防をするということは、個人情報に接する機会が多くなるということでございます。こういったところについて、どのようにするかということでの講演会を実施しているというのがこの内容でございます。生活支援体制整備については以上のような内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

この介護保険ですが、増加する保険料と利用料金、利用者が重症化することなく快適に生活できて、家族の負担が軽減できるための十分な介護が利用できない、要介護3以上でなければ施設入所ができないなどなど、この制度はそもそも実情に合った制度ではありません。また、

過酷な労働になっている介護職員の賃金はかなり低く、離職者が増えて、建物が建っても働く人が集まらず、施設が対処できないという現実があります。

このように、介護あって介護なしの実態が深刻化しています。この制度の抜本的な改善を求めて、発言を終わります。

○小高副委員長 よろしいですか。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 私からも何点か質疑させていただきます。

今日は、企業会計、特別会計ということでございますが、主に、資料No.6の決算審査意見書のほうが全体的にまとまっているので、これを使わせていただきたいと思います。

37ページから、特別会計歳入歳出決算総括ということで、特別会計全体の各事業の一覧表が出ております。合計で、決算は195億円、そして歳出は188億円、差引きは7億2,600万円ということでございます。前年度並みの決算となりましたけれども、この表、総括表で、全体的な令和元年度の特別会計はこういう特徴があったというようなことを、ちょっと財政的に、数字的に、こういうのが令和元年度の特別会計全体の特徴はこれだなというのとかがありましたら、その辺のところをご解説お願いしたいと思います。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 まず、抜粋して、かいつまんでご説明申し上げます。

交通事業特別会計でございますけれども、こちらにつきましては、昨年度、11時便の運航が通年ということで開始しておりますので、その歳出が増となっている状況でございます。それに併せまして、繰入金も多くなっているというふうな状況でございます。

また、国民健康保険事業につきましては、先ほど来からご議論いただいておりますとおり、被保険者が減少しておりますので、歳出決算規模も縮小してきているというふうな状況にあるかと思えます。

また、魚市場事業会計につきましては、目標の水揚げ金額に至らなかったということから、その収入減につきましては、基準外の繰入金というふうになっているかと思えます。

また、下水道事業につきましては、復興復旧事業の進捗によりまして、決算規模が増というふうになっているかと思えます。

そのほか、介護保険事業につきましては、介護給付費が高齢化等によりまして増となっておりますので、こちらも歳出決算規模については増ということになっております。

以上、概括でございますけれども、特別会計の状況ということでご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。全体的な令和元年度の特別会計の総括をしていただきました。私も、まあまあ事業は順調に進んだのではないかなというふうに捉えているところでございます。

それで、この資料No.6の、次のページの38ページ見ると、特別会計の市債発行の内訳というところで、下水道事業が二十一億幾らというのがちょっと市債発行、それから、前年度未償還額266億円、このところの金額が特別会計の関係では、市債のことでは、この事業が一番ちょっとずば抜けているので、令和元年度の決算状況、市債と絡めて説明していただければと思います。よろしくお願いたします。

○小高副委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 お答えいたします。

地方債が多いという部分につきましては、建設事業費というんですか、そちらが、通常であれば増えていくというのが現象としてございます。ただ、今回、市債の中でも平準化債という部分で、それと、あと借換債、こちら合わせますと約20億円近くございますので、そちらが、何ていうんですか、5年間で借換えするということになりますので、その分の今回の地方債が増えてきているのかなというふうに考えております。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。約20億円の主なるものは、借換債だということに分かれば、それはなかなかいいことをやってくれて、数字上増えたということが分かりますので、安心できる、うまくいったほうの、逆に、そういう事業をしていただいて上手に乗り越えていただいたというふうに、私も認識したいと思えます。

それから、次のページの39ページから、今度は交通事業特別会計の表があるんですけども、この39ページでいうと、一番下の繰入金の7,800万円、このところの説明と、それから、41ページに、交通事業でちょっと気になったのが、令和元年度の貨物取扱のトン数が140.9トンと、平成27年の半分ぐらいになってしまった、この辺のところはちょっと気になるので、どういう状況なのか、交通事業の説明をお願いいたします。

○小高副委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 お答えいたします。

1点目の繰入金の額、先ほど鎌田委員からもお話しありました7,834万3,290円の内訳でございますけれども、まず、普通交付税が5,104円、あとは県補助金が2,363万4,028円、あと特別交付税が3,466万9,000円、残りの2,003万5,158円が準繰出金というふうな内訳になってございます。こちらが7,834万3,290円の内訳でございます。

あと、41ページの令和元年140.9トンに減った理由でございますけれども、やはり一番大きいのが、浅海漁業での、何ていうんですか、出荷数の低下が考えられるところでございます。当然、あとは人口減少に伴い、本土側から島へ運ぶ貨物量の個数が減っているとか、そういう部分が原因になってございます。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。その貨物量なんだけれども、どういうものが減っていて、どういう対策打たないと増えてこないとかっていうのありましたら、その原因と対策を進めてもらいたいと思います。

それから、繰入金の話に戻りまして、39ページ、そして結局、この金額でこれに使いましたと言ってもらえれば、お金出ただけ問題になっているわけじゃなくて、あの船直すのに使いましたと言えば、ああ、そのぐらいかかったんだなということで、しっかりした事業だということになると思うんですけれども、金額ばかりじゃなくて、その使い道の事業内容をお願いします。

○小高副委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 お答えいたします。

繰入金の増加した理由でございますけれども、まず1点目は、令和元年度につきましては、まず、平成30年度になかった消費税の支払いがまず449万2,700円あったということでございます。あとは、平成30年度と比較しまして、修繕料で3,815万9,007円の増ということで、船の修理とかが多少かかった部分がございます。あとは、次には、給料、手当、教材費ということで、実は、平成30年の9月末か何かで、正規職員が1名退職してございまして、そういった関係で、平成30年度と令和元年度を比較しますと、半年分ぐらいの給与差というものがございまして、518万7,620円、令和元年度のほうがそういう職員人件費というものがかかったような部分でございます。

あとは、監査委員からも説明がございましたけれども、11時便の定期化に伴う支出というのが、去年の4月から11時便を定期化してございまして、そちらに係る費用ということで998万

6,147円でございます。こちらの約1,000万円の11時便に係る費用の内訳としましては、今まで職員で浮標、浮標といいまして、海に浮かべている夜間航行の際のライトとかあるんですけども、そういったものを業者に委託しましたり、あとは、例年船を浄化して、塗装なりを行っているんですけども、そういった部分、今まで職員でやっていた部分を外注でお願いしたり、あとは、船の定期的に行っているオイル交換なども外注して、そういった費用が11時便にかかっているというような中身でございます。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。実際に、こういうやつでかかったからということが分かれば、実際に事業を継続することが大事ですので、増えたことだけを問題にしているわけではないので、しっかりした事業運営をお願いしたいと思います。

資料No.6の後ろのほうには、病院事業会計のことも書いてあるので、後ろになると、またページ数が1から戻ってしまうんですね、これも何か。後ろのほうのページの12ページと、こう言えばいいんでしょうか。病院改革プラン、数値目標と比較という表があります。あと、その隣の13ページは、結びということで、監査委員の方のまとめた結びということがありますので、こここのところです。

特に、結びのほうから言うと、下のほうの病院改革プラン計画、令和2年度までの5か年であり、途中、病棟再編に伴い云々と、こう書いてあります。この経常収支比率、入院患者1日当たり単価、経常損益、純利益、不良債権比率目標達成し、このことは、隣の12ページの表を見てもらうと、経常収支比率とか、外来患者1人当たり診療単価のこととか、経常損益とか、目標達成したという表になると思うんですけども、この表全体的に、令和元年度の病院事業は、こう見ると、なかなか結構合格点の事業の結果になったんでないかと、私もこれ見て、黒字化ができていますし、それから、鎌田委員も先ほど質疑しましたけれども、繰入れ、繰り出しの金額が4億円台で済んだにもかかわらず、黒字化達成できたんだということで、評価としては上中下の中の中くらいは行ったのではないかと、中の上くらいかなと言える感じでございますけれども、その辺のところ、病院事業管理者は、それから、もう一つ、先ほど浅野委員も言われました病院事業の概要というの、資料No.21、この1ページに、初めにということで、病院事業管理者から、今回の令和元年度の事業概要に関して、総合的に分析されて、うんと大きな柱、こう書かれていますので、こういうことでうまく、この令和元年度はうまく乗り切ったんだというのが分かるこの表現だと思ひまして、この辺のところ一まとめにして、令和元年度

の病院事業、病院側からするとどういう採点がつくのか、評価が、その辺のところ、総合的に
お聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。できれば、病院事業管理者に。

○小高副委員長 福原事業管理者。

○福原病院事業管理者 今までも何度もお話ししてきたことなんですけれども、やはり令和元年度
の大きな変更点は、やはり病床機能を変えたということだと思います。これは、地域医療構
想の中で、当病院に求められている医療が急性期のみではなくて、急性期を終えた患者さんを
在宅につなげる医療、これが地域包括ケア病棟で行っている60日を使った医療なんですけれど
も、この部分、急性期とも言われますけれども、こういう医療が、我々の病院で最も必要とさ
れる医療であると。ここに、病院改革プランの途中ではございましたけれども、昨年の9月か
ら方針を変更して、そのような体制に切り替えたということでございます。これが、結果的に
収益の改善にもつながって、年度当初にお認めいただきました繰入金のみで令和元年度の収支
は黒字になったと、こういうことでございます。以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。そういうふうに、うんと短い言葉で総括して
いただきましたけれども、そのとおり、うまくやられたんじゃないかなと思って、なかなかしっ
かり、事業としては令和元年度は評価したいと思って聞きました。

それで、また、結びの13ページのところに戻ると、一番最初に出てきたのが、1つだけ、私
もずっと病院のいろんな資料、毎回決算でこうやってきているんですけども、ずっと、結局、
病床利用率のことだって、今回、数字的にはちょっと、今までにないくらいちょっと低い数字
だったので、この病床利用率だけ心配していました。ベッド数さえ減らせば率だけは上がるか
もしれませんが、ベッド数を減らさないで病床利用率の数字だけ上げるということではなくて、
どのようにその辺のところ、病床利用率の改善をどのようにこれからされていくのか。ベッド
数は減らすのか、あるいは、そういう率のことばかりじゃなくて、ベッド数は絶対減らさな
いと、率が何ぼ下がろうがベッドは置いていなければ駄目だしという考えなのか、その辺の
ところをお聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 福原事業管理者。

○福原病院事業管理者 これにつきましても、やはり医療が刻々と変化しておりますので、その
ときそのときによって必要とされる病床数は、効率性を考えると変動するのではないかなとい
うふうに思います。

ただ、今回、病床利用率が下がった理由は、1つは、この地域の急性期医療の患者さんが仙台市内に移動しているということが1つあると思います。これは、救急車が、この二市三町で1つの事業をしておりますけれども、この救急車の搬送の場所が、二市三町の病院の比率が少し下がって、仙台市内の病院に移行しているということがあります。

もう一つは、療養病床は、実際に入院期間が長いです。これを短くすると、病床利用率は下がってしまうんです。つまり、1つのベッドを何日で使うかということによって利用率というのは変わってくるわけです。ですので、在院日数というふうに言いますけれども、病院にいる期間が短くなればなるだけ、同じ患者さんが来ていても病床の利用率は下がってしまうと、こういうことにもなります。我々は、療養病床をなくして地域包括ケア病棟に変えましたので、若干在院日数が減ったと思います。これが、こういう数値に表れてきたというふうに思っています。以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。あまり、だから数字の利用率のことよりも、患者さんの受入れ態勢がしっかりしていただければ、あまりここのところは、そんなに心配、あまりとらわれ過ぎないほうがいいのかと思って聞いていました。そういう意味では、うまくいったのかなというふうに思います、令和元年度の病院事業会計。

そうしたら、次に、病院ではなくて、国民健康保険事業のことをお聞きしたいと思います。

これは、資料No.20の65ページに、モデルケースでの二市三町の国民健康保険税と所得に占める割合ということで、皆さんこの辺質疑されていますけれども、私もこの表を見て、毎回これに関わる質疑させていただいたんですけれども、うんとうれしいなと思います、これ見ると。65ページの表で、何がうれしいかというと、令和元年度の国民健康保険税額が、塩竈市は32万5,700円、所得に占める割合が16.3%。お隣の市よりも、塩竈市のほうが気持ち安くなったんじゃないかなと、所得に占める割合も0.1%低いというのを見て。それから、松島町さんに比べても、塩竈のほうが金額、あら、安いだねと。だから、しばらく塩竈市の国民健康保険税が高いと言われ続けていたのが、安いだなということがこの表で確認されました。そのところがうれしいので、その辺のところ、うんと国民健康保険の担当者が努力してくれたんだと思います。

それと、同じ資料No.20の73ページ、これも皆さん質疑されていますけれども、私もこれ見て、県全体でいうと、塩竈市は県全体でいうと、医療費は43万292円、1人当たりかかっている。県

内で2番目に病院を利用していると、医療費を使っていると。ところが、1人当たりの国民健康保険税の調定額は、塩竈市は7万8,092円で11番目だと、金額的にいうと。そういうことで、かかっている割には納めている金額が安いということで、塩竈の国民健康保険税全体が下がってきた表だというふうに、この表から見えます。

それで、その辺のところの努力、平成30年度、国民健康保険をこうやって安くしてきたんですという結果のところの、どうやってうまいこと、こういうふうに安くなるような制度にしていたのか、その辺のところ、担当の方にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えさせていただきます。

先ほど来ご質疑ございます医療費の1人当たりの額が、本当に県内トップクラスであるにもかかわらず、1人当たりの税額調定額が比較的低い金額で済んでいるというふうなことで、非常に効率的な運営がなされているのかなというふうには捉えてございます。この辺りのやりようというか、運営の仕方というふうなことでございましたが、こちらに関しましては、平成30年度に料金、税率の改正を行ってございます。こちらに関しましては、平成24年から5回にわたって、大分以前から高いと、保険税の税率が高いというふうなことでお話、ご指摘受けてございましたが、平成30年度に関しましては、11.04%の平均改定率ということで、大分大きな下げ幅になってございます。こちらに関しましては、今回の決算でもお話し申し上げてございましたが、基金からの財源、こちらの累積した基金を財源にしながら、そちらで補填を行いながら運営を行っているというふうなことで、今回の令和元年度の決算でも1億4,000万円ほどの取崩しを行ってございます。こういった部分もございまして、比較的安いというか、安価な保険税額になっているのかなというふうなことで考えてございます。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。こういうふうに、しっかり今年度も続けてもらいたいと思って聞きました。

それから、資料No.20の66ページに関して、国民健康保険税所得金額別世帯数ということでは書いてあるんですけども、中心になるところが150万円くらいのところかな、あるいは、200万円くらいのところなんですか、所得金額でいうと。

それから、国民健康保険税額段階別世帯数（医療分）ということになると、このところの

中心点が12万円から18万円ぐらいじゃないかな、この辺のところ、このくらいの方の納税者が一番多いんじゃないかなと思うんですけども。

それで、せっかくこういうふうにして、納付率がよくなって、それで国民健康保険税も低くなったというようなこともありますので、納付税を納付率を上げるために分割してもらって、毎月12回分割していただきましたけれども、それで、今、例えば、ここの12万円というところを見ると、例えば、もし、これが、ここの年間で11万9,000円の方だとすると、毎月納めるのが1万円ずつ納めれば12万円だからということで、あと1万円にもならないかなということに思ったんですが、11万9,000円だとするとそういうふうにならないと。毎月9,000円ずつになると。そうすると、最後の月だけが2万円になっちゃうと……それ逆でした。最初に2万円払って、その後からの月は9,000円になると。そうしたら、なぜですかと言ったら、月額納付金額は千円単位だと、今。だから、千円単位だから、9,000円か1万円か8,000円しかない、ということになると9,000円になるので、そうすると、端数のやつだけが最初の月に来ると、平均の月の2倍を超してしまう場合もあると。そうすると、その月だけが毎月の金額よりも2倍以上払うような状態に、今、なっているわけです。それで、何とかその辺のところ百円単位にして徴税してもらえば、毎月同じ金額になるので、納めやすくなるんですが、その辺のところは、塩竈市としては、これからその辺のところ検討されていくのかどうか、その辺を、金額のことでお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

国民健康保険税です。年間で12回払いというか、12期でやっております。今、志子田委員から言われたこと、よく、重々ご理解しております。ほかの住民の方からもお電話で、何でもこんなに1回の支払い分が高いんだと。ほかはみんなならして、何でも1回分だけ高いんだというふうなことを、重々、いろいろご連絡は受けております。こちらなんですけれども、ちょっとすぐに変更するというふうなこと、まだちょっとできかねますので、一応、関係各課とちょっとそこら辺は調整させていただいて、できるように。これは、実を言うと、本当に先ほども言いましたように、志子田委員だけじゃなくて、ほかの住民の方からもちょっと来ている話なので、ちょっとそこら辺は検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 分かりました。よろしく取り組んでください。お願いします。

以上で終わります。

○小高副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時58分 休憩

午後3時15分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 お疲れさまでございます。

あと4人でございますので、何とか頑張って乗り切っていきたいと思います。

最初に、下水道についてちょっと触れさせていただきたいと思います。

せっかくの資料も出されておりますので、資料No.20の77ページのところになります。県内の下水道使用料体系（令和元年度）ということで出させていただきました。

それでは、20立方メートルかな、使用料の比較で、県内比較ということですが、確認のためですけれども、塩竈市、県内の設置町村の関係でいえば、この下水道料金のランクというのは、どのようになっているのか、この表からちょっとひもといていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 伊勢委員にお答えさせていただきます。

77ページの資料にございますように、塩竈市の20立方メートル、税込み価格が3,834円となっております。こちら比較いたしますと、県内では、高い順でいきますと、5番目のランクになるのかなと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 5番目ですね。はい、分かりました。

この表でいうと、一番高いのはどこですか。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 お答えいたします。

表のほぼ中段になるのかなと思うんですけども、村田町の4,534円が、税込み価格で一番高い状況になっているのかなと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その比較でいうと、塩竈市が3,834円ということで、5番目ですよというのは、確認させていただきました。

そこで、県内で下水道の料金、基本料金なり従量料金との比較で20立方メートルで、今、確認をさせていただいたわけですが、もう一つ、資料No.22の34ページのところにちょっと目を移していただきたいと思います。

それで、これについては、下水道使用料改定時の計画と実績及び令和2年度の計画についてということで、当時、平成27年から、そして、令和元年までの計画です。真ん中が実績ということなので、比較すると、やはり実績になるかと思えます。これを見ると、計算式があって、下水道使用料の過不足をこの中では計算をしております。この比較でいうと、過不足が書いてあるのが、ちょうど下から3番目くらいでしょうか。そうですね。過不足分。過不足というのはどういう意味なのか、何から何を引いて過不足になっているのか、ちょっと確認をさせてください。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 お答えいたします。

表にございますように、過不足につきましては、Dの欄の下水道使用料からその下にございます、資本費平準化債を差引きいたしまして、Aの汚水経費のうち、使用料対象経費を差し引いたものとなっております。こちら、△3億8,053万7,000円ということでございます。令和元年度につきましては、下水道会計そのものが、本年度から公営企業適用のため、打切り決算ということでさせていただいたため、使用料が1か月分、公営企業会計側に収入が入ってしまうという現象が起きてしまうので、前年度より大きな数字になっているのかなと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうしますと、この過不足分というのは、下水道使用料から資本費平準化債を引いて、不足が出ましたよと、こう捉えてよろしいんだと思うんですね。そうすると、過不足使用料ですから、使用料の不足分については、何で充当しているのか、確認をさせてください。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 お答えいたします。

先ほどの説明で、ちょっと若干間違った点がございました。

D+（E）ということで、すみません、下水道使用料と平準化債は引くのではなくて、不足ということでございます。先ほどの説明を訂正させていただければと思っております。

今のご質疑でございますが、3億8,000万円の充当先ということでございますが、こちら一般会計からの繰入金という形になるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

過不足分については、一般会計からの繰入れで、その分については、分かりやすくいうと、市民の負担にはなりませんよと、こういうことで捉えてよろしいんですね。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 お答えいたします。

今回の処置につきましては、あくまでも特別会計から公営企業会計の特例的な措置ということで、今年度だけこういった現象が起きるということでございましたので、市民の皆さんに使用料が上がるという現象は起きません。

よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そこで、特別会計の関係で、もう一つ、見ていかなきゃないのは、先ほど、一般会計の繰入れがありますよという回答がございました。そこで、その詳細について、資料出させていただきました。同じ資料No.22の35ページのところに目を移していただくと、平成27年度から令和元年度にかけて、一般会計からの繰入額が付されております。令和元年度ですので、令和元年度の一番右のところに見ていただければと思いますが、これは、21億円が繰入れですと。そうしますと、下段の2、3、4、最後の比較というところをちょっと説明をいただきたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 お答えいたします。

比較の欄の2億7,577万5,000円につきましては、地方交付税でも措置されない実質的な地方負担分ということになるのかなと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

一般会計の繰入れの、私が聞いたのは、例えば、復興分というのは何を指しているのか。それから、通常支出分というのは何を指しているのか。普通交付税の基準財政需要額というのは何を指しているのか。その辺の説明をしていただければということなんだよね。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 申し訳ございませんでした。

復旧復興分につきましては、災害復旧事業あるいは復興交付金事業の充当財源に充てていただいた分となります。あと、通常収支というのが、今、①から②を引いた分ということになりますね。普通交付税基準財政需要額（下水分）につきましては、普通交付税の基準財政需要額で見ていただける分の金額を示してございます。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、比較として、2億7,577万5,000円、志子田委員もやっていましたが、一般会計からの繰入れ、復興分はまずその国の財源です。そうすると、実際の純粋な一般会計の繰入金というのは、国からの地方交付税の基準財政需要額なども充当されているわけですから、一般会計の実際上の繰入れは2億7,500万何がしと、比較3、4と一番下段、こういうふうにと捉えて判断していいのかな。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 そうですね、恐らく補助金とかそういったものを全部差し引いた一般会計からの繰入金ということで頂いた部分では、本当に純粋な市税を投入していただいた金額が2億7,577万5,000円になるのかなと考えてございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

実際の市民の税金の市税の負担分が2億7,500万何がしと、こういう形をたどっているという

のは確認をさせていただきます。

あと、資料No.22のところ、37ページのところを開いていただければ、下水道事業の……

○阿部（眞）委員長 伊勢委員、資料。

○伊勢委員 ごめんなさい。資料No.22の35ページから37ページか。別なのを引いたかな、私。昨日もちょっとミスっちゃってすみませんね。ごめんなさい。資料No.20の35ページから36ページね。失礼しました。

それで、実はその比較でちょっと見まして、下水道事業会計でちょっと見ると、例えば、借入れについて、起債残高についても、例えば、地方債残高、37ページのところと比較すると、平成20年当時が367億円ですね、残高。令和元年度で243億円と。先ほど志子田委員からかな、鎌田委員からも資本費平準化債、借換えも含んでという、5年間の関係での話がございましたが、それにしても地方債残高、一頃は、下水道の地方債残高が確か400億円だったか、500億円だったかで、ちょっといろいろ問題になった時期があるんですが、その頃と比べると随分減ったなという感はするんですが、このほぼ10年間の残高の減少というのは、どう捉えればいいんでしょうか。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 お答えいたします。

10年間ということのご指摘でございますが、基本的に東日本大震災が発生しまして、下水道も復興あるいは災害復旧事業に建設事業をシフトさせていただきまして、あまり起債を発行せず、事業を進めてこれたということが、起債の残高の減少につながっている主な要因ではないかなと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうすると、これまで起債で大分苦勞して償還はしておりましたが、240億円、3億円台のペースで推移をしているということは、これからの償還自身がいろんな意味で下水道事業にとって、今後の事業を占う推移と考えてもよろしいのかなと思うんですが、そうしますと、1つは、下水道事業のこうした今後、今、令和2年度ですから、令和2年度以降のこういった起債を充当するというので、何らかの形で行うのかどうか、その辺の確認だけさせてください。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 午前中にもご説明をちょっとさせていただいたんですが、本年度、下水道でストックマネジメント計画というものを立てさせていただいてございます。こちら、主に維持管理と申しますか、古い管路の更新事業を考えてございまして、こちら、国の採択などを得ますと、有利な国庫補助金を頂きながら、事業を展開できるのかなと考えております。このストックマネジメントの計画に基づきまして、今後、管路の整備計画、既存のものになるかと思うんですけれども、こちらの更新の計画を立てさせていただいた中で、建設事業費と新たな起債の発行の関係性が見えてくるのかなと思っておりますので、もう少しお時間いただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 スtockマネジメントというのは、企業会計に移って、実際の成果品というのは、いつ頃出てくるんですか。

○阿部（眞）委員長 星下水道課長。

○星建設部下水道課長 本来であれば、もう既にストックマネジメントをつくっておくべきかなと考えておりましたが、諸般の事情で今年度、発注させていただいたというような状況になってございます。そのために、特別会計でもストックマネジメントをつくっているところも当然ありますので、そういった部分でやっていければと思っております。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、分かりました。

今年度の発注だったということですね。これは、今後のやっぱりいろんな環境、大分古くなってきているものも含めて、国庫補助あるいは起債での充当という話になるのかなと思います。

そこで、一般会計の実際の繰入れは、2億何がしということですので、やはり市民の皆様の声としては、ぜひ、下水道料金は下げてほしいという声は、どこでも聞かれます。この間、曾我委員も水産会の話をしました。例えば、下水場の排水についての、やはりそれも下水道に入れるということになって、やっぱり負担が大きいんだと、前段、そういうお話もあって、例えば、排水処理費として、496万円という額が、先ほど前段の特別会計でも示されております。いずれにしても、やはり、市民全般、それから産業界全般の中で、引下げを求める声があるのは事実でございますが、そうしますと、言ってみれば、一般会計の繰入れをもう少し厚くして、もう少し厚くしてというのはあんまり言い過ぎかもしれないですが、一般会計の政策的な投入を行って、引下げを考えることはどうなのかということで、少しその辺のくだりで、政策判断

になるので、これは、市長にお聞きするんですが、改めて下水道会計のその辺の考え方、対処方についてお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 市民の方々をはじめ伊勢委員がご指摘いただいている部分については、非常によく理解はいたしますけれども、やはり今日までの下水道工事等々の累積赤字も大分、皆様方の努力で返済をしてきましたが、まだまだ240億円程度あると認識しております。基本は、やはり受益者負担の原則がございますし、僕の記憶では、平成の1桁のときに、水産業界で一時期、水道料金を14年間上げなかったと。そのツケが14年後に、確か60%値上げしたいということで、市のほうでお願いして、業界の反発もあって、結果、40%ぐらいの値上げで終わったという記憶もございます。いつか必ず払わなければならないのは、誰かが払っていかなければならない。そのバランスを世上の状況とよくよく鑑みながら、対応するということは必要だとは思いますが、これだけの累積債務を抱えている下水道事業にあっては、今はふさわしくないという判断をさせていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 じゃあ、これは今後の課題として、ぜひ。市長自身の考え方はそういうことですので、しかし、やはり引下げを望みたいという声は、市民の中での引き続きの課題ですので、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

次に、水道事業会計、10分ほどしかないので、そちらにちょっと移らせていただきたいと思います。水道事業ですね。

そこで、今回、水道で決算資料が出ております。資料とそれから水道事業についての関係で決算書が出ております。

そこで、これも比較になるわけですが、資料No.15の16ページのところに、県内の各市町村、15市の関係で、基本水量、それから基本料金、従量料金等々、書かれております。これは、20ミリ立方メートル中ということで、比較となっておりますが、塩竈市の先ほど言った10立方メートル当たりの順番、ちょっと教えていただければと思います。どのぐらいの水準なのか。

○阿部（眞）委員長 小林水道部業務課長。

○小林水道部次長兼業務課長 水道料金の県内の状況というご質疑でした。

まず、県内で10平米立方、こちらは安いほうから数えますと、5番目と。あと、20立方メー

トルの場合は、県内では安いほうから数えて7番目ということになります。

以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 比較的塩竈市の水道は安価だと受け止めました。

そこで、その資料の13番、先ほど午前中に、10ページのところに様々なこれまでの令和元年度の塩竈市の水道事業の報告書というのが載っています。10ページのところで大倉ダムの貯水が62万トン、仙南・仙塩広域水道が10万トン、湧水水道が62万トンだということで、そういうふうに描かれております。湧水水量はまず省きまして、前段、菅原委員も質疑がございました。

そこで、改めてちょっと私ども、塩竈市の水道の単価について、ちょっともう一回、しっかり認識したほうがいいのかなと思います。

監査意見書の水道の関係で、資料No.6の21ページをちょっと開いていただきたいと思います。

それで、この21ページのところを見ますと、供給単価、給水単価、例えば、供給単価が218円、給水単価が187円、販売差益が31円と、こういうふうに書いています。下のほうは、給水原価等の資本費、給与費……6番の監査審査意見書の21ページ。

○阿部（眞）委員長 すみません。資料No.6の後ろのページのほうにある21ページ目。

○伊勢委員 それで、資本費が85円、給与費が30円、退職金が4円、その他66円、費用合計が187円と、こんなふうに書いています。

そこで、私が着目したのは、31円のところなんですよ。31円というのは、比較的塩竈の水道の関係でいうと、よく利益を上げているのではないかなと思うんです。それで、この資料No.15のところの17ページのところ。そのところを見ると、ちょうど17ページのところで、上のほうから6、7と。今、31円ということで、利益がありますよということのようですが、そうしますと、他市町村と比べて実際の販売利益というのは、どんなふうになっているか分かります。各自治体比較すると、分かる範囲でいいです。

○阿部（眞）委員長 小林水道部業務課長。

○小林水道部次長兼業務課長 こちらに記載のとおり、まず、各市町村、それぞれ金額の差等については、結局、この中身につきましては、供給単価から給水原価ということで、結局、販売している単価から作っている、かかっている費用で差し引いた差額という形になると思います。ただ、本市の場合、ほかの市と違うのが、例えば、多賀城市の場合は、結局、ほぼ広域水道を購入していると。塩竈市の場合は、作って販売しているといったちょっと差で、その市町村の

状況によっては、それぞれ違うということでございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そのとおりだと思います。それぞれ市町村ごと、水の需給の受け入れる関係が違うと思うんですね。ちょっと私もこの表で計算してみたら、例えば、仙台市は2円、石巻が13円、販売利益ね。多賀城市が5円、名取市が45円、あと、紹介するのはちょっと時間もあれですので、結局、塩竈市は比較的そういう単価、販売の利益が結構高いんですよね。恐らく私の基準で考えれば、塩竈市の独自の大倉水系があり、仙南・仙塩域は15%ぐらいの受水なので、もう一つは、施設面でもやはり昭和35年頃、梅の宮浄水場を独自に作って、そして、いわば独自の浄水ということで、歴史を作ってきた経過があるかと思います。それでよろしいのかどうか、そういうものも含めて、そういった販売価格、単価、差益になっているのかどうか、ちょっと確認させてください。歴史的な経過だけです。

○阿部（眞）委員長 大友水道部長。

○大友水道部長 伊勢委員の質疑にお答えをいたします。

ただいま小林水道部次長が先ほど答弁申し上げたように、やっぱり塩竈の場合は、長い歴史の中で、大倉ダムから水を引いて、浄水をして売っているということで、施設にかけた費用が、この販売で差益の中に出てきているという状況です。ただ、今後、浄水場もかなりの年数、法定耐用年数に近いというふうな形になっていますから、将来的には、そういう浄水場の更新、こういった在り方が必要なのかということも検討しながら、やっていかなければいけないなど考えておりますので、今のところ、先人たちが投資した金額が、その部分で今、差益が出ているというふうな状況の認識です。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。先人の作った、やっぱりそういう水道事業の関係で、やはり私たち、水道事業をしっかりと見ていく必要があります。

時間もありませんので、今般の関係でいうと、資料No.13の6ページ、7ページをちょっとお聞きください。

今回、令和元年度塩竈市水道事業剰余金計算書。これが認定の対象だと思いますが、そうしますと、下の表の関係だけちょっと教えてください。どういうふうになっているのかね。ちょ

っと未処分利益剰余金、それから建設改良積立金等々の関係だけ教えてください。

○阿部（眞）委員長 小林水道部業務課長。

○小林水道部次長兼業務課長 こちらの表の見方でございます。ちょうど上の表の利益剰余金という表がありまして、その中で、減債積立金、あとは建設積立金。あと、まだ処分を今後考えていく部分の金額ということになります。その中の一番下のところ、9億5,442万円という金額が出ております。これの今後、今年度末から来年度に向けて、年度末の処理ということで、その下の処分計算書というものがございます。その中で、9億5,400万円を減債積立金に1億442万と。あとは改良積立金として1億5,000万円、あと資本金の積立として1億円、それで残という形になりまして、繰越しの剰余金が6億円という、来年度に向けた、年度末の処理を起債しているような内容でございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 建設改良との関係で発生するんだろうと思います。

そうしますと、決算書の中の10ページのところに概況、報告書が載っています。今後の建設改良の状況ということで、第7次、第2次等々載っていますが、いわばこれの原資と捉えてよろしいのか確認させてください。

○阿部（眞）委員長 小林水道部業務課長。

○小林水道部次長兼業務課長 原資の一部と考えていただければよろしいかと思います。水道事業会計は収益的会計と資本的会計とありまして、今回のこちらの改修等につきましては、資本的収支のマイナス分をこちらで一部補うという形の処理をさせていただいているところです。

以上です。

○阿部（眞）委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 私からはまず、資料No.7の45、46ページから質疑させていただきます。

まず、最初にお聞きしたいのは、46ページの一番上のほうにある不納欠損額、2,489万という金額があるわけですが、この欠損額になる背景について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 介護保険料の不納欠損に至る理由でございますけれども、基本的には、介護保険料は賦課して、2年間にわたりまして、先ほども若干、答弁の中でありましたとおりですけれども、その過ぎた後には不納欠損額ということになります。

なお、今回、この金額になりましたことにつきましては、第7期の保険料について、不納欠損の時期とかぶることになりまして、このような金額となっております。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 2年間徴収できないと、欠損額になると。

それで、あと聞きたいことは、例えば、介護サービスを受けている最中に、保険が払えなくなったという状況が生じた場合に、介護サービスは受けられるようになるのか、受けられなくなるのか。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 基本的に、介護サービス自体は受けることはできます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 すると、その際は、一応、担当課に相談すれば、受けられるようになるという理解でいいわけですか。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 先ほど、若干触れさせていただきましたが、3割負担になる場合もありますけれども、そこで介護サービスが停止になるということはありませんので。なお、介護保険料が、例えば、督促状が来たとかいう場合には、随時相談に乗っておりますので、ぜひご相談いただければと考えております。

よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 分かりました。私も介護保険を納めるようになって35年になります。幸いまだ使うことがないので、これからおいおいと使うようになるのかなと思いますので、ちょっと先を心配してお聞きしたわけですが。

それでは、次に、今度資料No.7、45ページでの繰入金がありますね。他会計繰入金7億8,900万円、あと金繰入金で7,000万円で、両方で8億6,000万円という繰入金があったと。それでこれ、今後、団塊の世代がどんどん増えていくと、10年後、20年後に、この繰入金がどこまで増えていくんだろうかと、ふとちょっと心配になったものですから、その辺もし、試算ができているのであれば、教えていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 試算につきましては、現在、第8期介護保険事業計画でまとめる予定としておりますので、現在のところ把握しているものはございません。ただ、委員がご指摘のとおり、確かに今後、高齢化社会が進みますけれども、一方で、実際に高齢者自体の人口は、本市の場合には減少傾向が出てきております。そうしますと、この繰入金の中には、資料No.8の267ページをちょっとお開きいただければと思うんですが。資料No.8の269ページないし270ページをお開きください。こちら繰入金の内容でございましてけれども、例えば、一番下の低所得者保険料軽減負担金、これは、被保険者の3割程度を占める非課税世帯の方々の部分でありますけれども、これらの方々については、引き続き増加すると思われまので、この部分は増えるということになります。ただ、財源につきましては、国が例えば、このうちの50%、県はこのうち25%負担するということになります。裏を返せば、本市としても負担割合は増えますので、今後、市としての負担は増えていくということであろうと考えております。私の私見でございまして、そのように考えております。

以上となります。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 分かりました。これから、一番いいのは、介護保険をできるだけ高い年齢になるまで使わないような健康体を維持することが大事なことだろうと思いますね。私的にはピンピンコロリがいいかなと思いつつながら、日頃生活をしているわけでありまして、まず、今は、この場合は増えるということで、いろいろパンフレット作って渡したりということではしておりますけれども、やっぱり健康寿命をいかに延ばすかというところよね。いろいろ考えていかなきゃいけないなと思います。

それで、歯科医師会の間では、80歳20本というようなこともよく言われます。それで、ちょっとお聞きしたいんですけども、塩竈市の場合は、歯の定期健診、無料化の定期健診というのは、例えば、高齢者向けに実施しているのか、幼児に実施しているのか、その辺のちょっと実施状況についてお知らせいただきたいと思つてます。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 健診関係につきましては、私の答えというのはあれなんですけれども、例えば、特定健診とかにつきましては、当然無料で、現在。以前は、一部負担金を取っておりましたが、無料でしておりますし、各種国保に加入している方々のがん検診、その他に

つきましても、国保加入者は無料でお受けいただいているという状況がございますので、こういったことを通しまして、高齢者の方々には金銭負担なく、そういった健診を受けていただきまして、介護予防という側面もございまして、今後も健康で、先ほどの表現を借りますと、ピンピンとしていただければとは考えておりますので、よろしくお願いたします。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 特定健診というのはどういう、例えば、時期的なものになるんですか。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 時期でございまして。受ける時期。

○阿部（眞）委員長 もう一度志賀委員、お願いします。

○志賀委員 ちょっと特定健診と言われても私、ぴんどこないので、どういうものが特定健診と
いうのか、そこから説明してください。

○阿部（眞）委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 答えいたします。

特定健診に関しては、一般的には市民健診ということで、75歳以上の方あるいは74歳以下の方、当然、国民健康保険の対象になるのか、後期高齢の対象になるのかということでござい
ますが、こちら、市民健診ということで、今現在、本市では実施している状況でございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 私が聞いているのは、75歳以上になったらなるとか、要は、塩竈市民に対して、歯
を大事にするために、やっぱり一定の年齢からちゃんと毎年なり、2年に一遍なり、歯の健康
診断をすることによって、ちゃんと丈夫な歯を維持すれば、自分で歩けるような食生活もでき
るし、体も健康を保てるんじゃないかなと思うわけです。

そこで、そういった健康診断というものを、もし、ないのであれば、やはり40歳ぐらいから
でも、定期的にそういった健康診断をすることによって、やっぱり歯がちゃんとしていれば、
国民健康保険を使う量も減るかもしれませんし、介護保険を使う量が減るかもしれない。そう
いったことをやって、実際に成功している自治体もあるわけですから、そういったこともちょ
っと参考にさせていただいて、どうかなと思うんですがいかがでしょうか。

○阿部（眞）委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 それでは、主要な施策の成果、資料No.9の61ページをお開きいただきたい

んですけども、61ページ、成人保健事業になります。がん検診、推進事業を含む成人保健事業と記載させているところがございます。こちら、一般会計で実施しておりますけれども、各種健診の下から2番目、歯周病疾患健診というものを実施してございます。こちらは、ちょっと内容、今日特別会計でございますので、資料手持ちにございませんが、対象年齢とか後調べてご報告はさせていただきたいと思っております。今、志賀委員おっしゃったように、歯の健康を若い時期から対象とした健診は取り組んでございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 一般会計入ってしまうんですから、ちょっとね。ただ、年齢的には、さっき言ったように、まめにしてもらおうようにしたほうがいいのか。やっぱり歯というのは、大人になったら、抜けたらもう生えてこないもんですから、そんなところを踏まえて、市民の健康維持のために、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、介護保険の、例えば、塩竈市民の介護保険料の納税者数、それと、介護保険のサービスを受けている人の人数と違ってというのは、分かりますか。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 まず、介護保険対象者数でございます。

資料No.9をご用意いたします。資料No.9の80ページをお開きください。

介護保険料の被保険者、いわゆる対象者については、1番の被保険者の合計の欄にありますとおり、1万8,100人です。ただ、下の米印にありますとおり、これは、塩竈市の純粋に75歳以上ということではございませんで、それに加えて、住所地特例者、いわゆる塩竈市から他市町村にある施設に入所し、住所を移した方も含めての人数が、1万8,100人が対象となります。

2つ目のご指摘の、じゃあ対象、実際の受けている方々がどの程度いるのかというのは、下の認定の状況というところになります。令和元年3月末現在でございますが、一番下の表の合計欄にありますとおり、3,110名の方々が対象となっております。こちらの方々が1万8,100人のうち、3,310名が対象ということになります。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

被保険者ということは、保険を納めている人ですよ。それで、65歳以上、75歳未満、それから75歳以上ということで、40歳から介護保険って納めているんじゃないんですか。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 介護保険料は、簡単に言いますと、2段階と申しますか、2種類と言っていいのかわかりませんが、40歳から確かに介護保険料はかかるんですけれども、いわゆる会社の勤めとかで、会社で保険料という形で天引きされています。いわゆる介護保険分ということで。当市の場合、国民健康保険税を運営しておりますが、こちら介護保険分ということで天引きと申しますか、医療分と後期高齢支援分と一緒に徴収されているので、会社勤めの方は社会保険料ということで、一見すると、介護保険料って何だろうとなりますが、そういった形で天引きをされているとなります。一方で、私どもで運営している介護保険事業につきましては、65歳以上の方になりますと、これは、65歳以上の方はご記憶の方もいらっしゃる、志賀委員もご記憶あるかと思うんですが、65歳になったときに、今まで例えば、会社勤めの方で天引きされていたのが、塩竈市から介護保険料ということで、切り替わって納めてくださいということで、納付書と一緒に来ていることがあると思います。したがって、こちらの65歳以上の方々が1号被保険者ということで、介護保険料を直接、納めているんだと、感覚的にも納めているんだという方々が1号被保険者。2号被保険者、これは今申し上げた、65歳未満の方々ですけれども、会社勤めの方とか国民健康保険に加入されている方は、ほかの医療分と一緒に天引きされているので、感覚的には介護保険料を納めている感覚はないんですが、社会保険料としてお納めいただいているという状況になっております。よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 そっちの数字は押さえていないということですね。ただそれだけでいい、押さえているのか押さえていないのかだけ。

○阿部（眞）委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 押さえてはございません。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 それと、先ほど来、魚市場事業会計のところでも議論がありました。それで、これは、私的には、今回の新しい市場ができたことによって、年間3,000万円以上の費用が増えたというところで、結局、また魚市場事業会計の赤字が増えてきたというところだと思います。それで、この赤字をどうしたら消せるのか。

○阿部（眞）委員長 志賀委員、資料番号をお伝えよろしいですか。

○志賀委員 資料番号ね。市場会計ですから、何番だ。

○阿部（眞）委員長 資料No.9の160ページでお間違いないでしょうか。

○志賀委員 今現在、最初、市が計画したのが130億円になればツーペイになりますよという計画であったわけですが、現状、分析しますと、85億円、昨年。今年度は75億円ぐらいだということに予想されているということなんですが、魚市場は卸売があつて、問屋というものがあります。問屋が漁船の船主さんと連絡を取り合いながら、塩竈市に船を引っ張ってくるという形になっていて、口銭としては、卸売が3%、それから問屋が2%という、合計5%という市場を通して売ることに對する口銭を招集して、残りの分を船主さんに払うという構図になっているわけですね。そうすると、75億円だと5%総額で、3億7,500万円。85億円だと、4億2,500万円と。そうすると、市場会計をこの中から、例えば、全部まとめちゃえば、捻出することは可能性はあるわけですね。私は、25年前に問屋組合の理事長をやっていたときに、問屋組合の人たちに、将来的には、問屋と卸売が一本化、これも一つに入っていくと市場の経費は賄えなくなるよねという話もしたことがあるんですが、そういった形のものを、せつかく卸売が一本化になったわけですけれども、またその先に、そういう問屋と卸売の一本化というところを模索していくことによって、こういった経費の捻出が出てくるんじゃないかなろうかと思えます。ただ、これを、いろんな経緯費を仲買さんに押しつけるということになると、仲買さんは、買ったから必ず儲かるという商売ではないわけです。ですから、マグロ屋さんも半分になっています。今ね。それだけ塩竈市場の購買力が落ちているわけです。そういったことを考えたときに、やっぱり先ほど言った、問屋と卸売の一本化、そして、5%という口銭で魚市場をどうやって維持できるかというような模索が必要なんだろうなと。これはなかなかまだ、すぐにどうこうということではないかもしれませんが、こういったことは一応、私の弟、市場の社長にも話はしていますけれども、ただ、なかなかすぐは難しいよねという答えは出してはいます。ただ、そういうことも踏まえて、これから検討をしていく道があるのかなというね。ただ、より取り扱える水揚げ量が今より落ちなければいいんですけれども、この先落ちないという保証はどこにもないわけですね。やっぱりそういうことも踏まえて議論を重ねていかないと、単に、例えば、市場会計が赤字だから、業界もっと出せといったら、別に塩竈の魚市場は、不要な市場になってしまいかねないと。不要というか、使い道のない市場だね。買い人もいない、すると卸売人だけでは商売になりませんので、まず、買う人がいないと水揚げができないわけですね。そこのところを踏まえて考えていかないと、なかなか難しい問題だろうと私思っております。これは、先ほどもいろいろ議論が出た中で、私なりの水産業界を一応、ずっと経験し

ているものですから、そういう一つの提案をさせていただきたいと思います。これは、別にこの場でどうしてほしい、こうしてほしいじゃなくて、そういう考え方もありますよということで、とどめておいていただければ。

次に、今度は市立病院ですね。資料No.14の3ページ、それから資料No.6の30ページと32ページですね。

まず、ちょっとお聞きしたいのは、資料No.14の3ページ。そこに、上のほうに1給与とありますね、目のところにね。ここに、2億400万円と書いてあります。

それで、資料No.6の32ページ。ここの給与費の部分には、18億3,000万円ですかね。これ予算額か。私はちょっと勘違いしました。それで、数字の違いがあったんで、ちょっとお聞きしたいと思ったんですけれどもね。18億円は決算額ですね、これね。それで、じゃあ決算の資料No.6の18億3,000万円で人件費比率が65.2%となっています。それで、これ以外にアウトソーシングした人件費というのは、どこに入っているのでしょうか。

○阿部（眞）委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 基本的に、アウトソーシングしたものというのは、委託とかそういう部分になってございますので、この32ページの表ですと、経費に合算されて入っているということになります。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 2つの部分を合わせて幾らになりますか。

○阿部（眞）委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 すみません、経費の部分は、委託だけではなくていろんなものが入っているので、委託だけというのと、またちょっと別に計算しなくちゃいけないので、今すぐちょっと出てこない数字になります。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 なぜこれを聞いたかといいますと、結局、前にも言いましたけれども、市立病院というのは、人件費比率が民間病院に比べて20%高いですよ。すると、ここのところを回復させないと、病院会計は、黒字はできませんよと。それで、先ほど来、議論を聞いていますと、相も変わらず、基準内繰入金だ、基準内繰入金だという話をされていて、そこにどうしても繰入金頼みの経営改善しか頭にないような、私は受け取り方をするわけです。だけど、そういう感覚を捨て去らない限り、市立病院の病院会計の黒字化は、ほぼ100%、私は無理であろうと。い

かなる努力をしてもそれはないでしょうと思っています。というのは、もう20年来、病院の経営健全化というのは、委員会を作ってやっているわけですね。だけど、やっところまでは来ましたが、ゼロになるという計画は、いまだに出てこないということは、無理だということなんです。それで、戦後75年経って、膨大な繰入金、この10年でも70億円の繰入金を入れている。その前にも赤字があった。その中にも繰入金もあっても赤字があったというふうなところで、また新しい病院を作って、公営でやっていたら、また何十年も同じことの繰り返しになりますよ。それで、人口がこれから減っていきますよ。赤字が増えますよ。そうなったときに、じゃあ誰が責任を負うんですかというところまで考えて、やっぱり市立病院の在り方というものを考えていかないと、とんでもないお荷物になりかねないなと私は思っています。そこを、やっぱり病院事業管理者がおっしゃるには、公立病院は公立病院としてのやることがあるんだということをおっしゃいますけれども、じゃあ、それは民間にできないことなんですかと私は思いますね。同じ病院の切り替えて、安定した収益が上がるようになった。そういう条件で、例えば、公立ではなくて、民間に指定管理者に。条件で募集して、応募するところがあれば、それでいいわけです。それで、前にも言いましたけれども、公で建てると、建設費が民間の1.5倍、2倍に跳ね上がるわけですよ。どうしたわけかね。そこもやはり踏まえていかないと、本当の意味での病院の健全な在り方というのが考えられないと思います。ですから、そういうことを考えていただいて、これからの議論をやっぱりしていかなきゃいけないと私は思いますけれどもいかがでしょう。

○阿部（眞）委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 まず、お話ししておかなくてはいけないことは、現在今、当病院に不良債務はないということですね。まず、これは強調しておきたいと思います。不良債務はございません。

それからもう一つは、やはり今後の医療を考えたときに、どうしても今回の新型コロナもそうなんですけれども、やはりその医療をやればやるほど、病院の経営が難しくなるというようなことがあります。つまり、民間病院では、なかなか担当できない診療科であったり、疾患が必ず出てきます。こういうことをできるのは、もう公的な病院しかないんですね。ここは、やはり、地域医療を守るための公立病院であるということを、皆さんの意識の中に根づかせていかなくてはいけないのではないかなと思っています。

以上です。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 今回のコロナ騒ぎでいろいろ受け入れた病院は、公立病院だけではないはずですね。ですから、できないことを理由を並べるんじゃなくて、どうやったらできるのかと。どうやったら病院経営が完全に負担がなくてできるのかということをぜひ考えていただければと思います。結局、作っちゃって、後は病院管理者も20年も30年も病院にいらっしゃるわけではありませんし、その後のやっぱり責任というものをしっかりと考えていただいて、やっぱり負の財産を市民に残さない。これは、戦後75年間、ずっと背負ってきたお荷物なわけですから、それをまた続けるのかと、続けないのかということをやっぱり大いに議論していかないと、確かに職員の方の職益を守るということも大切ではありますが、そのために、5万6,000人の市民の福祉向上に回せるような予算が削られていくということは、私としてはいかなものかなと感じるわけですね。それで、市立病院が絶対なければ、市民が行くところがないんだと言うなら、これは別ですけども、そうではない、今はね。戦後はそうでしたけれども、今はそうではないという医療事情がありますので、そういうところも踏まえて、ちょっとお考えいただけないかなと思います。確かに、自分たちのやっている病院がなくなるというのは、非常に寂しいことかもしれませんが、ただ、やっぱり大局的に物事を考えていただければなと思います。

以上で、私の質疑を終わります。

○阿部（眞）委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 就業健診の詳細について、少し補足をさせていただきたいと思います。

歯周病健診は40歳、50歳、60歳、70歳の方が指定医療機関で受診することができるということで、受診勧奨をさせていただいております。自己負担額は1,000円いただいておりますが、国民健康保険に加入の方は、無料で受診ができるというふうな制度になっております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃあ、10年単位ですか。

○阿部（眞）委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 現在、40歳から70歳まで10歳刻みで実施しております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 暫時休憩いたします。

再開は16時20分といたします。

午後 時 分 休憩

午後4時20分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

土見大介委員。

○土見委員 では、私からも何点か質疑させていただきます。前段、いろんな議員さんからお話あった部分と重複するところも多かったので、簡単にだけ質問させていただきます。

まず、使用するの、資料No.6の29ページ、病院のところからです。

ちょっとこまいところ、何点か分からないので、ご説明していただきたかったんですが、この資料を見させていただきました。すると、塩竈の病院の全国との差が見えてきて、どういうところに力を入れているのかなというのが分かりました。

資料No.6の28、29ページです。

○阿部（眞）委員長 資料No.6の後半のですね。

○土見委員 すみません。この資料、できればAの何ぼとか分けて書いてもらえると間違いもなくてよろしいかと思えます。後半のほうの28ページです。

この資料の中で、いろいろと全国と同規模の公立病院と市立病院の違いの部分を見せていただいております。その中で、何点かちょっと分からなかったもので、質問をさせていただきたくはありますが、まずは、28ページの患者1人当たりの診療収入の部分です。入院、外来があるんですけども、特に入院の部分で、今回は、病床再編のこともあって、1割ぐらい単価が上がっているかと思うんですけども、それでも全国と比べると、全国の7割、8割程度弱というレベルであると。ここが全国と差が出てくるのはなぜなのか、その部分からまず伺います。

○阿部（眞）委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長 ちょっと詳しいところは分かりませんが、我々のところは、昨年度の場合だと、療養病棟も持っております。例えば、療養病棟の単価は1万円台でございます。地域包括の単価は今、概ね3万3,000円から3万4,000円ぐらいの単価です。急性期はさらに高く、うちの目標設定でいくと、例えば、3万8,000円とか、その辺の単価を取っております。去年の場合だと、療養病棟の比率もかなり高かったもので、やっぱり全国と比べて低い。こちら、

全国の中には、急性期病院なんていうのは、単価がこんなもんじゃなくて、もっと桁が違うような単価の病院もございますので、このような平均単価になっているのかなと思っております。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そのまま、ちょっと分からないところをだあっと聞いていくんですけども、その後、3段下、給食材料費ですね。逆に、こっち、全国と比べると2.5倍から3倍ぐらいの費用がかかっているということで、材料費、先日、西村委員からも地元を使えというお話もありましたけれども、今、何でこんな高い。1食675円ぐらいということですよ。これだけ高い単価になっているのか、こっちもご説明をお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 給食の単価の部分でご質問をいただきました。

給食の単価ですと、資料No.21の28ページをちょっとご覧いただきたいんですけども。

これも、どんな方たちが、給食ですから入院の患者さんになるんですが、入院の患者さんで、どういう層の方たちが多いのかということで、かなりこれ変わってきます。例えば、この28ページの表の上の常食というものが多ければ、単価はかなり下がります。ただ、当院の場合は、高齢の方がかなりいらっしゃるんで、そうではない、例えば、流動食、それも経管栄養ということになります。これ胃とか腸とかに直接、管で栄養を入れるものになります。あとは、特別食、こちらの食種が非常に多くなっています。こうやって通常の食事ではない、治療とかそういう療養に関して直接、いろいろな特殊な調理とか状態で出すものが多いということで、単価が非常に高くなるという傾向がございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

この資料No.21のページで、常食が一番安いだろうなとは思いつつ、ほかのところはなかなか分からなかったもので、質問させていただいております。

さらにいくと、下のほうを見ていきますと、全体的に材料費とか薬品費というのは、全国よりも低い傾向にある中で、その後、次の29ページに移ると、エックス線関係のお話が出てきます。エックス線の収入というのは全国並みであるものの、患者100人当たりのエックス線件数と

というのは全国の倍ぐらい件数を賄っていると。なのに、1人当たりの技師の収入というのは、真ん中ら辺、エックス線技師1人当たりエックス線収入がそんなに、全国よりもやはり低くなっていると。ちょっとこら辺、全国の単価と大分大きく開きがある。全国よりも安い単価でやっているのかなというイメージがあるんですが、その辺はどういう事情の下でやっているのかお教え願います。

○阿部（眞）委員長 並木市立病院事務部業務課長。

○並木市立病院事務部次長兼業務課長兼経営改革室長 今の指標の部分の計算方法が算式ということで出されております。例えば、検査技師1人当たりの検査収入でいいますと、年間検査技師数の分の収入ですから、検査技師が何人いるのかということで、この数字はかなり変わってくると。ですから、どちらかといえば、単価が違うというよりは、技師数が少ない中で、何とかうまく回していると考えていただいたほうがよろしいかと思えます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 技師数、少ないという話なんですけれども、例えば、その1個前、エックス線技師1人当たりのエックス線件数というところとかを見ると、全国よりも数値は高くなっているような気がします。とすると、それでもやはり、技師数が相対的に少ないということになるんですかね。

○阿部（眞）委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 これは、エックス線の件数ということになっていますので、エックス線の中にもいろんな種類があります。例えば、単純撮影のようなものは単価が低いですし、CT検査なんかは高いということですね。この割合によって随分変わってくるのではないかなと思います。

以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、塩竈としては比較的今、簡単なというか、単価の低い検査が多いという話なんです。分かりました。ありがとうございます。

このページでは最後、お伺いしたかったのは、職員給与費の部分ですね。29ページの上から2行目の部分で、職員給与費55.2%というのがあって、大体全国並みの があるんですけれども、この表の一番下の部分、こちらの給与費の分母が入院外来の収益ということで、その他医業収益という部分を除いたものになると、全国よりもちょっと高めに出てきてしまうという

ことは、その他医業収益というものが、あくまで全国の平均と比べてですけれども、ちょっと少なめなのかなという印象があるんですけれども、この点もご説明いただければと思います。

○阿部（眞）委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長 これは、収益がやはり少ないと。また、ある意味で人件費という、職員の年齢層もちょっと高いという部分もございまして、その兼ね合いということになります。ただ、今年度からやっている病床機能の再編によりまして、下の数字、料金収入を上げるということが可能になってまいりますと、この辺の割合も少し改善されてくるのかなと考えております。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。一応、細かい質疑は以上にします。あんまり聞いているとそれはそれで怒られそうなので。

本題のところに入りたいと思います。同じ資料No.6の6ページ、7ページのところを中心にやっていきたいと思います。

前段、様々な委員さんからお話があったんで、その部分は省略するんですけれども、今回、早いうちから病床の再編をやったことによって、入院を中心に単価が1割ぐらい増加している。1割増しになったと。くしくもというか、コロナの影響だったり何だりで、患者数が減ってしまった影響もあるんですけれども、それでも入院収益というのは上がっていると。これで、コロナの影響がなきゃ、さらに1億円ぐらい上積みできたんじゃないのかなと。そうするとインパクトがすごいあったのかなと。ちょっと惜しいなというところはあったんですが。それを踏まえた上で、今後のことをお伺いしたいと思います。この資料の13ページに、病院の部分の監査の方からの結びがあります。その中の一番最後のほうを見てみると、今後厳しい経営状況が続くと予想されるので、入院及び外来の患者数の増加等云々と書いてあるんですけれども、まず、患者数の増加というところを1つ挙げられていることに、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。塩竈市、大体今だと年間、数%のレベルで人口が減っています。今、前段ご説明がどなたかからあったと思うんですけれども、高齢者の人口も減っていると。さらに、数年前には、近隣に新しい病院もできてしまったということで、患者数の増加、特に入院のほうですね。外来はもしかしたら健診とかも増えるかもしれないですけれども。単価の高い入院という部分で、なかなか患者数を増やしていくというときのポジティブな要因というのがないようなイメージを受けるんですけれども、その点、まずは管理者としてどうお考えなのか。こ

それを指標にすると、我々もそうなんですけれども、毎回、病院経営状況の資料を患者数と、それから単価で出されます。だけど、単価は何となく分かるんですが、患者数というのは、例えば、感染症であったりとか、今回のコロナもそうですけれども、社会的な要因によるばらつきが非常に大きくて、それで評価をすることは難しいのかなと。もちろん、患者数を増やすという目的は、頭に入れてやってほしいんですけれども、それを指標とすることの意味というのがあまり、正直見えてこないのかなと僕は思ってしまっているんですけれども。その点、管理者がどうお考えか。よろしくお願ひいたします。

○阿部（眞）委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 先ほど事務部長からもちよつとお話ししましたけども、我々の病院のやはり患者層が大分変わってきたのではないかなと思うんですね。やっぱり急性期医療に関しては、中小病院で行える急性期医療にはかなり限定的であって、やはり大病院に流れてしまうということがあります。そういうその時代的な流れ、それから地域包括ケアシステムの中での当院の立ち位置を考えたときに、やはり医療だけではなくて、介護とか福祉の分野ともやっぱり連携を図っていかなくてはいけないと考えています。それで、病院と病院のいわゆる病病連携あるいは診療所との病診連携だけではなくて、様々な施設と連携を組みながら、施設に入所している方が体調崩されたときに、すぐ我々のところに入院できるような形を整える。このような連携を今、深めております。新たな患者層をつかむことによって、患者数は増加するかもしれないというようなことで、様々な取組をしているところでございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、今までとは違う構図の中で、患者数を増やしていきたいということだと思います。ありがとうございます。そうすると、監査の方の最後にこういうところに期待したいということも、若干、納得がいくところかなと思うんですけれども。それでもやはり、僕の中ではというか、どうしても社会的な影響の大きい数値であることは、間違いはないと思います。

それで、見ていくと、その次の病院の経営の健全化というところが、あくまで塩竈市ないし塩竈市立病院が何かをしたことに対するアウトプットとして、成果を得られやすい部分なのかなと感じておりますので、その点を聞いていきたいと思います。

病院の経営の健全化ということで、1つ単価を上げるというのもその1つかなと思うんです

けれども、現在今、入院の場合だと大体3万3,000円が単価となっていますが、これというのは、今後もどんどん上げられるものなのか。患者側からすると、1回行って高い額を毎回取られるとちょっとつらいのかなというところもあるんですけれども、これはどれくらいまで上げる予定なのか。もちろん国とか診療報酬とかの話もあるんで、そこは置いといた上で話をすると、ここはまだまだ上げる余地があるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 これは、結果だと思います。そのときに入院していた患者層によって大きく変化するものであって、例えば、高額な診療報酬が請求できるような診療行為というのがあります。例えば、心臓のカテーテルのようなものとか、それから大手術ですね。こういうものは、非常に診療単価が高いので、病院の収益としては上がるわけですがけれども、こういう医療は、やはり大病院、急性期を専門にしている病院で行うべき医療と考えます。そうすると、我々のところで行える急性期医療にも、おのずと限界があるものですから、診療報酬もそこでストップすると思っています。ですので、伸ばしていけるというものではなくて、ある程度、入っている患者層、それからそこに提供できる医療の内容によって、この診療単価は前後する。しかし、以前のように療養病床を持っていたときの低い診療単価を通常の診療に変えたことによって、大きく今回、診療報酬がアップしたということで、病床機能を変えることによって上がった数値であるとお考えいただければよろしいと思います。

以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。分かるようで分からないというか。病床機能を変えたことによって、新たな、要するに、こういう方々に声をかけて、こういう病院とかと連携しようということで、受け入れる対象となる患者さんのめどというのがあるわけじゃないですか。こういう患者さんたちをメインにこれからは受け入れていきたいと思いますということで。さすがに、確かに160床とかそのレベルだと、1人すごい高額な患者さんが来たら、この数値がぶれてしまう可能性はありますけれども、その中でも、自分たちとしてメインのターゲットというとおかしいですが、メインとして見積もっている患者さんたちというのが入ってきた場合、現在のこの3万3,000円という単価がどれくらい上がる見込みでいるのか、そこが1つ重要なのかなと。特に収入の中でも、50%以上の割合を占めるような入院なので、ここがどれだけ上げられるかというのが1つ経営には重要なのかなと思うんですけれども、どこら辺まで見積もっているのか、

そこをお伺いします。

○阿部（眞）委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 この診療単価が今、現実的には、外科手術の件数や内容によって大きく変化しています。ですので、例えば、お盆の時期で、手術を制限したりあるいは今回の新型コロナの影響で、一時的に緊急を要しない患者さんの手術を延期したという経緯があります。こういうときには、急性期の単価が非常に落ちます。ですので、ここの診療単価を動かしているのは、外科手術、外科の力と私は個人的には思っております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 そうすると、なかなか外科の患者さんがどれだけ入ってくるかによって変わるので、見積もり出し難いというところなんですね。分かりました。

そうした場合に、病院経営というものの性質上、仕方ないと思うんですけども、どうしてもお客さんというか、病院の患者さんとか社会的な要因で、経営の収益に大きな影響が出てくるということですね。その中で、国に特に診療報酬があつたり、もしくは繰入れの話もありましたけれども、そういう病院の努力以外の部分の影響というのは非常に大きい、その中でうまく経営していかなきゃいけないということで、すごい大変なんだろうと思うんですけども、そうした場合、やっぱり一番やっていかなきゃいけないこととしては、病院自体を身軽にするというか、外来によって影響を受けたとしても、なるべくうまくやりくりできるように、ある程度病院というのはスリムにしていく必要があるんだろうと思います。というのは、具体的に言えば、さっき志賀委員が言っていた給与もそうなんですけれども、固定費の部分というのをある程度、ちゃんと厳しく見ていくということが重要なのかなと考えているんですけども、病院経営の健全化というところの内容の中には入ると思うんですけども、その部分、どのように、こまいところはたくさんお話は昨年も聞いていたんですけども、全体として考えて、どういうところをやっていくと今やっているのか、そして、来年もやっていこうとしているのか、その部分をちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 これは、国の示す診療報酬の中で行われている医療なので、やはり、我々がコントロールできないところもたくさんあるということだろうと思います。

それからもう一つは、先ほど事務部長もお話ししましたが、当院の職員の平均年齢はか

なり高いと考えます。やはり、急性期を中心にやっている医療機関には、新卒の医師であったり、看護師であったり、そういう方がどんどん入ってきますので、年齢がどんどん若返っていくというところがありますが、我々の病院では、なかなかそういうふうな職員の採用とか、そういうふうにはつながっていないというところがあります。ですので、もちろん病院を経営面からだけ評価するというのは、私はいかななものなのかなとかねてから思っているんですけども、やはり、その地域における病院の必要性というものをもう少ししっかりと見極めた上で、この次につながっていくものなのかどうかというものを判断いただくというのが、私はいいのではないかなと思っております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょっとやっているとだんだん時間がなくなってしまうので、後、詳しくはお話は聞きたいと思います。

次に移ります。次は、交通事業会計です。

資料No.9の203ページで離島航路についてお伺いします。

ちょっと時間もあと10分弱になってしまったので、さくっと大まかなところだけ聞きたいんですけども。まず、すみません、ちょっと前段としてお伺いしたかったんですが、一昨日、菅原委員のお話に対して、立体駐車場は一般会計でやっていますよというお話は、確か高橋課長からあったと思います。そのときに思ったんですけども、まず、なぜ、こちらの離島航路は、特別委員会になっているのか。特別委員会で運営して、わざわざ半分以上の額を繰入れてやっているという構図を作っている意味を、ちょっとまず、教えていただきたいなと思います。

○阿部（眞）委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 答えいたします。

まず、特別会計については、すみません、いつからというのは、記憶は私もないんですけども、役所に入ってから、ずっと特別会計だったという記憶はございます。それで、基本的には、特定収入で特定の事業を行っているということで、特別会計という認識でしかございません。詳しくは、後、財政課とかに聞いてもらえればと思うんですけども。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 会計的にいえば、これは企業会計に属するものでございます

ので、一般的には収入を得て、歳出と均衡しながらやっていくということで、一般会計とは切り分けて、そのほうが分かりやすく会計を見ていただけるということもあろうかと思っておりますので、そういったことで、市としてはこれまで特別会計として運営してきているというふうなことで捉えていただければと思います。よろしくお願いたします。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、昨日の立体駐車場との答弁に整合性というのはなくなってしまうのかなと思うんですけども、これちょっと聞いていると時間がなくなるので。

確認なんですけど、今回、県ないし国からも国庫支出金だったりとか、離島航路に対する補助金としてお金が大分入っております。こちら辺というのは、まず特別会計じゃないと入れることができないものなのか、そこも確認させてください。

○阿部（眞）委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 お答えいたしますが、土見委員すみません、国から入っている補助金とか県とかの補助金が繰入れに入っているかどうかということによろしいでしょうか。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 全然違います。すみません、もう一回説明します。

一般会計からの繰入れの中に入っているのは、県からの支出金と、あと交付税の部分ですね。この特別会計に直で入っているのが国庫支出金の部分ですね。この3つというのが、市外から入ってきているものなんですけれども、それというのは、特別会計としてこのように収支をまとめないと入れることができないものなのか。例えば、一般会計でもこういうサポートが得られるものなのかをお教え願います。

○阿部（眞）委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 国庫支出金については、現在、一般会計で受け入れて、交通事業特別会計に他の繰入金と合わせて、特別会計側では繰入金となっているということですが、これは、特別会計でなければ得られない収入ではないと捉えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。その点、今日はなかなか時間もないので、今後の参考にさせていただきます。

それでは、中の細かいところ、数点だけ質問させていただきます。

今回、乗船者数が15万8,808.5人いるんですけれども、増加要因としては、定期券を買った工事業者さんということが説明の中にもありました。ただ、工事業者さんというのは、もうさすがに、復興工事も終わりに近づいている中で、今後、増えるということが見込まれないものなんですけれども、乗船者数というのを増やしていかないことには、安定的な経営というのができないことも事実かと思えます。

そこで、現在、乗船者数を増やすためには、どのような策を取っているのか、細かく書いてあるんですけれども、そこを簡単に教えてほしいのと、あと、ウイークエンド特別便も5年、6年やられている事業かと思えます。社会実験という名の下にやられているんですけれども、5年、6年やった上で、まず、どういう結果が出ているのか。現状だと、毎週1回金曜日に、夜遅い便が出ますという感じの印象で止まってしまっていて、毎日夜遅くの便を出すというようなものには、なかなかここから先、飛びづらいのかなという思いがあるんですけれども、どういう目的でやって、現状どうなのかということ、この点をお伺いしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 尾形浦戸振興課長。

○尾形産業環境部浦戸振興課長 答えいたします。

まず、1点目の乗船客の増加策ということですが、土見委員おっしゃるとおり、令和元年度、15万8,808.5人ということで、定期券を購入した復興関係の作業の方々の増加によるものと思われます。確かに、復興事業が終了した後については、ちょっと定期購入者の減少とか、そういったものによって、乗船客数は減るのではないかとということで、私どもも危惧してございまして、コロナ禍の影響はございますけれども、今後、そういったものが収束していく中で、いろいろなうらと子どもパスポート事業とか、あとは、島で開催されるイベント等とかございますので、今後とも、島の魅力というものを発信する中で、何とか観光客とかの集客に努めてまいりたいと考えてございます。

あと、2点目のウイークエンド便につきましては、当初、平成25年10月に島民の方々の強いご要望がございまして、通勤通学をする方の支援策として始まったという形で伺ってございまして、当初、18時便というのが最終でございまして、それよりも遅いものということで、19時半を設定しまして、社会実験として運行を行って、平成25年からですから、7年経過しております。平成25年当初は、22回の運行に対しまして、338人の乗車ということで、1回当たりの乗船者数としては、14.5人という数字でございましたけれども、そこをピークにだんだんだんだん

減少しております。令和元年度、昨年度につきましては、年間で48回の便数の中で、257名ということで、1便当たり5.4人ということで、減少しているような状況でございます。社会実験ということで、7年間続けている部分もございますけれども、まだ、少数というか、ご要望もございますから、今後とも続けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村勝男委員。

○西村委員 特別会計の最後の質問者となりました、西村でございます。どうぞよろしくお願ひします。時間も押してしまっていますので、早めに質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

資料No.9の魚市場運営について、160ページ、161ページについてお伺ひします。

皆さんから様々なご意見が出ていましたが、この中で、現況と課題ということで、新魚市場設置における機械類のメンテナンス事業を変えるため、メンテナンスに要する費用が増大する見込みである。このメンテナンスでオーバーホール等により、ランニングコストを抑えたいということなんです。今後予定されるそれぞれの維持のメンテナンス費用というのは、どのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 答えいたします。

161ページ、現状の課題の中に、4番で記載させていただいた部分でございますが、先ほど市長答弁にもありましたが、施設の運営等について、今後考えていきたい。我々、昨年の決算特別委員会でも、指定管理という制度の手法についても検討させていただきたいと、答弁をさせていただいたかと存じます。今現在、その指定管理に当たる委託料、こういった維持管理、修繕費がどれくらいかかるのかといった部分を今、精査をさせていただいておるところでございますので、今現在、どれくらいかというのは、申し訳ございません、金額のほうちょっとお示しできない。今、精査をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。なるべくお金のかからないようによろしくお願ひします。

質問の中で、最初、山本委員からも出ましたけれども、E U H A C C P取得へということで上がっております。水揚岸壁からベルトコンベアと魚体選別機を設置した4分の1の区間が

その対象になったというんですけれども、魚体選別機、これは魚市場の持ち物なのか、運営会社の持ち物なのか、メンテナンスはどちらで対応しているのか、ちょっと教えてください。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

魚体選別機に係るご質問でございます。魚体選別機につきましては、平成30年10月に供用開始、稼働させていただいております。これに係る費用につきましては、市が高度衛生管理型荷さばき所整備事業といたしまして、水産庁等の補助をいただきながら、約9,000万円で設備を導入させていただいたものでございます。これに係る維持管理につきましても、基本的に市の所有物でございますので、ただし、管理は今、卸売機関さんをお願いをさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

資料No.8の232ページにありました漁港利用料等に入ってくる210万円の中に入ってくるということでもよろしいのでしょうか。資料No.8です。232ページ。魚市場事業特別会計の中で漁港施設利用料ということで、210万円が上がっていますが、これに充当させているということでもよろしいでしょうか。

○阿部（眞）委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

魚体選別機に係る使用料のご質問と受け止めさせていただいております。こちらの魚体選別機につきましては、導入当時、冷凍カツオ、ビンチョウマグロの水揚げ増を図るべく、戦略的に導入をさせていただいた設備でございます。そうしたことで、当時、さんけんの協議会にも導入後の使用料設定について、5案ほど料金設定を検討しておりますということをご提示、ご報告させていただいたところでございますが、今、申し上げましたとおり、水揚げと増を図るべく、結果といたしまして、使用料を設定していないというのが現況でございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 了解しました。これから水揚げ増資に向けて、魚体選別機をフルに活用していただきまして、水揚げ増資に努めていただければ幸いです。この件については、終わりにさせてい

たきます。

また、資料№.9の355ページ、北浜地区市街地復興土地区画整理事業なんですけれども、いつが最終の決定といいますか、終わりの時期を迎えるのか、それについてお知らせください。最終的に事業が終了する時期についてお知らせください。

○阿部（眞）委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 お答えいたします。

こちらの北浜地区の被災市街地復興土地区画整理事業でございますが、まずは、復興交付金事業ということで、本年度末で完了ということになってございます。ただ、昨日、市長が答弁いたしましたとおり、北浜の緑地護岸の工事の関係が出ておりますものですから、ちょっとそちらのほうで検査の経過が一定出てきた段階で、今、区画整理事業にも若干、道路の亀裂という形で影響のほう出ている部分がございますものですから、現状でやり直しといいますか、止めることができるようなのについては止めて、繰越しというのも視野に入れながら、今後、復興庁と話をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 分かりました。ありがとうございます。

ただ、もう一点、仙石線の高架下に歩道がついていますけれども、北浜地内のあの大きな水産会社の建物が歩道にぶつかった状態で、今、あるわけですが、あれは計画変更で、あのまま高架下に回っていくということではよろしいんですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部都市計画課長 はい、細かい部分でございますけれども、当初、1本で通過するような形での歩道の計画を残しておりましたが、そちらの水産会社さんの冷凍工場がかなり補償費、ちょっと桁がかなりかかるような、いろんな技術が入った工場だったということで、当面、そちらの事業者さんが移転されるまでの間、まず、事業につきましては一旦、JRの高架下を迂回する形で、まず、今回、事業は終わらせようということで、手続をしてございます。ただし、そちらの事業者さんからは、移転した暁には、その部分については、買収に応じますという内容につきましては、ご内借をいただいておりますので、まず、今回の事業につきましては、現状のままで終わらせるということで、計画を進めてございます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 今年度中という話も聞いていましたけれども、なかなかあそこ、行き止まり状態になったものですから、計画変更で、今度変わった形で進められるのかなと思って、確認の意味で質問させていただきました。ありがとうございました。

最後の質問になります。市立病院についてお伺いします。

資料No.6の後半の部の26ページ、すみません、お願いします。一応、資料のページということで、これを開けさせていただきました。

業務実績表その1の中で、外来が若干、平成30年度より令和元年度が伸びているということでしたので、嬉しいのかなと思ったんですが、もっと伸ばす工夫もあったのかなと思っていました。昨年10月、11月、12月の中で、インフルエンザの予防接種が滞ったという文があったような気がします。ワクチンがなかったということで、受けられなかった方も結構出たと聞いていますが、その原因と、また、今年はこのコロナ禍の中で、また改めてワクチンが出てくる可能性もありますので、その対応は今、どうなっているのか、ちょっとお聞かせください。

○阿部（眞）委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 昨年、インフルエンザのワクチンが不足したという認識は、ちょっとございませんでした。それから、今年度に関しても、必要十分な量を確保してあると国は言っておりますけれども、ただ、リスクの高い方を優先してやるというような話も聞いております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。実は、私もインフルエンザの予防接種を受けに行きました。ですけども、今、ちょっと対応ができかねるということもあったことも確かだと思います。それも含めて、市内の小さい個人病院が随分忙しい思いをされていて、大変な思いをされたということもあったような気がしましたので、私の勘違いかもしれません。ただ、今回の特別会計で多くの委員の方々が市立病院についてご質問しております。インフルエンザで、皆さん18名全て、予防接種には行かれると思いますので、その辺、色のないように対応していただけるようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○阿部（眞）委員長 お諮りいたします。

以上で、特別会計認定第2号及び第3号の質疑を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後5時00分 休憩

午後5時05分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号令和元年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定についてお諮りいたします。認定第1号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿部（眞）委員長 起立多数であります。よって、認定第1号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号令和元年度塩竈市立病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

認定第2号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿部（眞）委員長 起立全員であります。よって、認定第2号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号令和元年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてお諮りいたします。認定第3号は正当であると認め、ここに利益の処分については原案のとおり決し、決算については認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿部（眞）委員長 起立全員であります。よって、認定第3号については正当であると認め、原案可決及び認定すべきものと決しました。

以上で全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しまして心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部（眞）委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて令和元年度決算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後5時08分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年9月17日

令和元年度決算特別委員会委員長 阿 部 眞 喜

令和元年度決算特別委員会副委員長 小 高 洋